

2017年度

題 名：

アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権
～模範事業会社法の改正の経緯を中心に～

指導教授：松岡 啓祐 教授

研 究 科：法学研究科

専 攻：民事法学専攻

氏 名：澤山 裕文

アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権
～模範事業会社法の改正の経緯を中心に～

〈目次〉

序章	1 頁
第 1 章 アメリカ会社法における会社情報の収集権の歴史的沿革	
第 1 節 アメリカ会社法における株主による会社情報の収集権の意義等	7 頁
第 2 節 アメリカのコモン・ローにおける会社情報の収集権の発展	24 頁
第 3 節 初期の制定法における株主の会社情報の収集権	31 頁
第 4 節 コモン・ローと制定法との関係	36 頁
第 2 章 1928 年の統一事業会社法と株主の会社情報の収集権	
第 1 節 統一事業会社法の公表	40 頁
第 2 節 統一事業会社法における株主の会社情報の収集権の意義等	42 頁
第 3 節 統一事業会社法と 1920 年代以降の州会社法との関係	46 頁
第 3 章 1950 年の模範事業会社法の公表と株主の会社情報の収集権	
第 1 節 模範事業会社法の公表とその影響	54 頁
第 2 節 模範事業会社法における株主の会社情報の収集権	58 頁
第 3 節 株主への財務諸表の送付	61 頁
第 4 節 模範事業会社法の全体的な各州の採用に関する状況	62 頁
第 4 章 1969 年改正模範事業会社法と株主の会社情報の収集権	
第 1 節 模範事業会社法の 1969 年改正の経緯	69 頁
第 2 節 1969 年改正模範事業会社法の意義と株主権等との関係	71 頁
第 3 節 1969 年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権	74 頁
第 4 節 改正法上の会社情報の収集権に係る諸問題	76 頁

第5章	1970年代における株主の会社情報の収集権に関する諸問題	
第1節	模範事業会社法の1969年改正の意義と問題点	81頁
第2節	1972年の <i>Wood, Walker & Co. v. Evans</i> 事件の検討	83頁
第3節	模範事業会社法上の会社情報の収集権に関する問題点	89頁
第4節	模範事業会社法の1970年代後半の動向	92頁
第6章	1984年改正模範事業会社法と株主の会社情報の収集権	
第1節	1984年改正模範事業会社法の意義と内容	97頁
第2節	1984年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権	101頁
第3節	改正法の会社情報の収集権に関する規定の特徴	112頁
第4節	株主への財務諸表の送付との関係	120頁
第7章	1990年代以降の模範事業会社法の展開と株主の会社情報の収集権	
第1節	1990年代の企業法制の動向と模範事業会社法	125頁
第2節	1998年改正模範事業会社法と株主の会社情報の収集権	129頁
第3節	2010年改正模範事業会社法等と株主の会社情報の収集権	135頁
第4節	各州会社法の採用状況	139頁
第8章	模範事業会社法の2016年改正と主な州会社法との関係	
第1節	模範事業会社法の2016年改正の意義と株主の会社情報の収集権	146頁
第2節	デラウェア州会社法	154頁
第3節	ニューヨーク州会社法	162頁
第4節	カリフォルニア州会社法	166頁
第9章	わが国における株主の会社情報の収集権とその問題点	
第1節	会社情報の収集権の意義とその沿革等	172頁
第2節	会社情報の収集権の沿革	180頁
第3節	会社情報の収集権の行使等を巡る判例の動向	193頁
第4節	株主による会社情報の収集権に関する諸問題	203頁
終章		213頁

序章

わが国の会社法は、株主に種々の会社情報の収集権を認めている。株主の会社情報の収集権は、経営監督のための重要な権利であり¹、監督是正権を効率的、合理的あるいは適切に行行使するための株主権として考えられている²。あるいは、種々の監督是正権を実質化させるための権利であるともいわれる³。

たとえば、その1つである株主名簿閲覧謄写請求権（会社法 125 条 2 項）は、その意義として次のことが考えられている。すなわち、株主名簿の備置及び利害関係者に正当な閲覧請求に応じる義務を取締役に課すことで、直接には株主等の保護を図り、間接的に株主の構成等といった会社の状態を監視することにより、会社の利益を保護するための制度である説明される⁴。さらに、株主が取締役の責任追及等の訴えを提起するために必要な調査をする場合等に重要な役割を果たす会計帳簿閲覧謄写請求権（同法 433 条 1 項）がある。会社法は株主に種々の監督是正権が付与しているが、そうした権利を効果的ないし適切に行行使するために、会社の業務及び財産状況に関する正確かつ詳細な情報を入手しておく必要があることから、会計帳簿の閲覧謄写請求権が認められている⁵。あるいは、株主提案権（会社法 303 条）の行使のために、株主が取締役会議事録の閲覧謄写を求める判例をみるに至っている。こうした株主による会社情報の収集権の中で広く直接的でかつ裁判所を通じた強力な調査権として検査役選任請求申立権（同法 358 条 1 項以下）がある⁶。

株主の会社情報の収集権は、近時のコーポレート・ガバナンスの向上に向けた動向と相俟って、その行使に関して様々な議論が活発となっている。そこでは、権利行使の要件や拒絶事由の適用等が問題となり、それらは検討すべき重要な課題となっている⁷。

ところで、企業社会においては、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の向上のため

¹ 松岡啓祐『最新会社法講義（第3版）』121頁（中央経済社、2016年）。

² 尾崎安央「東京商事法研究会・シンポジウム 株主の経営監督機能 基調講演（2）株主の情報収集権」判タ872号20頁（1995年）。

³ 龍田節＝前田雅弘『会社法大要（第2版）』185頁（有斐閣、2017年）。

⁴ 山下友信編『会社法コンメンタール3－株式（1）』289頁[前田雅弘]（商事法務、2013年）、酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法 第2巻 株式・1』205頁[志谷匡史]（中央経済社、2008年）、上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法（6）－株式会社の機関（2）』200頁[山口幸五郎]（有斐閣、1987年）参照。株主名簿については、株券の電子化・ペーパーレス化といわれる振替制度の施行に伴い、その運用に変化がみられるところである。その点については、拙稿「株券の電子化・ペーパーレス化と株式取引を巡る問題点の検討～公開・上場会社を中心に～」専修法研論集55号62頁以下（2014年）を参照していただければ幸いである。また、同制度における株主権の行使とその問題点につき、同「振替制度における個別株主通知の意義と問題点～近時の判例の動向を中心に～」専修法研論集54号1頁（2014年）参照。

⁵ 江頭憲治郎『株式会社法（第7版）』707頁（有斐閣、2017年）。会計帳簿閲覧謄写請求権の意義につき、江頭憲治郎＝弥永真生編『会社法コンメンタール10－計算等（1）』131頁[久保田光昭]（商事法務、2011年）、上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法（9）－株式会社の計算（2）』201頁[和座一清]（有斐閣、1988年）を参照。

⁶ 松岡・前掲（注1）119頁。

⁷ たとえば、組織再編・M&Aにおける株主の会社情報の収集権に係る近時の判例の展開につき、荻野敦史「株主の情報取得権」神田秀樹＝武井一浩編『実務に効く M&A・組織再編判例精選（ジュリスト増刊）』192頁（有斐閣、2013年）を参照。

に、株主権の適切な権利行使が重要な役割を担っている。たとえば、アメリカでは取締役あるいは執行役により責任を持たせることを意図して、議決権行使の有効性を高める株主民主主義 (shareholder democracy) の動きが活発になっている⁸。そこでは、上場会社などについてはインターネット等を通じた株主ないし投資者の権利を強化することも連邦証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission) 等によって考えられている⁹。

この点については、わが国においても、近時の様々な企業不祥事を背景に、コーポレート・ガバナンスに関する種々の議論が展開されている。たとえば、コーポレート・ガバナンスの強化を目的とした会社法の改正法が平成 27 年 5 月 1 日より施行された¹⁰。

そうした動向としては、その他にも、平成 26 年 2 月に金融庁より公表された、『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～¹¹ や、平成 27 年 3 月に金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする有識者会議によって原案が公表され、同年 6 月 1 日より適用が開始されている上場会社の企業統治の指針となる「コーポレートガバナンス・コード」がある¹¹。

日本版スチュワードシップ・コードでは、その原則 3 で機関投資家はスチュワードシップ責任を適切に果たすために、投資先企業の状況を的確に把握すべきとされている。コーポレートガバナンス・コードにおいても、上場会社に対して、その原則 1-2 で株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を要求する。そのうえで、補充原則 1-2①では、株主総会において株主が適切に判断を行うことに資すると考えられる情報の開示を求めている。そこでは、適切なコーポレート・ガバナンスの構築するために、会社と株主あるいは投資家との対話が重要視されている。株主ないしは投資者と会社との対話は、その前提として、株主等が会社情報を入手することで有意義なものになると考えられる。

もっとも、これら 2 つのコードの施行後も、金融庁の「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」で重要な議論がされたほか、東京証券取引所の「上場制度整備懇談会」にあっても上場会社向けの規範の在り方につい

⁸ See Lisa M. Fairfax, *The Future of Shareholder Democracy*, 84 IND. L. J. 1259(2009). 政治における民主主義と企業における民主主義の比較につき、See Usha Rodrigues, *The Seductive Comparison of Shareholder and Civic Democracy*, 63 WASH. & LEE L. REV. 1389(2006). 上場会社での株主の役割に関する近時の議論の歴史的研究として、See Dalia Tsuk Mitchell, *Shareholder as Proxies: The Contours of Shareholder Democracy*, 63 WASH. & LEE L. REV. 1503(2006).

⁹ アメリカにおける株主権の強化に関する論稿として、See Lucian Arye Bebchuk, *The Case for Increasing Shareholder Power*, 118 HARV. L. REV. 833(2005).

¹⁰ 平成 26 年改正会社法全般の検討につき、松岡啓祐「会社法改正の概要とその課題について—平成 26 年改正の動向を中心に—」専修大学法学研究所紀要 39 号 (民事法の諸問題 XIV) 127 頁 (2014 年) 等を参照。近時の動向については、同「著書の第 3 版刊行と企業法制の動向について」専修大学今村法律研究室報 65 号 10 頁 (2016 年) 等も参照。

¹¹ 諸外国におけるコーポレートガバナンス・コードの検討として、イギリスにつき、川島いづみ「コーポレートガバナンス・コードとイギリス会社法」鳥山恭一＝中村信男＝高田晴仁編『現代商事法の諸問題—岸田雅雄先生古稀記念論文集—』239 頁 (成文堂、2016 年) 参照。フランスの動向については、石川真衣「フランスにおけるコーポレートガバナンス・コードの見直しについての覚書」早法 91 卷 1 号 37 頁 (2015 年) 参照。この点については、江頭憲治郎「コーポレート・ガバナンスの目的と手法」早法 92 卷 1 号 95 頁 (2016 年) も参照。

て重要な検討が行われ、平成 29 年 5 月には日本版スチュワードシップ・コードの改訂版が公表されている¹²。さらに、「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」等でも多くの提言がされており、商事法務研究会に設置された「会社法研究会」では制度の課題等についての議論がされた¹³。平成 29 年 2 月には法務大臣より次期会社法改正に関する諮問もあった。そこでは、社外取締役の設置強制の是非や株主総会の電子化、あるいは濫用的な株主権の行使への対応が検討課題となっており、企業法制の動向は活発である。

商事法務研究会に設置された会社法研究会（座長：神田秀樹学習院大学教授）では、株主代表訴訟における株主の資料収集や議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使の制限に係る検討で、株主が会社情報を直接的な閲覧を認めるべきかが議論された。そこでは、株主の直接的な会社情報の収集を否定し、検査役による調査を通じて株主の権利を担保しようとする見解が有力に示されたようである¹⁴。この点、会社法研究会の報告書では、会社情報の収集権の行使により収集した会社情報の目的外利用等の濫用が懸念されることや、株主の資料収集の権限を強化するのであれば、会社の利益に反する株主による責任追及等の訴えを制限する措置を併せて採る必要があるという意見等もあったとする。そのことから、会社情報の収集権に関する規律の見直しの要否について引き続き検討することが相当であるとされた¹⁵。

もとより、会社情報の収集権の中心ともいえる会計帳簿閲覧謄写請求権は、昭和 25 年商法改正でアメリカ法上の会社情報の収集権（*inspection right of books and records*）に倣い導入された¹⁶。しかし、その行使要件や拒絶事由の適用あるいは閲覧の対象となる範囲については争いがあるのみならず、株主名簿との違いも議論の対象となっている。さらに、昭和 25 年商法改正において重要な役割を果たしていた GHQ という外圧がない環境で、わが国にふさわしい会社情報の収集権の在り方を模索すべきであると主張されている¹⁷。

他方で、株主による会社情報の収集権は、監督是正権との関係も問題となる¹⁸。株主には、取締役の経営監督機能を果たすために、株主による会社の不正行為に対する監督是正権が付与されており、コーポレート・ガバナンスの健全性を確保するためには、その行使が重要となる。そうした権利として、株主代表訴訟提起権（会社法 847 条。株主による責任追及等の訴え。）がある。ただ、株主代表訴訟では、株主に責任発生原因事実の主張ないし立証をしていかなければならない。そこで、株主はこれを裏付ける資料ないしは情報を収集

¹² 改訂された日本版スチュワードシップ・コードの解説として、田原泰雅＝染谷浩史＝安井桂大「スチュワードシップ・コード改訂の解説」商事 2138 号 15 頁（2017 年）がある。

¹³ 神田秀樹「特集 会社法施行 10 年の実情と課題－特集にあたって」ジュリ 1495 号 14 頁（2016 年）。

¹⁴ 中東正文「株主による会社の書類への直接的アクセス」金判 1509 号 1 頁（2017 年）。

¹⁵ 公益社団法人商事法務研究会 会社法研究会「会社法研究会報告書」商事 2129 号 29 頁（2017 年）。

¹⁶ 江頭＝弥永編・前掲（注 5）131 頁[久保田光昭]、上柳ほか編・前掲（注 5）201 頁[和座一清]。

¹⁷ 中東・前掲（注 14）1 頁。

¹⁸ 会社法上の監督是正権と株主の会社情報の収集権との関係については、中村信男「株主権の機能的連関」石山卓磨＝上村達男編『酒巻俊雄先生還暦記念 公開会社と閉鎖会社の法理』507 頁以下（商事法務研究会、1992 年）を参照。

することになり、そのためには、取締役会議事録や会計帳簿の閲覧等が重要な手段となる¹⁹。しかし、上場会社においては、株主数が多いため十分な会社情報を入手しづらく、それにより、会社経営者との情報の非対称性も大きくなることから建設的な対話や責任追及が十分に出来ないおそれがある²⁰。

そもそも、わが国のコーポレート・ガバナンスは、諸外国の会社法制と比べて、株主を中心に置く会社法制を有していながら、実際に現れているコーポレート・ガバナンスに乖離があるといわれている。すなわち、わが国の株式保有構造はアメリカやイギリスのように分散しているが、会社経営陣の権限が強い一方で、株主は弱い立場にあるとする。この点は、アメリカと比較してもその傾向が強いとの批判がある。さらに、日本企業の取締役会は、大多数がその会社の出身者である取締役によって支配されていると指摘されている²¹。

そこで本稿は、まず、株主による会社情報の収集権につき、わが国の主なモデルになっていると考えられているアメリカ会社法における歴史的展開やその機能等を明らかにする。次いで、わが国の会社情報の収集権の意義や判例の動向等をアメリカ会社法との比較をしながら整理する。そのうえで、そうした検討を通して、わが国の会社情報の収集権に関する規定の在り方等につき有益な示唆を得ようとするものである。その構成をまとめると、次のようになる。

第1章では、アメリカ会社法における株主による会社情報の収集権を検討する前提として、アメリカ会社法における株主権の意義について、その分類を中心に整理し、会社情報の収集権がどのように位置付けられているのかを明らかにする。そのうえで、会社情報の収集権の理論的根拠に関する学説の状況をみていくこととする。その検討を踏まえて、会社情報の収集権の起源と考えられているイギリスにおける展開を検証するものである。

そのうえで、アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権について、初期のコモン・ローや制定法あるいは判例法の動向を中心に検討する。その検討にあたっては、まず、コモン・ロー上の会社情報の収集権については、権利行使の要件やその運用についての判例の展開及び救済手段について概観する。そうしたコモン・ロー上の権利が反映されて制定された1900年代前半の制定法に係る問題点やそうした問題を裁判所がどのように解決を図っていったのかを確認する。

第2章では、アメリカにおける株主による会社情報の収集権の展開と関連して、各州法の統一を目的として、統一州法委員会全国会議(National Conference of Commissioners on

¹⁹ 佐藤鉄男「株主代表訴訟における資料収集」小林秀之＝近藤光男『新版・株主代表訴訟大系』223頁以下(弘文堂、2002年)参照。なお、株主による会社情報の収集権についての実務に関しては、三苦裕ほか編著『会社訴訟・紛争実務の基礎—ケースで学ぶ実務対応』72頁以下(有斐閣、2017年)を参照されたい。

²⁰ 久保田安彦「株式会社法の基礎(第2回)株式会社の区分規制」法セ726号108頁(2015年)参照。この点については、内藤裕貴「経営判断原則の再考(3・完)—ドイツにおける経営判断原則の立法化を中心として—」早稲田大学大学院法研論集155号242頁(2015年)も参照。

²¹ See REINIER KRAAKMAN ET AL., THE ANATOMY OF CORPORATE LAW—A COMPARATIVE AND FUNCTIONAL APPROACH, 75(3d ed. 2017). また、岩原紳作編『会社法コンメンタール7—機関(1)』24頁[岩原紳作](商事法務、2013年)も参照。

Uniform State Laws) によって 1928 年に公表された統一事業会社法 (Uniform Business Corporation Act) に焦点を当てる。同法は会社情報の収集権について重要な規定を有していた。さらに、会社情報の収集権を補完するものとして、会社の情報開示について規定していた点にも特徴がある。そこで統一事業会社法における株主の会社情報の収集権を、当時の州会社法の動向にも触れながら検討する。

第 3 章では、統一事業会社法に代わって、再度各州法の統一を試みるべく 1950 年の模範事業会社法 (Model Business Corporation Act) が、アメリカ法曹協会 (American Bar Association) によって公表されることとなる。そこで、模範事業会社法の公表経緯を踏まえて、同法における株主の会社情報の収集権の特徴を検討する。それとともに、統一事業会社法との違いや各州に採用状況についても確認する。連邦会社法を有していないアメリカにおいて、各州会社法の模範となることを意図して起草された模範事業会社法における株主の会社情報の収集権は、わが国の当該権利の在り方を検討するうえで重要であると考えられる。

その後の展開として、第 4 章で 1960 年代のアメリカ会社法制の動向を確認し、模範事業会社法の最初の大きな改正である 1969 年改正の経緯を概観する。そのうえで、その他の株主権等の改正にも触れながら、1969 年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権の改正点を中心に、模範事業会社法において、株主の会社情報の収集権がどのような展開をしていったのかを検討を行う。

ところで、アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権も問題を有していなかったわけではない。そこで、第 5 章ではアメリカ会社法における株主による会社情報の収集権に関する規定で議論の多かった不当拒絶の防止策について、再考する契機になったと考えられる 1972 年の *Wood, Walker & Co. v. Evans* 事件がある。同事件の検証を通して、会社役員の不当拒絶に対する防止策に関する当時の学説の状況を確認する。そのうえで、模範事業会社法は 1984 年に大規模な改正がされることになるが、その改正に至るまでの変遷につき、1969 年改正後の動向を概観する。

そうした種々の検討課題を明らかにしたうえで、第 6 章は、模範事業会社法が公表されて初めてとなる抜本的な改正である 1984 年改正についての検討を行う。その検討にあたっては、改正の経緯にも言及しつつ、1984 年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権の特徴について分析する。模範事業会社法の 1984 年改正では、会社情報の収集権について抜本的な改正がされることになり、諸判例の動向や州会社法との関係も踏まえながら検討する。

そして、模範事業会社法の 1984 年改正以降の動向として、第 7 章において 1990 年代から 2000 年代の展開に焦点を当てて検討を行う。1984 年改正以降の動向の特徴として、たとえば、1998 年改正では、会社情報の収集権に関して情報技術を柔軟に取り入れていることが注目される。あるいは、会社の事務負担の軽減を意図した改正やアメリカ特有の株式の保有形態に関する点についても一定の手当てがされている。さらに、2010 年には株主総

会の基準日との関係での会社情報の収集に関する改正がされている。この点については、わが国においても、近時議論が活発にされていることもあり、有益な示唆に富むものと思われる。

さらに、第 8 章では、アメリカ会社法の近時の動向として、1984 年改正以降初めての全面改正であるといわれる模範事業会社法の 2016 年改正につき、その経緯と株主の会社情報の収集権の関係について検討を行う。2016 年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権は、模範事業会社法の 1984 年以降の改正点が整理された。それとともに、会社情報の収集権の行使によって得られる情報の利用についての手当てがされている点に特徴がある。そのうえで、アメリカにおいて主な州会社法として考えられているデラウェア州会社法、ニューヨーク州会社法、カリフォルニア州会社法における株主の会社情報の収集権に関する規定を概観し、模範事業会社法の規定との比較検討を行う。

そうしたアメリカ会社法における株主の会社情報の収集権の検討を受けて、第 9 章で、わが国における株主の会社情報の収集権についての検討を行う。この章では、まず、株主権ないし株主による会社情報の収集権の意義に関する学説の展開を確認する。それを踏まえて、株主の会社情報の収集権に関する規定の沿革について整理する。そのうえで、わが国における会社情報の収集権の要件あるいは拒絶事由の在り方につき、アメリカの模範事業会社法等との比較を交えながら、検討も行うこととする。

最後に、これまでの日米の会社法における株主による会社情報の収集権の比較法的検討を通して、どのような示唆が得られたかを分析する。そうした検討から、わが国の会社情報の収集権に関する規定の今後の在り方について提言していきたい。

第1章 アメリカ会社法における会社情報の収集権の歴史的沿革

第1節 アメリカ会社法における株主による会社情報の収集権の意義等

1. 株主権の意義と理論的根拠等

(1) 株主権の意義

株式会社において、株主は、その会社について十分な情報を有していない限り、保有している株式の売却や議決権の行使又は勧誘、あるいは派生訴訟 (**derivative suits**) の提起といった株主としての権利を適切に行使することができないと考えられている。そこで、アメリカにおいては、会社法上の株主権の一つとして株主による会社情報の収集権が制定法あるいは判例によって認められている¹。

アメリカでは株主の会社情報の収集権の他に、会社ないし他の株主によって提示された議案に投票する議決権や経営上の疑問に対して会社経営陣に説明を求める権利、あるいは株主の有する権利が侵害された等の場合に訴訟を提起する権利を有しているとされている²。こうした種々の株主権は、アメリカではどのように分類され、その理論的根拠はどのように考えられているのであろうか。アメリカにおいて、株主の会社に対する権利は伝統的に3つの側面を有していると考えられている³。

第1に、会社の支配及び経営に関する権利 (**rights as to control and management**) である。こうした権利として、①取締役の選解任に関する議決権及び定時株主総会や臨時株主総会の開催に付随する権利、②会社の存在及び組織に関する定款の変更 (**amendment of charter**) 又は他の基本的変更についての議決権、③取締役や会社役員の権限あるいは報酬といった多くの事項を定める附属定款 (**bylaws**) の作成及び修正に関する議決権、④授權した事業の範囲で、株主の利益のために公正かつ慎重に経営されている会社を所有する権利が挙げられている。

第2に、所有者としての権利 (**proprietary rights**) がある。この権利には、①剰余金の分配を比例して受領する権利、②会社の全部又は部分清算において残余財産の分配を受領する権利、③新株の発行又は定款の変更のような持分利益 (**share interest**) に影響する会社の行為において、株主が会社経営陣もしくは支配株主から平等かつ公正な取扱いを受ける権利、④株式の譲渡が有効であることを前提として、株主名簿に株主として記録される権利、⑤会社の債務に関する個人責任を免責する特権である。

第3に、救済及びそれに付随する権利 (**remedial and ancillary rights**) である。この分類に含まれる権利には、①情報についての権利 (**right to information**) として、会社情報を調査する権利、②経営過誤又は権限のない経営の防止もしくは救済するための行為であ

¹ ROBERT CHARLES CLARK, CORPORATE LAW, 96(1986).

² See WILLIAM F. MAHONEY, THE ACTIVE SHAREHOLDER – EXERCISING YOUR RIGHTS, INCREASING YOUR PROFITS, AND MINIMIZING YOUR RISKS, 94(1993).

³ See JAMES D. COX & THOMAS LEE HAZEN, 2 THE LAW OF CORPORATIONS, 452-454(3d ed. 2010). ちなみに、WINTHROP BALLANTINE, BALLANTINE ON CORPORATIONS, 389(rev. ed. 1946)も同様の分類をしている。

る代表訴訟又は派生訴訟 (**representative or derivative suits**) の提起権及びその権利を法的に執行することを会社に強制する権利、③個人的権利の侵害に対するコモン・ロー上、エクイティ上あるいは法定の救済を求める権利がある。

株主の会社情報の収集権は、以下で検討するように、会社の所有者としての権利から派生するものと理解されているが、救済を求める権利としての側面も有していると考えられている。さらに、救済及びそれに付随する権利としての側面を有する他の株主権に鑑みると、アメリカにおいても、株主の会社情報の収集権は実質的な救済を求めるための前提となる権利として位置づけられていることが窺われる。

(2) 学説上の株主権の分類

近時の学説では、株主権を経済的権利 (**economic rights**)、支配権 (**control rights**)、情報権 (**information rights**)、訴訟提起権 (**litigation rights**) の4つに分類する見解もある⁴。以下では、この見解の内容について概観していくこととする⁵。

まず、株主は主に経済的利益を得ることを目的として、会社に対して投資を行う。経済的利益を得る方法として2つの方法があり、一つは会社の利益の配当を受領することである。もう一方は、所有する株式の一部又は全部を売却することで利益を得ることである。こうした権利が株主の経済的権利であるとする。

次いで、株式会社の重要な特徴として挙げられるが、所有と経営が分離しているということである。株主は会社を所有していると観念することができるが、事業を運営していくという権利は有していない。会社を運営していく権限は取締役会に付与されているものの、株主が事業と一切関連を持たないとするのは不都合も多い。そこで、株主は事業に関連する重要な問題については議決権を有しており、その行使を通じて会社を支配する権限が与えられているとする。これを株主の支配権と位置付ける。

これと関連して、株主は、支配権を適切に行使するために、会社の運営に係る情報を入手する権利をいくつか有している。その一つとして、株主は州会社法に基づく会社情報の収集権が与えられている。あるいは、公開会社の株主は1933年証券法 (**Securities Act of 1933**) 及び1934年証券取引所法 (**Securities Exchange Act of 1934**) を中心とする連邦証券諸法に基づく情報開示 (**disclosure**) を通して会社情報を入手する権利を有している。

そして、株主は、派生訴訟 (**derivative litigation**) という手段を用いて、会社経営陣の会社と株主に対する信託義務 (**fiduciary duties**) の法的執行あるいは当該義務違反に伴う損害賠償を求める訴訟提起権を有している。派生訴訟は、株主が会社を代表して会社経営陣に対して行う訴訟であるが、当該訴訟提起により、間接的に株主が利益を享受することができることとされる。そのことから、訴訟提起権が認められているとする。

⁴ See Julian Velasco, *The Fundamental Rights of the Shareholder*, 40 U.C. DAVIS L. REV. 407, 413(2006).

⁵ See *id.* at 413-424.

この分類でも、株主の会社情報の収集権は、株主の基本的な権利の一つとして挙げられており、その重要性が窺われる。この見解における株主による会社情報の収集権の特徴としては、伝統的な株主権の分類では監督是正権との関係で論じられているのに対して、この学説では議決権との関連で議論が展開されており、議決権を適切に行使するための権利として位置付けていることが挙げられる。さらに、株主の州会社法に基づく権利としての会社情報の収集権だけではなく、連邦証券諸法に基づく情報開示もその対象としていることもこの見解の特徴といえよう。

(3) 株主権と契約理論

アメリカにおいて、株主の権利の分類に相違があるものの、こうした種々の権利が認められているのは、次のことを理論的根拠とする。すなわち、株式という持分は、主として会社資本に対する寄与を基礎とした利益共有契約 (**profit-sharing contract**) を基礎にすると考えられている。この共有契約に基づき、かつ、持分の保有者としての地位によって、株主には権利が認められているとする⁶。

もとより、19世紀初期のアメリカにおいて、株主の権利は「会社は財産の受託者であり、株主はその持分に依じて有する」とする信託理論に基づいていたとされている。その後、工業が発達し、株式会社形態を採用する企業が増加したことに伴い、株主有限責任の原則や株式の流通に関する株主権に関する諸制度が形成された。その理論構成においても信託理論に代わって、契約理論が採用されることになった⁷。

すなわち、「会社の **charter** は州と会社、および株主と会社（または株主相互間）の契約に基礎をなす。州と会社との契約によって会社に法人格が与えられ、株主と会社の契約によって株主の権利が発生する」という特殊な契約理論が形成された⁸。そのうえで、**charter** が株主の権利や義務、あるいは責任の基準となり、その内容を明らかにするものであると考えられている⁹。

2. アメリカ会社法における会社情報の収集権の意義

⁶ COX & HAZEN, *supra* note 3, at 452.

⁷ 富山康吉「アメリカ会社法における株主の地位の変遷」京都大学商法研究会『英米会社法研究』146-147頁（有斐閣、1950年）。

⁸ 酒巻俊雄「株式会社の本質観と会社法理—イギリス法とアメリカ法—」星川長七先生還暦記念『英米会社法の論理と課題』7頁（日本評論社、1972年）。その詳細については、久保田安彦「初期アメリカ会社法上の株主の権利（1）」早法74巻2号96頁以下（1999年）参照。ちなみに、石川真衣「フランス株式会社法における資本概念（2・完）」早稲田法学会誌66巻2号27頁（2016年）によれば、フランス会社法において、株主の権利は資本概念と密接な関連を有しているとする。そのため、アメリカ会社法と異なる株式会社像を提示していると述べている。

⁹ WILLIAM MEADE FLETCHER ET AL., 7A FLETCHER CYCLOPEDIA OF THE LAW OF PRIVATE CORPORATION, 225-226(rev. vol. 2014). なお、初期のフランス会社法に関する研究として、石川真衣「フランスにおける株式会社の成立と展開（1）（2）（3）（4・完）—会社本質論への手がかりとして—」早稲田大学大学院法研論集149号25頁（2014年）、150号1頁（2014年）、151号25頁（2014年）、153号29頁（2015年）がある。

(1) 会社情報の収集権の意義

アメリカにおいて、株主会社は、伝統的にその所有者である株主の利益のために運営されなければならないといわれ¹⁰、株主の利益最大化のために運営されなければならないと考えられている¹¹。それを実現するためには、株主も会社が適切な運営がされているかを監督 (monitors) する必要がある。株主が会社を監督するためには、容易に会社の情報を入手することができ、自由にかつ低廉な費用で他の株主と意思疎通を図る方法を確保することが重要となる¹²。

そこでアメリカのほとんどの州では会社に対して会社情報の保存を要求している。会社に保存することが要求されている会社情報は会社の会計に関する記録のみならず、取締役会や株主総会の議事録あるいは株主名簿が含まれている。会社は会社情報を通して株主に対して説明を行う。そのことから会社は会社情報を作成する義務を負っていると解されている¹³。

そのうえで、各州会社法は株主にそれらを調査する会社情報の収集権を認めている¹⁴。各州会社法が株主の会社情報の収集権を認めているのは、株主は会社業務についての情報を得るといふ基本的な権利を有していると考えられているからである¹⁵。また、そうした制定法は株主の利益となるように解釈されなければならないとも指摘される¹⁶。少数株主にとっては会社情報の収集権を行使することによって会社の帳簿や記録から得られた情報は非常に有益なものであるとされている¹⁷。

もっとも、アメリカにおいて、株主に広範な会社情報の収集権が認められている実際上の理由としては次の指摘もある。すなわち、内部監督機関である監査役といった常置の監督機関がないことから、株主の自主的監督権を強くするとともに株主の自己防衛機能を強化する必要があるためともいわれる¹⁸。

¹⁰ ADOLF A. BERLE, JR. & GARDINER C. MEANS, *THE MODERN CORPORATION AND PRIVATE PROPERTY*, 333(1932).

¹¹ 森田章『会社法の規制緩和とコーポレート・ガバナンス』65頁(中央経済社、2000年)。

¹² Randall S. Thomas, *Improving Shareholder Monitoring of Corporate Management by Expanding Statutory Access to Information*, 38 ARIZ. L. REV. 331, 331(1996).

¹³ See WILLIAM E. KNEPPER & DAN A. BAILEY, 1 *LIABILITY OF CORPORATE OFFICERS AND DIRECTORS*, 5-10(8th ed. 2015).

¹⁴ See RICHARD D. FREER, *THE LAW OF CORPORATION IN A NUTSHELL*, 143(7th ed. 2016). なお、株式会社でない会社や非営利会社といった他の会社の構成員についても、会社情報の収集権が認められている (See 18 C.J.S. *Corporations*, 697(2007)).

¹⁵ See WILLIAM MEADE FLETCHER ET AL., 5A *FLETCHER CYCLOPEDIA OF THE LAW OF PRIVATE CORPORATION*, 241 (rev. vol. 2012).

¹⁶ 18 C.J.S. *Corporations*, 697(2007). そのような判示をした事案として、1941年の *State ex rel. Foster v. Standerd Oil Co.* 事件 (18 A.2d 235(Del. 1941)) がある。

¹⁷ F. HODGE O'NEAL & ROBERT B. THOMPSON, 2 *O'NEAL'S OPPRESSION OF MINORITY SHAREHOLDERS*, 227(2d ed. 2003). MAHONEY, *supra* note 2, at 123 は、株主が十分な情報を有していることが、その権利を適切に行行使するための重要な要素になると述べている。

¹⁸ 菅原菊志「取締役・監査役の説明義務」『企業法発展論 [商法研究II]』463頁(信山社、1993年)、山村忠平『株主の説明請求権』164頁(千倉書房、1969年)。

(2) 会社情報の収集権の機能

株主の会社情報の収集権はいくつかの重要な役割を担っている。第 1 に、株主は会社に保存が要求されている会社情報の一つである株主名簿の調査をすることで他の株主と意思疎通を図ることができる。これにより、会社役員に不満のある株主が当該会社役員の解任を意図した委任状合戦（**proxy fight**）を行うことを可能にする¹⁹。

第 2 に、会社情報の収集権は株主が会社役員の実行責任を追及するための証拠を集めるにあたっては大きな威力を発揮するとされている²⁰。すなわち、株主が会社の情報を収集することなく、会社の監督機関として会社役員に対する訴訟を効果的に行うことは困難であるともいわれる²¹。

株主の会社役員に対する責任追及に係る情報収集手段との関連で、アメリカにおいては訴訟のための証拠収集手段として訴訟開始後の情報開示の制度である **discovery**（開示。以下「ディスカバリー」という）がある。ディスカバリーは、民事訴訟において両当事者が自らに有利な証拠・情報も不利な証拠・情報もあらかじめ相手方と共有しなければならないとする制度である。これによりアメリカでの民事訴訟の戦略性を低め、実体的真実を発見するための強力な手段とされており、正当な理由なく開示を拒否すると強力な制裁が裁判所によって科されることとなっている²²。

会社情報の収集権とディスカバリーは、会社役員への責任追及の局面において、会社情報の開示という点で類似した機能を果たすと考えられる。しかし、私的訴訟（**civil action**）において、会社情報の収集権はディスカバリーに代わるものではないと指摘される²³。この点につき、1997年の *Security First Corp. v. U.S. Die Casting and Development Co.* 事件²⁴において次のような判示がされている。すなわち、会社情報の収集権とディスカバリーは同じではなく、混同すべきではないとする。裁判所は、その理由として、会社情報の収集権の場合は、収集の対象となる会社情報が正確さをもって（**with rifles precision**、ライフルのように正確に）特定されなければならない。その一方で、ディスカバリーはしばしば会社情報の収集権よりも収集する会社情報の対象が広がることから両者を区別している²⁵。

¹⁹ See Browning Jeffries, *Shareholder Access to Corporate Books and Records: The Abrogation Debate*, 59 *DRAKE L. REV.* 1087, 1088(2011).

²⁰ 近藤光男『株主と会社役員をめぐる法的課題』384頁（有斐閣、2016年）。

²¹ Jeffries, *supra* note 19, 1089.

²² 浅香吉幹『アメリカ民事手続法（第3版）』81頁（弘文堂、2016年）。ディスカバリー制度については、同・81頁以下、高橋宏志「米国ディスカバリー法序説」法学協会編『法学協会百周年記念論文集 第三巻』527頁（有斐閣、1983年）を参照。ちなみに、かねてより、わが国においてディスカバリーという制度を欠くことが株主の情報収集を困難にしていると指摘されている（田中英夫＝竹内昭夫『法の実現における私人の役割』47頁（東京大学出版会、1987年）参照）。

²³ EDWARD P. WELCH ET AL., *FOLK ON THE DELAWARE GENERAL CORPORATION LAW*, 739-740 (2016 ed. 2016).

²⁴ 687 A.2d 563(Del. 1996).

²⁵ See *id.* at 570; Stephen A. Radin, *The New Stage of Corporate Governance Litigation: Secution 220 Demands*, 26 *CADROZO L. REV.* 1595, 1599-1600(2005).

(3) 会社情報の収集権の機能に関する近時の判例の動向

会社情報の収集権の重要な機能の一つである株主が会社役員の実任を追及するための証拠収集であるが、派生訴訟に関する情報を収集するために会社情報の収集権を利用することについて、近時その点に言及する判例が見受けられる。そこでは、提訴に際しての情報収集手段として、会社情報の収集権を積極的に利用することが示唆されている²⁶。

そうした判示をしたリーディングケースと考えられているのが、1993年の *Rales v. Blasband* 事件²⁷である。同事件において、裁判所は株主が派生訴訟において情報を得る手段として会社情報の収集権を行使することが少ないことを指摘したうえで、取締役の不正行為の主張をする場合、訴訟提起前の情報収集手段として株主に会社情報の収集権の行使を提案する判示をした²⁸。あるいは、前述の *Security First Corp. v. U.S. Die Casting and Development Co.* 事件では、会社情報の収集権が派生訴訟を提起するための端緒として有益な機能を果たすと判示する²⁹。その後、1996年の *Grimes v. Donald* 事件³⁰においても、裁判所は株主に対して派生訴訟を提起する以前に必要な情報を得るためにすぐに利用することができる手段として会社情報の収集権を行使することを示唆した。

さらに、2000年の *Brehm v. Eisner* 事件³¹では次のように述べられている。すなわち、「原告は訴答する目的のために (for pleading purposes)、必要な事実を詳しく説明するためにすぐ利用することができる手段を有しているであろう。たとえば、株主が請求した文書につき、正確さをもって正当な目的及び具体的かつ個々の特定性を立証することができる場合、デラウェア州一般会社法 220 条に基づく関連する会社の帳簿及び記録を請求することができる」とする³²。

あるいは、2000年の *Ash v. McCall* 事件では会社情報の収集権は派生訴訟で利用することができるのではなく、むしろ行使すべきであることを判示している³³。近時の事案である2010年の *King v. VeriFone Holdings, Inc.* 事件³⁴においても、前述の *Rales v. Blasband* 事件の判示を引用しつつ、派生訴訟の提起にあたっての会社情報の収集権の重要性が強調し

²⁶ E. Norman Veasey & Christine T. Di Guglielmo, *What Happened in Delaware Corporate Law and Governance from 1992-2004? – A Retrospective on Some Key Developments*, 153 U. PA. L. REV. 1399, 1466(2005); EDWARD BROADSKY & M. PATRICIA ADAMSKI, *LAW OF CORPORATE OFFICERS AND DIRECTORS – RIGHTS, DUTIES AND LIABILITIES*, 567(2015). 派生訴訟と会社情報の収集権との関係に言及する判例の動向として、近藤・前掲(注20)384頁以下も参照。

²⁷ 634 A.2d 927(Del. 1993).

²⁸ See *id.* at 934 n.10. この点については、See Randall S. Thomas & Kenneth J. Martin, *Using State Inspection Statutes for Discovery in Federal Securities Fraud Actions*, 77 B.U.L. REV. 69, 83(1997).

²⁹ 687 A.2d 563, at 571.

³⁰ 673 A.2d 1207(Del. 1996).

³¹ 746 A.2d 244(Del. 2000).

³² *Id.* at 266.

³³ S. Mark Hurd & Lisa Whittaker, *Books and Records Demands and Litigation: Recent Trends and Their Implications for Corporate Governance*, 9 DEL. L. REV. 1, 9(2006). See 2000 Del. Ch. LEXIS 144, at *56 n.56(Del. Ch. Sep. 15, 2000).

³⁴ 994 A.2d 354(Del. Ch. 2010). なお、同事件の解説として、近藤・前掲(注20)380頁がある。

ている³⁵。

3. 株主の会社情報の収集権の行使目的とその特徴

(1) 株主の会社情報の収集権の行使目的

株主の経営監督機能を果たしている会社情報の収集権はその行使の具体的な目的を次の4つに分類することができる³⁶。第1に、自己の投資を評価することである。そのような例としては、配当が支払われなかった理由や経営過誤が懸念される場合の調査を目的とする会社情報の収集が挙げられる。あるいは、自己の保有する株式価値の算定を目的とした会社情報の調査がある。そうした事案としては、1996年の *Thomas & Betts Co. v. Leviton Manufacturing Co.* 事件³⁷がある。この事案において、裁判所は自己の投資の価値を知ることは正当な目的であり、基本的かつ重要な目的であると述べている³⁸。

もとより、自己の投資の価値を調査するという目的は、閉鎖会社の株主にとって、とりわけ重要な目的であると指摘される。すなわち、閉鎖会社においてはその保有する株式の価値を算定する市場がなく、連邦証券諸法に基づく強制開示 (mandatory disclosure) の対象となっていない。そのことから会社の財務情報を入手することができなければその価値を容易に算定することができず、会社情報の収集権がより重要なものとなるといわれる³⁹。

他方で、上場会社において自己の保有する株式価値の算定を目的とした会社情報の調査を認めることに裁判所は謙抑的である。そうした事案としては、1992年の *BBC Acquisition Corp. v. Durr-Filauer Medical, Inc.* 事件⁴⁰がある。同事件で裁判所は「非公開閉鎖会社 (nonpublicly-held corporation) の投資者の場合は、自身の投資をどのように保護するか又は維持するかを判断するために会社の帳簿及び記録を調査する必要があるが、この事案はそうした場合に該当しない」と述べている⁴¹。

第2に、投資家として (qua investor)、他の株主と意思疎通を図ることを目的とする会社情報の収集である。この類型には潜在的な会社支配権の変更も含まれ、経営陣の交代を目的とした委任状勧誘や公開買付け (tender offer) への応募の促進等がこれにあたる。たとえば、1976年の *Crane Co. v. Anaconda Co.* 事件⁴²は公開買付けの勧誘を目的として会社情報の収集権の行使した事案である。

さらに、会社に対する訴訟の原告を募る目的での株主名簿の調査も含まれよう。そのよ

³⁵ *Id.* at 363-364 n.33. See Jeffries, *supra* note 19, at 1090-1091.

³⁶ See CLARK, *supra* note 1, at 100-103.

³⁷ 685 A.2d 702(Del. 1996).

³⁸ See *id.* at 713.

³⁹ ARTHUR R. PINTO & DOUGLAS M. BRANSON, UNDERSTANDING CORPORATE LAW, 128 n. 215(3d ed. 2009); FREER, *supra* note 14, at 146.

⁴⁰ 623 A.2d 85(Del. Ch. 1992).

⁴¹ *Id.* at 91.

⁴² 382 N.Y.S.2d 707(N.Y. 1976). 同事件の検討として、木村真生子「公開買付けにおける敵対的買取による株主名簿閲覧請求権の行使」筑波ロー17号51頁以下(2014年)がある。

うな事案としては1993年の *Compaq Computer Corp. v. Horton* 事件⁴³がある。同事件では次のような興味深い判示がされている。すなわち、株主の会社情報の収集権の行使目的が株主としての利益に合理的な関連があったとしても、会社の利益を害するものであってはならないと述べている⁴⁴。

この分類は自己の投資を評価することを目的とする第1の分類とは異なり、会社の事業活動に対する情報を得ることを目的とするものではないことに特徴がある。ちなみに、裁判所は委任状勧誘や公開買付けが正当であること又は会社の最善の利益となるかどうかについて評価をしないといわれている⁴⁵。

第3に、投資とは関係のない個人的利益を得るための会社情報の収集である。この分類は企業秘密や株主名簿に記載されている情報を得て競業者等に提供することを目的とするものである。第4に、株主自身の経済的利益とは関係のない企業の社会的責任を果たすために行使される会社情報の収集である。このような目的のために会社情報の収集権が行使された代表的な事案としては、1971年の *State ex rel. Pillsbury v. Honeywell, Inc.* 事件⁴⁶がある。この事件では軍事兵器の製造をやめさせるために自己の発言権の強化を目的として会社情報の収集権を行使した事案であった⁴⁷。

このように大きく分類して4つの類型で行使される会社情報の収集権であるが、当該権利行使がされる状況の多くは最初の2つのことを目的とするものである。ただ、それらが会社情報の収集権の行使に要求されている「正当な目的」となるかは不明確であり、裁判所の判断に委ねられている⁴⁸。

たとえば、公開買付けの勧誘を目的とした前述の *Crane Co. v. Anaconda Co.* 事件で裁判所は、すべての株主に公開買付けの目論見書 (prospectus) を送付し、他の株主と意思疎通を図る目的は不当ではないとして会社情報の収集権の行使を認められている⁴⁹。その一方で、*BBC Acquisition Corp. v. Durr-Filauer Medical, Inc.* 事件も公開買付けの勧誘も目的として会社情報の収集権を行使した事案であったが、裁判所は「BBC社の真の（あるいは主た

⁴³ 631 A. 2d 1(Del. 1993). 同事件の解説として、黒沼悦郎「株式原簿閲覧請求権行使の正当な目的」商事1491号39頁(1998年)がある。

⁴⁴ See *id.* at 4.

⁴⁵ JESSE H. CHOPER & JOHN C. COFFEE, JR. & RONALD J. GILSON, *CASES AND MATERIALS ON CORPORATIONS*, 629(8th ed. 2013).

⁴⁶ 191 N.W.2d 406(Minn. 1971).

⁴⁷ 同事件については、久保田光昭「帳簿・書類閲覧謄写請求権について(二)」上法33巻1号158頁以下(1990年)や、米山毅一郎「株主の株主名簿閲覧謄写請求に関する一考察」奥島孝康=千野直邦編『現代企業法の諸問題—小室金之助教授還暦記念』152頁以下(成文堂、1996年)等を参照。ちなみに、当時のアメリカにおいて、こうした社会的目的による株主権の行使されたのは、会社情報の収集権の他に株主提案権がある。その点を検討する論稿として、小杉伸次「株主提案権—SECによる提案権の規制—」専法24号57頁(1977年)がある。わが国における議論としては、久保大作「社会的目的による株主提案権の行使—試論—」黒沼悦郎=藤田友敬編『江頭憲治郎先生還暦記念 企業法の理論(上巻)』499頁(商事法務、2007年)を参照。

⁴⁸ CLARK, *supra* note 1, at 100. アメリカにおける正当な目的に関する判例の動向については、See COX & HAZEN, *supra* note 3, at 458-461.

⁴⁹ See 382 N.Y.S.2d 707, at 713.

る) 目的は、公開買付けの価格を再設定すること又は公開買付け自体を再構築することを判断することである」として当該権利行使を認めなかった⁵⁰。

(2) 正当な目的の内容と複数の権利行使目的

正当な目的の内容として、たとえば、1987年の *Conservative Caucus Reserch, Analysis & Education Foundation, Inc. v. Chevron Corp.* 事件では次のように述べられている。すなわち、会社の特定の問題について他の株主と意思疎通を図ることは正当な目的であるということ为前提に、会社の行う事業の経済的リスクについて他の株主との意思疎通を図ることを求めることは正当な目的であるとする⁵¹。あるいは、2002年の *Saito v. McKesson HBOC, Inc.* 事件においては可能性のある不正行為 (possible wrongdoing) を調査するという目的は正当な目的であるとする⁵²。

もともと、近時は、株主が正当な目的を主張するときであっても、株主は裁判所が不正行為を推認することができる「信頼できる根拠 (creable basis)」といわれるいくつかの証拠を示さなければならず、株主の推測的な主張のみでは不十分であるとされている。こうした理解に基づき、2006年の *Seinfeld v. Verizon Communications, Inc.* 事件⁵³以降、デラウェア州の裁判所においては株主が会社情報の調査する法的価値の立証を要求することが厳格となっていった⁵⁴。

さらに、正当な目的が立証されたとしても、会社の保有するすべての会社情報を調査することができるわけではない。株主が調査することができる会社情報は、調査目的を達成するために必要不可欠な会社情報のみであるとされている⁵⁵。こうした見解は 1987年の *Helmsman Management Services, Inc. v. A & S Consultants, Inc.* 事件⁵⁶から示されており、同事件がその後の判例に影響を及ぼしているとされている⁵⁷。すなわち、同事件において、裁判所は「単に可能性のある一般的な不正行為を調査する目的との申立てでは、広範な(筆者注: デラウェア州会社法において会社情報の収集権を規定する) 220条の救済の権限を株主には与えられない」と述べていた⁵⁸。

⁵⁰ 623 A.2d 85, at 89. これら判例については、木村・前掲(注42) 51-52頁、55-56頁も参照。

⁵¹ See 535 A.2d 568, 571(Del. Ch. 1987).

⁵² See 806 A.2d 113, 116(Del. 2002). これら正当な目的に係る判例については、カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』119頁(有斐閣、2009年)も参照。

⁵³ 909 A.2d 117(Del. 2006). 同事件を検討する論稿として、釜田薫子「デラウェア州における株主の閲覧権と正当目的の立証—『信頼できる根拠』基準の適用—」同法67巻6号153頁以下(2015年)、前原信夫「株主の帳簿・記録の閲覧権と正当な目的の立証における『信頼できる証拠』という基準」近藤光男=志谷匡史編著『新・アメリカ商事判例研究(第2巻)』303頁(商事法務、2012年)がある。

⁵⁴ CHOPER & COFFEE & GILSON, *supra* note 45, at 629. この点については、前原・前掲(注53) 305頁以下も参照。

⁵⁵ 釜田・前掲(注53) 149頁。

⁵⁶ 525 A.2d 160(Del. Ch. 1987).

⁵⁷ 釜田・前掲(注53) 151頁。

⁵⁸ 525 A.2d 160, at 165-167.

この点に関する近時の判例としては、2011年の *Espinoza v. Hewlett-Packard Co.* 事件⁵⁹がある。同事件で、裁判所は不可欠性について「ある文書が株主の閲覧目的の核心部分を扱っており、当該文書に含まれる重要情報が他の情報源から入手できないこと」とする⁶⁰。

ところで、株主の会社情報の収集権を行使する目的が様々なものから構成されていて、そうした目的の1つが不当な目的であった場合に当該権利行使をすることができるのであろうか。この点につき、1969年の *Mite Corp. v. Heil-Coil Corp.* 事件⁶¹で次のように述べられている。すなわち、「原告が1つでも正当である目的を提示した場合、会社は原告のその他の目的ないしは名簿に関心のある本来の理由を証明することによっても拒絶することはできない」と述べている⁶²。

さらに、1972年の *Credit Bureau Reports, Inc. v. Credit Bureau of St. Paul, Inc.* 事件⁶³では次のような判示をしている。同事件は委任状勧誘を目的とした株主名簿の調査を求めた事案であるが、委任状勧誘は株主としての利益に合理的に関連する目的であり、株主名簿の調査を求める更なる目的あるいは副次的な目的があることは関係がないとする⁶⁴。その後の事案である前述の *Helmsman Management Services, Inc. v. A & S Consultants, Inc.* 事件でも、「一度でも株主が主たる正当な目的を有していると判断されると、株主が副次的な目的や隠れた動機を有していても、そうした目的ないし動機は無関係である」と判示している⁶⁵。

(3) 株主の会社情報の収集権の特徴

アメリカ会社法における会社情報の収集権の特徴として、次の点が挙げられている⁶⁶。第1に、制定法上の株主の会社情報の収集権には会社の行っている実際の運営（**physical operation**）や日常業務の調査は含まれていないとされている。第2に、会社情報の収集権は株主の代理人によって行使することが認められていることである。第3に、会社情報の収集権を行使することができる株主は名義株主にとどまらず、株式の実質的保有者や議決権信託（**voting trust**）の委託者のような株式の法的権限を譲渡している者にも認められていることである。第4に、制定法上の権利としての会社情報の収集権はコモン・ロー上の会社情報の収集権と並存する。ただ、その対象は制定法上の権利では法定されているのに対して、コモン・ロー上の権利については不明確である等といった違いがある。

⁵⁹ 同事件を検討する論稿として、釜田薫子「米国の株主代表訴訟と株主の情報収集—閲覧可能な文書の範囲と『不可欠性』の要件—」北村雅史=高橋英治編『藤田勝利先生古稀記念論文集 グローバル化の中の会社法改正』197頁（法律文化社、2014年）がある。

⁶⁰ 同事件に係る裁判所の判断については、釜田・前掲（注53）149・150頁も参照。

⁶¹ 256 A.2d 855(Del. Ch. 1969).

⁶² *Id.* at 858.

⁶³ 290 A.2d 691(Del. Ch. 1972).

⁶⁴ *See id.*

⁶⁵ 525 A.2d 160, at 160; *See* MELVIN ARON EISENBERG & JAMES D. COX, *BUSINESS ORGANIZATIONS—CASES AND MATERIALS*, 341(11th ed. 2014).

⁶⁶ *See* FREER, *supra* note 14, 144.

もとより、アメリカにおいて株主の会社情報の収集権はエクイティ（衡平法）上の権利であるとされている。そのことから、裁判所は伝統的なエクイティ上の権限に基づき、会社情報の収集権を認める際にその対象となるべき会社情報の範囲を特定することや会社情報の収集に際して他者に見せてはならないといった各種の条件を付すことができ、その実際としてもそのような対応が行われることが通常であるといわれている。そのうえ、裁判所の命令に違反した場合には裁判所侮辱罪となるため、その実効性が高いとされている⁶⁷。

さらに、わが国とは異なる点として、会社情報の収集権の対象となる会社情報が会計帳簿や取締役会議事録といった個別具体的ではないことに特徴がある。すなわち、会社経営陣の請求を迫及する場合においても、会社情報の収集権の行使により得ようとする会社情報の範囲は個別具体的な会社情報ではない。たとえば、前述した *Seinfeld v. Verizon Communications, Inc.* 事件においては、経営過誤及び3人の会社役員に支払われた高額な報酬の調査を目的としてそれに関連する会社の帳簿及び記録の調査を求めた事案であった。近時の事案である2016年の *Amalgamated Bank v. Yahoo! Inc.* 事件⁶⁸でも役員報酬等の調査を目的として広く会社情報の調査を請求している。このことから明らかなように、アメリカにおいては会社情報の収集権が責任迫及における証拠収集手段としての機能を十分に果たしていることが窺われる。

上述のような目的で行使される会社情報の収集権であるが、その理論的根拠はどのように説明され、アメリカ会社法の展開のなかでどういった変遷を辿ってきたのであろうか。そこで、以下では、まず、会社情報の収集権の理論的根拠を整理することにしたい。

4. 会社情報の収集権の理論的根拠

(1) 所有権理論

株主の会社情報の収集権は、株式会社における株主の位置付けに係る理解から、所有権理論（ownership theory）⁶⁹と代理人理論（agency theory）⁷⁰の2つの基本的な理論の下で発展した⁷¹。所有権理論によれば、株主は会社資産の実質的な所有者として会社情報の収集権は認められるとする⁷²。すなわち、会社と株主は分離し法的存在は区別され、会社の財産は株主ではなく会社に帰属しているが、株主が会社情報を調査する権利は株主の会社資

⁶⁷ 神田秀樹「会計帳簿等の閲覧権」ジュリ 1027号 24-25頁（1993年）参照。RUSSELL B. STEVENSON, JR., CORPORATIONS AND INFORMATION: SECRECY, ACCESS, AND DISCLOSURE, 152(1980)は、会社情報の収集権はエクイティ裁判所で最初に発展したと述べている。

⁶⁸ 132 A.3d 752(Del. Ch. 2016). 同事件の検討として、能代拓馬「DGCL220条(b)項における『帳簿および記録』の範囲」商事 2129号 44頁（2017年）がある。

⁶⁹ Thomas, *supra* note 12, at 335は、会社における株主の財産権と述べている。

⁷⁰ Johnathan D. Horton, *Oklahoma shareholder and Director Inspection Right: Useful Discovery Tool?*, 56 OKLA. L. REV. 105, 107(2003)は、代理人理論を番犬理論（“watchdog” theory）と述べている。

⁷¹ Jeffries, *supra* note 19, at 1099.

⁷² *Id.* See W. E. Shipley, Annotation, *Purposes for Which Stockholder or Officer May Exercise Right to Examine Corporate Books and Records*, 15 A.L.R. 2d 11, 15(1951).

産及び財産の基礎をなす所有に基づくとする⁷³。

このことから、株主による会社情報の収集権は株主が会社財産を実質的所有しているということに対する付带的権利であると考えられた⁷⁴。これに加えて、会社情報の収集権は株主自身の利益保護という潜在的な地位に不可欠な構成要素 (integral component) であることから、利益の追求に必要な (commercial necessity) 権利と解することができるとも考えられている⁷⁵。

ただし、所有権理論に基づいていると考えられる判例においてもその根拠には若干の違いがみられる。すなわち、1901年の *State ex rel. Bulkley v. Whites & Weless* 事件では、株主は会社の準所有者 (quasi-ownership) であるとする⁷⁶。1907年の *Varney v. Baker* 事件は、会社資産の「エクイティ上の所有者 (equitable owner)」と判示している⁷⁷。あるいは、1934年の *Ralston v. Grande Ronde Hosp.* 事件では株主は会社の利害関係人 (interested person) であることから、会社情報の収集権は重要な権利であると述べている⁷⁸。

こうした判例の動向に対して、学説においては、株主は会社資産の「エクイティ上の所有者」であることから会社情報の収集権が認められるとする見解が多く見受けられる⁷⁹。もっとも、株主の会社情報の収集権は会社資産の実質的所有 (beneficial ownership) を基礎とした権利であるとする学説もある⁸⁰。このように理解の異なる点もあるが、所有権理論は株主が会社財産の所有者であるという認識に基づいていることに相違はない。

(2) 代理人理論

会社情報の収集権は、ある意味で会社は単に株主の資産を管理している代理人あるいは受託者という事実起因するといわれる。そのうえで、会社情報の収集権はその資産に対して利益を有する株主が説明を受ける権利であるとする⁸¹。

⁷³ FLETCHER ET AL., *supra* note 15, at 241-242; BALLANTINE, *supra* note 3, at 389. 18A AM. JUR. 2d, 162(2004)も、株主が会社の所有者であることから会社情報の収集権が認められているとするが、この権利が認められたのは政策的な理由もあることも示唆している。ちなみに、Graciano C. Regala, *Nature of the Stockholders to Examine the Books of the Coporation*, 21 PHIL. L. J. 74, 75(1941)は、会社は株主とは法的に独立した存在であるということは法の機能によっても覆すことができないと述べている。

⁷⁴ Note, "Proper Purpose" for Inspection of Corporate Stock Ledger, 1970 DUKE L. J. 393, 394(1970); Samuel M. Koenigsberg, *Provisions in Corporate Charters and By-laws Governing the Inspection of Books by Stockholders*, 30 GEO. L. J. 227, 228(1942).

⁷⁵ Brian C. Griffin, *Shareholders' Inspection Rights*, 30 OKLA. L. REV. 616, 616(1977).

⁷⁶ 28 So. 922, 925(La. 1900).

⁷⁷ 80 N.E. 524, 525(Mass. 1907).

⁷⁸ See 39 P.2d 362, 362(Or. 1934). なお、こうした判例の展開については、See COX & HAZEN, *supra* note 3, at 455 n. 5.

⁷⁹ STEVENSON, *supra* note 67, at 152; Frank G. Newman, *Inspection of Stock Ledgers and Voting Lists*, 16 SW. L. J. 439, 440(1962); Susan B. Hoffnagle & Jolyan A. Butler, *Shareholders' Right to Inspection of Corporate Stock Ledger*, 4 CONN. L. REV. 707, 709(1972); JEFFREY D. BAUMAN & RUSSELL B. STEVENSON, JR., CORPORATIONS LAW AND POLICY: MATERIALS AND PROBLEMS, 555(8th ed. 2013).

⁸⁰ Note, *supra* note 74, at 394.

⁸¹ FLETCHER ET AL., *supra* note 15, at 243; Koenigsberg, *supra* note 74, at 227; HARRY G. HENN & JOHN R. ALEXANDER, LAWS OF CORPORATIONS AND OTHER BUSINESS ENTERPRISES, 537(3d ed. 1983). Thomas, *supra* note 12, at 336 も、株主の会社情報の収集権は株主と会社経営陣との代理関係 (agency

株主は共有財産たる会社情報を調査する権利を当然に有するとしても、そうした会社情報は現実には会社役員やその代理人の管理のもとに置かれている。そのため、株主が会社情報を収集する手段が必要であると考えられた⁸²。この点に関連する判例としては1885年の *Huyler v. Cragin Cattle Co.* 事件⁸³があり、裁判所は次のように述べている。すなわち、「会社の帳簿は、取締役又は経営者の私的財産ではなく、株主の受託者としての取引の記録である」とする⁸⁴。

そのうえで、代理人理論によれば会社の取締役あるいは執行役は株主という所有者の利益のための受託者 (trustee) として機能し、株主は次の3つのことから会社役員らによって管理される会社の帳簿を閲覧する必要があると考えられている⁸⁵。第1に、会社財務の健全性 (financial well-being of the corporation) を確認するためである。第2に、取締役らが会社財産の浪費あるいは誤った経営に行わせないためである。第3に、取締役らが適切に会社の事業を営み、信託義務 (fiduciary duties) に従っているかを確認するために必要といわれる。

代理人理論に依拠していると思われる事案として、1946年の *Albee v. Lamson & Hubbard Corp.* 事件⁸⁶がある。同事件で、裁判所は「株主は会社の財務情報、行った事業及び運営された業務の内容並びに株主の財産を委託された会社経営陣が、会社の利益に忠実かつ効率的に行動したかどうかに関する信頼できる情報を入手する権利がある」と判示している⁸⁷。

(3) 投資者としての会社情報の収集権

アメリカは連邦会社法を有していないが、実質的な連邦会社法として機能している連邦証券諸法も、情報開示の理念の基づき投資者に対して財務諸表の完全開示 (full disclosure) 等によって広範な情報を提供し、証券詐欺 (fraud) に対するさまざまな保護を与えている⁸⁸。こうした情報開示の理念は、ブランドイス判事が「日光は最大の消毒剤であり、電灯は最も有能な警察官である⁸⁹」と述べたことに現れているといわれる⁹⁰。

そもそも、株主は投資者であり、投資者は株式価値の向上を享受するために会社の業績が適切に反映されているかを知る権利を有している⁹¹。会社情報の収集権もそうした連邦証

relationship) にも基礎づけられると述べている。

⁸² Thomas, *supra* note 12, at 336; FLETCHER ET AL., *supra* note 15, at 243-244.

⁸³ 2 A.274 (Ch. 1885).

⁸⁴ *Id.* at 278.

⁸⁵ See Jeffries, *supra* note 19, at 1100.

⁸⁶ 69 N.E. 2d 811 (Mass. 1946).

⁸⁷ *Id.* at 813.

⁸⁸ CLARK, *supra* note 1, at 96; PINTO & BRANSON, *supra* note 39, at 127-128.

⁸⁹ LOUIS D. BRANDEIS, OTHER PEOPLE'S MONEY AND HOW THE BANKERS USE IT, 92(1914).

⁹⁰ 黒沼悦郎『アメリカ証券取引法 (第2版)』4頁 (弘文堂、2004年)。なお、アメリカにおける情報開示に関する詳細な研究として、湯原心一『証券市場における情報開示の理論』(弘文堂、2016年)がある。

⁹¹ See Fred S. McChesney, "Proper Purpose," *Fiduciary Duties, and Shareholder-Raider Access to*

券諸法による情報開示の一つとして位置付けられている⁹²。とはいえ、財務諸表等の情報開示それ自体は株主の会社情報の収集権を代替するものではなく、会社経営陣が会社情報の調査を株主に認めることを拒絶する理由にはならないと考えられている⁹³。

すなわち、会社の経営陣の中には計画的に会社の状況について、株主を無知又は誤解のもとに置き続けている。しかし、事業の健全性という観点からは投資者が会社経営陣と事業の状況の継続的に監視 (*watchful eye*) し続けることが不可欠である。これは、会社経営陣には経営者としての著しい不適格あるいは長年の不正行為に責任を有している可能性があるためである。そこで株主がそうした不正行為に対する責任を追及しようとするときに、会社の記録の調査あるいは情報を得ることができなければ経営陣はその責任追及を免れる可能性がある。そのことから会社情報の収集権が必要であるともいわれている⁹⁴。

5. 会社情報の収集権の起源とイギリス会社法の展開

(1) 会社情報の収集権の起源

コモン・ローに基づく会社情報の収集権は上述のように所有権理論及び代理人理論という重複する理論を基礎に形成された。そもそも、コモン・ローはイギリスで発展し、同国が世界中に植民地を持ったために広がったイギリス法を中心とする法体系を指す言葉である⁹⁵。そこでは法体系を構成している法形式の中で判例法が一次的な法源としての地位を占めていることを意味しており、判例法が一般法的機能を果たしている⁹⁶。コモン・ローは普通法ともいわれる。

そのコモン・ローにおける会社情報の収集権は、1700年代の産業革命時にイギリスにおいて初めて認められた⁹⁷。イギリスにおける会社情報の収集権は次のことをその理論的根拠とする。すなわち、株式会社については持分の譲渡自由性といった組合に適用される法律の多くが修正されて適用されていたが、これは組合の構成員を株主と区別する根拠にはならないとされており、会社は実質的には組合であると考えられていた⁹⁸。

組合において、その構成員は当該組合の事業に関連した取引についての会計帳簿を自由に調査する権限を有していると考えられており、このことが株主にも妥当するとされていた⁹⁹。そのうえ、会社の運営に携わる会社構成員である株主は会社業務について十分な認識を持つ必要があり、そうした認識不足は会社の利益獲得の機会を逸してしまうことがあり

Corporate Information, 68 U. CIN. L. REV. 1199, 1205-1206(2000).

⁹² See Phillip I. Blumberg, *The Public's "Right to Know": Disclosure in the Major American Corporation*, 28 BUS. LAW. 1025, 1043(1973).

⁹³ BALLANTINE, *supra* note 3, at 389.

⁹⁴ FLETCHER ET AL., *supra* note 15, at 244.

⁹⁵ 樋口範雄『はじめてのアメリカ法(補訂版)』2頁(有斐閣、2013年)。

⁹⁶ 伊藤正己=木下毅『アメリカ法入門(第5版)』90頁(日本評論社、2012年)。

⁹⁷ WILLIAM F. WALSH, *A HISTORY OF ANGLO-AMERICAN LAW*, 383(2d ed. 1932).

⁹⁸ WALTER B. LINDLEY, *1 A TREATISE ON THE LAW OF COMPANIES, CONSIDERED AS A BRANCH OF THE LAW OF PARTNERSHIP*, 1(6th ed. 1902).

⁹⁹ HENRY SALT & HUGH E. FRANCIS, *A TREATISE ON THE LAW OF PARTNERSHIP*, 491(11th ed. 1950).

うる。そのことから株主は会社情報の収集権を有する必要があると考えられた¹⁰⁰。

さらに、17世紀以前、会社は信託受益者 (cestui que trust) としての株主の利益のために財産を保有する受託者として厳格に考えられていた¹⁰¹。そのため、株主の代理人あるいは受託者である取締役は会社の行った取引等については適切な帳簿を保存し、その内容を株主に報告する明確な義務を負っているとされていた¹⁰²。

(2) 産業革命による社会の発展

産業革命による近代企業社会の発展に伴い、イギリスのコモン・ロー上では株主の経済的利益を保護するために会社情報の収集権が認められ始めた¹⁰³。アメリカの判例ではあるが、このことを示唆するものとして1899年の *In re Steinway* 事件¹⁰⁴がある。同事件では次のように判示されている。すなわち、「他の構成員 (corporator) と同様に利益を有する構成員の正当な目的でかつ合理的な状況のもとでの会社の帳簿及び書類を調査する権利は、王座裁判所 (King's Bench) 及び大法官府 (Chancery) で初期の頃から認められていた」と述べている¹⁰⁵。

イギリスにおける会社情報の収集権に関する初期の判例として、1702年の *Gery v. Hopkins* 事件では「取引の記録がある公会社 (public company) の帳簿に公衆の関心があり、その帳簿は国会法 (act of parliament) で株式 (stock) の購入者に所有権 (title) があることに十分な根拠がある」と述べている¹⁰⁶。1737年には、*Richards v. Pattinson* 事件で「会社の帳簿に公民 (freemen) の名前が記録されている場合、自己の費用で謄写しうる」として、裁判所は帳簿の謄写を認めた¹⁰⁷。

その後、1745年の *Rex v. Fraternity of Hostman* 事件では、「会社のすべての構成員は、自身に関する問題について他者 (others) との紛争が未解決であっても、帳簿を調査する権利を有する」と判示した¹⁰⁸。同事件が株主の会社情報の収集権を初めて認めた判決であると考えられている¹⁰⁹。

もっとも、イギリスにおいて会社情報の収集権は絶対的なものではなく、その行使にあたっては経営過誤又は詐欺の疑いがあり、かつ、その疑いに対する特定ないし合理的な事実でなければならなかった。もとより、株主の好奇心や単なる嫌がらせもしくは株主と

¹⁰⁰ FRANCIS WILLIAM CLARK, 1 A TREATISE LAW OF PARTNERSHIP AND JOINT-STOCK COMPANIES, ACCORDING TO THE LAW OF SCOTLAND, 387(1866).

¹⁰¹ Thomas, *supra* note 12, at 336.

¹⁰² A. F. TOPHAM, PALMER'S COMPANY LAW: A PRACTICAL BOOK FOR LAWYERS AND BUSINESS MEN, 209(19th ed. 1949).

¹⁰³ Thomas, *supra* note 12, at 337.

¹⁰⁴ 53 N.E. 1103(N.Y. 1899).

¹⁰⁵ *Id.* at 1105.

¹⁰⁶ 87 Eng. Rep. 1142(1702).

¹⁰⁷ 94 Eng. Rep. 893(1737).

¹⁰⁸ 93 Eng. Rep. 1144(1745).

¹⁰⁹ William T. Blackburn, *Shareholder Inspection Rights*, 12 Sw. L. J. 61, 61(1958).

しての利益と無関係又は阻害的な目的による会社情報の収集権の行使は認められなかった¹¹⁰。さらに、イギリスにおいて株主による会社情報の収集権の行使は訴訟がなければ会社によって認められなかったとされている¹¹¹。実際には訴訟がなければ会社情報の収集権の法的執行を求める訴えが認められなかったわけではないが、会社とその構成員又は個人との間で特定の問題があることが必要とされていた¹¹²。

そのため、イギリスでは会社情報の収集権の行使に関しては株主を組合員というよりも債権者としてみなしていたと指摘されていた¹¹³。そのうえ、イギリスにおいては株主が制定法で言及されている場合や取締役による承認がある場合、もしくは株主総会での決議がある場合を除き、会計帳簿といった会社情報の収集権を有していないことが定款で定められていたことが一般的であり、そうした定款の規定は有効であると解されていた¹¹⁴。たとえば、1862年会社法¹¹⁵模範定款（附表）1のA表（First Schedule, Table A）¹¹⁶76条では従来限定された時間の他に会社情報の収集に関する方法についても制約を加え、これを株主総会の定めるところとした。当時の会社の定款には同様の規定を有していたといわれ、株主は自主的に定める時間と方法に関する制限の下に会社情報の収集権を有するという考え方が当時においては支配的であったとされている¹¹⁷。

（3）会社情報の収集権の制限と検査役制度の発展

このことは次のことが理由として推測されている。すなわち、会社経営陣と一般の株主あるいは機関株主との利益がそれぞれ異なり、さらに同種企業間の競争が激しく行われていることに鑑み、特に会社の営業秘密をめぐる株主の閲覧を認めることが会社にとって回避すべき切実な問題となった。そのことから、会社情報の収集権を制限する方向へ向か

¹¹⁰ HENRY WINTHROP BALLANTINE, *BALLANTINE'S MANUAL OF CORPORATION LAW AND PRACTICE*, 547-548(1930).

¹¹¹ L.C.B. Gower, *Some Contrasts Between British and American Corporation Law*, 69 HARV. L. REV. 1369, 1380(1956). 和座一清「イギリスに於ける株主の帳簿・書類の閲覧権」金沢大学法文学部論集法経篇2号67頁（1955年）はアメリカにおいては株主の会社情報の収集権が会社に対する訴訟の前提条件となり、会社の経営が取締役によって適正に行われているか否かを強調している判例があることと全く対照的であるとする。

¹¹² BALLANTINE, *supra* note 110, at 548 n.154.

¹¹³ Gower, *supra* note 111, at 1381.

¹¹⁴ TOPHAM, *supra* note 102, at 211-212.

¹¹⁵ イギリスにおいては1856年のJoint Stock Company Actによって近代的会社法の基礎が実質的に築かれたといわれており、その後1862年会社法が制定され、それが今日的な略称をもつ最初の制定法であるとされている。イギリス会社法制の沿革につき、酒巻俊雄「〈新版〉英法系諸国の会社法（1）」際商42巻5号671頁（2014年）を参照。

¹¹⁶ 模範定款（附表）は株式会社に関するもので各会社の通常定款（articles of association）に模範定款に掲げられた規定の全部又は一部を採用することが可能である一方で、模範定款の規定を排除又は変更しないかぎり、模範定款の規定が各会社の通常定款となる（小橋一郎「帳簿閲覧権」田中耕太郎編『株式会社法講座 第4巻』1457頁注7（有斐閣、1956年））。

¹¹⁷ 和座・前掲（注111）68頁。ちなみに、1862年会社法模範定款（附表）1のA表76条は「会計帳簿は会社の登記された事務所に保存され、これは株主総会において定められる時と方法についての合理的な制限に従って、会社の営業時間中、株主の閲覧に供せられる」と定めていた。

っていったと考えられている¹¹⁸。

さらに、会社情報の収集権が組合で認められていることをもって、会社、とりわけ大規模会社はその規則には適用しえないとも考えられた。すなわち、この解釈を会社にも適用すると取締役等が株主によって委任されている権限をもたないことになる指摘された。大規模会社において全ての株主に会社情報の収集権が認められるとした場合、適切な方法での会社情報の保存という実務が困難となり、会社業務に支障をきたしてしまうとの批判があった¹¹⁹。

そのうえ、会社情報の収集権の法的執行手段である職務執行令状の発行を裁判所に求める事案でも次のような問題があったとされている。すなわち、職務執行令状の発行を求める訴訟においては、その訴訟以前に会社情報の収集権が会社経営陣に拒絶されたことを前提にその行使目的を裁判所に示す必要があった。その目的が合理的なものであると裁判所に判断されない限り、職務執行令状の発行がされなかった¹²⁰。

そこで、イギリスにおいては個々の株主による直接的な会社情報の調査に代わるものとして検査役による会社情報の収集に関する規定等が整備ないし強化され、正式に選任された代理人によって会社情報の調査をすることは合理的であると考えられた¹²¹。このことは、イギリス会社法において商務省 (Board of Trade) の選任した検査役 (inspectors) による会社業務の調査という規定が整備されるに至る¹²²。

すなわち、イギリスの検査役制度は 1856 年の Joint Stock Company Act で初めて導入され、発行済株式総数及びその価格の 5 分の 1 を有する株主に認められていた。1862 年の会社法ではそうした要件に加えて、検査役調査の濫用を防ぐことを目的として請求株主に悪意の動機 (malicious motives) に基づく請求ではないことの立証責任が課されるとともに、商務省は請求株主に担保の提供を命じることができるようとなった。その後、1907 年の会社法で検査役の選任に関する持株要件が従来の 5 分の 1 から 10 分の 1 を有する株主にまで拡大された¹²³。こうした会社業務等に対する国家機関による調査とその結果を踏まえた国家機関自身による是正措置の発動が制定法上の枠組みとして法定されていることがイギリス会社法の一つの特色として考えられている¹²⁴。

¹¹⁸ 和座・前掲 (注 111) 69 頁。

¹¹⁹ VICTOR MORAWETZ, 1 A TREATISE ON THE LAW OF PRIVATE CORPORATIONS, 444(2d ed. 1886).

¹²⁰ See LINDLEY, *supra* note 98, 616; MORAWETZ, *supra* note 119, at 446 n.3. 和座・前掲 (注 111) 67 頁も参照。

¹²¹ MORAWETZ, *supra* note 119, at 444-445. 和座・前掲 (注 111) 71 頁もこのような方法こそ株式会社の社団たる実態に本来適応したより合理的なものといえると述べている。さらに、山田弘之助「株主の会計帳簿閲覧権と検査役選任請求権」鈴木忠一編『松田判事在職 40 年記念 会社と訴訟 (上)』568 頁 (有斐閣、1968 年) は、わが国において会社情報の収集権が会社荒らしによる企業秘密を暴露することや競業会社が相手方会社を危機に陥れるために悪用されるという実状から裁判所任命の検査役による会社経理調査の方が合理的であると述べている。

¹²² BALLANTINE, *supra* note 3, at 389.

¹²³ 上田・後掲 (注 124) 民商 116 卷 1 号 51 頁以下を参照。

¹²⁴ 中村信男「〈新版〉英法系諸国の会社法 [21]」際商 44 卷 4 号 535 頁 (2016 年)。なお、検査役制度に関する比較法研究として、上田純子「中立的社外者による会社情報の収集と利害調整」法政 79 卷 3 号

これに対して、アメリカでは、会社情報の収集権が株主の利益を守るための権利として広範に認められることとなった¹²⁵。なにより、アメリカにおける会社情報の収集権は判例の多さとともに見るべきものがあると考えられている¹²⁶。そのうえ、イギリスにおいては会社情報の収集権の制約から否定という段階を経た一方で、アメリカではコモン・ロー上の会社情報の収集権を基礎として制定法で株主の会社情報の収集権を規定されることになる。この点がイギリス法における会社情報の収集権の歴史的発展に対して興味ある相違であるともいわれる¹²⁷。そこで以下ではイギリスを起源とする株主の会社情報の収集権がアメリカにおいてどのように発展していったのかをみていくこととする。

第2節 アメリカのコモン・ローにおける会社情報の収集権の発展

1. コモン・ローにおける会社情報の収集権の意義

(1) コモン・ロー上の理論的根拠

アメリカにおいても、イギリスと同様に会社は組合の考え方を基礎としていた。組合において、その構成員は帳簿等を調査する権限を有していると考えられており、組合に適用される権利のアナロジーとして発展したと考えられている¹²⁸。そうした前提のもとで、株主は自身の利益を保護するために組合の帳簿等を調査する権利と同様の権利を有するとされている¹²⁹。アメリカにおいては、株主の会社情報の収集権ほど他の株主権に比して基本的もしくは必須な権利はないともいわれる¹³⁰。

もっとも、組合と会社の場合では、会社情報の収集権の性格の違いとして次のことがいわれている¹³¹。すなわち、組合における構成員の会社情報の収集権は、他の財産権と同じく、組合財産の所有権 (ownership) に基づく権利であるとされている。そのことから当該

293頁(2012年)がある。イギリスの検査役制度の沿革につき、同「株式会社における経営の監督と検査役制度(一)・(二・完)ーイギリスにおける展開を機縁としてー」民商116巻1号45頁(1997年)、116巻2号203頁(1997年)や、中島史雄「イギリス会社法における商務省の調査・検査権」茨城大学政経学会雑誌27号27頁(1970年)も参照。フランスにおける検査役制度の論稿としては、中曾根玲子「フランス会社法における業務鑑定制度の機能ー少数株主権の新たな展開ー」早稲田法学会誌34巻61頁(1983年)等がある。

¹²⁵ 和座一清「アメリカ法に於ける帳簿・書類の閲覧権(一)」金沢1巻1号61頁(1955年)。

¹²⁶ 木俣由美「適切な経営監視のための株主の情報収集権ー会計帳簿閲覧権を中心にー」産法38巻1号20頁(2004年)。

¹²⁷ 和座・前掲(注125)67-68頁。

¹²⁸ MORAWETZ, *supra* note 119, at 445; WILLIAM W. COOK, 2 A TREATISE ON THE LAW OF CORPORATIONS HAVING A CAPITAL STOCK, 1763(8th ed. 1923)。ただ、原茂太「帳簿閲覧請求権」田中誠二監修『商法・有限会社法改正試案の研究(金判755号)』165頁(経済法令研究会、1986年)は、アメリカにおいて会社情報の収集権は組合的な株式会社観に由来するというよりも、むしろ多数決原理の支配する株式会社にあつて奪うことのできない個々の株主の基本的な権利を定めたものであると述べている。

¹²⁹ FLETCHER ET AL., *supra* note 15, at 241。

¹³⁰ Ernest A. Raba & Charles Edward Clark, *Shareholders' Rights*, 5 BAYLOR L. REV. 146, 147(1953)。ただ、松井智予「技術革新と会社法」中東正文=松井秀征『会社法の選択ー新しい社会の会社法を求めて』821頁(商事法務、2010年)は、株主の会社情報の収集権でも、とりわけ株主名簿の閲覧権については、権利自体は古くから観念されていたものの、その位置付けは明確ではなかったとする。

¹³¹ See ARTHUR W. MACHEN, JR., A TREATISE ON THE MODERN LAW OF CORPORATIONS WITH REFERENCE TO FORMATION AND OPERATION UNDER GENERAL LAWS, 892-893(1908)。

権利は絶対的なものであり、その行使の動機や目的は問わないと考えられている。

他方で、とりわけ大規模な会社においては株主が多数存在して、その株主が組合と同じ絶対的な会社情報の収集権を行使した場合、会社業務が公然となってしまう、会社の運営に重大な影響を及ぼすことにもなりかねなかった。それゆえに株主は会社情報の収集に関して絶対的な権利を有していないと考えられた。ただ、一定の状況で何かしらの目的を有している場合、株主には会社情報の収集権という特権が付与されるべきであるといわれていた。

(2) 裁判所の立場

アメリカのコモン・ローにおいて、株主の会社情報の収集権は、株主の経済的利益の保護と投資を委任した経営陣の誠実で適切な運営を確保するために会社の所有者としての付帯的な権利の一つとして認められていた¹³²。あるいは、会社の財務状況又は会社業務の運営に関して信頼できる情報を受け取る権利に対応するものといわれる¹³³。

アメリカ連邦最高裁判所は1905年の *Guthrie v. Harkness* 事件¹³⁴において次のように述べている。すなわち、「調査権 (right of inspection) は、会社財産を管理している者が実質的な保有者である株主の単なる代理人であるという命題 (proposition) に基づく」とする¹³⁵。1995年の *Karen Shaw and Forrest Foster v. Agri-Mark, Inc.* 事件¹³⁶では「調査権 (inspection right) は株主の会社財産の所有に対する付帯的権利として考えられる」としつつ、「自己防衛の問題として、株主は会社の割合的所有者 (a part owner) としてその代理人がどのように会社業務を遂行しているかを知る権利を有している」と述べている¹³⁷。

ちなみに、アメリカ連邦最高裁判所は、1967年の *Tcherepnon v. Knight* 事件¹³⁸において「調査権は、会社の株式に普遍的に付随する権利ではない」と判示している¹³⁹。しかし、同事件は主としてイリノイ州貯蓄及び貸付法 (Illinois Savings and Loan Act) に基づき事業を行うシカゴ市貯蓄協会 (City Savings Association of Chicago) の持分が1934年証券取引所法3条(a)項(10)号の証券に該当するかが争われた事案であり、会社情報の収集権を争点とする事案ではない。さらに、裁判所が引用している見解¹⁴⁰を参照すると、そこでは種々の権利行使要件が課されている制定法上の株主による会社情報の収集権に関する

¹³² Hoffnagle & Butler, *supra* note 79, at 709.

¹³³ Newman, *supra* note 79, at 440.

¹³⁴ 199 U.S. 148(1905). *Guthrie v. Harkness* 事件については、米山毅一郎「アメリカ法における株主の株主名簿閲覧請求権—『正当目的 (proper purpose)』に関する一考察—」法雑 38 卷 2 号 395-396 頁 (1992 年) も参照。

¹³⁵ *Id.* at 155.

¹³⁶ 663 A.2d 464(Del. 1995).

¹³⁷ *Id.* at 467. こうした判示から、Thomas, *supra* note 12, at 336 n.24 は会社情報の収集権の理論的根拠である所有権理論と代理人理論が重複していると述べている。

¹³⁸ 389 U.S. 332(1967).

¹³⁹ *Id.* at 344. See William MEADE FLETCHER ET AL., 5A FLETCHER CYCLOPEDIA OF THE LAW OF PRIVATE CORPORATION, 323(perm. ed. 1987).

¹⁴⁰ RALPH J. BAKER & WILLIAM L. CARY, CASES AND MATERIALS ON CORPORATIONS, 739-741(3d ed. 1959).

言及がされている。すなわち、連邦最高裁判所は、制定法上の権利としての株主による会社情報の収集権は 1 株でも株式を有していれば行使できるというものではないことを判示したにすぎないと考えられる。

もとより、こうした判示はイリノイ州での紛争であったことも一因であったともいえよう。すなわち、後述するように、当時の同州会社法では株主による会社情報の収集権に権利行使要件を設けており、そこではその行使に先立ち、6 か月以上株式を継続的に保有するか、又は発行済株式総数の 5%以上の株式を保有する株主に限定していた。それゆえに、株主による会社情報の収集権の重要性には影響を及ぼさない判決と解することが妥当であろう¹⁴¹。

(3) 代理人による会社情報の収集権の行使

株主が会社情報の調査にあたり、十分な理由がある場合は弁護士や専門の会計士といった代理人を通じて会社情報の調査をすることも可能であった。もとより、専門会計士(*expert accountant*)による会社情報の調査でなければ、会社情報の収集権によって証券詐欺を発見することができないとも指摘されていた¹⁴²。代理人による会社情報の収集権の行使が可能であることは、1917 年の *Pfirman v. Success Mining Co.* 事件¹⁴³等においても明確に述べられていた。

ただし、裁判所は会社に対して敵対的な株主あるいは自身の手間を省くために株主の株式を会社買い取らせようとする代理人を選任することから株主を保護するための裁量権を有していた¹⁴⁴。そのような事案としては、1919 年の *Liesn v. Savings, Loan & Trust Co.* 事件がある。同事件では裁判所は次のような判示をしている。すなわち、同事件は株主の代理人である弁護士が依頼された株主の株式を売却しようとするといった不当な目的による会社情報の収集権を行使した事案であったが、裁判所はエクイティ上の裁量により当該権利行使を認めないとした¹⁴⁵。

2. 会社情報の収集権の行使要件

このように、会社情報の収集権は認められていたものの、しばしば会社業務の重大な混乱を伴ったことから裁判所の多くでは当該権利を絶対的な権利として考えていなかった。コモン・ロー上の株主による会社情報の収集権は適切な時間及び場所 (*proper time and place*) でかつ正当な目的 (*proper purpose*) を有する請求であれば株主名簿を閲覧する権利を与えた¹⁴⁶。このような正当な目的等の制限は権利の行使が阻害されないようにするこ

¹⁴¹ ちなみに、FLETCHER ET AL., *supra* note 15 では、この記述が削除されている。

¹⁴² ROBERT S. STEVENS, HANDBOOK ON THE LAW OF PRIVATE CORPORATIONS, 488(2d ed. 1949).

¹⁴³ 166 P. 216(Idaho 1917).

¹⁴⁴ BALLANTINE, *supra* note 110, at 550-551.

¹⁴⁵ See 174 N.W. 621, 621(N. D. 1919).

¹⁴⁶ Hoffnagle & Butler, *supra* note 79, at 709.

とを確保するために必要なものと考えられていた¹⁴⁷。

もつとも、初期のアメリカの判例においてはイギリスにおける会社情報の収集権の前提とされていた閲覧を求める申立人である株主に利害関係がある場合に関連という原則を採用する判例もあったとされている¹⁴⁸。そのような見解を示した事案としては、1886年の *Phoenix Iron Co. v. Commonwealth* 事件¹⁴⁹や1902年の *Johnson v. Langdon* 事件¹⁵⁰がある。

株主は会社情報の収集権の行使につき、適切な時間及び場所という要件により特定の時間又は場所という独断的な主張に基づいて請求する権利を有していないと考えられていた。そのうえで、その適切な時間と場所の定義についてはそれぞれの事案次第であり、裁判所の裁量により判断される。通常は会社の業務時間内でその業務を妨げることのないように閲覧をしなければならず、謄写 (extract) についても業務時間が合理的な時間とされていた。ちなみに、制定法で「あらゆる時間 (at all time)」と規定されている場合であっても、それは事業時間内の合理的な時間であると解釈されていた¹⁵¹。

一方で、正当な目的については明確ではない¹⁵²。正当な目的を構成することを示す基準は株主の目的が株主としての利益と密接な関係があり、会社の利益と対立していないこととされている¹⁵³。ただ、会社の状況を確かめることといった漫然とした目的では不十分とされており、具体的な目的を示す必要があると考えられていた¹⁵⁴。コモン・ロー上の会社情報の収集権の行使については具体的に次のことが正当な目的であるとされている。すなわち、不適切な経営が行われていたかを確認すること、配当が適切であるかを判断するために会社の財務状況を確かめること、株主総会において議決権をどのように行使するかを判断することや自己の保有する株式の価値を知ること等がコモン・ローにおける会社情報の収集権の正当な目的として考えられている¹⁵⁵。

したがって、たとえば株式仲買人 (stockbroker. 仲介証券会社) が自己の事業のために見込客の情報を収集するための閲覧請求は株主としての利益に密接な関係がないと考えら

¹⁴⁷ Koenigsberg, *supra* note 74, at 228. 山田・前掲 (注 121) 567 頁は、アメリカにおいて会社は株主の契約的結合であるという基本的立場が採られていたことから、会社情報の収集権も単独株主権として一切の会社情報につき適切な時間及び場所であつ正当な目的で請求する限り拒否されないという強固な権利とされていたとする。

¹⁴⁸ Newman, *supra* note 79, at 440.

¹⁴⁹ 113 Pa. 563(1886).

¹⁵⁰ 67 Pa. 1050(1902).

¹⁵¹ Newman, *supra* note 79, at 449.

¹⁵² Jeffries, *supra* note 19, at 1100.

¹⁵³ Hoffnagle & Butler, *supra* note 79, at 709. 正当な目的につき、Thomas, *supra* note 12, at 337 は株主が閲覧によって保護することを求める利益に関連する目的とし、Jeffries, *supra* note 19, at 1102 は適法であつ株主という申立人の地位に関連する目的とする。

¹⁵⁴ WILLIAM W. COOK, 1 A TREATISE ON STOCK AND STOCKHOLDERS, BONDS, MORTGAGES, AND GENERAL CORPORATION LAW, 677 n. 1 (3d ed. 1894); CARL SPELLING, 2 A TREATISE ON THE LAW OF PRIVATE CORPORATIONS, 733 n. 1(1892). 和座・前掲 (注 125) 66 頁も参照。

¹⁵⁵ CHOPER & COFFEE & GILSON, *supra* note 45, at 621.

れた¹⁵⁶。あるいは、会社情報の収集権の行使が株主の好奇心を充足させること、会社又はその経営陣に対する嫌がらせや侮辱、単なる社会的ないし政治的な目的、当該権利行使により得られた情報を競業のために利用するといったことは正当な目的ではないとされている¹⁵⁷。

こうした不当な目的による会社情報の収集権の行使にあつてはその株主は会社の所有者としての役割を果たしておらず、結果として裁判所はそれらを目的とする会社情報の収集権の行使は正当な利益の保護ではないと考えている¹⁵⁸。なお、正当な目的の内容として、前述の *Agri-Mark, Inc.* 事件においては「株主が、会社情報の調査によって保護することを求める利益に関連する目的」との見解を示している¹⁵⁹。

このように、コモン・ロー上の株主による会社情報の収集権は絶対的な権利として考えられていなかった。ただ、わずかな判例においては会社情報の収集権は絶対的な権利であるとした。そうした州では違法な意図の立証又は単なる個人的な動機による閲覧請求であっても相当な抗弁を会社に提供していなかったとされている。この会社情報の収集権は絶対的な権利であるとする法理は、株主の会社情報の調査に対する会社の抵抗及び正当な目的の欠如について会社によるいい加減な主張がされたこと等の結果として広く発達していくことになる¹⁶⁰。

3. 裁判上の救済手段

(1) 救済手段の種類

会社が株主の会社情報の調査請求を不当な目的と主張して拒絶した場合、株主は裁判によって会社情報の収集権を法的に執行する必要がある¹⁶¹。会社情報の開示に不本意な会社に対して会社情報の収集権を実現する手段として、コモン・ロー上の職務執行令状 (*writ of mandamus at law*)、エクイティ上の作為命令的差止め命令 (*mandatory injunction in equity*)、公判前尋問 (*examination-before-trial*)、裁判上の証拠開示及び検査 (*discovery and inspection*) が考えられている¹⁶²。

差止め命令は権利の法的執行をするために効果的であるとししばしば主張されていたが、救済手段としての職務執行令状と差止めの関係は同等ではないといわれる。すなわち、通常の差止めによる救済では会社情報を調査するということに対して不十分であるが、職務執行令状に関してはより直接的に救済を図ることができるとの主張がある¹⁶³。そのため、最も適切な救済手段は公的権利又は義務を執行するためにしばしば用いられていた職務執

¹⁵⁶ Hoffnagle & Butler, *supra* note 79, at 709.

¹⁵⁷ Horton, *supra* note 70, at 117; Jeffries, *supra* note 19, at 1100.

¹⁵⁸ Hoffnagle & Butler, *supra* note 79, at 709.

¹⁵⁹ 663 A.2d 464, at 467.

¹⁶⁰ Hoffnagle & Butler, *supra* note 79, at 710.

¹⁶¹ Jeffries, *supra* note 19, at 1100.

¹⁶² GEORGED. HORNSTEIN, 2 CORPORATION LAW AND PRACTICE, 125-126(1959).

¹⁶³ FLETCHER ET AL., *supra* note 15, at 467.

行令状と考えられていた¹⁶⁴。

(2) 救済のための要件

会社情報の収集権の法的執行手段として考えられていた職務執行令状であるが、その発行の認否については古くから次のように考えられていた。すなわち、会社情報の調査が根拠のない好奇心を充たすためと判断された場合には職務執行令状が発行されることはなく、株主は会社情報の収集権の行使が必要である利害関係の存在や当該権利行使を求める有益な目的を示さなければならなかった¹⁶⁵。こうした考え方は 1896 年の *Stone v. Kellogg* 事件における判示の中でも引用されている¹⁶⁶。

つまり、裁判所は会社情報の収集権の法的執行を求める場合、その事案のあらゆる事実ないし状況を慎重に検討した。そのうえで、収集の対象となる会社情報の性質や会社の拒絶理由、会社情報の収集を請求する株主の具体的な理由や請求の合理性、さらには通常の会社業務への影響等を考慮して職務執行令状の発行の認否を判断した¹⁶⁷。そのため、会社情報の収集権の行使が拒絶された場合の株主の負担は大きかった点に留意が必要であろう。このことから、コモン・ロー上の株主による会社情報の収集権は過度に制限されているとの批判もあった¹⁶⁸。

もともと、すべての裁判所が会社情報の収集権に関するあらゆる事案において、当事者に正当な目的の立証責任を負わせることや厳格に当該目的の有無を会社情報の収集権の構成要素としていたわけではなかったともいわれる¹⁶⁹。たとえば、取締役会が株主の会社情報の調査理由を示すことを要求することができるかが争点となった 1944 年の *State ex rel. Dixon v. Missouri-Kansas Pipe Co.* 事件において、次のような判示がされている。すなわち、裁判所は、職務執行令状の発行を求める訴訟において株主は調査目的の合法性やその本質を主張する必要はないと述べている¹⁷⁰。

その一方で、株主が正当な目的を有していたとしても裁判所は職務執行令状以外に容易で相当な救済がある場合、職務執行令状を発行しないとされている。そのうえ、裁判所は会社を保護する必要がある場合、要求されている株主の正当な目的に関係する会社情報の調査に限定するといった制限を課すこと等をコモン・ローの裁量と考えていた¹⁷¹。このこ

¹⁶⁴ BALLANTINE, *supra* note 3, at 386; Jeffries, *supra* note 19, at 1101. ただ、Newman, *supra* note 79, at 457 によれば、1960 年代のアメリカにおいて、職務執行令状の発行は民事手続連邦規則 (Federal Rules of Civil Procedure) によって無効とされていたことから、会社情報の収集権の行使を求める株主は州裁判所に申立てをしたとされている。

¹⁶⁵ JAMES L. HIGH, A TREATISE ON EXTRAORDINARY LEGAL REMEDIES, EMBRACING MANDAMUS, QUO WARRANTO, AND PROHIBITION, 216(1874).

¹⁶⁶ 46 N.E. 222, 226(Ill. 1896).

¹⁶⁷ COOK, *supra* note 128, at 1771.

¹⁶⁸ Wiley B. Rutledge, Jr., *Significant Trends in Modern Incorporation Statutes*, 22 WASH. U. L. Q. 305, 331(1937).

¹⁶⁹ Jeffries, *supra* note 19, at 1101.

¹⁷⁰ 36 A.2d 29, 31(Del. Super. Ct. 1944).

¹⁷¹ Jeffries, *supra* note 19, at 1102.

とは、前述の *Guthrie v. Harkness* 事件においても次のように判示されている。すなわち、「職務執行令状の発行において、裁判所は裁量権を行使することができ、関連するすべての利益を保護するための適切な制限に基づいて権利を認める¹⁷²」とし、株主の阻害行為に対して、会社又は他の株主の利益を保護するために職務執行令状の発行を認めないとする立場を示していた¹⁷³。

裁判所がそのような裁量権を行使した事案としては、1958年の *Wallace v. Miller Art Co.* 事件¹⁷⁴が挙げられる。同事件は株主が10年前の取締役会議事録の調査を求めた事案であった。その請求につき、裁判所は当該請求は株主が会社に不当な圧力をかけるものであるとして、5年前までの取締役会議事録の調査に限定して会社情報の収集権の行使を認めた¹⁷⁵。

(3) 不当拒絶による差止め等

前述のように、会社情報の収集権の不当拒絶に対する救済手段としては職務執行令状が効果的であるとされているが、差止めを認めた判例もある¹⁷⁶。そのような事案として、1900年の *Cincinnati Volksblatt Co. v. Hoffmeister* 事件がある。この事件で裁判所は「オハイオ州においては、…差止めが適切な救済手段である」と述べている¹⁷⁷。あるいは、1949年の *Steinberg v. American Bantam Car Co.* 事件¹⁷⁸では次のように判示されている。そもそも、この事件は定時株主総会の10日前に委任状勧誘を目的とした株主名簿の閲覧謄写を求めた事案であった。そうした状況にあつて、裁判所は暫定的差止命令 (*temporary injunction*) は、株主が株主名簿を謄写する機会を有するまで会社経営陣の委任状勧誘を禁止するための適切な救済手段であるとした¹⁷⁹。

他方で、コモン・ロー上の会社情報の収集権では不当拒絶に対する損害賠償も認めていた。そこでは、株主が会社情報の収集権の行使を会社役員に拒絶された場合、名目的損害賠償 (*nominal damages*) に加えて、株主は証明することができる損害の賠償を求める権限を有していた。不当拒絶に対する損害賠償を求める訴訟において、株主は会社情報の収集の特別な理由ないし目的を主張又は証明する必要はないと考えられていた¹⁸⁰。

しかし、この救済手段は批判が強かった。すなわち、株主はあらゆる場合で会社情報の収集権の行使が不当に拒絶されたということは示す必要があると考えられた¹⁸¹。その一方で、会社にとってはこの損害賠償は免除されることがなかったことから会社情報の収集権

¹⁷² 199 U.S. 148, at 156.

¹⁷³ BALLANTINE, *supra* note 3, at 386.

¹⁷⁴ 177 N.Y.D. 391(N.Y. App Div. 1958).

¹⁷⁵ *See id.*; Jeffries, *supra* note 19, at 1102 n.74.

¹⁷⁶ BALLANTINE, *supra* note 110, at 553.

¹⁷⁷ 56 N.E. 1033(Ohio 1900).

¹⁷⁸ 173 F.2d 179(W.D.Pa. 1949).

¹⁷⁹ Newman, *supra* note 79, at 458.

¹⁸⁰ COOK, *supra* note 128, at 1768-1769. *See Lewis v. Branerd* 53 Vt. 510. 516-517(1881).

¹⁸¹ BALLANTINE, *supra* note 3, at 387.

の救済手段としては不適切であるといわれていた¹⁸²。このことは 1893 年の *Legendre v. New Orleans Brewing Ass'n* 事件¹⁸³等でも同様のことが述べられている。

もっとも、会社は裁判所の命令のない会社情報の開示について、経営陣が経営過誤の隠ぺいを企図している場合又は株主が株主総会における委任状勧誘のために会社情報の調査を求めた場合には開示に対するわずかなインセンティブがあったといわれる。すなわち、経営陣は不当な拒絶をした場合に裁判上の審問やその主張という著しい不利益を被ることとなることから、会社情報の調査をさせるインセンティブがあると考えられていた¹⁸⁴。

第3節 初期の制定法における株主の会社情報の収集権

1. 制定法に基づく会社情報の収集権とその弊害

19 世紀に入り、会社が大規模にかつその在り方がより複雑な会社形態に発展し、所有と経営の分離という現象と相俟って株主は会社との関係の点において多岐広範にわたるようになった。こうした変化に伴い、株主は会社業務に関する信頼できる情報を得る必要性が高まったが、株主は会社経営への参加がますます少なくなり、結果として会社の情報に接する機会が減少した。この変化による当然の副次的効果として株主の会社情報の収集権が重要な権利として位置付けられ、この権利を尊重するとともに会社による当該権利行使の拒絶を防止するために法によって救済する必要性が高まった¹⁸⁵。ただ、株主は法が積極的な手段を提供しなければ会社情報を入手することが困難であった。とはいえ、株主が会社に対する監督機関としての役割を担っていることに鑑みると、株主が会社情報の入手は不可欠なものと考えられた¹⁸⁶。

19 世紀初頭の会社法制¹⁸⁷はこの問題を扱うための 2 つのアプローチを提案した。1 つのアプローチとして考えられたのが会社に対して株主への定時報告書の作成を要求することである。すなわち、株主が会社情報の収集権の行使を会社に拒絶された場合に訴訟において請求が認容されなければならない。そのうえ、株主が会社情報の収集権を行使して得られた情報を活用するためには会社の業務について正確な理解が必要であった。しかし、株

¹⁸² COX & HAZEN, *supra* note 3, at 473.

¹⁸³ 12 So. 837(La. 1893).

¹⁸⁴ Kenneth Winston Starr & Terrance E. Schmidt, *Inspection Rights of Corporate Stockholders: Toward a More Effective Statutory Model*, 26 U. FLA.L. REV. 173, 176(1974).

¹⁸⁵ 株式会社形態が大企業に用いられ始めたのは 1830 年代頃といわれており、19 世紀後半においては一般に採用されるに至り、大規模な株式会社が飛躍的に増大したといわれる(和座・前掲(注 125) 70 頁)。ただ、証券市場に株式を公開している会社は依然として少なく、大規模で複数事業を営むような近代企業の登場は鉄道や電信などの基礎的なインフラストラクチャーが整備された 1880 年代になってからとされている(久保田安彦「初期アメリカ会社法上の株主の権利 (1)」早法 74 卷 2 号 87 頁(1999 年))。

¹⁸⁶ JAMES WILLARD HURST, *THE LEGITIMACY OF THE BUSINESS CORPORATION IN THE LAW OF THE UNITED STATES 1780-1970*, 89(1970). 久保田安彦「初期アメリカ会社法上の株主の権利 (2・完)」早法 74 卷 4 号 480 頁(1999 年)も参照。

¹⁸⁷ ちなみに、Ray Garrett, *Model Business Corporation Act*, 4 BAYLOR L. REV. 412, 414(1952)によれば、初めての州会社法は 1795 年のノースカロライナ州が制定したといわれる。ただ、それは運河会社 (canal companies) の設立に限定されていた。そのため実質的には 1811 年にニューヨーク州で制定されたのが最初の州会社法と考えられている。

主にはそうした知識が乏しく、その不足を補うことも容易ではなかった。

それに対し、定時報告書はその内容について会社経営陣の説明を求めるために利用されることが意図されたものであった。しかし、各州法は 20 世紀初頭まで会社に対して定時報告書を課すことをしなかった。その一方で何らかの報告書を要求する州にあってもかなり簡素なものであり、子会社の情報は含まれていなかった等の不十分な点が多かった。もとより、こうした情報開示は会社内部のガバナンスの適正性確保ではなく証券市場の信頼性維持の観点から証券取引所によって要求されていた¹⁸⁸。

もともと、こうした要求は証券取引所の自主規制という形式にすぎなかったため、強制力の点でも不十分であったようである。たとえば、ニューヨーク証券取引所は 1895 年に上場会社に対して貸借対照表・収益及び剰余金に関する書類を少なくとも年 1 回公表し、年次株主総会の 15 日前までに株主へ交付することを勧告し、その後これを要請に格上げした。しかし、かかる規制の不遵守に対して上場を取り消す旨の勧告を行って、その強制力確保を試みたのは 1930 年代に入ってからのものである¹⁸⁹。

2. 会社情報の収集権に関する判例等の展開

(1) 20 世紀初頭の状況

株主の会社情報の入手手段として検討されたもう一方のアプローチは、株主による会社情報の収集権を制定法によって明示的に規定することである¹⁹⁰。上述のように、株主の会社情報の収集権はコモン・ロー上認められていたが、その行使には正当な目的を有していることという制限があった。さらに、会社情報が会社経営陣やその管理人の管理下にあったことや制定法により取締役会の権限が拡大されたこともあり、当該権利行使を拒絶することが増加し、株主はその法的執行を求めて多くの訴訟を提起した¹⁹¹。

会社経営陣の株主による会社情報の調査を認めることに対する抵抗が強くなった背景として次のことがいわれる。会社情報の収集権に関する初期の判例において、裁判所は権利行使目的の妥当性について株主の立証責任に重きを置いていた。そこでは株主が権利行使目的の妥当性に関する証拠の提示や説得責任 (burden of persuasion) を負わされていた¹⁹²。このことは 1951 年の *Crouse v. Rogers Park Apartments, Inc.* 事件¹⁹³においても、次のように述べられている。すなわち、「少数株主による会社の帳簿を調査及び閲覧をするコモン・ロー上の権利には、それを認めることに会社役員の大規模な抵抗やコモン・ロー上の制

¹⁸⁸ HURST *supra* note 186, at 89-90. 久保田・前掲 (注 186) 479 頁も参照。

¹⁸⁹ 久保田・前掲 (注 186) 494 頁注 128。

¹⁹⁰ HURST, *supra* note 186, at 89.

¹⁹¹ Newman, *supra* note 79, at 441; Case Comment, 57 MINN. L. REV. 385, 386 n.7; HORNSTEIN, *supra* note 162, at 124. 久保田・前掲 (注 186) 480 頁も参照。

¹⁹² Douglas Soutar, *Stockholder's Inspect Books-Recent Statutory Amendment*, 1942 WIS. L. REV. 292, 294(1942); Newman, *supra* note 79, at 440.

¹⁹³ 99 N.E.2d 404(1951).

限への強い反感もあった」とする¹⁹⁴。

そこで、19世紀後半には、ほとんどの州立法者はコモン・ロー上の権利を強化し、会社情報の収集権の行使に制限を設けない絶対的な権利とする制定法を制定した¹⁹⁵。そういった州としては、まず、1896年のカリフォルニア州法がある。同法5321条ではすべての会社に、すべての株主の一覧表を内容とする帳簿を株主が入手できる場所であつて株主が利用するために保存することを要求していた。次いで、1890年のニューヨーク州法は会社の帳簿及び株式原簿は、営業日は毎日、事業時間の間、会社情報の収集権のために開示することを定めていた。さらに、1892年のオハイオ州法では会社情報は合理的な時間にいつでも、すべての株主の調査のために開示することを規定していた¹⁹⁶。

株主による会社情報の調査が不当又は違法な目的であつたとしても、それを拒絶することができないとした判例としては、1897年の *Henry v. Babcock & Wilcox Co.* 事件¹⁹⁷がある。同事件ではニューヨーク州法における株主の会社情報の収集権の解釈として、「ニューヨーク州法は株主に絶対的な権利を認めており、会社及び株式帳簿 (share book) の管理人 (custodian) に絶対的な義務を課している。法は会社情報の調査を請求した者の側に特定の意図の陳述又は証明を要求していない」と判示した¹⁹⁸。さらに、1918年の *Furst v. Rawleigh Medical Co.* 事件¹⁹⁹では、イリノイ州法によって与えられた株主の会社情報の収集権は当該権利が合理的な時間に行使されるという制限を除いて無条件かつ無制限なものであると述べている²⁰⁰。こうした制定法ないし判例によって、恐喝目的や競業者による会社情報の収集権の行使が増大することとなった²⁰¹。

ただ、株主の会社情報の収集権が絶対的なものとして規定した場合、次のような問題が生ずることも指摘されていた。すなわち、会社の株式が分散して保有されている場合、株主名簿の調査によって得られた情報を利用して、会社支配権を獲得する目的とする株式の買い集めや新規に設立した会社の株式を売り込むことを目的とした強要の材料となりえた。その結果として、会社の健全性や他の株主の利益を害すると考えられた²⁰²。

(2) 判例の展開等

¹⁹⁴ *Id.* at 405-406.

¹⁹⁵ HURST, *supra* note 186, at 89-90; Newman, *supra* note 79, at 441; Note, *supra* note 74, at 395. 当時の文献においても、株主の会社情報の収集権は絶対的な権利であると記述されている。(See Annotation, *Stockholders Right to Inspect Books and Records of Corporation*, 22 A.L.R. 38(1923)). 他方で、Rutledge, *supra* note 168, 331 は、議決権や新株引受権 (preemptive right) が裁判所により縮小化されたことと対照的であるとする。

¹⁹⁶ Thomas, *supra* note 12, at 339 n.46.

¹⁹⁷ 89 N.E. 942(1909).

¹⁹⁸ *Id.* at 943. *Henry v. Babcock & Wilcox Co.* 事件については、久保田・前掲 (注 186) 495 頁注 134 も参照。

¹⁹⁹ 118 N.E. 763(Ill. 1918).

²⁰⁰ See *id.* at 765; Thomas, *supra* note 12, at 338 n.47.

²⁰¹ Note, *supra* note 74, at 395; Rutledge, *supra* note 168, at 331.

²⁰² ARTHUR STONEDREWING, 1 THE FINANCIAL POLICY OF CORPORATIONS, 89-91(6th ed. 1953).

その後、裁判所は株主に善意 (good faith) で正当な目的をもって調査を求めることを要求することによって株主の会社情報の収集権に制限を課すという制定法の解釈をした。たとえば、1913年の *State v. Jessup & Moore Paper Co.* 事件²⁰³においては、次のように判示した。すなわち、同事件では、当時絶対的な権利として株主の会社情報の収集権を規定していたデラウェア州法のもとでも、善意でかつ特定のもしくは正当な目的のために行使されることを条件とすると述べている²⁰⁴。

あるいは、権利行使の正当性の立証責任は株主から会社に転換されたとする判例もあった。そうした判例として、1922年の *State ex rel. Thiele v. Cities Serv. Co.* 事件²⁰⁵がある。同事件で裁判所は次のように述べている。「制定法は、コモン・ロー上の規則を宣言することを意図するものではなく、したがって、制定法が優先する。それどころか、制定法は、適切、正当又は明確もしくは適法な目的の調査を表す理由又は状況を示す必要はないという文言で株主へ積極的に権利を与えている。しかし、それが真実であるとしても、会社又は帳簿 (books) の管理人は請求者が目的のない好奇心又は不当もしくは違法な目的のために会社情報の収集を請求していることを証明することができた場合、そうした証明は企図された権利の行使を認めることを拒絶するための十分な根拠を構成する」と判示した²⁰⁶。

ただ、全ての州が株主による会社情報の収集権を絶対的な権利として認めていたわけではない。絶対的な権利として認めていなかった州法としては、ニューヨーク州法がある。同法の1916年及び1918年改正で、株式帳簿 (share book) につき、株式の6か月以上又は発行済株式の5%以上の保有を株主に要求するようになった²⁰⁷。1916年のニューヨーク州法では権利行使要件に加えて、会社情報の収集権を認めることを故意に懈怠した会社役員に50ドルの罰金も課していた²⁰⁸。

その一方で、次のようにも考えられていた。すなわち、株主による会社情報の収集権の行使が会社に対して敵対的もしくは会社の利益とは無関係な目的である場合には、会社に抗弁を認めるべきであるとされた。さらに、会社役員の不当拒絶に対する罰則についても、会社全体の利益を保護するための正当な拒絶であったとしても、結果として個人責任を課されることは不合理であると主張されていた²⁰⁹。

ちなみに、職務執行令状は法定の権利の執行のための適切な方法として維持された²¹⁰。絶対的な権利である会社情報の収集権の行使を拒絶された株主はその救済手段として職務

²⁰³ 88 A. 449(Del. Super. Ct. 1913)

²⁰⁴ See *id.* at 452; Thomas, *supra* note 12, at 338 n.42. ちなみに、前述の *In re Steinway* 事件においても、ニューヨーク州法に基づき認められた株主の会社情報の収集権は、合理的な状況のもとで正当な目的を有するという制限がされていると述べている (See 53 N.E. 1103, 1105)。

²⁰⁵ 115 A. 773(Del. 1922).

²⁰⁶ *Id.* at 775. 同事件については、米山・前掲 (注 134) 400-401 頁も参照。なお、当時の判例の分析として、和座・前掲 (注 125) 72-74 頁を参照。

²⁰⁷ COOK, *supra* note 128, at 1788.

²⁰⁸ Thomas, *supra* note 12, at 339 n.48.

²⁰⁹ STEVENS, *supra* note 142, at 491-492.

²¹⁰ Jeffries, *supra* note 19, at 1104.

執行令状の発行を求めたが、それは絶対的なものではなかった。すなわち、株主が職務執行令状の発行を求めたときにほとんどの裁判所は当該権利の問題であるとしたが、職務執行令状の発行は例外なく裁判所の裁量の問題とされていた。これにより、会社情報の収集権は絶対的な権利であると規定する一方で、裁判所は株主の当該権利行使の動機又は目的が不当なものであったときに法的執行するための職務執行令状を発行しなかった²¹¹。なお、職務執行令状の発行又はその他の救済を制限しているいくつかの州会社法のもとでは差止めのための訴訟が適切な救済手段とされていたようである²¹²。

(3) 1920年代以降の動向

このような批判もあり、1920年代に入ると制定法上の会社情報の収集権についても明文をもって制限を設ける傾向が次第に強くなり、会社情報の収集権の対象となる帳簿及び記録の範囲や会社情報の収集権を有する株主の範囲さえも制限する制定法が現れた²¹³。すなわち、初期の制定法では会社情報の収集権が絶対的な権利として認められていたうえに、株主が不当な理由により閲覧を請求して会社がこれを拒絶した場合であっても会社又はその役員に罰則が課せられた。そのため、恐喝目的や競業者である株主による不当な会社情報の調査が増加した²¹⁴。ちなみに、罰則を課していた州としては、たとえば1929年のミズーリ州法がある。同州法は株主の会社情報の収集権の行使を拒絶すること又は懈怠した会社情報を管理する会社役員に250ドルの罰金を課していた²¹⁵。

その後、1930年代となると上記のように会社情報の収集権を絶対的な権利とした立法者への反発が起こった。すなわち、制限のない権利は株主の会社に対する阻害行為になりがちであるため、州の立法者はそれら阻害行為を防止するために会社情報の収集権を絶対的なものからコモン・ロー上のように制限することとなった²¹⁶。そこでは、絶対的な権利としての会社情報の収集権の行使を通じた阻害行為から会社を保護することを意図するものであった²¹⁷。

たとえば、ミシガン州やルイジアナ州においては請求の日に先立つ一定期間で発行済株式の10%を保有していなければならないとした²¹⁸。ルイジアナ州ではそうした制限に加えて株主が会社の競業者である場合に発行済株式の25%を保有しなければならないとしていた。さらにアイダホ州では保有株式が総株式資本(total share capital)の10%以下であれば、取締役による特別の承認がある場合を除いて、株主名簿を閲覧することが認められな

²¹¹ Note, *supra* note 74, at 395.

²¹² FLETCHER ET AL., *supra* note 15, at 467.

²¹³ 久保田安彦「1928年のアメリカ統一事業会社法と株主の権利」早法75巻4号96頁(2000年)。

²¹⁴ Rutledge, *supra* note 168, at 331.

²¹⁵ Thomas, *supra* note 12, at 339 n.48

²¹⁶ Jeffries, *supra* note 19, at 1104.

²¹⁷ Rutledge, *supra* note 168, at 331.

²¹⁸ *Id.* at 332. ミシガン州ではそれに加えて株式の種類についても制限を加えていた。

かった²¹⁹。

さらに、1931年のカリフォルニア州法 355 条は、株式登録簿 (share register)、会計帳簿、各種議事録は、株主による書面の請求をもって、合理的な時間で株主としての利益に合理的に関連した目的のための調査に開示されるとした。1933年のミネソタ州法 33 条ではすべての株主は、正当な目的のために、株式登録簿、会計帳簿及びその他の記録を調査する権利を有すると規定していた。そのうえ、1933年のニューヨーク州法では事業の利益に関係のない他の株主との意思疎通や会社の事業以外を対象とした目的での会社情報の収集権の行使を認めないこととした²²⁰。

このように、会社情報の収集権について制定法で制限を設ける州があった一方で、制定法を修正しない州も依然として存在した。こうした状況の中で、裁判所は会社情報の収集権を絶対的な権利としていた当初の判断が再検討され、株主による会社情報の収集権の行使につき、いくつかの制限を再び設けることとなる²²¹。

第4節 コモン・ローと制定法との関係

1. 調査対象の関係

会社情報の収集権に関する訴訟において、裁判所はコモン・ロー上の権利と制定法上の権利の両者を検討するとされている²²²。そもそも、コモン・ローと制定法との関係は制定法がコモン・ロー上の権利を代替するというよりも補完するものと考えられている²²³。たとえば、1958年の *Estate of Bishop v. Antilles Enters.* 事件²²⁴では「株主の会社の帳簿及び記録を調査する権利を保障する制定法の規定は会社の帳簿及び記録を調査するコモン・ロー上の権利を補完するものとして考えられており、コモン・ロー上の権利を制限するものではない」と述べている²²⁵。あるいは、1926年の *State ex rel. Cochran v. Pennbeaver Oil Co.* 事件²²⁶において次のように判示している。すなわち、「州議会は特定の会社の記録を調査する権利を明確に株主に対して付与するにふさわしいものと考えていることから、正当な状況でかつ正当な目的のもとでの株主による他の記録を調査するコモン・ロー上の権利が奪われることと推察することはできない」と述べている²²⁷。

このように考えられる理由として次のことが考えられる。すなわち、コモン・ロー上の株主による会社情報の収集権は会社のすべての帳簿、記録、附属定款 (bylaw)、書類、契約書、台帳 (ledgers)、仕訳帳 (journal)、会計帳簿、議事録その他の証書 (instrument)、

²¹⁹ *Id.*

²²⁰ Thomas, *supra* note 12, at 339 n.50.

²²¹ Jeffries, *supra* note 19, at 1104.

²²² PINTO & BRANSON, *supra* note 39, at 129.

²²³ COX & HAZEN, *supra* note 3, at 454.

²²⁴ 252 F.2d 498(3d Cir. 1958).

²²⁵ *Id.* at 500.

²²⁶ 143 A. 257(Ct. in Banc 1926).

²²⁷ *Id.* at 260.

あるいは納税申告書 (tax return) や会社の物的設備 (physical plant) が対象であった²²⁸。

ちなみに、この点に関する判例としては1920年の *Otis-Hidden Co. v. Scheirich* 事件²²⁹がある。同事件で裁判所は次のように判示している。すなわち、「コモン・ローの会社情報の収集権は、会社のすべての帳簿及び記録を対象としている。…『記録 (record)』という言葉は取締役会によってなされた正式な行為の議事録 (minutes of official action) といった狭い意味で用いられているのではなく、むしろ会社の文書、契約書、書類も含むものと解される」と述べている²³⁰。

それに対して、州の制定法によっては株式原簿 (stock ledger) や株主名簿 (list of shareholder) といった一定の会社情報の収集のみに限定していた。そのため、制定法で規定されている以外の会社情報の収集についてはコモン・ロー上の権利を会社情報の収集手段としていた²³¹。このように、会社情報の収集権については制定法の欠けないし不備等をコモン・ロー上の権利で充足し、株主の会社情報の収集を十分なものとしていた。このことからコモン・ローは制定法を補完するものと位置付けられている。

2. 救済手段の関係

そのうえで、株主の会社情報の収集権について、コモン・ロー上の権利と制定法上の権利を有している場合、コモン・ロー上の救済手段と制定法上の救済手段を主張することができる点が重要な点であると考えられている²³²。この点につき、1967年の *Tucson Gas & Elec. Co. v. Schantz* 事件²³³においては、コモン・ローと制定法の救済手段の関係について次のように述べている。すなわち、「制定法の救済手段は、当該救済手段が唯一のものであると明確に規定されていない限り、単にコモン・ロー上の救済手段の累積的なものである」とする²³⁴。

このように、株主はコモン・ロー及び制定法上の救済手段を主張することができると考えられているが、コモン・ロー上の救済手段と制定法上の救済手段のどちらを主張することが適切であるのかは検討すべきであると指摘されている。すなわち、いくつかの州において、コモン・ロー上の救済手段は、制定法上の救済手段よりもその対象が広い。さらに、制定法上の救済手段についてはその適用の対象となる状況が限られているが、コモン・ロー上の救済手段についてはそうした制限はない²³⁵。

他方で、コモン・ロー上の会社情報の収集権で要求されていることであっても、制定法上の会社情報の収集権では規定していない場合もある。たとえば、コモン・ロー上の会社

²²⁸ O'NEAL & THOMPSON, *supra* note 17, at 228; HENN & ALEXANDER, *supra* note 81, at 537.

²²⁹ 219 S.W. 191(ky. 1920).

²³⁰ *Id.* at 194. ちなみに、この事件も株主がエクイティ上の差止めを求めた事案である。

²³¹ COX & HAZEN, *supra* note 3, at 462.

²³² O'NEAL & THOMPSON, *supra* note 17, at 229.

²³³ 428 P.2d 686(Ariz. Ct. App. 1967).

²³⁴ *Id.* at 690.

²³⁵ O'NEAL & THOMPSON, *supra* note 17, at 230.

情報の収集権は正当な目的を有していることの主張とその証明が必要になるが、制定法上の会社情報の収集権ではそうした主張をすることなく、当該権利行使をすることができる場合がある²³⁶。

3. コモン・ローと制定法の関係に係る判例の動向

ところで、多くの州では上述のように制定法が整備されたとしてもコモン・ロー上の会社情報の収集権は無効にされていないと考えられている²³⁷。判例の多くもコモン・ロー上の権利は廃止されていないとする。もっとも、その理由付けは3つに分類され、それらはその事案によって、独立していたり、組み合わせたりして存在している²³⁸。その論拠とは次のとおりである。

第1に、その理論的根拠を示すことなく、制定法上の権利や救済手段とは別にコモン・ロー上の権利及び救済手段が存続しているとする立場である。ただ、この見解は最も理論的根拠に乏しいといわれる²³⁹。この立場を示す判例としては、たとえば1947年の *Holdsworth v. Goodall-Sanford, Inc.* 事件がある²⁴⁰。

第2に、制定法はコモン・ロー上の権利を制限せず、拡大したとする立場である。この見解は制定法が整備されたとしてもコモン・ロー上の会社情報の収集権は無効にされていないとする。この見解はコモン・ロー上の権利と救済は適切に維持されなければならない、制定法はコモン・ローを無効とするよりもむしろ補完するというを理由とする²⁴¹。このことを判示する判例として1980年の *Rockwell v. SCM Corp.* 事件²⁴²等がある。

第3に、コモン・ロー上の権利を無効にするということが制定法の条文の中で明確に規定されていなければならないとする立場である。すなわち、コモン・ロー上の権利を無効にするという意図が条文から明確に表現されていない限り、コモン・ロー上の権利がそのまま存続するという厳格な解釈がされなければならないとする。この立場は、コモン・ロー上の権利を無効としない多くの法域で支持されている²⁴³。このような判示をした事案としては2002年の *Missouri ex rel. Brown v. III Investments, Inc.* 事件等がある。

他方で、制定法で会社情報の収集権が整備されたことによって、コモン・ロー上の権利は無効にされたとする見解もある。そこでは次の2つ理由が主張される²⁴⁴。

まず、制定法がコモン・ロー上の会社情報の収集権との併存を認めていると解釈される

²³⁶ *Id.*

²³⁷ Jeffries, *supra* note 19, at 1113.

²³⁸ *Id.* at 1114.

²³⁹ *Id.* at 1114-1115.

²⁴⁰ 55 A.2d 130(Me. 1947).

²⁴¹ Jeffries, *supra* note 19, at 1114, 1117.

²⁴² 496 F. Supp. 1123(S.D.N.Y. 1980).

²⁴³ Jeffries, *supra* note 19, at 1114, 1120.

²⁴⁴ 80 S.W. 2d 855(Mo. Ct. App., 2002).

場合、制定法が無意味なものになってしまうとする見解である²⁴⁵。次いで、制定法がコモン・ロー上の権利と同様の対象で十分に明文化したうえでコモン・ロー上の権利との併存を認めるのだとするならば、制定法体系の包括性 (comprehensiveness of statutory scheme) という立法意図が覆ってしまうと述べる²⁴⁶。

こうした制定法がコモン・ロー上の権利を無効にしたとする近時の事案としては 2011 年の *Mannato v. SunTrust Banks, Inc.* 事件²⁴⁷がある。そこでは、裁判所がコモン・ロー上の権利を無効にしたとする 2 つの論拠を折衷した判断をしたことが注目される。この事件の法域であったジョージア州会社法の規定では、模範事業会社法を基礎として会社の基本定款又は附属定款 (articles or bylaw) で発行済株式総数の 2% 以上有している株主にのみ会社情報の収集権が付与するという制限を設けることが認められていた²⁴⁸。

SunTrust Banks もそうした規定を附属定款に規定していたところ、それを充たさない株主がコモン・ローに基づき会社情報の収集権を主張して会社情報の調査を求めた。それに対して、裁判所は次の 2 つの見解を示して株主の請求を認めなかった。第 1 に、立法者の意図を達成するために裁判所はコモン・ロー上の権利を無効とする意図の証拠として制定法で会社情報の収集権が規定された歴史に着目して判断をした。第 2 に、コモン・ロー上の権利を援用する株主の主張はジョージア州会社法を無意味なものにするると判示した²⁴⁹。

²⁴⁵ この立場を採用した事案として、前掲 (注 177) の *Cincinnati Volksblatt Co. v. Hoffmeister* 事件がある。

²⁴⁶ こうした理由付けを判示した判例として、1983 年の *Caspary v. Louisiana Land and Exploration Company* 事件 (707 F.2d 785(4th Cir. 1983)) がある。同事件の解説として、田村詩子「株主による株主名簿の閲覧請求」商事 1228 号 35 頁 (1990 年) がある。

²⁴⁷ 708 S.E.2d 611(Ga. Ct. App. 2011). 同事件を検討として、See Ruari James O'Sullivan, *Skimming from the 2%: The Status of Georgia's Restriction on Shareholder Access to Corporate Information*, 46 GA. L. REV. 835, 852(2012).

²⁴⁸ Jeffries, *supra* note 19, at 1131.

²⁴⁹ *Id.* at 1131-1132.

第2章 1928年の統一事業会社法と株主の会社情報の収集権

第1節 統一事業会社法の公表

1. 統一事業会社法の公表経緯

アメリカは、周知の通り連邦会社法を有していない¹。ただ、各州会社法の統一を目的として統一州法委員会全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws）が起草し、1928年に公表された統一事業会社法（Uniform Business Corporation Act）がある。統一事業会社法は20世紀初頭における各州制定法が内包していた欠陥を是正することを目指していた²。

すなわち、1896年のニュージャージー州会社法に始まる会社規制の寛大化が会社の誘致に成功し州財政に大きく寄与したことから、1899年のデラウェア州を筆頭に各州間で州当局が会社に関する税収の増大を期待し、より多くの会社が自州で設立されるような立法をするようになった。その結果、会社の設立や運営に関する会社法の規定を競って緩和ないし寛大にするという傾向がみられるようになり、こうした各州間の企業誘致を通じてアメリカ会社法の自由化の時代が招来することとなった。しかし、こうした立法は株主や債権者等の保護に重大な欠陥を有しており、会社法の規定の緩和ないし寛大という傾向が進むとともにその弊害も大きくなっていった³。

こうした州間競争が生まれた背景として、次の2つのことが理由とされている。第1に、1890年代までに各州が自州内での事業活動要件を撤廃して、自州内で設立された会社が自州外で事業活動を認めたことである。第2に、伝統的アングロ・アメリカの抵触法理のもとでは会社内部関係は会社の設立州法によって規律されるという設立準拠法主義が採用されていたという事情があった⁴。

他方で、州の立法者等は妥当な商取引（legitimate business transaction）を促進し、恣意的又は厳格あるいは不合理な株主と取締役の責任を排除することを目的とした会社法の改善が必要であると考えていた。それと同時に、投資者と会社債権者の保護に関する明確かつ簡明な規定を体系的に作り上げることが検討されていた⁵。

こうした状況の中で制定法の改革の必要性が強く認識されるようになったが、そうした改革は州間競争が存在する限り、各州が単独で果たしうるものではないと考えられた。そこで州間競争を排除する方策が求められ、その一つの試みが各州制定法の統一運動であり、

¹ もっとも、20世紀初頭においては連邦会社法の制定運動があったとされている。その点を検討する論稿として、久保田安彦「20世紀初頭のアメリカにおける連邦会社法の制定運動の高まりとその背景」石山卓磨＝上村達男＝川島いづみ＝尾崎安央編『酒巻俊雄先生古稀記念 21世紀の企業法制』341頁（商事法務、2003年）、同「20世紀初頭のアメリカにおける連邦会社規制の展開と株主の法的位置づけ」名経法学 14号 47頁（2003年）を参照。

² 久保田安彦「1928年のアメリカ統一事業会社法と株主の権利」早法 75巻 4号 80頁（2000年）。

³ 酒巻俊雄「アメリカにおける会社立法の進展」企業法研究 85輯 8頁（1962年）。

⁴ 久保田・前掲（注2）80頁。なお、統一事業会社法の公表に至る詳細な経緯については、同・81頁以下を参照されたい。

⁵ HENRY WINTHROP BALLANTINE, BALLANTINE ON CORPORATIONS, 44(rev. ed. 1946).

その嚆矢となったのが統一事業会社法の起草であった⁶。

2. 統一州法委員会の役割

統一事業会社法を具体的に検討する前に、同法の公表主体となった統一州法委員会とはアメリカの会社法制に対してどういった役割を果たしているのでしょうか。アメリカにおいて、統一州法委員会はアメリカ法律協会 (American Law Institute, ALI) ⁷と並んで法典編纂に関係している主要な機関として位置付けられている⁸。

統一州法委員会は、統一組合法 (Uniform Partnership Act)、統一有限責任組合法 (Uniform Limited Partnership Act) を編纂している。そうした組合に関する制定法は州によって採用されるに至っている。それに加えて、統一商事法典 (Uniform Commercial Code) の制定が統一州法委員会の成果として挙げられている⁹。

3. 統一事業会社法の公表過程とその特徴

統一事業会社法は1909年の統一州法委員会全国委員会でその議論が始まったとされている。もっとも、その議論の対象の多くは1909年以前から継続して検討されてきたことでもあった。統一事業会社法はその制定にあたり、アメリカ国内における会社法の発展及び会社法制に関する判例法の研究やイギリス及びカナダの法制が参照され、それらを踏まえた種々の議論を経て編纂されたものである¹⁰。

統一事業会社法はその性質や特徴として次の5つのことが挙げられている¹¹。第1に、会社立法にあたって、州によって異なる会社に対する政策を理解することにあつた。こうした州間での政策の齟齬は統一事業会社法を全ての州で採用することへの大きな障害となった。そのことから、多くの規定は各州の状況に応じて調整を可能とする配慮がなされた。

第2に、会社内部の問題については修正することのできない規制とすることを避け、会社による広範な自治を与える立法をしたことである。株主の会社情報の収集権についても、後述するように一定の定款自治が認められていた。ただ、一定の規定については普通定款又は附属定款がその規定に反する場合には統一事業会社法の規定を適用することとしている。たとえば、一株一議決権の原則 (統一事業会社法 20 条) や株主総会の定足数 (同法 30 条) がこれにあたる。

⁶ 久保田・前掲 (注 2) 84 頁。

⁷ アメリカ法律協会の成果として、「コーポレート・ガバナンスの原理: 分析と勧告 (Principles of Corporate Governance: Analysis and Recommendations)」がある。同原理の意義や模範事業会社法との関係等については、第 8 章第 1 節を参照されたい。

⁸ もっとも、Richard W. Jennings, *The Role of the States in Corporate Regulation and Investor Protection*, 23 LAW & CONTEMP. PROBS. 193, 193(1958)によれば、統一事業会社法はアメリカ下院 (House of Delegates) 及びアメリカ法曹協会理事会 (Board of Governors of the American Bar Association) によっても容認されていたようである。

⁹ Robert W. Hamilton, *Reflections of a Reporter*, 63 TEX. L. REV. 1455, 1456(1985).

¹⁰ 9 UNIFORM LAWS ANNOTATED, 115(1957). 久保田・前掲 (注 2) 84 頁。

¹¹ *Id.* 久保田・前掲 (注 2) 85 頁も参照。

第 3 に、当時最も議論のあった判例等の重要事項につき、統一事業会社法で調和を図ろうと試みた。この最たる事項が能力外の法理 (*ultra vires*) であり、この点は州会社法の統一を目的とする立法に際して欠くことはできないと考えられた。能力外の法理は、統一事業会社法 10 条及び 11 条で規定され、弁護士等はそうした規定の解釈として条文に付されている注釈を参照することになる。その結果として、州間での統一が図れることを想定した。とはいえ、実際には判例法理を基とする規定はほぼすべての州が有していた。

第 4 に、会社の財務関係の規定に一定の配慮がなされたことである。すなわち、統一事業会社法は株式の払込時期やその方法、株券の発行に関する問題、配当に関する報告書の作成及びその提出、分配可能額を算出する方法等に関する規定の手当てをした。これら事項については会社の自由を一定程度許容し、それと同時に株主や債権者又はその会社へ投資することに対する高水準の保証を与えた。そうした保証を与える手段の一つとして、情報開示に関する規定が整備され、統一事業会社法では会社情報の収集権を補完するものともいわれる¹²。その一方で、会社の資金調達に関して公的に要求されている事項は無額面株式の使用を正当化することに対応するために必要な事項であった。

第 5 に、議決権信託 (*voting trust*) 及び吸収又は新設合併 (*merger and consolidation*) に関する規定の創設にあたって、それらに関する訴訟提起の困難さを解消することを企図したことである。さらに、会社の解散 (*dissolution*) に係る規定を明確化すること等も試みた。

第 2 節 統一事業会社法における株主の会社情報の収集権の意義等

1. 会社情報の収集権の規定とその意義等

統一事業会社法では、会社情報の収集権について同法 35 条で規定していた¹³。同条は以下のようになっていた。

『統一事業会社法 35 条 (1928 年)』

会社の帳簿及び記録 (*Corporate Books and Records*)、株主の調査する権利 (*Right of Shareholder to Inspect*)、本条の違反に対する罰則。

1 項 すべての会社は、以下の会社の帳簿及び記録について、その登記された事務所に保存するものとする。

(a) 株主総会及び取締役会の議事録。

(b) 本条 3 項で規定する場合を除き、アルファベット順で株主の名前を記録し、株主のそれぞれの住所、保有する株式の数及び種類、その株式を購入した日時を証明する株式登録簿 (*share register*)。

¹² 久保田・前掲 (注 2) 98 頁。

¹³ 統一事業会社法における株主の会社情報の収集権につき、*See supra note 10, at 188-189*. 久保田・前掲 (注 2) 96 頁も参照。

2項 すべての会社は、適切で完全な (**appropriate and complete**) 会計帳簿も前項と同様に保存するものとする。

3項 会社は、国内のいずれの州においても株式登録簿を閲覧 (**open**) に供することができる。会社は、株式登録簿の保存及び譲渡の記録をする代理人を、会社の設立州又は他の州もしくはその両州で任用することができ、その代理人の行為は会社に拘束される。会社が設立州以外のいくつかの州で株式登録簿を保存する場合、又は譲渡代理人 (**transfer agent**) を選任し、かつ譲渡に係る手続を行う場合、会社が登録された事務所において本条1項 (b) 号で規定する株式登録簿を保存することは不要とする。

4項 すべての株主は、本人もしくはその代理人又は弁護士によって合理的な時間で、合理的な目的のために (**at any reasonable time or times, for any reasonable purpose**)、株式登録簿、会計帳簿、株主総会及び取締役会議事録を調査し、それを謄写 (**extracts**) する権利を有する。

5項 会社は、本条1項及び2項で要求されているすべての帳簿又は記録の保存を怠った日につき、(50ドルの) 罰金 (**fine**) を州に対して負う。』

統一事業会社法 35 条では、1 項で会社に対して登記された事務所で次の会社情報を保存する義務を課している。具体的に (a) 号で株主総会及び取締役会議事録について、(b) 号で一定の場合を除いて、株式登録簿についてその形式を含めて定めていた。次いで、2 項では会計帳簿の保存を要求していた。統一事業会社法では 35 条 1 項の株主総会及び取締役会の議事録や株主登録簿と異なり、2 項で保存を要求する会計帳簿にはその内容について、適切性と完全性を求めていた。こうした規定の置き方は統一事業会社法が会社情報の中でも会計帳簿を重要な会社情報として位置付けていたことが窺われる。

さらに、同条 3 項では会社の保存する株式登録簿はアメリカ国内の全ての州で閲覧に供することができる旨を規定としていた。その一方で、会社は株式登録簿の保存や株式の譲渡に関する代理人を採用することができた。同項の規定に基づき、会社が設立州やそれ以外の州で株式原簿を保存する場合又は株式の譲渡代理人を採用し、その者が譲渡記録に関する行為をする場合には会社に課されていた登記された事務所での株式登録簿の保存義務を除外している。会社の設立州以外で株式登録簿を保存する場合として、たとえば会社の設立州はデラウェア州であるが、実質的にその事業を行っているのはそれ以外の州で行っているといった状況が想定される。株式登録簿の保存につき、会社の裁量を認めていることは会社に対して広範な自治を与えた統一事業会社法の特色が現れている。

そのうえで、同条 4 項はすべての株主が自己又は代理人等によって、合理的な時間に合理的な目的で、株式登録簿、会計帳簿、株主総会及び取締役会議事録を閲覧し、それらを謄写する権利を認めていた。そして、同条 5 項で株式登録簿、会計帳簿、株主総会及び取締役会議事録の保存を懈怠した場合の罰則を定めていた。そこでは保存を怠った日につき 50 ドルの罰金を課していた。会社情報の保存については会計帳簿とそれ以外では別で定め

ていたが、会社情報の収集の対象は区別していなかったことが注目される。さらに、会社情報の保存義務の懈怠に対する罰則を定めていたことから、株主による会社情報の収集権を容易とするために会社情報の保存を重要視していたことも窺われる¹⁴。

ただ、株主の会社情報の収集権については統一事業会社法の第 7 草案及び第 8 草案で次の 2 つのことが提案されていた。第 1 に、株主が会社情報の収集権を行使しうる目的を列挙することである。第 2 に、会社情報の収集権を行使できる株主に一定の制限を設けることが検討された。

こうした提案に対して、統一事業会社法は株主の会社情報の収集権とそれに対応する取締役の義務につき、コモン・ロー上の会社情報の収集権と同様に、会社情報を収集する動機又は目的の合理性でその行使の認否について判断することとした。会社情報を収集する目的で権利行使の認否を判断することとしたのは次のことが理由とされている。すなわち、当時の制定法が株主に会社情報の収集権を付与している場合、その多くは会社情報の収集の動機又は目的の正当性に関わらず、株主に職務執行令状の発行申請をする権利を与えていたためである¹⁵。しかし、株主による会社情報の収集権の行使目的に関わらず、職務執行令状による救済を認めることは妥当ではないとされた。その一方で、会社に対して会社情報の収集に対する抗弁を認めないことは公平性に欠くと考えられたことによる。

2. 情報開示との関係等

統一事業会社法は会社情報の収集権を法定し、それを補完するものとして一定事項に関する情報開示を強制した¹⁶。すなわち、同法 36 条はその 1 項で州務長官 (Secretary of State) に株主、債権者又は一般投資者のための会社の年次報告書 (annual reports) の形式、内容、及びその提出時期に関する規則を定めることを促した。そのうえで、その年次報告書を開示することを求めた。さらに、2 項では会社に対し 1 項に従って年次報告書の提出すべきとし、同条の規定に反して年次報告書の提出等を怠った場合、その期間につき 1 日 50 ドルの罰金を課していた¹⁷。

こうした情報開示に関する規定は、後述するように統一事業会社法における株主による会社情報の収集権を制限して採用していたルイジアナ州において重要な役割を担っていたと考えられる。ただ、同様に会社情報の収集権を行使できる株主を制限していたアイダホ州ではこの情報開示に関する規定を除外していた。そのため、株主による会社情報の収集

¹⁴ この罰則について、久保田・前掲 (注 2) 96 頁は会社情報の収集権を実質的に保障するためと述べている。

¹⁵ このように、いわば絶対的な権利として株主の会社情報の収集権を認めていたことにつき、第 1 章第 3 節、コモン・ロー上における会社情報の収集権の救済手段については、第 1 章第 4 節を参照されたい。

¹⁶ 久保田・前掲 (注 2) 98 頁。JAMES D. COX & THOMAS LEE HAZEN, 2 THE LAW OF CORPORATIONS, 462(3d ed. 2010)は、こうした年次報告書を通じた情報開示は上場会社が発行する財務諸表及び年次報告書が不十分であるという不満への対応であると述べている。

¹⁷ See *supra* note 10, at 190-191.

権を法定した効果は限定的であったといえる¹⁸。

もとより、会社による情報開示は、第1章第3節でも述べたように19世紀初頭から株主の会社情報へ接近するための手段として会社情報の収集権とともに整備されていったが、各州法は20世紀初頭まで会社に対して定時報告書を課すことをしなかった。何らかの報告書を要求していた州であってもかなり簡素なものであり、子会社の情報は含まれていなかった等の不十分な点が多かった。そうした様々な問題を有していたことから、統一事業会社法は会社の年次報告書の形式、内容及びその提出時期に関する規則を定め、その懈怠に対する罰則を設けることでその実効性を高めて会社による積極的な情報開示を充実させていたものと考えられる。

このように統一事業会社法では会社情報の収集権及び情報開示に関する規定の整備がなされたが、次のような指摘もあった。すなわち、会社情報の収集権は株主にとって当該権利行使に要する費用等が障害となって利用されづらいものであった¹⁹。さらに、定時報告書についても、それを株主又は一般に開示することを要求しない州が大半であったとされている。これは1933年証券法(Securities Act of 1933)及び1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)が情報開示の理念のもと、財務情報等の情報開示を強化することとなる²⁰。そのため、少なくとも上場会社においては投資者が自身の投資価値を知るための詳細かつ包括的な情報が得ることができるようになり、会社情報の収集権及び情報開示に関する規定の効果はわずかであったといわれる²¹。

3. 統一事業会社法の採用状況

統一事業会社法は、ルイジアナ州、アイダホ州、ワシントン州及びケンタッキー州の4州に採用されていた。しかし、そうした州であっても同法が定めていた会社情報の収集権を修正して採用していたようである²²。

まず、アイダホ州においては統一事業会社法35条1項に(c)号を追加し、そこでは会社情報を登記された事務所で保存することを会社の定款に記載することを要求した。同条1項に(c)号を追加したことに伴い、3項後段で規定していた株式登録簿の管理に関する代理人の規定を除外している。統一事業会社法では株式登録簿を登記された事務所での保存以外に譲渡代理人による保存も認めていた。それに対して、アイダホ州では登記された事務所に限定し、譲渡代理人の選任を認めなかった。

¹⁸ See *id.* at 191.

¹⁹ 久保田・前掲(注2)97頁は、このような状況は当時の大規模公開会社の実態を反映するものであり、株主層の大半を占める大衆株主の実態が投資者にすぎなかったことから会社情報の収集権が行使されていた実態は投資判断資料の提供にあったとする。

²⁰ 黒沼悦郎『アメリカ証券取引法(第2版)』4頁(弘文堂、2004年)参照。

²¹ See E. Merrick Dodd, Jr., *Statutory Developments in Business Corporation Law, 1886-1936*, 50 HARV. L. REV. 27, 49(1936). そのため、久保田・前掲(注2)95頁は、終局的な救済手段として反対株主の株式買取請求権が重視されていたと指摘する。

²² See *supra* note 10, at 189.

そのうえで、同条 4 項の株主による会社情報の収集権についても修正を加えている。すなわち、総資本株式 (total capital share) の 10%以下しか保有していない株主には、取締役会の承認がある場合を除いて、株主名簿の調査権を付与しなかった。統一事業会社法はすべての株主に会社情報の収集権を認めていたのに対し、アイダホ州では権利行使の要件を厳格にして会社情報の収集権を行使できる株主を制限していた。罰則を規定する 5 項についても 50 ドルを越えない罰金と改めていて、一律に 50 ドルの罰金としていた統一事業会社法とは対照的である。

次いで、ケンタッキー州にあっては統一事業会社法 35 条 1 項 (a) 号で規定していた会社の登録された事務所での株主総会及び取締役会議事録の保存義務、3 項後段の株式登録簿に関する代理人に関する規定及び 5 項の罰金に関する規定を除外していた。すなわち、ケンタッキー州では株主による会社情報の収集権の対象が株式登録簿及び会計帳簿に限定され、株式登録簿については登記された事務所でのみ保存することができなかった。その一方で、株主総会及び取締役会議事録の保存が要求されていなかったことは会社経営に関する意思決定の経緯や企業秘密の保護を目的としたと規定といえよう。

さらに、ルイジアナ州では同法 35 条 2 項の会計帳簿の保存及び 5 項の罰金に関する規定を除外し、4 項が規定する会社情報の収集権を制限的な権利とした。会社情報の収集権が制限され、かつ、会社情報の保存に対する罰則を有していないことから、会社が会社情報の開示に積極的でなければ株主による会社情報の収集権の行使が困難であったと思われる。そのうえ、株主による会社情報の収集権の中心である会計帳簿の保存が要求されていないことから株主の監督機能が十分に機能しないことが想定される。そのため、前述の年次報告書の開示が株主による会社情報の収集について重要な役割を果たしていたと考えられる。

そして、ワシントン州では 5 項の罰則について 50 ドル以下の罰金としていた。この規定は実質的にアイダホ州と同様であり、罰金が一律に 50 ドルとされていた統一事業会社法とは異なる規定を置いていた。このように、統一事業会社法を採用している州であっても株主による会社情報の収集権が制限されていた理由として次のことがいわれる。すなわち、株主に対して広範に会社情報の収集権を認めることは会社経営を阻害するとともに、濫用の危険を著しく増加されるものであり、結果として株主全体の利益に反すると考えられたためと指摘される²³。

第 3 節 統一事業会社法と 1920 年代以降の州会社法との関係

1. 統一事業会社法の州会社法への影響

統一事業会社法は多くの州で制定法の改正作業にあたって参照²⁴されたことに鑑みれば、

²³ 久保田・前掲 (注 2) 96 頁。

²⁴ 統一事業会社法を州会社法の改正に際して参照した州として、たとえば、わが国における株主の会社情報の収集権の主要なモデルとなったと考えられているイリノイ州がある (Robert S. Stevens, *Uniform Corporation Laws through Interstate Compacts and Federal Legislation*, 34 MICH. L. REV. 1063, 1071(1936))。

その後の立法に与えた影響は少なくないと指摘がされているものの、レイジアナ州、アイダホ州、ワシントン州及びケンタッキー州の4州に採用されたにすぎなかった²⁵。その理由としては、統一事業会社法は州会社法の統一を目的としていたゆえに、先駆的な規定で構成されていたためといわれている。さらに州会社法に必要なのは、統一法よりも模範法の立法であったとも考えられた。ところが、統一事業会社法は州会社法に全く同じ法律の制定を求めたものであった²⁶。

そうした影響もあり、1943年に統一事業会社法は模範事業会社法（Model Business Corporation Act）と改称されることとなった。これは州間で会社立法が統一される必要がないと考えられたためである²⁷。もっとも、州会社法を制定する場合には州間の立法が統一へ向かうための模範的な会社法が必要と考えられた²⁸。他方で、1930年代に制定された連邦証券諸法のもとでの株主保護が重要視されるとともに再度各州法の統一を試みるべく、アメリカ法曹協会（American Bar Association, ABA）によって1950年に模範事業会社法が公表されることとなる²⁹。同法が模範的な会社法として広範に採用されることとなったことを受け、統一州法委員会全国委員会が主体となって公表されていた模範事業会社法は1958年に完全に撤回されることとなった³⁰。

2. 州会社法の現代化の流れ

上述のように、統一事業会社法は株主の会社情報の収集権について重要な規定を置いていたが、それ以外にも様々な重要な規定を設けていた。その一方で、統一事業会社法の公表前後から州会社法の現代化の動きも活発であった。これは各州相互間の影響と州法曹協会の活躍が顕著であったとされている³¹。こうした州会社法の現代化の動向は、模範事業会社法における株主の会社情報の収集権のみならず、その起草に影響を及ぼしていると考えられる。そこで以下では、1920年代から模範事業会社法が公表されるまでの州会社法の動向をみていくこととする。

アメリカでは1920年代後半より州会社法の現代化が始まったといわれている³²。この現代化の流れは1927年オハイオ州一般会社法（Ohio General Corporation Act of 1927）の改正に端を発しているとされている。同法の半分は1925年のフロリダ州法から派生したも

²⁵ 久保田・前掲（注2）80頁。

²⁶ Hamilton, *supra* note 9, at 1457 n.16.

²⁷ WILLIAM MEADE FLETCHER ET AL., 1 FLETCHER CYCLOPEDIA OF THE LAW OF PRIVATE CORPORATION, 11(perm ed. 1990). しかし、この点はアメリカ法曹協会にとって後述する模範事業会社法の公表に際して不測の事態であったともいわれている（See Hamilton, *supra* note 9, at 1457）。

²⁸ See *supra* note 10, at 115.

²⁹ 久保田・前掲（注2）109頁。 See Kenneth K. Luce, *Trends in Modern Corporation Legislation*, 50 MICH. L. REV. 1291, 1299(1952).

³⁰ Hamilton, *supra* note 9, at 1457. FLETCHER ET AL., *supra* note 27, at 11.

³¹ 酒巻・前掲（注3）8頁。

³² 1920年代以降の州会社法の現代化の動向につき、See Ray Garrett, *Model Business Corporation Act*, 4 BAYLOR L. REV. 412, 418-419(1952); BALLANTINE, *supra* note 5, at 44-45; 1 MODEL BUSINESS CORPORATION ACT ANNOTATED, 3-6(1960).

のであり、それ以外に当時のニューヨーク州法、デラウェア州法及び改正前のオハイオ州法との調和をとって制定されたものである。

オハイオ州会社法は改正に対して懸命に取り組んだ州法曹協会の指揮のもと起草がされ、多くの重要な提案がされた。そのため、1927年オハイオ州一般会社法は他の州の模範となるような制定法であったが、それはオハイオ州法曹協会（Ohio Bar Association）が予期した結果ではなかった。とはいえ、1927年オハイオ州一般会社法はアメリカの各州で進行中にあつた会社法制の現代化に大きく寄与したといわれている³³。

1929年にはアイダホ州とテネシー州が改正を行った。1929年アイダホ州事業会社法（Idaho Business Corporation Act of 1929）は統一事業会社法の半分をそのまま採用した。残りの部分についても、その多くは株主による会社情報の収集権や情報開示のように、統一事業会社法の規定を修正させたものであつた。1929年テネシー州一般会社法（Tennessee General Corporation Act of 1929）はデラウェア州法を主として基礎とするものであつたが、いくつかの規定についてはメリーランド州、フロリダ州、ヴァージニア州、ニュージャージー州及び統一事業会社法の規定を採用した。

3. カリフォルニア州一般会社法等の状況

（1）アーカンソー州事業会社法等の制定

1931年にアーカンソー州事業会社法（Arkansas Business Corporation Law of 1931）が主にニュージャージー州法に基づいて制定された。さらに、ミシガン州一般会社法（Michigan General Corporation Act of 1931）はオハイオ州法、デラウェア州法を基礎に改正したものの、それはオハイオ州法に拠っていたものであつた。

さらに、ペンシルバニア州も1931年に州会社法を改正した。1931年ペンシルバニア州事業会社法（Pennsylvania Business Corporation Law of 1931）は後述の1933年イリノイ州事業会社法の1931年段階での草案を大幅に採用した。もっとも、1931年のイリノイ州法の草案はその後検討が重ねられ、1933年に制定される際にはその草案が改善されたものであつた。

（2）カリフォルニア州一般会社法の制定と株主の会社情報の収集権

1931年にはカリフォルニア州法が改正されている。これはカリフォルニア州法曹委員会（California State Bar Committee）の3年以上に及ぶ努力の結果であつた。この立法の主たる対象はカリフォルニア州で行える企業活動に一線を画することであつた。すなわち、デラウェア州やネバダ州においては企業誘致に競争的な法制を置き、そこでは会社を優遇すること又は会社設立の容易さを正当なものとしていた。こうした状況に応じて、カリフ

³³ オハイオ州会社法は、統一事業会社法にも影響を与えている。すなわち、*supra* note 10, at 188によれば、同法における会社情報の収集権を規定していた35条3項はオハイオ州会社法32条の規定を参考にしたとされている。

オルニア州法曹委員会はカリフォルニア州での企業活動を促すために、他の州で会社を設立する方策を未然に防ごうとした³⁴。その一方で、一定の会社情報の収集については絶対的な権利とした³⁵。

もつとも、1931年に会社法の現代化が行われたカリフォルニア州であったが、その後1933年カリフォルニア州一般会社法（California General Corporation Law of 1933）に改正される。この改正は州法曹委員会が1931年の立法におけるいくつかの過誤を修正すること及び解釈上疑問が生じた規定を明確化することを目的として、1931年以後も継続して行われた検討を反映したものである。形式としては改正とされているが、1933年法は1931年法の抜本的もしくは根本的な改正ではなかった³⁶。

そのカリフォルニア州における株主の会社情報の収集手段の特徴としては次の3つのことが挙げられる³⁷。第1に、裁判所の命令（order）による検査役制度である³⁸。すなわち、カリフォルニア州民法典（California Civil Code）が裁判所の命令（order）による検査役制度を有していた。これは、発行済株式の10%を保有する株主の申立てで裁判所が州内で保存されている会社情報の監査のための1人以上の適任の検査役あるいは会計士を選任し、その者による検査制度である。それら検査役が、検査の対象となる会社の財産、資金やその業務、さらに州内外の会社を問わず州内で保存されている帳簿等の会社情報について検査し、それを踏まえて検査役は裁判所にその調査内容を報告するというものである。

第2に、定款で別段の定めがない限り、株主に年次報告書（annual report）の送付を規定していた³⁹。第3に、一定割合の株主の請求で会社の財務諸表の開示を強制することを定めており、そこには子会社の情報も含まれていた。このように、カリフォルニア州においては株主による会社情報の収集権以外に、会社情報の収集手段が充実していたといえよう。

4. イリノイ州事業会社法等の状況

（1）イリノイ州事業会社法と株主の会社情報の収集権

1933年にはイリノイ州事業会社法（Illinois Business Corporation Act of 1933）が制定された。同法は他の州会社法とは全く異なって独創的なものであったが、1929年のインディアナ州法の強い影響を受けたものとされている。イリノイ州会社法はシカゴ法曹協会の代表する成果であると考えられている。ちなみに、同州法は昭和25年商法改正で導入され

³⁴ Henry Winthrop Ballantine, *Questions of Policy in Drafting a Modern Corporation Law*, 19 CAL. L. REV. 465, 465(1931).

³⁵ Graham L. Sterling, Jr., *Modernizing California's Corporation Laws*, 12 WIS. L. REV. 453, 461 n.27(1937).

³⁶ *Id.* at 470.

³⁷ Henry Winthrop Ballantine, *A Critical Survey of the Illinois Business Corporation Act*. 1 U. CHI. L. REV. 357, 384(1934).

³⁸ その内容につき、*See BALLANTINE, supra note 5, at 389-390.*

³⁹ 当時、こうした規定を有していた州はわずかであったものの、カリフォルニア州の他に、マサチューセッツ州が公衆に対して定時報告書を開示することを要求していたようである（*See Dodd, supra note 21, at 49.*）。

た会計帳簿閲覧謄写請求権のモデルとなったとされている⁴⁰。さらに、イリノイ州会社法は、アメリカの制定法において現代の会社情報の収集権の原点となる規定を設けたと考えられている。そのため、同州会社法はその後いくつかの州の立法に際しひな形として提供された⁴¹。ただ、そのイリノイ州会社法の改正に際しては統一事業会社法が参照されていることから、統一事業会社法がイリノイ州会社法に与えた影響は少なくない。

ちなみに、イリノイ州会社法における株主の会社情報の収集権は次のように規定していた。すなわち、閲覧の請求をする際に株主は6か月以上又は発行済株式の5%以上の株式を保有し、正当な目的を主張したうえでその証明をしなければならないとされていた。閲覧の対象となっていたのは、会計帳簿、各種議事録、株主名簿（record of shareholders）である。さらに、不当に拒絶した役員に対して通常の損害賠償のほか、請求した株主が保有する株式価格の10分の1の罰金を課す一方で一定の拒絶事由を定めていた⁴²。

（2）1933年ワシントン州統一事業会社法の制定等

さらに、1933年ワシントン州統一事業会社法（Washington Uniform Business Corporation Act of 1933）が制定された。ただ、ワシントン州法はその名称を統一事業会社法とすることを目的とした軽微な改正である。この改正はワシントン州が1928年に公表された統一事業会社法を採用したことによるものである。

1939年にはカンザス州法が改正されている。カンザス州法はデラウェア州法及び1933年イリノイ州法を基礎とするものである。1941年にはネブラスカ州の一般会社法が制定された。ネブラスカ州法は、改正にあたって改正以前のネブラスカ州法が不十分であった点を主にデラウェア州法とニュージャージー州法を参考とした。もっとも、その多くはデラウェア州法から派生するものであった。

5. その他の州法の状況等

1943年にはミズーリ州一般及び事業会社法（General and Business Corporation Act of Missouri）が制定される。ミズーリ州法は、改正前のミズーリ州法を考慮して、それをいくつか修正しながらかなりの程度までイリノイ州法に倣ったものである。その後、1946年にはケンタッキー州法が統一事業会社法の大半を採用した。オクラホマ州は1947年にオクラホマ州事業会社法（Oklahoma Business Corporation Act of 1947）を制定し、それはイリノイ州法とカリフォルニア州法を基礎としたが、いくつかの規定についてはイリノイ州法及びカリフォルニア州法以外の州法が多く使われていた。

⁴⁰ 中東正文編著『商法改正（昭和25年・26年）GHQ/SCAP文書』解39頁（信山社、2003年）。

⁴¹ Frank G. Newman, *Inspection of Stock Ledgers and Voting Lists*, 16 Sw. L. J. 439, 442(1962).

⁴² BALLANTINE, *supra* note 5, at 380. イリノイ州における株主の会社情報の収集権の詳細につき、See T. Jay Sullivan, *The Right of a Shareholder to Inspect the Books of a Corporation in Illinois*, 2 J. MARSHALL L. Q. 260(1936). なお、同州会社法の沿革につき、拙稿「アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権～初期のコモン・ロー及び州法等の展開を中心に～」専修法研論集 56号 26頁以下（2015年）を参照。

株主の会社情報の収集権との関係では、1941年のウィスコンシン州会社法は10%以上の株式を保有する株主であれば競業者であっても会社情報の収集権の行使を認めていた。そのうえで、その行使目的が悪意のものであっても職務執行令状の請求できる権限を付与しており、株主による会社情報の収集権を絶対的な権利としていた。しかし、1943年の改正において会社情報の収集権の行使にあたり正当な目的を要求することとなった⁴³。

6. 初期のデラウェア州会社法と会社情報の収集権

(1) デラウェア州法の意義と会社情報の収集権の発展

アメリカにおける会社設立許可書を巡る競争で最も支配的な地位にあるのがデラウェア州である。デラウェア州以外の州に本社が置かれている会社であってもデラウェア州法及び判例法が適用されることから、デラウェア州会社法はアメリカにおける会社法の発展において極めて重要な役割を果たしている⁴⁴。

しかし、デラウェア州会社法は株主よりも経営者を優遇する法律であるといわれ、設立州としてのデラウェア州は「奈落への競争 (race to the bottom)」が生ずると批判がされている⁴⁵。すなわち、会社経営陣が自らにとって優位となり、株主の利益保護が弱い特定の法改正を行うよう立法府に促した場合、経済的なインセンティブを有する州は経営陣を迎合し、株主の利益を犠牲にして経営陣の経営判断の裁量を拡大する法改正が起こりうる。そのため株主利益が損なわれ、ひいては会社の価値の最大化につながらないという問題が生じる⁴⁶。

もっとも、そのデラウェア州における会社情報の収集権の発展は他の法域と類似したものである⁴⁷。その起源は1899年までさかのぼる⁴⁸。すなわち、同年にデラウェア州立法者が現在のデラウェア州一般会社法 (Delaware General Corporation Law) の前身であるデラウェア州会社法 17 条を採択し、会社の有する株主名簿の調査する権利を株主に認めた。デラウェア州会社法はその後 50 年の間で数度の改正がされているが、会社情報の収集権については、同法の 1967 年改正まで実質的な改正がされることはなかった⁴⁹。

ただ、形式的な修正は加えられている。まず、1901年のデラウェア州会社法により 17

⁴³ BALLANTINE, *supra* note 5, at 379 n.11.

⁴⁴ カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』9、12頁(有斐閣、2009年)。

⁴⁵ ARTHUR R. PINTO & DOUGLAS M. BRANSON, UNDERSTANDING CORPORATE LAW, 16(3d ed. 2009).

⁴⁶ ミルハウプト編・前掲(注44)12頁。

⁴⁷ Note, "Proper Purpose" for Inspection of Corporate Stock Ledger, 1970 DUKE L. J. 393, 395(1970).

⁴⁸ デラウェア州会社法における株主の会社情報の収集権の沿革につき、See Randall S. Thomas, *Improving Shareholder Monitoring of Corporate Management by Expanding Statutory Access to Information*, 38 ARIZ. L. REV. 331, 341 n.62 (1996).

⁴⁹ 1967年改正後のデラウェア州会社法の会社情報の収集権につき、さしあたり、See EDWARD P. WELCH ET AL., FOLK ON THE DELAWARE GENERAL CORPORATION LAW, 737-762 (2016 ed. 2016). 邦語文献として、釜田薫子「デラウェア州における株主の閲覧権と正当目的の立証—『信頼できる根拠』基準の適用—」同法 67 卷 6 号 147 頁以下 (2015 年)、同「米国の株主代表訴訟と株主の情報収集—閲覧可能な文書の範囲と『不可欠性』の要件—」北村雅史=高橋英治編『藤田勝利先生古稀記念論文集 グローバル化の中の会社法改正』197 頁以下 (法律文化社、2014 年) 等を参照。

条から 29 条に改められたが、その内容は改正前のままであった⁵⁰。その後、1953 年にデラウェア州の立法者は新たなデラウェア州法典を制定し、それを州知事が承認した。これにより株主名簿の閲覧権が 220 条に規定されることとなったが、その内容は変わることがなかった。

(2) 1953 年改正前の会社情報の収集権

1953 年改正以前の会社情報の収集権の規定につき、裁判所は制限ない条文の文言が株主による絶対的な会社情報の収集権を行使される効果をもつという立場を示した。ただ、制定法の規定は絶対的な権利とされていたが、それは職務執行令状の発行に関する裁判所の裁量を廃止することを意味するものではなく、正当な目的による場合にのみ職務執行令状を発行した⁵¹。これは救済を求める法的権利を立証することを、申立てにおいては関係人と呼ばれる株主に要求していたことを意味する⁵²。もっとも、会社情報の収集権を行使することのできた株主は株式原簿に記録された株主のみであった⁵³。

これに対して、相手方である会社は職務執行令状に従うか、救済の権利がないことを株主に示し、申立ての主張を拒絶するといういずれかを示さなければならない。この拒絶が不明確、不完全、あるいは不十分であれば申立ての主張は有効なものとされ、職務執行令状によって株主の権利執行を認めた⁵⁴。

コモン・ローのもとでは職務執行令状は正当な目的につき積極的な主張の後にのみ発行されたが、デラウェア州会社法が会社情報の収集権を絶対的なものとしていた。このことから、会社情報の収集権の行使を求める株主が職務執行令状を求める際に正当な目的の主張をする必要はなくなった。その代わりに不当な目的又は動機という主張の証明は会社側に転換された⁵⁵。

その結果、株主の会社情報の収集に関する絶対的な制定法上の権利は、単に不当な目的であるという会社の主張によって阻止されることとなった。このような状況に対応して、州の立法者は職務執行令状に係る手続を 1953 年に改正した。これは関係者又はその相手方によって職務執行令状の発行を求める申立てにつき、その事実に疑義があるときはデラウェア州最高裁判所 (superior court) が聴聞及び発行の判断をすることとなった⁵⁶。

(3) 1953 年改正後の会社情報の収集権

⁵⁰ 株主の会社情報の収集権を規定していた 1929 年デラウェア州会社法 29 条につき、*See Note, supra note 47, 395 n.14.*

⁵¹ *Id.* at 395.

⁵² Thomas, *supra note 48, at 342.*

⁵³ C. Thomas Attix, Jr., *Rights of Equitable Owners of Corporate Shares*, 99 U. PA. L. REV. 999, 1001(1951).

⁵⁴ Thomas, *supra note 48, at 342.*

⁵⁵ Note, *supra note 47, at 396.* だが、Newman, *supra note 41, 455* は、正当な目的の立証責任はその事案次第であったと述べている。

⁵⁶ Note, *supra note 47, at 396.*

1953年のデラウェア州会社法220条で会社情報の収集権を有していたのは株主それぞれの名前、住所及び保有株式数を記録した株式原簿（stock ledger）に記載のある株主に限られていた⁵⁷。これは1940年の *State ex rel. Healy v. Superior Oil Corp.* 事件⁵⁸において、単に名義人にすぎなかったとしても会社情報の収集権が付与されているのは株式原簿に記載された株主であると判示されていたためである⁵⁹。

デラウェア州においても、制定法による会社情報の収集権とコモン・ローによる会社情報の収集権が併存した。さらに、コモン・ロー上の会社情報の収集権と同様に会社情報の収集権の行使に際し、正当な目的を示すことが要求されていた。

もともと、デラウェア州では株式原簿とそれ以外の帳簿等で正当な目的の判断が異なっていたとされている⁶⁰。株式原簿についてはその閲覧を求める理由として正当で理解しやすい目的の一つが委任状勧誘である。ただ、会社は請求した株主が株式原簿から得られた情報を株主としての利益と無関係なことに利用することを証明したとき、その請求に対する会社の拒絶は認められた⁶¹。

他方で、デラウェア州において株式原簿以外の会社情報については制定法ではなく、コモン・ロー上の会社情報の収集権に起因するものであった。すなわち、コモン・ローの法理によれば会社の帳簿等の提供を求める前に会社に対し閲覧の目的を示すことを要求していた。さらに提供が拒絶されたならば、株主は職務執行令状が認められる前に閲覧目的が正当であると裁判所が確信するに至る証明をしなければならなかった。これは裁判所が株主のコモン・ロー上の権利を保護する義務がある一方で、不当な目的でかつ会社の業務を妨げる請求から会社を保護しなければならなかったためである⁶²。

⁵⁷ Note, *Inspection of Corporate Books and Records in Delaware*, 41 VA. L. REV. 237, 237, 241(1955).

⁵⁸ 13 A.2d 453(Super. Ct. 1940).

⁵⁹ Note, *supra* note 57, at 241.

⁶⁰ *Id.* at 237, 242.

⁶¹ *Id.* at 243-244.

⁶² *Id.* at 245.

第3章 1950年の模範事業会社法の公表と株主の会社情報の収集権

第1節 模範事業会社法の公表とその影響

1. 模範事業会社法の公表

統一事業会社法としての模範事業会社法は、前述のように撤回されることとなったが、その代わりに新しくアメリカ法曹協会（American Bar Association. ABA）が1950年に模範事業会社法を公表することとなった。その模範事業会社法にはどういった特色があり、株主による会社情報の収集権をどのように規定していたのであろうか。

そもそも、模範事業会社法はアメリカ法曹協会の会社法委員会（Committee on Corporate Laws of the American Bar Association）が独自の立場から連邦会社法制定の要望に応えるため、1940年より作成を始めた草案を基礎とする¹。模範事業会社法は、州会社法立法者によって実質的に制定されうる一般的な会社法として予定されており²、そのアプローチは各州会社法の統一を目指すものではなく、州間の差異を認めるものである³。なお、模範事業会社法それ自体は法規範としての拘束力を持たないが、各州で異なるアメリカ会社法の共通項を理解するにあたり有益な資料を提供する⁴。模範事業会社法は現在でも改正がありながら重要な意味を持っている。

模範事業会社法の起草当時における主な目的は州委員会やその州における法曹協会へ州会社法の改正ないし現代化の模範を提供することにあつた⁵。模範事業会社法の起草は1940年に始まった。これはアメリカ法曹協会の会社法委員会が独自の立場から連邦会社法制定の要望に応えるためであつた⁶。同委員会は1943年に報告書の形式で連邦会社法草案（Preliminary Draft of Federal Corporation Act）をアメリカ法曹協会の事業法部門（Business law Section）へ提出した。これと同時に、会社法委員会は各州での会社法改正の手引きとしての模範事業会社法の研究を開始し、1946年に「州事業会社法の模範（Model for State Business Corporation Acts）」という題目で最初の草案が公表された⁷。

この草案は1933年イリノイ州事業会社法（Illinois Business Corporation Act of 1933）を基礎とするものであつた。これは同州会社法がその制定から13年以上経過したものであり、実務の影響や法を運用する経験が浸透していたためとされている。ただ、委員会の委員長ならびに委員の多くがイリノイ州の法曹で占めていたためとの指摘がある⁸。

¹ 酒巻俊雄「アメリカにおける会社立法の進展」企業法研究 85 輯 8 頁（1962 年）。

² CORPORATE LAWS COMMITTEE, MODEL BUSINESS CORPORATION ACT (2016 REVISION): OFFICIAL TEXT WITH OFFICIAL COMMENTS AND STATUTORY CROSS-REFERENCES, v(2016).

³ ARTHUR R. PINTO & DOUGLAS M. BRANSON, UNDERSTANDING CORPORATE LAW, 4(3d ed. 2009).

⁴ カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』12 頁（有斐閣、2009 年）。

⁵ COMMITTEE ON CORPORATE LAWS OF THE AMERICAN BAR ASSOCIATION, MODEL BUSINESS CORPORATION ACT(Revised 1953), iv(1957).

⁶ 酒巻・前掲（注 1）8 頁。

⁷ Ray Garrett, *Model Business Corporation Act*, 4 BAYLOR L. REV. 412, 424(1952). 酒巻・前掲（注 1）8 頁。

⁸ 酒巻・前掲（注 1）9 頁。

もとより、1946年に公表された州事業会社法の模範の草案はイリノイ州における州憲法上の制約を除いたものであったことに加えて、会社設立費用（incorporation fees）及び事業税（franchise taxes）の査定や徴収について複雑な規定となっていた。この草案は広く公表されたが、州の模範法としては不十分なものであり、前述のように州会社法の現代化が進んでいたことからわずかな州で用いられたにすぎなかった。そこで委員会は委員の構成を変更し、模範法の草案を改めるために3年以上の検討を重ねた⁹。

そうした検討を経て、1950年に「模範事業会社法（改正版）（Model Business Corporation act(Revised)）」が公表された。新たに公表された模範事業会社法では1946年の草案で除外されていた多くの規定が盛り込まれた。それにより、配当に関する取扱いや株主権の改善等が図られた¹⁰。

模範事業会社法は、次の4つのことを考慮して、公表されたと考えられている¹¹。第1に、当時の会社法制には構成の簡素化とその調整及び矛盾や不要な重複を解消することが必要であった。第2に、公益会社（public corporation）や非営利会社（non-profit corporation）と比べて、事業会社（business corporation）に関係する法の検討や改正は優先すべきであると考えられた。これと関連して、第3に、事業会社に関する法の改正に係る検討は部分的な修正としてではなく、法律全体の改正という観点で取り組まれるべきとされた。第4に、事業会社に関する全ての規定をまとめた新たな事業会社法は、可能な限り、企業、法曹、州の行政機関、裁判所、労働者等の多様な観点から望ましい法であることを求めて起草したとされている。

そうした見解のもとで、会社法委員会での種々の検討を経て、アメリカ法曹協会は1950年に模範事業会社法を公表した¹²。同法は1953年にいくつかの修正が加えられたものが再公表されている¹³。その後、模範事業会社法は、1955年、1957年及び1959年に同法の改正に伴う累積的補遺（cumulative addendum）及び選択的又は任意的規定（alternative and optional provision）によって増補されている¹⁴。

2. 模範事業会社法の公表と州法への影響

模範事業会社法の公表は州法の現代化にも影響を与えた¹⁵。まず、1951年にはウィスコ

⁹ Garrett, *supra* note 7, at 424.

¹⁰ *Id.* at 424-425.

¹¹ See HOWARD L. OLECK, 1 MODERN CORPORATION LAW, 100(1958). 酒巻・前掲（注1）9頁も参照。

¹² Garrett, *supra* note 7, at 420. 酒巻・前掲（注1）9頁。

¹³ 1 MODEL BUSINESS CORPORATION ACT ANNOTATED, 4(1960).

¹⁴ *Id.* たたとえば、1955年の改正では、累積投票に関する規定が、強行規定から任意規定に変更されている（酒巻・前掲（注1）13頁）。なお、アメリカにおける累積投票制度の歴史的展開については、柿崎環「アメリカ会社法における累積投票制度の変容（一）・（二・完）」早稲田大学大学院法研論集 69号 59頁（1994年）、71号 61頁（1994年）を参照。

¹⁵ 模範事業会社法が州法に与えた影響につき、See *supra* note 13, at 3-6; Garrett, *supra* note 7, at 420; WILLIAM MEADE FLETCHER ET AL., 1 FLETCHER CYCLOPEDIA OF THE LAW OF PRIVATE CORPORATION, 10-12(perm. ed., 1990).

ンシン州が模範事業会社法を基礎としたウィスコンシン州事業会社法 (**Wisconsin Business Corporation Act**) を制定した。ウィスコンシン州会社法はほぼ模範事業会社法を基礎としながらも、イリノイ州会社法を選択している部分もあった。さらに、メリーランド州会社法も改正がされている。同法は改正前のメリーランド州会社法と多くの州法を参照しつつ、模範事業会社法の多くの規定を組み入れていた。

1953年には、オレゴン州事業会社法 (**Oregon Business Corporation Act**) が起草された。これはオレゴン州法曹協会の会社法委員会によって立案がされたものである。もっとも、同州法は一定の州での手続と州への手数料の計算規定を除いて、模範事業会社法をそのまま採用した。

その後、1954年にコロンビア特別区 (**District of Columbia**) が模範事業会社法をほぼ採用して州会社法の現代化を行い、コロンビア特別区事業会社法 (**District of Columbia Business Corporation Act**) を制定した。それに続いて、1955年にテキサス州法曹協会会社法改正特別委員会 (**Special Committee of Revision of Corporation Laws of the Texas State Bar**) がテキサス州事業会社法 (**Texas Business Corporation Act**) を起草した。同州法は、その大半が模範事業会社法を基礎とするものであった¹⁶。

これらの州では株主の会社情報の収集権について、基本的には模範事業会社法と同様の規定を有していた¹⁷。しかし、その詳細については模範事業会社法と異なっていた。たとえば、テキサス州では株主に合理的な目的又は正当な目的の立証を要求していたが、会社が株主による会社情報の収集権の行使に対して主張することができる正当な拒絶事由を規定していなかった。さらにオレゴン州、テキサス州、ウィスコンシン州では会社情報の収集権を行使することのできる株主は名義株主 (**shareholder of record**) に限定され、かつ一定の期間 (**for a specified length of time**) 又は発行済株式総数の一定割合 (**specified percentage of the outstanding shares**) の保有を要求した。コロンビア特別区では会社情報の収集権の行使要件として、株主に対して株式の保有割合 (**percentage of ownership**) のみをその要件とした¹⁸。

そのうえで、オレゴン州及びウィスコンシン州では株主による会社情報の収集権の行使に対する拒絶事由を具体的に列挙していた。コロンビア特別区は過去に会社情報の収集権の行使によって得られた情報の売却もしくは不当な目的による権利行使の場合を会社の拒絶事由として認めていた。罰則についても、オレゴン州は模範事業会社法と同様に会社の不当拒絶に対して法によって付与されている損害賠償又は救済に加えて、請求した株主にその保有する株式価格の10%の損害賠償を認めていた。ウィスコンシン州でも同じく、請求した株主にその保有する株式価格の10%の損害賠償を認めていた。ただ、総額で法により

¹⁶ テキサス州事業会社法における会社情報の収集権の条文につき、*See William T. Blackburn, Shareholder Inspection Rights*, 12 Sw. L. J. 61, 63 n.11(1958).

¹⁷ *See supra* note 13, at 114.

¹⁸ *Id.* at 115, 116.

付与されている損害賠償又は救済と合わせて 500 ドルという上限を設けていた¹⁹。

3. 模範事業会社法の特徴と構成

アメリカ法曹協会の会社法委員会は、模範事業会社法に、第 1 に現代的な法、第 2 に完全な法、第 3 に柔軟な法、第 4 に簡明な法であることを求めて起草したとされている。こうした起草目的は、模範事業会社法がこうした性格を有していなければ、州会社法の模範として提供されるという本来の目的を果たせないと考えられたことによる。

ちなみに、模範事業会社法は授権法 (enabling act)²⁰であり、取締法 (policing act) ではないといわれている。これは証券詐欺 (fraud) の定義や支配株主の少数株主に対する義務 (obligation of majorities to minorities) を課すことについて、判例法に委ねているブルー・スカイ・ローや取締法の性質を有する他の制定法とは異なり、模範事業会社法は従来の考えを引き継ぐものではなく、厳しい義務を課すものではないと考えられている。そのうえで、模範事業会社法は特定の規模の会社に適用するために起草されたものではないとされている。会社法委員会は一貫して会社法は会社規模に問わず、会社に対して同じ要求や株主の公平な取扱いを要請すべきという観点で起草に取り組んだ²¹。

ところで、1950 年の模範事業会社法は 145 の条文から構成されていた。初めの 46 か条は定義や目的等の理解すべき事柄である実質的な規定が置かれた。それに次ぐ 52 か条の規定は会社設立の手续や合併等が扱われていた。その後の 19 条の規定は外国会社について、続く 10 か条の規定が年次報告書 (annual report) や州に支払う様々な手数料や各種税金について定めていた。残りの 18 か条で罰則や行政機関等の事項について規定していた²²。

こうした模範事業会社法の編纂には慎重な対応がなされた。すなわち、委員会は表現の平易さと明確さ、用語の簡潔さや一貫した用い方、手続の標準化等を模範事業会社法に求めた²³。模範事業会社法は制定技術の面からみた場合、その条文の配列は一般の州法が慣習的に処理されているのに比べてきわめて論理的な構成をとっているともいわれる²⁴。

1950 年に公表された模範事業会社法の前文において、起草者は次のように述べている。

¹⁹ *Id.* at 118, 117. ちなみに、1950 年以降の州法の動向において、株主の会社情報の収集権について重要な改正を行っている州として、1953 年に改正されたデラウェア州がある。その経緯につき、Randall S. Thomas, *Improving Shareholder Monitoring of Corporate Management by Expanding Statutory Access to Information*, 38 ARIZ. L. REV. 331, 341 n.62(1996)。なお、1953 年改正までのデラウェア州法における株主の会社情報の収集権につき、第 2 章第 3 節を参照。

²⁰ アメリカ会社法における授権法の理論とは会社法制の在り方についての基本的立場 (philosophy) の一つとされている。その詳細については、久保田安彦「初期アメリカ会社法上の株主の権利 (2・完)」早法 74 卷 4 号 454 頁以下 (1999 年) を参照。

²¹ Whitney Campbell, *The Model Business Corporation Act*, 11 BUS. LAW. 98, 99-100(1956)。ちなみに、1928 年に公表された統一事業会社法も本質的には授権法であると考えられている。ただ、強行法規として株主の会社情報の収集権等を強化して株主の監督機関としての機能の整備が図られていることから、授権法理論を修正する立場を採っていると考えられている (久保田安彦「1928 年のアメリカ統一事業会社法と株主の権利」早法 75 卷 4 号 102 頁 (2000 年))。

²² COMMITTEE ON CORPORATE LAWS OF THE AMERICAN BAR ASSOCIATION, *supra* note 5, at v.

²³ *Id.*

²⁴ 酒巻・前掲 (注 1) 10 頁。

すなわち、起草にあたっては株主に権利を与えることに十分に配慮したと述べている。株主の権利は会社に関する制定法においてしばしば漫然と扱われており、いくつかの州では株主の権利を廃止する州もあった。そこで会社法委員会は株主の権利を強化するとともに明確な定義を置くべきであると考えた。その一つとして、たとえば、模範事業会社法は吸収合併等の重要な会社の行為に対して基本定款でその問題に関して議決権を付与されているかどうかに関わらず、全ての種類の株式に議決権を付与することとした²⁵。

第2節 模範事業会社法における株主の会社情報の収集権

1. 会社情報の収集権の意義

そうした株主権の強化と定義の一つとして、模範事業会社法は株主の会社情報の収集権を明文化した。模範事業会社法における会社情報の収集権は、明文化に際して一定の法定の要件を充たしながらも不当に会社情報の収集を拒絶された株主のためにコモン・ローでは利用することができない救済手段も規定していた²⁶。

この立法の特徴として、コモン・ローや統一事業会社法の会社情報の取集権とそのアプローチを大きく変えたことが挙げられる。詳細については後述するが、会社情報の収集権の行使に一定の要件を課すとともに権利行使に対する拒絶事由を設けたことが注目される。ちなみに、法定の要件を充たさない株主についても、コモン・ローによる会社情報の収集権と救済手段は会社情報を収集するための手段として規定されていた²⁷。

2. 模範事業会社法 46 条の概要

1950年に公表された模範事業会社法は、46条で会社情報の収集権について規定していた。その条文は次のとおりである²⁸。

『模範事業会社法 46 条 (1950 年)』

帳簿及び記録 (Books and Records)。

各会社は、正確で完全な (correct and complete) 会計に関する帳簿及び記録 (books and records of account)、株主総会議事録並びに取締役会議事録 (minutes of the proceedings of its shareholders and board of directors) を保存 (keep) するものとする。それらは登記された事務所又は事業の主たる場所で保存し、すべての株主の名前、住所及びそれぞれが保有する株式の数並びに種類を記録した株主名簿 (record of its shareholders) は譲渡代理人又は登記された事務所で保存するものとする。

請求に先立って、少なくとも会社の株式を 6 か月以上継続的に保有するか (at least six

²⁵ COMMITTEE ON CORPORATE LAWS OF THE AMERICAN BAR ASSOCIATION, *supra* note 5, at vi.

²⁶ Browning Jeffries, *Shareholder Access to Corporate Books and Records: The Abrogation Debate*, 59 DRAKE L. REV. 1087, 1105(2011).

²⁷ *Id.*

²⁸ Model Business Corporation Act, 6 BUS. LAW. 1, 35-37(1950).

months immediately)、又はその発行済株式総数の5%以上の株式を保有する (at least five per cent of all the outstanding shares of a corporation) 名義株主は、請求の目的を示す書面の請求で、本人又は代理人もしくは弁護士によって、合理的な時間で正当な目的のために、会計に関する帳簿及び記録、各種議事録、株主名簿を調査し、それらを謄写する権利を有する。

正当な目的のために株主又は代理人もしくは弁護士の会計に関する帳簿及び記録、各種議事録、株主名簿を調査及び謄写を認めることを拒絶した役員 (officer) 又はその代理人は、他の法律で与えられている損害賠償又は救済に加えて、請求した株主が保有する株式価値の10%の罰金を支払う責任を有する。役員又はその代理人は、請求した者が2年以内に株主名簿を売却又は提供を目的とする場合、そのような目的のために株主名簿を獲得することで第三者を幫助又は教唆する場合、過去に会計に関する帳簿及び記録、各種議事録あるいは株主名簿の調査を通して得た情報を不適切に利用した場合、もしくはその請求が善意 (good faith) 又は正当な目的ではない場合は、本条の罰則を理由とする責任追及において抗弁として主張することができる。

本条で構成されていることは、株主による正当な目的の証明、あるいは名義株主としての保有期間もしくは保有する株式の数に関わらず、株主による会計に関する帳簿又は記録、各種議事録、株主名簿の調査を強制することについて管轄権のある法域の裁判所の権限を減じるものではない。』

模範事業会社法 46 条が規定する株主による会社情報の収集権の特徴等は、次に掲げるようなものと考えられている。すなわち、同法における会社情報の収集権を行使できる株主は、その行使に先立ち、6 か月以上株式を継続的に保有するか、又は発行済株式総数の5%以上の株式を保有する者に限定していた。その要件に加えて、会社情報の取集権は合理的な時間に正当な目的のために行使されなければならなかった。統一事業会社法では「合理的な目的」であったが、模範事業会社法では「正当な目的」に改められている。もともと、その内容に差異はないと考えられる。

そのうえで、収集の対象となる会社情報は会計の帳簿及び記録、各種議事録及び株主名簿であった²⁹。株主による会社情報の収集権の対象は、統一事業会社法を同じである。ただ、コモン・ロー上の株主による会社情報の収集権は会社のあらゆる会社情報であったことに比べると収集の対象が限定されている。

3. 統一事業会社法との比較等

この模範事業会社法の規定と統一事業会社法との違いとして、次のことが挙げられる。まず、会計帳簿につき、統一事業会社法では「適切で完全な」ことを要求していた。その一方で、模範事業会社法においては「正確で完全な」会計帳簿を要求した。会計帳簿の作

²⁹ Jeffries, *supra* note 26, at 1105.

成方法につき、模範事業会社法は統一事業会社法の「適切」という文言を「正確」に改め、作成の基準を高くしていることが注目される。

次いで、統一事業会社法では権利行使の目的で濫用的行使か否かを判断していた。その一方で、模範事業会社法は拒絶事由を明文化したことにある。模範事業会社法 46 条は拒絶事由を 4 つ列挙し、そこでは具体的な事由を挙げるとともに拒絶事由のいわば包括規定を置いている。同法が拒絶事由を定めた理由としては権利行使の目的でそれが濫用的なものであるか否かを判断することが難しく、そうした濫用的権利行使から会社を保護する必要性があったためと考えられる。

もともと、模範事業会社法で会社情報の収集権を規定した主たる目的は正当な調査請求を拒絶する会社への罰則を規定することにあつたと指摘されている³⁰。すなわち、コモン・ロー上の会社情報の収集権は当該権利行使の遅滞やそれに伴う費用によって阻害されていた。罰則が課されていなかったことも相俟って、会社又はその経営陣は株主による会社情報の調査を拒絶することによって、株主が十分な情報を得る前に、株主に権利行使の遅滞とそれに伴う費用を生じさせた³¹。これを防止するために、模範事業会社法 46 条に基づく請求を拒絶した役員らは、他の法律で与えられている救済に加えて個人責任を定め、そこでは請求した株主が保有する株式価値の 10%の罰金を課した³²。

4. 会社情報の収集権の権利行使の要件等

模範事業会社法は正当な目的という要件を維持する一方で、会社情報の収集権の包括的な保護を与えたとされている。すなわち、株主が株式の保有期間又は保有割合の要件を充たし、書面をもって正当な目的を示したならば、その株主は示された目的が不当でないかぎりにおいて、会社に保存が義務付けられている会社情報を収集する権限が付与された³³。

ただ、会社情報の収集権の行使に係る正当な目的を具体的に定めることはしなかった。もともと、模範事業会社法ではコモン・ロー上の会社情報の収集権で要求する正当な目的を基礎とし、そのうえで株主と会社の利害を調和させることを裁判所に委ねた。なお、当時の州会社法では会社情報の収集権の行使が不当な目的であるとの立証責任を会社に向わせる傾向にあつたようである³⁴。

このように会社情報の収集権の行使に際して一定の要件が定められていたが、株主が保有期間又は保有割合の要件を欠いたとしても、正当な目的で会社情報の収集権を行使した場合に会社情報を収集させることは裁判所の権限として可能であつた³⁵。これは「留保規定 (saving clause)」といわれている。ここにいう留保 (saving) とはコモン・ロー上の会社

³⁰ *Supra* note 13, at 127.

³¹ *Id.*

³² Jeffries, *supra* note 26, at 1105.

³³ *Supra* note 13, at 127.

³⁴ *Id.*

³⁵ *Id.* at 128.

情報の収集権を留保し、制定法と併存してコモン・ロー上の会社情報の収集権を認めるということを意味する。ただ、その内容については条文で明確に示されてはいなかった³⁶。

他方で、株主が請求の 2 年以内に株主名簿を売却又は提供した場合、会社情報に含まれる情報につき不適切な利用があった場合や、善意 (good faith) で請求していないとき又は不当な目的であるときは会社情報の収集を拒絶できると定めていた³⁷。統一事業会社法では会社情報の収集権の行使目的でその認否を判断しており、模範事業会社法と重要な違いである。

さらに、役員らの個人責任の可能性という一定の罰則は会社情報の収集権の行使要件を充たした株主しか利用することができなかった。それに対して、コモン・ロー上の会社情報の収集権行使とその救済についてはすべての株主が利用することができた。すなわち、正当な目的を有する株主が会社情報の収集を請求したならば、コモン・ロー上の権利に基づいて会社情報を調査することが可能であった。しかし、制定法に基づく権利ではなければ、役員らに要求が拒絶されたとしても模範事業会社法に基づく損害賠償請求の権限は与えられなかった³⁸。

もとより、不当拒絶に対する個人責任という罰則規定は会社情報の収集権の行使目的が正当なものであるかの判断が分かれるような場合に、会社に対し当該権利行使を認めることの圧力として機能したといわれている。こうした罰則規定により、結果として会社情報の収集権の行使がより利用しやすくなったといわれている。もっとも、会社情報の収集権を請求した者が一定の拒絶事由に該当して拒絶された場合には、たとえその請求が合理的な時間で正当な目的を有していたとしても罰則の適用はされなかった³⁹。

第 3 節 株主への財務諸表の送付

アメリカ会社法においては、株主の会社情報の収集権を補完するものとして、株主に対する財務諸表等の送付という手段があった。すなわち、模範事業会社法における株主による会社情報の収集権は当該権利行使に先立ち、6 か月以上株式を継続的に保有するか、又は発行済株式総数の 5% 以上の株式を保有する者に限定されていた。ただ、すべての株主はコモン・ロー上の会社情報の収集権を有していると考えられていたが、それが会社に拒絶された場合には株主の負担が大きかったとされている。

そのため、模範事業会社法のように会社情報の収集権に権利行使要件を設けていた場合、それを充たしていなかった株主にとっては重要な会社情報の収集手段であったと思われる。さらに、こうした財務諸表の送付については、会社情報の収集権に関する条文に盛り込まれていたことから、会社情報の入手手段として重要視していたことが窺われる⁴⁰。

³⁶ Jeffries, *supra* note 26, at 1106.

³⁷ *Id.* at 1106.

³⁸ *Id.*

³⁹ *Supra* note 13, at 128.

⁴⁰ コモン・ロー上の株主による会社情報の収集権の救済手段の問題点につき、第 1 章第 2 節を参照された

ただ、1950年の模範事業会社法の公表当時は、こうした規定を有していなかった⁴¹。当時の州会社法の多くも定期的な財務諸表（**periodic financial statement**）を株主に提供するという規定を設けていなかったといわれている。そうした情報は株主がコモン・ロー上の会社情報の収集権又は制定法上の会社情報の収集権を行使することや、いくつかの州では会社が州務長官（**secretary of state**）もしくは州の税務機関（**state taxing authority**）に提出することが要求されていた年次報告書（**annual report**）を調査することで入手することができた⁴²。

そのうえ、1934年証券取引所法（**Securities Exchange Act of 1934**）は、証券取引所で株式が取引されている会社につき、株主に対して年次報告書を提供することを要求していたことから、そうした規定を会社法に設けてこなかったと考えられている⁴³。しかし、その後、株主の会社情報の収集権を規定していた46条に次の規定が追加された⁴⁴。

『模範事業会社法（1960年）46条 帳簿及び記録（**Books and Records**）

株主から書面での請求があった場合、会社は合理的に詳細な会社の資産、負債及び会社運営の成果を示す最新の財務諸表（**recent financial statements**）をその株主に送付するものとする。』

こうした会社の事業及び財務状況について株主に直接報告することを要求する規定は、株主の会社情報の収集権を代替するものではなく、補完することを意図したものとされている。模範事業会社法でもこのような規定を設けたのは、会社情報の収集権行使の拒絶に対する救済に係る手続きが煩雑であったことから、株主に余計な時間と費用を生じさせることなく、単純かつ直接的な方法で会社情報を提供することが目的であったと思われる⁴⁵。

第4節 模範事業会社法の全体的な各州の採用に関する状況

1. 模範事業会社法の各州の採用状況

(1) イリノイ州の状況

模範事業会社法における会社情報の収集権は、各州会社法でのどの程度採用されていたのであろうか。この点につき、模範事業会社法の公表当時、株主の会社情報の収集権がど

い。

⁴¹ 模範事業会社法の基礎とされるイリノイ州会社法においても、株主の財務諸表の送付に関する規定はなかった（*See Frank G. Newman, Inspection of Stock Ledgers and Voting Lists*, 16 Sw. L. J. 439, 442 n.13(1962)）。

⁴² 4 MODEL BUSINESS CORPORATION ACT ANNOTATED, 16-91(4th ed. 2008 & Supp.).

⁴³ *Id.*

⁴⁴ *Id.* 同書では、株主の書面の請求による財務諸表の送付を求める規定は1960年の改正で導入されたとされているが、COMMITTEE ON CORPORATE LAWS OF THE AMERICAN BAR ASSOCIATION, *supra* note 5, at 41-42では、当該規定がすでに存在していることから、少なくとも1960年以前の改正において規定されたものと思われる。なお、追加された規定につき、*See supra* note 13, at 135.

⁴⁵ 第1章第3節も参照されたい。

の程度普及し、もしくは採用されなかったのかを確認しておきたい⁴⁶。

模範事業会社法における会社情報の収集権を検討するうえで重要な意義を有している州としてイリノイ州がある。同州法は、模範事業会社法のみならず、州会社法の現代化において重要な役割を果たしていただけてはならず⁴⁷、現代の株主による会社情報の収集権の原点となる規定を設けたと考えられている。そのため、イリノイ州法における株主の会社情報の収集権に関する規定は、模範事業会社法と同様に各州会社法の立法にあたって模範として扱われた⁴⁸。そこでは、会社情報を収集できる株主は株式の6か月以上又は発行済株式の5%以上を保有し、正当な目的を有する者に限定されていた。

(2) 模範事業会社法と類似する州

模範事業会社法における株主による会社情報の収集権と同様の規定を有していたのは次の州である。1950年公表当時は、アラバマ州、アラスカ州、コロラド州、アイオワ州、ノースカロライナ州、ノースダコタ州、オレゴン州、テキサス州、ヴァージニア州、ウィスコンシン州、コロンビア特別区が模範事業会社法と同様の規定を有していた。

模範事業会社法のように、株主による会社情報の収集権の行使に関し、次の州が権利行使要件を定めていた。まず、テキサス州において、株式の6か月以上又は発行済株式の5%以上を保有し、正当な目的を有する者に認められた⁴⁹。次いで、フロリダ州が1%、メリーランド州が5%、ミシガン州が発行済資本株式 (outstanding capital share) の2%、ミシシッピ州が持分保有 (equity ownership) の1%、ウィスコンシン州が発行済株式の5%の持株要件を課していた⁵⁰。一方で、保有期間の制限していた州としては、ミシシッピ州及びウィスコンシン州が6か月の保有要件を課していた⁵¹。

模範事業会社法と同様又は類似の規定を有する州 (テキサス州及びヴァージニア州を除く) では合理的又は正当な目的の立証を要求していた。そのうえで会社情報の収集権の行使に対する拒絶事由を明示する規定を置いていた。

(3) 模範事業会社法と異なる州

これに対して、模範事業会社法と異なる規定を有していた州として、アリゾナ州、デラウェア州、ハワイ州、メイン州、メリーランド州、ミズーリ州、モンタナ州、ニュージャージー州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、バーモント州、ウエストヴァージニア

⁴⁶ 模範事業会社法における株主による会社情報の収集権に関する各州の採用状況等につき、*See supra* note 13, at 114-119; Newman, *supra* note 41, at 442-446.

⁴⁷ この点については、第2章3節を参照。

⁴⁸ Newman, *supra* note 41, at 442-443. 当時、イリノイ州法と同様の規定を採用していたのは31州とされているが、そのまま採用することはせずに様々な違いがあったとされている。

⁴⁹ *See* Blackburn, *supra* note 16, at 62 n.11.

⁵⁰ Susan B. Hoffnagle & Jolyan A. Butler, *Shareholders' Right to Inspection of Corporate Stock Ledger*, 4 CONN. L. REV. 707, 716 n.46(1972).

⁵¹ *Id.* at 716 n.47.

州が挙げられている。これらの州では、模範事業会社法の規定と異なる特色として正当な目的の立証及び会社情報の収集権の行使を拒絶する正当な抗弁が明示されていなかった。

また、模範事業会社法とは異なり、カリフォルニア州、アイダホ州、インディアナ州、カンザス州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、ミシガン州、ミネソタ州、ニューハンプシャー州、オハイオ州、ペンシルバニア州、テキサス州、ユタ州、ヴァージニア州、ワシントン州でも合理的又は正当な目的の立証を要求しているが、会社情報の収集権の行使に対する会社の正当な拒絶事由を規定していなかった。そのなかでも、ユタ州では会社に不当な目的の立証責任の課すことを明確に規定していた。

他方で、アーカンソー州、フロリダ州、マサチューセッツ州、ネバタ州、ニューメキシコ州、テネシー州は正当な目的の立証は不要であった。ただ、会社による会社情報の収集の不当拒絶に対してその後の株主により提起される訴訟で主張することができる抗弁を列挙していた。ちなみに、デラウェア州では制定法ではそのような規定を置いていなかったが、裁判所にその裁量が付与されていると考えられていた。

2. 会社情報の収集権の対象等に関する状況

(1) 会社情報の収集権の対象と保存場所

ほとんどの州では会社に一定の会社情報の保存を課している。そうした法的要求は次の2つに分類することができる。第1に、帳簿 (books)、記録 (records)、書類 (papers) といった漫然とした規定の仕方である。第2に、より詳しく会計帳簿 (books of account)、株主総会及び取締役会議事録 (minutes of shareholder and director proceedings)、株式原簿 (stock ledger) 等のように個別具体的に規定する州会社法もあった。そのうえで、一般にそうした会社情報は会社の登記された事務所又は事業を行っている主要な場所で保存されなければならない。

会社情報を具体的に規定していた州としてはイリノイ州がある⁵²。同州法では会社に正確で完全な (correct and complete) 会計帳簿、株主総会及び取締役会議事録、株主名簿の保存を要求していた。それらの保存場所は登記された事務所又は州内の事業を行っている主要な場所であった。テキサス州もイリノイ州とは規定の文言に違いはあるが、会計に関する帳簿及び記録 (books and records of account)、各種議事録、株主名簿の閲覧及び謄写する権限を与えており、その対象はイリノイ州と同様のものと考えられる⁵³。

ただ、保存が要求されている会社情報のすべてが常に会社情報の収集権の対象となるわけではなかった⁵⁴。たとえば、アーカンソー州、デラウェア州、フロリダ州、ハワイ州、ニュージャージー州、テネシー州、ユタ州では株式原簿についてのみ規定していた。ちなみに、株式原簿には株主の名前や住所に加えて、当該株主の所有している株式の数及び種類が記

⁵² 1954年のイリノイ州法の条文につき、See Newman, *supra* note 41, at 442 n.13.

⁵³ Blackburn, *supra* note 16, at 63.

⁵⁴ GEORGED. HORNSTEIN, 2 CORPORATION LAW AND PRACTICE, 124(1959).

載されなければならなかった。

(2) デラウェア州等の規定

こうした会社情報の収集権の対象を制限している州のなかで、1953年のデラウェア州会社法は株式原簿 (stock ledger) にしか言及していなかった。そのため、株式原簿以外の会社情報については制定法ではなく、コモン・ロー上の会社情報の収集権に起因するものであった⁵⁵。すなわち、コモン・ロー上の株主による会社情報の収集権にあつては、株主は会社に会社情報の提供を求める前に会社に対し閲覧の目的を示すことを要求されていた。さらに、会社情報の提供を会社に拒絶された場合、株主は職務執行令状が認められる前に閲覧目的が正当であると裁判所が確信するに至る証明をしなければならなかった。これは裁判所が株主のコモン・ロー上の権利を保護する義務がある一方で、不当な目的でかつ会社の業務を妨げる請求から会社を保護しなければならないと考えたためである⁵⁶。

一方で、ニューヨーク州では独自の規定を有していた。まず、保存の対象となる会社情報は会計帳簿と株式帳簿 (share book) のみであった。次いで、保存場所についても会計帳簿は会社の事務所で保存されなければならなかったが、株式帳簿については会社にその事務所又は株式の譲渡に係る代理人の事務所のいずれかで保存する選択を認めていた。さらに、株式帳簿には所有者が株主になった時及び株式の払込が完了した時の記載も要求していた。株式の譲受人が株式帳簿に記載されるまでは、制定法によって規定されている範囲で会社債務に責任が明示されている場合を除いて、責任を追及する目的で会社、株主又は債権者に対して株式の譲渡に係る有効性を訴えることはできないと規定していた。そして、会社、役員、取締役もしくは株主に対する訴訟において、株式原簿又は会計帳簿に原告に有利なことが記載されている場合、それは証拠として推定された。

(3) 株主による会社情報の収集権の制限

カリフォルニア州、コネチカット州、メリーランド州 (同州に関しては会計帳簿と株主名簿に限る)、オハイオ州及び模範事業会社法の会社情報の収集権と同様の規定を有する州は株主による書面での閲覧請求を要求する。バーモント州を除いて、会社情報の収集権を規定する制定法を有するすべての州で閲覧しうる時間を規制している。そのほとんどの州では合理的又は正当な時間であることを要求している。

わずかな州では会社の事業日における通常の事業時間内又は特定の時間にのみ閲覧を制限している。ミズーリ州では定款で閲覧が可能な時間を制限することができた。一方で、サウスカロライナ州及びウエストヴァージニア州はあらゆる時間での閲覧を認めていた。

⁵⁵ デラウェア州会社法がこのような規定となったのは1910年の *State ex rel. Brumley v. Jessup & Moore Paper Co.* 事件 (77 A. 16(1910)) の影響であるとされている。その詳細につき、*See Blackburn, supra note 16, at 63-64.*

⁵⁶ *Note, Inspection of Corporate Books and Records in Delaware*, 41 VA. L. REV. 237, 245(1955).

(4) 会社情報の収集権が付与されている株主

会社情報の収集権の対象と同様に、州会社法によっては会社情報の収集権をすべての株主に対して認めているわけではなかった⁵⁷。たとえば、アラバマ州、アラスカ州、アーカンソー州、フロリダ州、コロラド州、イリノイ州、アイオワ州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、ノースダコタ州、ヴァージニア州では会社情報の収集した株主が名義株主 (shareholder of record) で、かつ一定の期間又は発行済株式総数の一定割合の保有が要求されている。ルイジアナ州、メリーランド州、ミシガン州は保有期間及び保有割合の両者を要求する。アイダホ州 (株主名簿に限る)、ウエストヴァージニア州では保有割合のみ要求している。

こうした州のなかで、たとえば、ニューヨーク州法では次のように規定していた。すなわち、株式帳簿につき、株式の6か月以上又は発行済株式の5%以上の保有を株主に要求していた⁵⁸。ニューヨーク州法において、こうした制限は同法の1916年及び1918年改正で設けられた。その目的は株式を1株だけ購入して会社情報の収集権を行使して売却目的のために株主名簿の情報を得ようとする相場師 (speculators) による利用を防ぐためとされている⁵⁹。

また、会社情報の収集権の行使権者に制限を設けているその他の州でもその内容は異なったものであった。すなわち、アリゾナ州においては会社情報の収集権を行使しうる株主は将来の発行する株式について利益を有する株主等にも認めていた。そのうえ、競業会社の株式を保有していることは重要ではないと考えられていた。ユタ州では閲覧請求権者を善意 (bona fide) の名義株主に限定していた。

他方で、ルイジアナ州ではその場合に6か月以上かつ発行済株式総数の25%以上の株式を保有していない限り、会社情報の収集権を行使することができなかった。ルイジアナ州、メリーランド州、ノースカロライナ州、ウエストヴァージニア州については複数の株主で株式保有の要件が充たされる場合、会社情報の収集権の行使を認めていた。

(5) 株主以外による会社情報の収集権

アーカンソー州、フロリダ州、ネバタ州、ニューハンプシャー州、ニューメキシコ州、ニューヨーク州では判決を得た債権者 (judgment creditor) も会社情報の収集権を行使することができる。ルイジアナ州、オクラホマ州は債権者による会社情報の収集権の認否を定款で定めることで認めており、それを選択する権限を会社に与えている。マイアミ州はあらゆる当事者に関係のある会社情報については開示すべきとする。

カリフォルニア州、コネチカット州、アイダホ州、インディアナ州、カンザス州、ケン

⁵⁷ HORNSTEIN, *supra* note 54, at 124.

⁵⁸ John R. Bartels & Eugene J. T. Flanagan, *Inspection of Corporate Books and Records in New York by Shareholders and Directors*, 38 CORNELL L. Q. 289, 293(1953).

⁵⁹ WILLIAM W. COOK, 2 A TREATISE ON THE LAW OF CORPORATIONS HAVING A CAPITAL STOCK, 1788(8th ed. 1923).

タッキー州、ルイジアナ州、メリーランド州、オハイオ州、オクラホマ州、ペンシルバニア州、ワシントン州及び模範事業会社法と同様の規定を有する州は、株主の代理人又は弁護士、ノースカロライナ州では株主の依頼した会計士も会社情報の収集権を行使することができるとしていた。ニューヨーク州では発行済株式総数の5%以上を保有する株主から書面によって権限を与えられた者に会社情報の収集権の行使を認めていた。

株主以外による会社情報の収集権の行使について、ニューヨーク州では次のように規定されていた。まず、前述のように債権者にも会社情報の収集権を認めていたことである⁶⁰。さらに、ニューヨーク州においては会社情報の収集権は株式の正当な所有というより法的所有によっていた。閲覧の請求は名簿上の株主でなければならないと一般に考えられていた。たとえば、死亡した株主の相続人又は財産の管理人、株式の自身の名前で記録されている質入者 (pledgor) による調査は可能とされていたのである。他方で、質入者の名前で記録された株式の質権者 (pledgee) もしくは一時的な財産の管理人又はその代理人は閲覧の申請をすることはできなかった⁶¹。

3. 会社情報の収集権の不当拒絶の抑止策と拒絶事由に関する状況

(1) 罰則

模範事業会社法では、株主による会社情報の収集権に対する不当拒絶について、まず罰則を規定していた。そのうえで、罰則に対する抗弁として拒絶事由を列挙していた。この点、わが国においては拒絶事由を規定して不当拒絶に対する罰則を定めている⁶²。こうした規定の置き方は、わが国とは対照的であり興味深い点である。

模範事業会社法と同様に、いくつかの州では会社情報の収集権をより効果的なものとするために会社に対して特定の法定責任を課していた。すなわち、一定の会社情報の保存の懈怠又は会社情報の収集権を付与されている者の当該権利行使を拒絶した場合がその罰則の対象となる。アラバマ州、アラスカ州、コロラド州、イリノイ州、ノースカロライナ州、ノースダコタ州は模範事業会社法と同様に会社の不当拒絶に対して法により付与されている損害賠償又は救済に加えて、請求した株主にその保有する株式価格の10%の損害賠償を認めていた。アイオワ州及びウィスコンシン州でも請求した株主にその保有する株式価格の10%の損害賠償を認めていたが、総額で法により付与されている損害賠償又は救済と合わせて500ドルという制限を設けていた。

その他に、ニューヨーク州では通常は50ドルとされている金銭賠償もしくは実際に生じた損害賠償責任又はその両者を課していた。実際に生じた損害賠償責任という規定について、ネバタ州、ニューメキシコ州においては州に対して不当拒絶の期間1日につき、25ドルの罰金を課すという補完がされていた。これら3つの州において、課された金銭的罰則

⁶⁰ Bartels & Flanagan, *supra* note 58, at 293.

⁶¹ *Id.* at 294.

⁶² たとえば、会計帳簿につき、拒絶事由については会社法433条2項で定め、閲覧謄写請求の不当拒絶に対する罰則は同法976条4号に規定が置かれている。

は株主及び州に対して支払うものとしていた。

いくつかの州では不当拒絶をより厳格に考えていた。すなわち、アリゾナ州、モンタナ州、ニューヨーク州、ユタ州では株主による会社情報の収集権の行使に対し、会社の代理人又は役員が不当拒絶をした場合、それらの者は軽罪 (*misdemeanor*) とされた。

ノースカロライナ州では株主が会社情報の収集権の行使により得られた情報を不適切な利用をした場合も軽罪とされた。そのうえで、会社情報を作成させる裁判所の命令に従わなかった会社については行政機関からの証明書 (*certificate of authority*) の取消し (*revocation*) 又は会社の取消し (*dissolution*) の可能性があった。アーカンソー州、フロリダ州、アイダホ州、ミネソタ州、ネバダ州、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、オクラホマ州、テネシー州は法が要求している又は閲覧が認められている会社情報の保存を懈怠した場合、会社に対し罰金を課していた。

(2) 会社の拒絶事由

一部の州では、株主による会社情報の収集権の行使に対して、正当な拒絶事由を具体的に列挙していた。そうした州として、アラバマ州、アラスカ州、コロラド州、アイオワ州、ノースダコタ州がある。具体的に列挙されていた拒絶事由は次の3つの類型に分類される。第1に、2年以内に株主名簿の閲覧によって得られた情報を売却又は提供したもしくはそうした目的の第三者を幫助した場合である。第2に、会社情報の収集権の行使によって得られた情報について不適切な利用をしたことである。第3に、善意又は正当な目的ではない会社情報の収集権の行使である。模範事業会社法においてもこうした拒絶事由に関する規定を置いていた。

さらに、マサチューセッツ州における会社による拒絶事由は、第1に、株主名簿に記載されている情報を売却する目的 (その謄写物も含む)、第2に、会社の業務とは無関係の目的で株主名簿を利用することであった。ニューヨーク州では5年以内に情報の売却したこと及び不当な目的であった場合、イリノイ州、ノースダコタ州、オクラホマ州は過去に情報の売却したことと不当な目的による権利行使の場合、アーカンソー州、フロリダ州、ネバダ州、ニューメキシコ州では過去に情報を売却したことを拒絶事由として明示していた。なお、テネシー州は当該権利行使に係る善意で正当な目的という基準のみであった。

これらに加えて、アーカンソー州、コネチカット州、フロリダ州では株主が有する会社の利益を保護する以外の株主名簿の利用も拒絶事由として規定されていた。コネチカット州にあってはそうした拒絶事由に該当するという推定も含まれていた。すなわち、1961年コネチカット州法 33-333 条は「投機的な又は取引をする目的 (*speculative or trading purpose*)」による会社情報の利用を拒絶事由として認めていた。さらに、1957年ウィスコンシン州法 180.43 条では「その他の価値のある拒絶事由 (*any other meritorious defense*)」と規定されており⁶³、正当な理由として有益なものであれば抗弁になりえた。

⁶³ See Newman, *supra* note 41, at 444-445.

第4章 1969年改正模範事業会社法と株主の会社情報の収集権

第1節 模範事業会社法の1969年改正の経緯

1. 連邦証券諸法の展開

模範事業会社法の1969年改正の経緯を検討する前に、当時のアメリカの企業法制の状況を確認しておきたい。まず、アメリカにおいて1960年代は上場会社の株式取引の大きな転換点となった。1960年代の株式取引にあつては株券を物理的に取引に用いていたが、1965年に発生した株式ブームにより、株式取引が活発となった。その影響で1日の株式取引量が1200万件に及ぶこともあり、証券会社はその事務量が過多となったことから株式取引に係る過誤の危険が増加していた。このことはペーパー・クランチと呼ばれ、取引システムが停止する事態も生じた。アメリカ政府はその対応策として預託方式による株券の不動化(immobilization)を採用した¹⁾。

次いで、連邦証券規制においては1968年には公開買付けを規制するウィリアムズ法(Williams Act)が制定された²⁾。1968年以前には公開買付けを正面から規制する法律がなかった。そこで買付者は株式の提供を数日間に限定し、短期間にかつ先着順に買付けを行う方策を採っていた。その場合、対象会社の株主は買付者や買付後の計画に関する情報が不足している状態で対象会社に留まるか、買付けに応じるかあるいは市場で株式を売却するかの判断をしなければならなかった。しかし、こうした慣行は投資者保護にとって問題があると考えられた。そこで議会は1968年にウィリアムズ法を制定して1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)を改正し、企業買収に直面した投資者に対して開示規制を通じて判断資料を提供することとした。それとともに、公開買付けの行為規制を行う権限を連邦証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)³⁾に付与した。

アメリカにおいては公開買付けも会社情報の収集権との関係が言及されている⁴⁾。すなわち、ウィリアムズ法は公開買付けの対象会社の株主に対する開示規制がレギュレーション14Dにより行われる。それによれば、買付者は、第1に一般紙における詳細な広告、第2

¹⁾ この点については、拙稿「株券の電子化・ペーパレス化と株式取引を巡る問題点の検討～公開・上場会社を中心に～」専修法研論集55号79頁以下(2014年)も参照されたい。これに関連して1960年代後半に発生した1929年の世界大恐慌の契機となった暴落以来の大暴落といわれる証券恐慌が、1970年証券投資者保護法(Securities Investor Protection Act of 1970)のきっかけになったとされている。その経緯については、松岡啓祐『証券会社の経営破綻と資本市場法制－投資者保護基金制度を中心に－』20頁以下(中央経済社、2013年)も参照されたい。

²⁾ 黒沼悦郎『アメリカ証券取引法(第2版)』6頁、179-180頁(弘文堂、2004年)参照。

³⁾ 連邦証券取引委員会の意義や組織体制、近時の活動状況については、松岡啓祐「証券市場・公開会社規制と米国SEC(連邦証券取引委員会)の活動状況～組織改革の動向を中心として～」専修ロー8号31頁(2013年)、同「近時のアメリカの金融・資本市場の規制改革の動向について－2013年における連邦証券取引委員会(SEC)による活動状況の検討を中心に－」専修大学今村法律研究室報62号1頁(2015年)を参照されたい。

⁴⁾ See JESSE H. CHOPER & JOHN C. COFFEE, JR. & RONALD J. GILSON, CASES AND MATERIALS ON CORPORATIONS, 631(8th ed. 2013). 木村真生子「公開買付けにおける敵対的買収による株主名簿閲覧権行使請求権の行使」筑波ロー17号48-50頁(2014年)、戸田暁「米国法を中心とした公開買付規制の検討」商事1732号15頁(2005年)も参照。

に資料請求先の記載を伴う簡易な新聞公告、第 3 に株主名簿を用いた直接の勧誘、第 4 にその他の媒体・手段による勧誘のいずれかの開示方法を選択することができる⁵。これらのうち、対象会社が株主の開示方法として第 3 の株主名簿の開示を選択した場合、買取者には SEC 規則 14d-5 に基づき、株主と同様の株主名簿を調査する権利が付与される。この権利の特徴としては、買取者が対象会社の株主でなかったとしても株主名簿を調査することができることにある。ただ、対象会社が会社経営に異議を唱える者に対して株主名簿を開示することは稀であるとされている。その一方で、この規則は州会社法に基づく会社情報の収集権を無効にしていると考えられている。そのことから、買取者は当該権利を行使して株主名簿の閲覧請求をすることがあり、公開買付けの勧誘を目的とする請求が会社情報の収集権の行使に際して要求されている正当な目的となるかどうかを巡る訴訟も散見される。

2. 州会社法の動向

他方で、当時の州会社法は主に小規模閉鎖会社を規制対象にするものにすぎなかったとされている⁶。1960 年代の州会社法の動向として重要なのは 1967 年のデラウェア州会社法の改正が挙げられる。この改正はデラウェア州会社法の実質的な現代化と考えられた⁷。

現代において、デラウェア州はアメリカで会社設立許可書を巡る競争で最も支配的な地位にあるとされている。デラウェア州以外の州に本社が置かれている会社であっても、会社の設立州がデラウェア州であれば同州法及び判例法が適用されることから、デラウェア州会社法はアメリカ会社法の発展においてきわめて重要な役割を果たしている⁸。株主の会社情報の収集権についても模範事業会社法と並んで重要性が大きいと考えられている⁹。

3. 模範事業会社法の問題点

模範事業会社法は州会社法の模範的な会社法として起草された目的を達成するために、州会社法や会社の資金調達実務の欠点や弊害を修正する改正を示すべきであると考えられた。しかし、模範事業会社法の発展は株主及び投資者を保護する規定が欠けていると批判

⁵ 黒沼・前掲（注 2）184 頁。

⁶ 並木俊守＝並木和夫『現代アメリカ会社法〔改訂版〕』208 頁（中央経済社、1989 年）。

⁷ 1967 年のデラウェア州会社法の改正に係る経緯につき、See S. Samuel Arsht & Walter K. Stapleton, *Delaware's New General Corporation Law: Substantive Changes*, 23 BUS. LAW. 75(1967). 改正法における株主による会社情報の収集権については、See Randall S. Thomas, *Improving Shareholder Monitoring of Corporate Management by Expanding Statutory Access to Information*, 38 ARIZ. L. REV. 331, 344 (1996).

⁸ カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』9 頁、12 頁（有斐閣、2009 年）。詳細については、第 2 章第 3 節を参照されたい。

⁹ そうした指摘をする論稿として、Fred S. McChesney, "Proper Purpose," *Fiduciary Duties, and Shareholder-Raider Access to Corporate Information*, 68 U. CIN. L. REV. 1199, 1202(2000). なお、デラウェア州における株主の会社情報の収集権につき、See EDWARD P. WELCH ET AL., *FOLK ON THE DELAWARE GENERAL CORPORATION LAW*, 737-762 (2016 ed. 2016).

もあった¹⁰。すなわち、模範事業会社法は、株主の犠牲において従来よりも一層広範な権限が会社経営陣に与えていると指摘されていた。そのため、会社経営陣と株主間を規制する模範事業会社法の規定は会社関係者全ての適切な利害の調和という要請に充分応えているかという点について疑問が提起されていた¹¹。

このように、模範事業会社法は株主及び投資者を保護する規定が欠けているとの批判があった。株主の会社情報の収集権も種々の修正を加える州があったほか、独自の規定を有する州も多かった。そうした状況を踏まえて、アメリカ法曹協会の会社法委員会は模範事業会社法の公表後も綿密な調査を行い、改正について統一見解を得るに至った。同委員会はこの改正により当時の企業社会における最善の実務に利用されるものとして、それに一層適応する（flexible）模範事業会社法となることを企図した¹²。

第2節 1969年改正模範事業会社法の意義と株主権等との関係

1. 1969年改正の全体的な意義

1969年改正模範事業会社法は会社法の一定の分野についてより経済社会に適応した規定を置くこととした。同年の改正は、設立人の人数、取締役会の最低人数や決議に係る定足数、取締役の利益相反取引、取締役や従業員への貸付、株主の新株引受権、株式の譲渡制限等に関するものがあり、その内容は広範に及んでいる¹³。

たとえば、その一つとして、設立人（incorporator）に関する規定の改正がある。設立人の人数につき、1950年模範事業会社法は3名以上の自然人を要求していた（同法47条）。しかし、個人で会社の設立を望む場合がしばしばあり、そうした場合にこの要件を充たすことができず、会社設立に対して利益を有しない者を設立人とすることが余儀なくされていた。さらに、設立人の役割は重要なものであっても、その影響が継続するわけでもなかった。そこで設立人に関する規定を検討し、1962年の改正で会社設立において設立人を1人とすることを認めた。1969年の改正では47条で規定されていた設立人に関する規定を53条に置くこととした¹⁴。

こうした改正法の柔軟性については株主の会社情報の収集権にも及んでいる。そこで以下では、改正点をいくつか取り上げたうえで、改正後における株主の会社情報の収集権を検討することとする。

2. 株主による株式買取請求権に関する改正

¹⁰ See Richard W. Jennings, *The Role of the States in Corporate Regulation and Investor Protection*, 23 LAW & CONTEMP. PROBS. 193, 198(1958); Benjamin Harris, Jr., *The Model Business Corporation Act—Invitation to Irresponsibility?*, 50 NW. U. REV. 1, 2(1955).

¹¹ 酒巻俊雄「アメリカにおける会社立法の進展」企業法研究 85 輯 13 頁（1962年）。

¹² See Willard P. Scott, *Changes in the Model Business Corporation Act*, 24 BUS. LAW. 291, 291(1968).

¹³ See WILLIAM MEADE FLETCHER ET AL., 1 FLETCHER CYCLOPEDIA OF THE LAW OF PRIVATE CORPORATION, 17(perm. ed. 1990).

¹⁴ See 2 MODEL BUSINESS CORPORATION ACT ANNOTATED, 161-162(2d ed. 1971).

模範事業会社法の 1969 年改正における具体的な内容の一つとして、株式買取請求権の改正がある。アメリカにおいて、株式買取請求権は少数株主保護のための重要な機能を営むとともに、会社情報の収集権と同様に、経営監督機能を果たすものであったと考えられている¹⁵。1928 年に公表された統一事業会社法においても、株主の終局的な救済手段として株式買取請求権が重視されていた¹⁶。

そうした重要な機能を担っていた株式買取請求権は、模範事業会社法の 1969 年改正において修正が加えられている¹⁷。すなわち、合併や会社の重要な資産の売却における反対権 (right of dissent) は伝統的に支配株主から少数株主を保護するための権利として考えられていた。しかし、発行する株式が証券市場で全国的又は世界的に取引され、株主が分散している大規模公開会社の場合、限られた市場で存在する小規模の株主を想定していた反対権が弱体化する傾向にあった。他方で、市場価格は当該株式の客観的評価を立証することができた。

そこで、模範事業会社法は株式会社の部分的所有者として、株主以外に発行されている株式が証券市場で取引されている上場会社の株式を保有する投資者という現実を認めることにした。すなわち、投資者の目的は会社の収益の促進や会社資産を増加させることではなく、分配された持分もしくは自身の証券の価値を高めることにあった。そういった目的は自由市場が確立している場合には売買によって達成されると考えられた。

そうした理解のもと、会社法委員会はそういった投資者に株式買取請求権が必要ではないと判断して次のように改正することとした。すなわち、株主がその有する株式を発行する会社の合併計画又は会社財産あるいは資産の売却もしくは取引の承認に係る株主総会で議決権を付与されていても当該会社が証券市場に登録されている場合、普通定款で特段の定めがない限り、株式買取請求権を有しないとした(1969 年改正模範事業会社法 80 条)¹⁸。

3. 議決権信託の意義と改正の内容

(1) 議決権信託の意義

模範事業会社法の 1969 年改正において議決権信託に関する改正もされている。この改正は株主の会社情報の収集権と重要な関連がある。そもそも、議決権信託とは次のように説

¹⁵ 久保田安彦「初期アメリカ会社法上の株主の権利 (2・完)」早法 74 卷 4 号 472 頁 (1999 年)

¹⁶ 久保田安彦「1928 年のアメリカ統一事業会社法と株主の権利」早法 75 卷 4 号 95 頁 (2000 年)。

¹⁷ See Scott, *supra* note 12, at 302-303.

¹⁸ See *supra* note 14, at 435. その一方で、アメリカにおいて代表的な会社法として考えられている制定法として、模範事業会社法の他に、前述のデラウェア州会社法がある。両法では株式買取請求権の規定について主に 4 つの重要な違いがあり、対照的なものとなっている。その違いの一つに、株主買取請求権を行使しうる場合に当該権利を行使せずに市場での売却という例外が認められている範囲が挙げられている。詳細については、See Mary Siegel, *An Appraisal of Model Business Corporation Act's Appraisal Rights Provision*, 74 LAW & CONTEMP. PROBS. 231(2011). なお、株式買取請求権の違いの概要については、拙稿「振替制度における個別株主通知の意義と問題点～近時の判例の動向を中心に～」専修法研論集 54 号 48 頁 (2014 年) を参照されたい。

明されている¹⁹。すなわち、株主の集団と受託者間の合意又は個々の株主と受託者の間における同一の合意の集まりによって組成されるものとして概括的に定義されている²⁰。具体的には、委託者たる株主と受託者の間において、委託者の所有する株式に関する契約である議決権信託契約（**voting trust agreement**）によって行なわれる。当該契約は書面によって行われ、一定期間委託者たる株主が所有する株式を受託者に譲渡し、受託者はその譲渡された株式を管理するとともに当該株式の議決権その他の権利を行使することを内容とする。この契約により、委託者である株主は自身が保有する株式を受託者に譲渡し、その代わりに受託者から議決権信託証書（**voting trust certificate**）を受け取る。

議決権信託証書は議決権信託に係る受益関係を表章するものであり、株券と同様に譲渡することができる。株式を受託者に譲渡することから当該譲渡関係を会社の株主名簿に記載しなければならない。そのことから株主名簿上の株主は受託者となる。もとより、議決権信託は会社の支配権又は経営権の確保や会社の再編において委託者による支配の維持あるいは少数株主に影響を与える等といった目的で用いられている。

（2）1969年改正の内容

このような目的で用いられていた議決権信託に関する規定は1969年に次の2点が改正されている（1969年改正模範事業会社法34条）²¹。第1に、議決権信託に対して実質的利益を有することを証明する議決権信託証書（**voting trust certificates**）の保有者に関する記録の作成をその受託者に課した。そのうえで、受託者にその記録の保存及び会社に対して記録の謄写物を預託することを要求した。そこには、発行された議決権信託証書に関するすべての株主の名前、住所及びそれぞれが保有する株式の数並びに種類が記録されていた。

会社に預託された議決権信託証書の保有者に関する記録の謄写物は、会社に保存が要求されている他の会社情報と同様に、株主及び議決権信託証書の保有者による会社情報の収集権の対象とすることとした。すなわち、本人又は代理人もしくは弁護士によって、合理的な時間で正当な目的のためにその謄写物を調査する権利を有するとされた。この改正はそれまでの実務を条文化したものとされている。これに伴い、後述するように会社情報の収集権についても一定の手当てがなされている。

第2に、アメリカ法曹協会の会社法委員会は議決権信託と議決権合意（**voting agreement**）を根本的に区別することを認めている。すなわち、前者は株式の法的権限の移転を伴うことから会社が当事者となる。その一方で、後者は主に取締役会の意思決定に対し、議決権の行使を通して影響を与える手段として考えられたものである。議決権合意の場合、議決権信託で発展した保護手段は必要ないと判断した。そのため、1969年改正において、議決

¹⁹ 議決権信託の内容につき、砂田太士「アメリカにおける議決権信託」福法37巻1号3頁以下（1992年）を参照。

²⁰ WILLIAM MEADE FLETCHER ET AL., 5 FLETCHER CYCLOPEDIA OF THE LAW OF PRIVATE CORPORATIONS, 409(rev. vol. 2011).

²¹ See 1 MODEL BUSINESS CORPORATION ACT ANNOTATED, 730-732(2d ed. 1971).

権に関する株主間の合意はその合意の範囲で有効でかつ法的に執行することができるとした。そのうえで、そのような合意は議決権信託に関する規定の対象から除かれた。

第3節 1969年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権

1. 模範事業会社法における会社情報の収集権の位置付け

模範事業会社法で会社情報の収集権は実体的規定 (Substantive Provision) の最後の条文として規定されていた。これは州会社法の模範として欠くことができない重要な株主の権利として考えていたことが窺われる。

ちなみにその前の条文では会社役員解任について規定し、会社情報の収集権以降は会社の設立に関する規定が置かれていた。一方で、その他の株主権につき、たとえば、株主総会での議決権については33条、新株引受権 (preemptive rights) は26条で規定されていた。

2. 1969年改正後の株主による会社情報の収集権

その模範事業会社法では、前述のように議決権信託や株式買取請求権以外にも種々の改正がなされている。そうした改正は会社情報の収集権にも及んでいる。1969年改正後の株主による会社情報の収集権の規定は、次のとおりである²²。

『模範事業会社法 52条 (1969年)』

帳簿及び記録 (Books and Records)

各会社は、正確で完全な (correct and complete) 会会計に関する帳簿及び記録 (books and records of account)、株主総会議事録並びに取締役会議事録 (minutes of the proceedings of its shareholders and board of directors) を保存 (keep) するものとする。それらは登記された事務所又は事業の主たる場所で保存し、すべての株主の名前、住所及びそれぞれが保有する株式の数並びに種類を記録した株主名簿 (record of its shareholders) は譲渡代理人又は登記された事務所での保存するものとする。これらの帳簿及び記録並びに議事録は書面の形式、又は合理的な時期に書面の形式に変換することができる他の形式で保存することができる。

請求に先立って、少なくとも会社の株式又は議決権信託証書を6か月以上保有するか (at least six months immediately)、又はその発行済株式総数の5%以上を保有する (at least five per cent of all the outstanding shares of a corporation) 名義株主又は議決権信託証書の保有者名簿に記録されている者は、請求の目的を示す書面の請求で、本人又は代理人もしくは弁護士によって、合理的な時間で正当な目的のために、その目的に関連する (its relevant) 会計に関する帳簿及び記録、各種議事録、株主名簿を調査し、それらを謄写する

²² *Supra* note 14, at 127. 1969年改正前の模範事業会社法における株主の会社情報の収集権に係る条文については、第3章第2節を参照されたい。なお、改正箇所については下線を付している。

権利を有する。

正当な目的のために株主、議決権信託証券の保有者又は代理人もしくは弁護士の会計に関する帳簿及び記録、各種議事録、株主名簿を調査及び謄写を認めることを拒絶した役員 (officer) 又はその代理人は、他の法律で与えられている損害賠償又は救済に加えて、請求した株主が保有する株式価値又は議決権信託証券についてはその発行価値の 10% の罰金の責任を有する。役員又はその代理人は、請求した者が 2 年以内に株主名簿又は議決権信託証券の保有者の名簿を売却又は提供を目的する場合、そのような目的のために株主名簿又は議決権信託証券の保有者の名簿を獲得することで第三者を幫助又は教唆する場合、過去に会計に関する帳簿及び記録、各種議事録あるいは株主名簿又は議決権信託証券の保有者の名簿の調査を通して得た情報を不適切に利用した場合、もしくはその請求が善意 (good faith) 又は正当な目的ではない場合は、本条の罰則の責任に対する抗弁として主張することができる。

本条で構成されていることは、株主又は議決権信託証券の保有者による正当な目的の証明、あるいは名義株主又は議決権信託証券の保有者としての保有期間もしくは保有する株式の数又は議決権信託証券による表示に関わらず、株主又は議決権信託証券の保有者による会計に関する帳簿又は記録、各種議事録、株主名簿の調査を強制することについて管轄権のある法域の裁判所の権限を減じるものではない。

株主又は議決権信託証券の保有者から書面での請求があった場合、会社は合理的に詳細な会社の資産、負債及び会社の運営の結果を示す最新の財務諸表 (recent financial statements) をその株主又は議決権信託証券の保有者に送付するものとする。』

1969 年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権に関する改正として、次のことが挙げられる²³。まず、形式的な改正点として、1969 年の模範事業会社法改正では会社情報の収集権を 52 条で規定されることとなった。

実質的な内容についても、次の 3 点が改正された。第 1 に、会社情報の収集権の行使目的に関連のある (its relevant) 会社情報に限定したことである。これにより、費用のかかる濫用的な情報収集の可能性から保護することとした。

第 2 に、会社情報の収集権が行使できる者及び財務諸表の送付を求めることができる者の範囲を拡大したことである。これは、株式の保有者のみならず議決権信託証券の保有者にも会社情報の収集権を認めることとした。すなわち、議決権信託証券を 6 か月以上保有するか又は 5% 以上の株式と等しい議決権信託証券の保有する者にも会社情報の収集権を付与した²⁴。

第 3 に、会社記録の保存形式について、書面以外の形式で会社情報の保存を認めるとい

²³ 模範事業会社法の 1969 年改正における株主の会社情報の収集権に係る改正点につき、*See id.* at 130.

²⁴ WILLIAM MEADE FLETCHER ET AL., 5A FLETCHER CYCLOPEDIA OF THE LAW OF PRIVATE CORPORATION, 333(perm. ed. 1987).

うものであり、これは当時の実務を追認したものとされている²⁵。この改正は会社に対して会社情報の保存形式に柔軟性を認めるものであった。もっとも、書面以外の形式で会社情報が保存されている場合、会社情報の収集権が行使された時に提供する形式は書面でなければならず、書面以外の形式で保存していたとしても書面に変換できることが条件とされていた²⁶。書面以外の形式としては、たとえばマイクロフィルム等が想定されており、それに対応するための改正である²⁷。

3. 改正法の州法の採用に関する状況

前述のように、模範事業会社法の1969年改正で株主の会社情報の収集権について、種々の改正があった。この改正法を各州法はどの程度採用されていたのであろうか。

まず、模範事業会社法と実質的に同様の規定を有していた州はなかったが、類似の規定を有していたのは次の州がある。アラバマ州、アラスカ州、アーカンソー州、コロラド州、コネチカット州、デラウェア州、ジョージア州、イリノイ州、インディアナ州、アイオワ州、ルイジアナ州、メリーランド州、ミズーリ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ネバタ州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、ノースダコタ州、オクラホマ州、オレゴン州、ペンシルバニア州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、テキサス州、ユタ州、ヴァージニア州、ワシントン州、ウィスコンシン州、ワイオミング州、コロンビア特別区が挙げられている²⁸。

これは、1969年改正前模範事業会社法の各州の採用状況でも触れたが、各州は同法を基礎として様々な修正を加えて採用していた。こうした動きが改正後に顕著になったことを示しているものと考えられる。たとえば、アラバマ州、アラスカ州、アイオワ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ニューメキシコ州、ノースダコタ州、オレゴン州、サウスダコタ州、ワシントン州では改正前の規定を採用していた²⁹。

第4節 改正法上の会社情報の収集権に係る諸問題

1. 議決権信託証書に関する問題

模範事業会社法の1969年改正は議決権信託証書の保有者に株主と同様の会社情報の収集権に認めることとした。しかし、この点については各州によって見解が分かれていた。デラウェア州会社法やニューヨーク州会社法においては、会社情報の収集権を行使できる者は名義株主（record holder）に限定されていた。これは不合理又は不当な権利行使を防ぐことを意図した合理的な制限であるとの考えによる³⁰。さらに、ニューヨーク州においては

²⁵ *Supra* note 14, at 131.

²⁶ Scott, *supra* note 12, at 300.

²⁷ *Supra* note 14, at 127.

²⁸ *Id.* at 130.

²⁹ *Id.*

³⁰ C. Thomas Attix, Jr., *Rights of Equitable Owners of Corporate Shares*, 99 U. PA. L. REV. 999, 1001(1951).

会社情報の収集権が株式の法的所有に起因すると考えられていた。そうした見解から、議決権信託証書の保有者は議決権信託の合意のもとで法的権限が付与されている範囲次第で会社情報の収集権を有しているかどうか異なった³¹。

この点に関する判例として、1940年の *State et rel. Croeder v. Sperry Corp.* 事件³²がある。この事件で裁判所は、議決権信託証書の保有者は会社情報の収集権の救済手段である職務執行令状の発行を求める権限は有しないと判示した。そのうえで、議決権信託証書の保有者もエクイティ上の救済 (remedy in equity) を有するとしたものの、その場合は株主が他の訴訟で利用するために会社情報の調査を求めない限り、会社情報の収集権は拒絶された³³。もっとも、この事件以前に *State ex rel. Healy v. Superior Oil Co.* 事件が会社情報の収集権の行使できる者についての判断を示していた。すなわち、当該権利の権限が付与されているのは、株式の実質的な所有 (beneficial ownership) に関わらず、専ら株式原簿から判断されると立場を示していた³⁴。

こうした見解に基づき、多くの裁判所では単に名目上の所有者 (nominal owner) であったとしても名義株主として受託者が会社情報の収集権を主張しうるものとした。そのため、利害関係のある実質的な株主は、自己の名で会社情報の収集権の行使を主張することができる受託者への請求を通して、間接的に株主名簿の情報を得ていた³⁵。

一方で、わずかな州では当事者の利害関係に着目し、実質的な所有者に会社情報の収集権を認めた。その他にも、コモン・ロー上の権利を基礎にエクイティ上の権利 (equitable rights) をエクイティ裁判所で主張することができることも示唆されていた³⁶。ちなみに、模範事業会社法の1969年改正以前に議決権信託証書の保有者に会社情報の収集権を認めていた州としては、カリフォルニア州、イリノイ州、メリーランド州、ミネソタ州、ノースカロライナ州、オクラホマ州、ウィスコンシン州、コロンビア特別区がある³⁷。これら州の他に議決権信託証書の保有者に会社情報の収集権を認めていた州としてはテキサス州がある。テキサス州においては、会社となした議決権合意 (voting agreement) に対応する権利として議決権信託証書の保有者による会社情報の収集権が付与されていた³⁸。

2. 会社情報の保存形式に関する問題

(1) 会社情報の保存形式に係るデラウェア州会社法の規定とその特徴等

模範事業会社法の1969年改正における実質的な改正点の一つとして、書面以外の形式で

³¹ John R. Bartels & Eugene J. T. Flanagan, *Inspection of Corporate Books and Records in New York by Shareholders and Directors*, 38 CORNELL L. Q. 289, 294(1953).

³² 15 A.2d 661(Super. Ct. 1940).

³³ Attix, *supra* note 30, at 1001.

³⁴ 13 A.2d 453(Super. Ct. 1940).

³⁵ Susan B. Hoffnagle & Jolyan A. Butler, *Shareholders' Right to Inspection of Corporate Stock Ledger*, 4 CONN. L. REV. 707, 717(1972).

³⁶ *Id.* at 717-718.

³⁷ *Supra* note 14, at 117.

³⁸ William T. Blackburn, *Shareholder Inspection Rights*, 12 SW. L. J. 61, 63(1958).

会社情報の保存を認めた。この点につき、デラウェア州では、会社情報の保存形式につき、上述の 1967 年改正でいち早く導入されていた³⁹。

もとより、模範事業会社法は 1969 年の改正に際して会社情報の保存形式について多様性を認めていたデラウェア州会社法の規定を参考にしたものと思われる。そのデラウェア州会社法の規定は次のとおりである。

『224 条 記録の形式 (Form of Records)

株式原簿 (stock ledger)、会計帳簿及び議事録を含む事業の通常の過程 (regular course of business) で会社によって保存されるすべての記録は、パンチカード (punch card)、磁気テープ (magnetic tape)、写真 (photograph)、マイクロ写真 (micro photograph) もしくはその他の情報記憶機器で保存することができる。そうした記録は、合理的な時間内に明確に読める形式に変換することができるように備えなければならない。すべての会社は同様に、調査の権限が付与されている者の請求で、保存されている記録をそのように変換するものとする。記録がパンチカード、磁気テープ、写真、マイクロ写真もしくはその他の情報記憶機器の方法で保存されている場合、証拠として認められ、同様の情報を有する原文の書面による記録と同程度であらゆる他の目的のために容認されるものとする。』

(2) 規定の目的

デラウェア州会社法 224 条は次のようなことを規定していた。まず、事業の通常の過程で会社によって保存される会社情報は、書面以外にパンチカード、磁気テープ、写真、マイクロ写真もしくはその他の情報記憶機器での保存を認める。次いで、会社情報が掲げられている情報記憶機器で保存されている場合、書面のように明確に読める形式に変換できることが要求され、その形式の会社情報が会社情報の収集権が行使された際に提供される。ただ、情報記憶機器で保存されている会社情報は、書面によって保存されている会社情報と同等に取扱うことを認めている。

デラウェア州において、会社情報について書面形式によらない記録技術が発展していた。そのことから州の立法者は次のことを意図して規定を設けることとした。第 1 に、書面以外で記録されている会社情報がある場合、それを書面に変換することができることを保証することである。第 2 に、書面による会社情報と対応させるために書面以外に記録された会社情報を証拠として認めることを企図したものであった⁴⁰。もっとも、会社情報の保存形式の多様化についてはそうした技術の発展のみならず、書面以外の形式で会社情報の保存をしていた会社による扇動も立法した理由であるとも指摘されている。こうした会社の主

³⁹ See Roy N. Freed, *Providing by Statute for Inspection of Corporate Computer and Other Records Not Legible Visually—A Case Study on Legislating for Computer Technology*, 23 BUS. LAW. 457, 457(1968).

⁴⁰ *Id.*

導による会社法の改正はデラウェア州会社法の特徴を現しているといえよう⁴¹。

ただ、当時のデラウェア州会社法においてこうした立法をする必要があったのかは疑問が提起されている。すなわち、特定の記録方法を使用することを会社に認めること又は電子的方法により記録された会社情報について紙媒体への変換を要求することは不要であるとの指摘があった。この指摘は会社に書面又は電子的方法での記録について選択権を与える必要性が乏しいとの考えによるものである。さらに、デラウェア州会社法では会社情報の保存方法としてコンピュータの利用について言及していなかった。しかし、実務において、ほとんどの会社又は弁護士は 1967 年改正会社法施行以前から新たな記録の方法が認められていなかったわけではないと解釈していた⁴²。

(3) 実際の運用と株主の会社情報の収集権との関係

実際に、会社は会社情報の記録システムを使用する黙示の義務が課されていたといわれる。そうした黙示的な義務が課されていたシステムとしては、効果的な監査を実施するために認められた納税システム、株主情報の管理又は訴訟時において利用することができる証拠を記録するシステムがある。もっとも、会社情報の収集権を有する者又は会社が書面形式での会社情報を必要とする場合、電子的に記録されていたとしてもそれに対応しなければならなかった⁴³。

このように、デラウェア州会社法ではいち早く会社情報の保存形式について多様化を認めていたが、その問題点も多く存在した。すなわち、会社情報の書面以外による保存形式は条文で列挙されたものしか認められていなかった。さらに、会社情報の収集権が行使された際に提供される会社情報は書面でなければならなかった⁴⁴。

こうした要求は当時の情報技術の信用性は低かったことが窺われる。電磁的方法による会社情報の記録が制定法で手当てされる場合又はそれが訴訟において用いられる場合には、情報技術の発展やその信用性を十分に理解したうえで手当てする必要があったが、そうした点の理解不足を明らかにしたとも考えられた⁴⁵。

3. 模範事業会社法の対応

模範事業会社法は 1969 年改正で州間で見解の相違があった議決権信託証書の保有者の会社情報の収集権と会社情報の保存形式について一定の手当てをした。すなわち、議決権信託証書の保有者についても株主と同様に会社情報の収集権を認め、会社情報の保存形式について会社の選択権を与えた。

⁴¹ デラウェア州会社法の特徴については、第 2 章第 3 節を参照。

⁴² Freed, *supra* note 39, at 464. さらに、デラウェア州法ではコンピュータで記録された会社情報について、証拠として認めるかについて明確にしていなかった。ただ、この点については裁判所による証拠に関する規則の解釈によって解決されたと考えられていた。

⁴³ *Id.*

⁴⁴ *Id.*

⁴⁵ *Id.* at 465.

議決権信託証書について、模範事業会社法は議決権信託の受託者に議決権信託証書の保有者の記録を作成させた。そのうえで、受託者はその謄写物を会社に預託し、他の株主又は議決権信託証書の保有者による会社情報の収集権に供されることを要求した⁴⁶。その一方で、議決権信託証書の保有者による会社情報の収集権についても株主と同じ要件でその行使を認めていた。さらに、議決権信託証書の保有者の名簿の不正利用についても拒絶事由の対象となっていたことから、株主名簿と同様の取扱いをしていたことが窺われる。

また、会社情報の保存形式について、模範事業会社法はデラウェア州会社法とは異なり、保存する媒体を磁気テープやマイクロ写真等のように具体的に列挙するものではなかったが、その保存媒体に差異はないであろう。ちなみに、デラウェア州と同様に会社情報を保存する媒体を具体的に列挙していた州としてノースカロライナ州がある。その一方で、模範事業会社法のモデルとされたイリノイ州においては1969年改正模範事業会社法における会社情報の保存形式に関する規定を除外していた⁴⁷。

ただ留意すべきは会社情報の保存は書面による形式が基準とされていたことである。そのため、書面以外で会社情報を保存していた場合は、デラウェア州と同様に書面に変換することができることを前提としていた。このように、会社情報の収集権の行使に際して、当該請求をした者が書面形式による会社情報を要求した場合にそれに応える必要があったことに鑑みるならば、むしろその手続は煩雑となって利便性を害していたといえよう。

⁴⁶ 1969年模範事業会社法では、こうした会社情報の収集として議決権信託証書の保有者に関する名簿以外に、株主総会において取締役の選任について議決権を有する株主について記載された会社情報である議決権者名簿 (voting list) がある (同法 31 条参照)。議決権者名簿については、記載されている情報の性質等から、委任状勧誘との関係で論じられることが多い。

⁴⁷ See *supra* note 14, at 131.

第5章 1970年代における株主の会社情報の収集権に関する諸問題

第1節 模範事業会社法の1969年改正の意義と問題点

1. 1969年改正模範事業会社法と株主の会社情報の収集権

模範事業会社法は、アメリカ法曹協会の会社法委員会（Committee on Corporate Laws of the American Bar Association）が公表している、実質的に制定される独立した一般的な会社法となることを意図としたものである。もっとも、同法は各州に同法を採用する選択権や州法の慣例もしくは多様性を認めるものであり、これは各州会社法の模範として機能することが適切であると考えられたためである¹。

その起草にあたっては株主権の強化が目的とされ、その一つとして株主の会社情報の収集権が挙げられる²。1950年の模範事業会社法は46条で株主の会社情報の収集権を規定していた。その特徴として次の2つの点がある。第1に、会社情報の収集権に権利行使要件が設けられていたことである。すなわち、模範事業会社法における株主の会社情報の収集権は、その行使に先立ち、6か月以上株式を継続的に保有するか、又は発行済株式総数の5%以上の株式を保有する者に限定するという一定の要件を課していた。そのうえで、コモン・ロー上の権利と同様に合理的な時間で正当な目的のために行使されなければならなかった。

第2に、わが国における株主の会社情報の収集権とも対照的であるのが、株主による会社情報の収集権の行使に対する役員の不当拒絶に対して罰則を課し、請求した株主の保有する株式価値の10%の損害賠償を負わせていた。その目的は会社又はその経営陣は株主による会社情報の調査を拒絶することによって、株主が十分な情報を得る前に株主に権利行使の遅滞とそれに伴う費用を生じさせたことを防止するためと説明されている。

その後、模範事業会社法の1969年改正において、株主による会社情報の収集権は次の3点が改正されている³。第1に、会社情報の収集の対象が会社情報の収集権の行使目的に関連のある（its relevant）会社情報に限定された。第2に、当該権利行使権者の範囲が議決権信託証書の保有者に拡大された。第3に、会社記録の保存形式についてマイクロフィルム等の書面以外の形式で会社情報の保存を認めることとした。

こうした改正点は、会社の利益を保護する手当てがなされているものとして注目される。すなわち、株主の会社情報の収集権の行使によって、あらゆる会社情報の調査が認められる場合、会社に対する阻害行為への誘因となりうる。そのため、収集の対象が請求理由に関連するものに限定されたことで、濫用的行使の抑止になるものと考えられる。さらに、会社情報の保存形式の多様化を認めたことは、会社の利便性も考慮された改正であるといえる。会社情報の収集権を規定するにあたっては、会社の利益を保護するという観点は重要であり、そうした観点は株主全体の利益を保護することになるろう。

¹ 模範事業会社法の意義や公表経緯、州会社法への影響等については、第3章第1節を参照。

² 模範事業会社法の公表当時における株主による会社情報の収集権につき、第3章第2節を参照。

³ 1969年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権については、第4章第2節を参照。

2. 各州会社法における不当拒絶の抑止策

1970年代において、会社情報の収集権の不当拒絶に対する罰則規定は多くの州会社法で採用されていた。模範事業会社法においても、前述のように、株主による会社情報の収集権の行使に対する不当拒絶を防止することを主たる目的として罰則規定を置いていた。州会社法の罰則規定は具体的に次の3つに分類される⁴。

第1に、アイオワ州、ケンタッキー州、ノースカロライナ州、ウィスコンシン州が不当拒絶に対する罰則を設けていたが、その責任に対する上限も定めていた。すなわち、そうした州会社法では模範事業会社法のように会社情報の収集を請求した株主の保有する株式価値の10%という責任を規定しつつ、その上限額を500ドルとしていた。それにより、大株主によって会社情報の収集権の行使請求がされた場合、不当拒絶に対して課せられる多額の賠償額という過度な影響を避けることを目的とした。ただ、このように賠償額の上限を定めたとしても、経営過誤を隠蔽したい会社役員又は現経営陣の交代を企図した株主による委任状勧誘を妨害したい会社役員に対する抑止力にはならなかったとされている。

第2に、会社情報の収集権の行使の拒絶に過失のある役員を対象として州に対して罰金を支払うことを規定し、それにより不当拒絶の防止に重点を置いていた州もある。もっとも、こうした規定は権利を侵害された株主から不当拒絶した役員への法的執行を求めることから批判もあった。さらに、株主の会社情報の収集権という私権 (**private right**) が直接に害され、その権利が縮減しているにも拘わらず、こうした罰則規定は疑問が提起されていた。すなわち、株主による会社情報の収集権の理論的根拠⁵は会社の所有者としての地位から直接に派生するものであると考えられている。それを前提に、制定法上の株主による会社情報の収集権はコモン・ロー上の権利を成文化してそれを強化することにあつた。それにも関わらず、そうした罰則規定による罰金という利益を州にだけ与えることは妥当ではないと考えられた。

第3に、模範事業会社法のような罰則規定の代わりに、会社情報の収集権の行使に対する不当拒絶について一定金額の罰則を課す州もあった。これは、保有する株式価値の10%の罰則では少数株主が救済を求めた場合にその効果が弱かったという欠点を克服するものである。しかし、制定法で設定された罰金では、不当拒絶の抑止的效果はわずかであった。そのことから制定法で不当拒絶に対する罰金を設定することは、結果として不当拒絶の防止という目的に対する実効性が不十分であった。

3. 不当拒絶に対する抑止策の問題点

このように罰則規定が定められていたが、その適用に関しては株主による会社情報の収

⁴ See Kenneth Winston Starr & Terrance E. Schmidt, *Inspection Rights of Corporate Stockholders: Toward a More Effective Statutory Model*, 26 U. FLA. L. REV. 173, 183(1974).

⁵ アメリカ会社法における株主権及び株主による会社情報の収集権の意義や理論的根拠については、第1章第1節を参照。

集権に関する訴訟において主要な争点となっていなかった⁶。もとより、このような不当拒絶に対する罰則を設けて株主の会社情報の収集権を保護するという手法は古くから考えられていたが、そうした規定は厳格に解釈されていた⁷。そのため、その規定は実際の訴訟において株主によって利用されていなかったとされている⁸。

さらに、こうした罰則規定は会社役員が会社情報の収集権の行使目的が不当であることを訴訟で立証できる場合を除き、その行使が明らかに不当である場合であっても、会社役員等に対して会社情報の収集権を認めさせるとも指摘されていた。すなわち、会社役員はそのことを訴訟で立証が出来なかった場合に、罰金を支払わなければならないという脅威から不当な目的による会社情報の収集権の行使の原因となる可能性があった⁹。そもそも、株主による会社情報の収集権の行使に係る罰則規定は当該権利の救済としては妥当ではないとの批判があった。その理由としては罰則規定により課される罰金が株主の被った実際の金銭的損害を証明することなく賠償がされていたためである¹⁰。

そうしたなかで、この罰則規定の有効性等についていくつかの重要な課題を提起した判例として、1972年の *Wood, Walker & Co. v. Evans* 事件¹¹がある¹²。この事件の原告である株主は原審で会社情報の収集権の行使に関する作為命令的差止め命令（*mandatory injunction*）を請求し、当該請求が認められている¹³。さらに、その控訴審において罰則規定の在り方について判示していることが注目される。

原審における作為命令的差止め命令の請求に関する判示において、裁判所は株主の会社情報の収集権に関する州会社法と連邦証券諸法の関係にも言及しており、その点でも注目される。そこで以下ではこの事件を詳しくみていくこととする¹⁴。

第2節 1972年の *Wood, Walker & Co. v. Evans* 事件の検討

1. 事実の概要

この事件の事実の内容をまとめると次のようになる。Equity Oil Company（以下、

⁶ 実際に、2 MODEL BUSINESS CORPORATION ACT ANNOTATED, 145(2d ed. 1971)で列挙されている不当拒絶に対する罰則の適用を争点とする重要判例は4件にとどまり、会社情報の収集権の行使に係る正当な目的が争われた判例と比べると、その数は著しく少ない。

⁷ SEYMOUR D. THOMPSON, 4 COMMENTARIES ON THE LAW OF PRIVATE CORPORATIONS, 1002(2d ed. 1909).

⁸ Starr & Schmidt, *supra* note 4, at 178. なお、損害賠償と抑止効果の関係については、田中英夫＝竹内昭夫『法の実現における私人の役割』156頁（東京大学出版会、1987年）も参照。

⁹ William T. Blackburn, *Shareholder Inspection Rights*, 12 SW. L. J. 61, 83(1958). 実際に、20世紀初頭には恐喝目的や不当な目的による会社情報の収集権の誘因となったことにつき、第1章第3節参照。他方で、会社経営陣の会社情報の開示に対するわずかなインセンティブにつき、See Starr & Schmidt, *supra* note 4, at 176.

¹⁰ HENRY WINTHROP BALLANTINE, BALLANTINE ON CORPORATIONS, 387(rev. ed. 1946)

¹¹ 461 F.2d 852 (10th Cir. 1972).

¹² Starr & Schmidt, *supra* note 4, at 178.

¹³ 300 F. Supp. 171 (D. Colo. 1969).

¹⁴ *Wood, Walker & Co. v. Evans* 事件については、See Starr & Schmidt, *supra* note 4, at 178. 久保田光昭「帳簿・書類閲覧権に関する立法論的考察—その実効性確保のために—」吉川栄一＝出口正義編『石田満先生還暦記念論文集 商法・保険法の現代的課題』178頁以下（文真堂、1992年）も参照。

「Equity 社」という)において、同社の経営を改善するための株主委員会 (Stockholder's Committee for Better Management of Equity Oil Company. 以下、「株主委員会」という)の代表が、株主総会において取締役の選任に係る委任状勧誘を目的として 1963 年コロラド州法 31-5-17 条 (Colo. Rev. Stat. Ann. § 31-5-17 (1963)) に基づいて株主名簿の調査を求めた。しかし、当該請求は会社に拒絶されたため、株主委員会の代表が作為命令的差止め命令 (mandatory injunction) 及びコロラド州法が規定していた会社役員等の不当拒絶に対する請求した株主が保有する株式価値の 10%の罰則の適用並びに損害の回復を連邦地方裁判所 (federal district court) を求めた事案である¹⁵。

株主委員会は、具体的に次のような理由により、株主名簿の閲覧を求めた¹⁶。まず、株主名簿に自身の情報が記録されているかを確認することである。そのうえで、Equity 社の他の株主と連絡を取って取締役の選任に関して協議するとともに役員らによる現在までの会社の運営について株主として意見を確かめることと述べた。

他方で、株主委員会は Equity 社に委任状勧誘について規制する SEC 規則 14a-7 に基づき、株主委員会の委任状勧誘資料を送付するか、株主名簿を提供することを求めていた。この請求に対し、Equity 社は株主委員会の委任状勧誘資料を送付することに応じていた。

Equity 社は、州会社法に基づく株主名簿の閲覧を拒絶した理由として、次のように主張した。すなわち、株主委員会の株主名簿の閲覧は 1963 年コロラド州法 31-5-17 条にのみ基づくものであるならば、すべての請求は適切であって救済を求める権限も与えられるとする。しかし、株主委員会は、実質的に SEC 規則 14a-7 に基づく委任状勧誘を行うことを目的として、州会社法に基づく会社情報の収集権を行使することはできないと述べた。

2. 裁判所の判断

(1) 原審の判断

こうした Equity 社の主張は、具体的に以下の 2 つを内容とする。それぞれの主張に対する裁判所の判断は次のとおりである。

第 1 に、Equity 社は連邦証券諸法を前提とする会社かどうかであるかに関わらず、州会社法と SEC 規則 14a-7 による株主名簿の閲覧謄写請求権が併存するのであれば、同規則に従うことを選択した株主委員会はその選択に対する義務がある。そのことから州会社法上の株主名簿の閲覧謄写請求権を行使することはできないとする。これに対し、裁判所は「この主張に根拠はなく、それを支持する前例もない」とした。そのうえで、「原告の株主名簿の閲覧に対する選択は、義務的 (imposition) な性質ではないと考えられている」と述べた。さらに、SEC 規則に従うことを選択した株主委員会はその選択に対する義務があるとする Equity 社の主張については「原告の州会社法を基礎にした株主名簿の閲覧謄写請求権の行使請求は、同規則に先立ってされていることから、その主張は不適切である」とした。

¹⁵ Starr & Schmidt, *supra* note 4, at 178.

¹⁶ See 300 F. Supp. 171, at 172-173.

第2に、Equity社は連邦証券諸法は株主名簿の閲覧に関する州会社法の規定を無効としており、州会社法は株主委員会のためには機能しないとする。そのうえで、委任状勧誘を目的に株主名簿を閲覧謄写するという目的がある場合、その目的を達成するために依拠するのはSEC規則14a-7であると主張した。すなわち、当該規則によれば実質的に会社経営陣が委任状勧誘を行うこと又は委任状勧誘をすることを意図している場合、会社経営陣は対抗する証券保有者の委任状勧誘資料を会社が送付するか、対抗する証券保有者に株主名簿を提供するか選択しなければならない。これは同規則が会社経営陣に委任状勧誘資料を送付するか、株主名簿の閲覧謄写に関する州会社法の規定を無効にして株主名簿を提供するかを選択を認めているとEquity社は主張する。

これに対し、裁判所はEquity社の主張は検討に値するものとしながらも「連邦証券諸法及びSEC規則14a-7は、株主名簿の閲覧謄写に係る特定の規定を無効にしておらず、したがって、原告は、株主名簿の閲覧謄写を認める1963年コロラド州法31-5-17条を適切に利用することができる。…この点に関する連邦最高裁判例がないと思われるが、…連邦証券諸法は州会社法を無効にしていない」と述べた。

このように、原審においては株主委員会の会社情報の収集権の行使が認められた。しかし、株主委員会が求めた会社の不当拒絶による損害の回復と会社情報の収集権の不当拒絶に対する罰則の適用は、善意 (good faith) による請求であることを立証することができなかつたため、裁判所には認められなかった。

(2) 控訴審の判断

原審において、不当拒絶に対する罰則の適用及び損害の回復が認められなかったことから、株主委員会はその適用を求めて第10巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。この申立てに対する裁判所の判断は次のようなものであった¹⁷。

第1に、裁判所は会社役員の実責任について「制定法は会社及び(又は)その役員 (corporation and/or its officer) は、罰則の責任を負わなければならない (shall be liable for the penalty) と明言しているというのは確かである。しかし、…この文脈にいう『shall』という言葉は総額 (amount) が絶対的 (mandatory) であるという意味ではなく、むしろ会社及びその役員の実責任 (不当拒絶) による責任を負うことが不可欠であることを前提としている (mandatorily subjected to liability) ということの意味する」と述べる¹⁸。

第2に、裁判所はそうした罰則規定の解釈として「裁判所は、被った損害を問わず損害が弁済される程度で損害賠償の総額が固定されている場合、制定法で課されている義務の遵守しなかつたことを基礎に責任を課すことを常に抑制 (guarded) していた」とし、「そのような規定は厳格に解釈される」と判示した。第10巡回区連邦控訴裁判所は罰則規定を

¹⁷ 第10巡回区連邦控訴裁判所の判断につき、See 461 F.2d 852, at 855-856; Starr & Schmidt, *supra* note 4, at 179.

¹⁸ 久保田・前掲 (注14) は、「mandatorily subjected to liability」を「命令的に責任を『負わなければならない (subjected)』』と訳出している。

そのように解釈し、「この事案の事実のもとで、満額 (full amount) の罰則を課すことに対する原審のためらい (reluctance) は十分に理解する」と述べ、「そのような状況で満額の罰則を課すことは正当化されず、原告が株主名簿よりも訴訟することを切望していたことを見出したことについて、原審は誤っていなかった」とした。

第3に、罰則の適用について「制定法の主な目的は、結局、株主名簿の閲覧謄写請求権が明確で曖昧ではないことを重要視すること」であり、「制定法の執行を促進するものとしての罰則が認められているが、副次的な側面もしくは目的であって主たるものでない」とする。さらに、「原審は、有効な裁量権の行使 (exercise of discretion) で原告の有する株式価値の10%の範囲の金額で罰則を課すことができるとする」が、「他方で、あらゆる状況の観点からそのような損害賠償が正義の目的 (ends of justice) を適わないならば、裁判所は罰則を適用しないのも自由である」と判示した。

3. 同事件の検討

(1) 罰則規定の有効性

本件において、第10巡回区連邦控訴裁判所は、罰則規定の適用を求める当事者に対して当該規定は厳格に解釈されるという確立した法理を強調したとされている。すなわち、コロラド州法が規定する会社情報の収集権を不当拒絶した役員が10%の罰金の責任を有する (shall be liable) との文言は最大で原告の保有する株式価値の10%の責任が課されるとする。ただ、裁判所は会社に対して課される実際の賠償額は第一審裁判所の裁量で決定されるという見解を示した。そのうえで、第10巡回区連邦控訴裁判所は、原審の罰則条項に基づく損害の回復を認めなかったことは有効な裁量権の行使と解釈されると判断し、原審の判断を支持した¹⁹。

これに対しては、学説上も株主の保有する株式価値の10%の罰金を課すにあたって、裁判所に合理的な裁量を認めるという解釈は適切であると考えられた。しかし、こうした運用は疑問の余地があるとも指摘されていた。すなわち、裁判所に裁量を認めるということは大株主からの会社情報の収集権の行使請求を会社役員が拒絶したとしても多額の損害賠償責任が課される可能性が減少する一方で、厳しい責任を課される可能性も有していた。さらに、*Wood, Walker & Co. v. Evans* 事件において、第10巡回区連邦控訴裁判所が罰金を課すにあたって裁判所が裁量を有すると判示したことは、会社役員が会社情報の収集目的が正当なものでないが、会社情報の収集権の行使を拒絶したことが正当であったと裁判所が判断することに確信をもてないような場合に会社役員に対して不当で強圧的な影響を及ぼしうるとも考えられた²⁰。

そもそも、株主の保有する株式価値の10%の罰金が義務的なものであるのか自由裁量的なものであるかにせよ、株式の保有数に関わらず、自身の投資の保護に強い利益を有する

¹⁹ Starr & Schmidt, *supra* note 4, at 179.

²⁰ *Id.* at 180.

少数株主に対して罰則規定は十分な救済手段とはならなかった。さらに、会社情報の収集権の行使請求が会社に拒絶された時に、株主はそれを法的に執行するために費用が生じるという現実直面する。請求した会社情報の収集が最終的に派生訴訟（*derivative suit*）に結びついた場合、その支出は填補される。しかし、多くの場合は会社情報の収集が派生訴訟と無関係な理由で請求される。そうした状況において、制定法で規定がある場合を除き、株主は弁護士費用の補償がされない。そのため、株主の会社情報を収集する目的に関わらず、権利行使の遅滞及び少数株主による権利行使の妨害を目的とした会社経営陣による不当拒絶を助長させた²¹。

（２）他の判例との関係

このように、株主と会社の競合する利益の調和を図れなかった罰則規定は賠償される金額が株主の投資価値に帰するという結果となる。ただ、株主による会社情報の収集権の行使を不当に拒絶した会社役員についての罰則規定の本質的機能を損害賠償規定として位置付けることも可能である。もっとも、こうした考え方は模範事業会社法の注釈等では言及されていなかった。そのうえ、模範事業会社法において会社情報の収集権の行使に対する不当拒絶の罰則規定を設けた目的は、株主の合理的な請求を会社が不当に拒絶しないための圧力を働かせることにあった。そのことに鑑みるならば、補償ではなく、不当拒絶の抑止という点に現れていると考えられた²²。

これに関し、コロラド州法と実質的に同一の規定を有しているイリノイ州法で罰則規定の適用が問題となった 1964 年の *McCormick v. Statler Hotels Delaware Corp.* 事件²³がある。同事件は *Wood, Walker & Co. v. Evans* 事件の控訴審においても言及されている。*McCormick v. Statler Hotels Delaware Corp.* 事件は、株主の会社情報の収集権についてコロラド州法と実質的に同一の規定を置いているイリノイ州において、株主による会社情報の収集権の行使を拒絶した会社に対して株主が裁判所に職務執行令状の発行及びその株主の有する株式価値の 10% の罰則の適用を求めた事案である。

この事案において、イリノイ州上訴裁判所は「第一審裁判官（*trial judge*）が、適切な事案において最大 10% の罰金を減じる権限を有し」として、罰金を 2000 ドルとした第一審裁判所の判断を支持した²⁴。*Wood, Walker & Co. v. Evans* 事件の控訴審はこの判断を引用し、「この理由は、制定法における『責任を有する（*liable*）』という表現は、被告が最大で保有する株式の 10% の額が課されるという前提に立っていることを示している」と述べている²⁵。

²¹ *Id.* at 181.

²² *Id.* at 182.

²³ 203 N.E.2d 697(1964).

²⁴ *Id.* at 702.

²⁵ 461 F.2d 852, at 855.

(3) 会社情報の収集権に係る州会社法と連邦証券諸法の関係

Wood, Walker & Co. v. Evans 事件の第一審において、州会社法上の会社情報の収集権と連邦証券諸法において委任状勧誘を規制する SEC 規則 14a-7 による会社情報の入手手段との関係が争点となった。同規則は株主名簿の閲覧等に対してどういった機能を有しているのだろうか。

SEC 規則 14a-7 は会社に株主名簿の開示を要求するものではない。同規則は、委任状勧誘において、会社役員と対抗して委任状勧誘をする者の委任状勧誘資料を他の株主に送付するか、その者に株主名簿を閲覧させるという選択権を会社に与えることで州会社法における会社情報の収集権の行使に際して要求される正当な目的の判断という問題の克服を意図したものである²⁶。同規則は具体的に次のようなことを内容とする²⁷。

まず、会社が 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 12 条に基づいて登録を要求される場合²⁸、同法 14 条 (a) 項に基づき連邦証券取引委員会 (Securities Exchange Commission) ²⁹によって制定された SEC 規則 14a-7 の対象となる。同規則は、委任状勧誘において会社役員と対抗して委任状を勧誘する者の請求があった場合に、会社役員はその対抗者の委任状勧誘資料を他のすべての株主に送付するか、当該対抗者に株主名簿を提供するかのいずれかの選択をしなければならないと規定する。

SEC 規則 14a-7 は拒むことのできない絶対的な規定であると考えられている。すなわち、会社役員は州会社法の規定する会社情報の収集権については主張することができる会社情報の収集の目的が不当であるという抗弁を同規則に基づく株主名簿の開示では主張することができない。

さらに、同規則は株主名簿の閲覧に係る州会社法上の権利を縮減するものではないと考えられていた³⁰。この点につき、*Wood, Walker & Co. v. Evans* 事件と同様の事案として、1957 年の *Alabama Gas Corp. v. Morrow* 事件³¹がある。同事件ではアラバマ州会社法と連邦証券諸法における委任状勧誘規則との関係が問題となった事案である。

この事案においてアラバマ州最高裁判所は次のように述べている。すなわち、連邦証券諸法はアラバマ州会社法によって「与えられた株主の権利を奪うものとして構成されるべ

²⁶ LOUIS LOSS & JOEL SELIGMAN & TROY PAREDES, 4 SECURITIES REGULATION, 482(4th ed. 2009).

²⁷ SEC 規則 14a-7 の目的と機能につき、See James B. Watson, *Protecting the Shareholder's Right to Inspect the Share register in Corporate Proxy Contests for the Election of Directors*, 50 S. CAL. REV. 1273, 1289(1977). 黒沼悦郎『アメリカ証券取引法 (第2版)』208頁 (弘文堂、2004年)も参照。

²⁸ 同条の対象となる会社は、資産が 100 万ドル以上で、株主が 500 人以上いる上場会社である (Watson, *supra* note 27, at 1273 n.1)。その会社が発行する特定の種類の持分証券は SEC に登録しなければならない (黒沼・前掲 (注 27) 100 頁)。

²⁹ 連邦証券取引委員会の組織と近時の活動状況については、松岡啓祐「証券市場・公開会社規制と米国 SEC (連邦証券取引委員会) の活動状況～組織改革の動向を中心として～」専修ロー8号 31頁 (2013年)、同「近時のアメリカの金融・資本市場の規制改革の動向について—2013年における連邦証券取引委員会 (SEC) による活動状況の検討を中心に—」専修大学今村法律研究室報 62号 1頁 (2015年)を参照されたい。

³⁰ LOSS & SELIGMAN & PAREDES, *supra* note 26, at 483.

³¹ 93 So.2d 515(Ala. 1957).

きではない」との見解を示していた³²。このことから、*Wood, Walker & Co. v. Evans* 事件の原審が述べているように、連邦証券諸法は州会社法を無効にしていないという結論に至ったものと思われる³³。

他方で、会社が会社役員と対抗して委任状を勧誘する者の委任状勧誘資料を他のすべての株主に送付した場合であっても、その対抗者は州会社法に基づく会社情報の収集権に関する救済手段を利用することを妨げられないと考えられている。その点を言及する判例として 1969 年の *Kerkorian v. Western Air Lines, Inc* 事件³⁴がある。同事件において裁判所は次のように述べている。すなわち、会社が委任状勧誘資料をすでに送付されているということは、株式原簿の不当拒絶に対する救済を認めないとする事の十分な理由ではないとする³⁵。

第 3 節 模範事業会社法上の会社情報の収集権に関する問題点

1. 会社情報の収集に関する法的執行手段を巡る問題

会社法上の罰則規定では不当拒絶に対する抑止効果が不十分であったことから、模範事業会社法を採用していても罰則規定を除外する州法もあった。そうした州での法的執行手段は次の 4 つに分類される³⁶。

第 1 に、会社経営陣が会社情報の収集権の認否を検討する合理的な期間を設定することである。第 2 に、会社経営陣による会社情報の収集権の行使の拒絶について、裁判所による聴聞 (hearing) を迅速に行うことを要求する規定を設けることである。第 3 に、正当な目的を有する株主の弁護士費用を会社が補償し、会社情報の収集権の執行は法的手続によることを強制する規定である。第 4 に、善意 (good faith) で正当な会社情報の収集権の行使を拒絶した役員への補償を規定する一方で、会社情報の収集権の認否に関する訴訟の被告として、会社を除くことである。以下では、これらの内容を具体的にみていくこととする³⁷。

2. 会社情報の収集請求の認否に係る期日の問題

株主による会社情報の収集権の行使に対して会社がどういった対応をするのかという観点から、会社がその請求の認否を検討しうる合理的な期間を規定しなかったことは異例であり、立法者の怠慢とも指摘されていた。もっとも、1969 年改正模範事業会社法 52 条の

³² *Id.* at 518.

³³ もっとも、連邦証券諸法における株主の会社情報の収集権も検討すべき課題は多い。たとえば、委任状勧誘規制における株主の会社情報の収集手段も十分なものではなく (*See Watson, supra* note 27, at 1295-1296)、議決権者名簿 (voting list) との関係も問題となる。さらに、株式公開買付け (tender offer) においても、株主の会社情報の収集権が言及されている。公開買付けとの関係については、第 4 章第 1 節、木村真生子「公開買付けにおける敵対的買収による株主名簿閲覧・写真請求権の行使」筑波ロー 17 号 46 頁以下 (2014 年) 等を参照されたい。

³⁴ 253 A.2d 221(1969).

³⁵ *See id.* at 25.

³⁶ *Starr & Schmidt, supra* note 4, at 184.

³⁷ 以下でみる株主の会社情報の収集権に係る法的執行手段の検討については、*See id.* at 185-189.

もとでも、株主が迅速な会社情報の収集について、会社役員に対して同条が定めている書面の請求をすることで会社がすぐに対応する可能性もあった。

ただ、そのような迅速な会社情報の収集は次のような問題を提起する。すなわち、制定法の文言解釈で会社情報の収集権の行使につき善意ではない株主であっても、書面の通知のみに基づいて当該権利行使の拒絶した場合にはその後の不当拒絶に対する訴訟の根拠として十分であった。

そのため、こうした会社情報の収集権の行使請求に対応する以前に、株主の動機を検討する合理的な機会を会社経営陣に与える法定の期限を定めることは適切であるといわれていた。実際に、1960年代にいくつかの州会社法ではそうした検討する期間を5日と法定していた。この5日という期間は株主の請求を十分に検討する期間としては適切であると考えられていた。こうした規定を有する州としては、デラウェア州、ルイジアナ州、メイン州、ネバタ州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ペンシルバニア州があった。

3. 迅速な会社情報の収集に関する問題

各州会社法が模範事業会社法を採用しないのは罰則規定を設けることを避けるためであり、その代わりに株主と会社間の紛争の迅速な法的手続を規定していた。たとえば、ニューヨーク州会社法においては、会社情報の収集を拒絶された株主は会社情報の収集を認めるべきではなかったと会社が判断した理由の開示を求めることを裁判所に申立てることができた。裁判所は、その申立てに対する略式聴聞（summary hearing）のあと、株主の会社情報の収集権を法的に執行する命令を発するか否かを判断したうえで法により付与された救済を株主に与える権限を有していた。

こうした迅速な手続は株主による会社情報の収集の引き延ばしを目的とした会社経営陣による不当拒絶の意図に対して効果的であった。さらに、紛争の迅速な法的解決を提供するこの手続は会社経営陣に異議を主張する合理的な機会を与える一方で、株主の会社情報の収集権の確保に有益であった。

しかし、この迅速な手続を規定する州法に対して考えられる反論は、会社情報の収集を請求する前に、株主による会社情報の収集を必要とする理由を主張する機会が設けられることから株主を不当に優遇しすぎる結果となる救済手段になるということである。それによって会社情報の収集権の行使が迅速に請求することができるようになり、株主は訴訟において会社に比べて有利な立場になるとの批判が考えられる。

もともと、こうした主張は会社情報の収集は請求数が少ないことを理由とした論拠の乏しいものであり、会社情報の収集に関する訴訟は株主と会社間での事前交渉の決裂ということに起因すると指摘された。さらに、この主張への根本的な疑問は株主の会社情報の収集権に関する訴訟は株主が善意であるか、正当な目的を有しているかもしくは過去2年以内に当該権利行使によって得られた情報の不当な利用がないという争点に限られる。こうした争点は事実の検討あるいは法的検討が必要になる。しかし、そもそも法定の要求を充

たさない株主は、会社が会社情報の収集権の行使を拒絶する前に、会社によって株主にそうした拒絶事由がないことが確かめられるべきであるとされていた。

4. 弁護士費用の問題

迅速な法的執行手続は、株主による会社情報の収集権の行使の認否を会社が判断するにあたって、合理的な期間を法定することと併せて規定したときに 2 つの効果的な法的執行手段を実現すると考えられた。第 1 に、会社情報の収集を実質的に引き延ばすことを目的とする会社の不当拒絶を防止することである。第 2 に、不当な目的による会社情報の収集権の行使を拒絶する会社の権利を保護することである。しかし、そうした規定を有していたとしても、株主は裁判所の命令を得ない限り会社情報の収集権を法的に執行することができなかったことから会社としては会社情報の収集権の行使を認めない方針を採用する誘因となった。実際に多くの会社では株主による会社情報の収集権の行使を最初は拒絶するといわれている。こうした実務は会社が株主の当該権利行使目的を確かめるためとされている³⁸。

そこで、制定法が株主の要した合理的な弁護士費用を会社に負担させることによって、法的執行の側面から一層充実した解決手段になると考えられた。弁護士費用を会社に負担させる規定は、株主に与えられる弁護士費用の総額が会社情報の収集権の行使に対する不当拒絶の結果として原告の実際に支出した費用を確認して判断されることから、適切であると考えられた。こういった規定は株式の保有数に関わらず、株主に填補される金額が実際に要した弁護士費用の枠内という一律の基準を定めるものであった。

それに加えて、弁護士費用の補償は迅速な法的執行手続と組み合わせたときにより効果的であると考えられた。すなわち、弁護士費用が填補される可能性は、会社に対して疑義のある会社情報の収集権の行使を認めることに対して会社経営陣に過度な個人責任という厳しい責任を課すことなく、会社情報の収集権の行使を不当に引き延ばすことを抑止する十分な圧力として機能した。

さらに、株主が実際に要した弁護士費用を会社が補償するということは、請求した株主の保有する株式価値の 10%の損害賠償という不当拒絶に対する懲罰的機能ではなく、実際に要した費用を補償するのみであることから救済手段としての利用可能性が株主の請求が正当かつ適法なものであるすべての場合に拡大されるといわれていた。なお、こうした会社情報の収集権の行使に関する訴訟に要した弁護士費用を補償する規定を有していた州としては、ジョージア州、ルイジアナ州、メイン州、モンタナ州、テネシー州がある。

5. 不当拒絶に対する訴訟における被告の問題

法定の罰則の代わるもの又は付加するものとして、株主の要した訴訟費用を会社が負担

³⁸ See WILLIAM F. MAHONEY, THE ACTIVE SHAREHOLDER — EXERCISING YOUR RIGHTS, INCREASING YOUR PROFITS, AND MINIMIZING YOUR RISKS, 207(1993).

するということについてはその妥当性が問題となる。ちなみに、模範事業会社法は正当な目的を有する株主の会社情報の収集権の不当拒絶に対する責任を会社役員、その代理人及び会社に課していた。

この点につき、模範事業会社法と同様の規定を有しているイリノイ州法の解釈では次のように考えられていた。すなわち、株主による会社情報の収集権の行使の不当拒絶につき、会社も会社役員と同様に、請求した株主の保有する株式価値の 10%の罰則規定に基づいて株主への損害を賠償することとされていた。

会社が合理的な弁護士費用を株主に填補するという手当ては、少なくとも原告である株主が罰則を通じた損害賠償という利益を得ようとしていない場合、会社の責任の問題として解決される。しかしながら、模範事業会社法の条文を利用している州会社法では会社の責任と会社役員又は取締役の行為に対する責任を同列に位置付けていた。

しかし、より有用な解決策としては不当拒絶に対する訴訟における被告として会社を除外することで得られると考えられた。すなわち、会社経営陣による会社情報の収集権の不当拒絶が悪意であった場合に、会社を当該訴訟の対象とするのには適切な理由がなかった。そこで、会社を会社情報の収集権の行使に関する訴訟の被告から除外することが妥当であるとされた。その代わりに、会社経営陣が株主による会社情報の収集権の行使を悪意で拒絶することを避けるために、株主が会社情報の収集権の行使に関する訴訟において要した費用の一部を会社に負担させることが考えられた。それにより、少なくとも理論上は会社に対しても責任を課するという目的の達成が期待された。

その一方で、模範事業会社法は会社情報の収集権が不当な目的であると合理的に信じられるときに会社を保護するために善意で拒絶した会社役員に十分な保護を与えていた。すなわち、1969年模範事業会社法 5 条は会社役員又は従業員が善意でかつ会社の最善の利益にかなう行為をした場合、訴訟で生じた費用又は罰金に対して会社が補償することを認めていた。さらに、その行為が利害関係のない取締役の決議や株主の承認もしくは独立した弁護士によって正当なものであったとする決定がされた場合も同様に補償された³⁹。

こうした補償は、潜在的被告として会社を除外したとしても、株主による会社情報の収集権の行使を正当な目的で拒絶した会社役員を保護するものであった。それとともに、会社役員による不当拒絶の抑止力という効果を発揮する可能性を有していた。そのうえで、会社情報の収集権の行使の認否は当該行使理由の正当性によって判断されるべきだと考えられた。

第 4 節 模範事業会社法の 1970 年代後半の動向

1. 当時の企業法制の展開

1984 年に模範事業会社法は抜本的に改正されることになるが、その検討の前提として、当時の企業法制の動向を確認しておきたい。1970 年代のアメリカの企業法制は株式の取引

³⁹ See 1 MODEL BUSINESS CORPORATION ACT ANNOTATED, 214-216(2d ed. 1971).

に関する制度が整備されたことに特徴がある。まず、1970年に1960年代後半に発生した証券恐慌による証券業者の経営破綻を契機とする問題の対応として、1970年証券投資者保護法（Securities Investor Protection Act of 1970）が制定された⁴⁰。

次いで、1975年に複数の取引所の市場と店頭で行われているディーラー・マーケットを接続する全国市場システム（National Market System）の創設が勧告された。それとともに、売買委託手数料の自由化が図られた⁴¹。さらに、1977年にはロッキード事件を契機に発覚したアメリカの上場企業に蔓延する簿外債務を受けて、世界で初めて内部統制構築義務を義務付けたとされている海外不正支払防止法（Foreign Corrupt Practices Act）が制定された⁴²。

その一方で、各州会社法は新たな問題を抱えていた。すなわち、1960年代後半から企業買収が行われるようになった。その後、1970年代には流動性資金が急増し、これが敵対的買収者等に提供されることとなって企業買収が活発となっていった。そのため、企業買収に関する会社法上の問題が数多く発生していた⁴³。そこでは企業買収における経営判断原則の適用の有無、交付金合併（cash-out merger）や締め出し（squeeze-out）に対する少数株主の保護等が重要な課題となっていた⁴⁴。

2. 1977年の模範事業会社法の改正

模範事業会社法は1984年に全面的な改正がされることになるが、同年以前にも様々な改正がされている。その一つとして、会社情報の収集権と同様に経営監督機能を果たし、少数株主保護のための重要な機能を有していたと考えられている株式買取請求権が1977年に改正されている⁴⁵。

株式買取請求権については、模範事業会社法の公表主体であるアメリカ法曹協会の会社法委員会（Committee on Corporate Laws of the American Bar Association）が長年にわたって検討を重ねてきた事項であった。すなわち、株式買取請求権の行使には、時間を必要とするとともにその手続に高額な費用を要することから実質的には株主保護という機能を果たしていなかった。会社としても、その手続に時間を要することから株式買取請求権

⁴⁰ 1970年証券投資者保護法の制定経緯については、松岡啓祐『証券会社の経営破綻と資本市場法制－投資者保護基金制度を中心に』20頁以下（中央経済社、2013年）を参照。

⁴¹ 黒沼・前掲（注27）7頁。

⁴² 柿崎環「会社法・金商法の新視点（第6回）FCPAの展開と資本市場規制としての意義」ビジネス法務15巻9号95頁（2015年）。海外不正支払防止法の詳細については、柿崎環『内部統制の法的研究』30頁以下（日本評論社、2005年）を参照。

⁴³ 並木俊守＝並木和夫『現代アメリカ会社法〔改訂版〕』211頁（中央経済社、1989年）。企業買収に関する立法の動向として、連邦証券規制において、1968年にウィリアムズ法（Williams Act）が制定されている。この点につき、第4章1節を参照されたい。

⁴⁴ 並木俊守＝並木和夫・前掲（注43）209頁。

⁴⁵ アメリカ会社法における株式買取請求権の意義については、久保田安彦「初期アメリカ会社法上の株主の権利（2・完）」早法74巻4号472頁（1999年）参照。1978年の株式買取請求権の改正につき、See Elliott Goldstein & Robert W. Hamilton, *The Revised Model Business Corporation Act*, 38 BUS. LAW. 1019, 1023(1983).

を行使した株主に対してどれだけの金銭的義務を負うのかが事前に把握できないという問題もあった。

そこで会社法委員会は 1977 年にその問題について独自の解決策を提案した。同年改正後の模範事業会社法は議決権を行使する以前に反対株主を特定することを要求し、株式買取請求の対象となる取引が履行された後に反対株主に対して概算の公正な価格 (fair value) を支払うこととした。これにより、訴訟において株式の公正な価格を決定することよりも公正な価格について株主と会社との交渉を促進する手続を定めたとされている⁴⁶。

3. 1978 年の株主による会社情報の収集に関する改正

(1) 株主に対する財務諸表の送付の創設

株主の会社情報の収集権についても 1978 年に改正がされている。それは会社が株主へ財務報告書 (financial reports) の送付を求める規定である。この点についても、アメリカ法曹協会の会社法委員会が数年間検討していた事項であった。1978 年改正で追加された条文は以下のようにになっている⁴⁷。

『模範事業会社法 52 条 (1978 年)』

帳簿及び記録：株主への財務報告書の送付；記録の調査

すべての会社は、会社が何かしらの目的のために、一般に公正妥当と認められた会計原則 (generally accepted accounting principle) に基づいて会計年度 (fiscal year) の財務諸表 (financial statements) を作成する場合、少なくとも、会計年度末の貸借対照表 (balance sheet) 及び会計年度の損益計算書 (statement of income) を含む、年次財務諸表 (annual financial statements) を株主に提供しなければならず、その財務諸表は当該会社及びその子会社のもものと統合することができる。財務諸表は、会計年度の終了後 120 日以内に会社によってその株主に対して送付されなければならず、その送付後は株主 (その株式の議決権信託証書の保有者) の書面の請求があった場合、会社から過去に送付されていない最も直近の年次財務諸表を当該株主 (その株式の議決権信託証書の保有者) に対して送付されなければならない。公認会計士 (public accountant) によって財務諸表が監査されている場合、その謄写物に当該公認会計士の表明された意見も添付するものとする。それ以外の場合、謄写物には会社の最高責任者 (president) 又は会社の財務会計記録 (financial accounting records) に責任を有する者の (1) 一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成されたかどうかについての合理的な信頼を表明する声明書 (statement)、作成さ

⁴⁶ わが国においても、会社法の平成 26 年改正で株式買取請求に係る株式等について、価格決定前の支払制度 (いわゆる仮払制度) が導入された (会社法 786 条 5 項等)。しかし、わが国における導入の経緯は、濫用的な株式買取請求の抑止が目的であり、模範事業会社法における導入経緯である株主保護機能の強化という観点とは異なっている。なお、改正経緯等については、坂本三郎編著『一問一答 平成 26 年改正会社法 (第 2 版)』331 頁 (商事法務、2015 年) 等を参照されたい。

⁴⁷ See Committee on Corporate Laws, *Changes in the Model Business Corporation Act—Amendment to Require Sending financial Statements to Shareholders*, 33 BUS. LAW. 931, 931(1978).

れていない場合には提示された財務諸表の作成の基準を記載する声明書か、又は（２）財務諸表が直近の会計年度で作成された財務諸表と継続して作成されていないことに関する声明書を添付するものとする。

株主又は議決権信託証書の所有者の書面での請求があった場合、会社は合理的に詳細な会社の資産、負債及び会社の運営の成果を示す最新の財務諸表をその株主又は議決権信託証書の所有者に送付するものとする。』

この改正内容は以下のようになっている。まず、模範事業会社法は、会社が何かしらの目的のために一般に公正妥当と認められた会計原則（**generally accepted accounting principle**. 以下「GAAP」という）に基づいて会計年度の財務諸表を作成した場合、会計年度末の貸借対照表等の年次財務諸表を株主に送付することを求めた。その財務諸表は会計年度の終了後 120 日以内に株主に対して送付されなければならなかった。その一方で、送付されていない財務諸表についても株主又は議決権信託証書の所有者の書面による請求があった場合には提供されうるものとした。

さらに、送付される財務諸表が公認会計士によって監査されている場合は公認会計士の表明された意見の添付を義務づけた。公認会計士の意見が添付されない場合については、会社の最高責任者又は会社の財務会計記録に責任を有する者の一定の事項を記載した声明書の添付をすることを要求した。

この会社に対して財務諸表を請求することのできる権利は制限のない権利であるともいわれた⁴⁸。こうした理解は 1980 年の *O'Brien v. O'Brien* 事件⁴⁹の影響を受けているものと考えられる。同事件は 23 年間財務諸表を送付していなかったという事案である。ただ、当時のニューヨーク州会社法においては会社情報の収集権の行使に際して事前に書面による請求が前提条件となっていた。しかし、裁判所は 23 年間送付されたなかったことを会社は説明すべきであるとして、書面による通知をすることなく会社情報の収集権の行使を認めたと⁵⁰。アメリカにおいては株主が財務諸表を定期的に入手するという会社情報の収集手段を重視していることが窺われる。

（２）改正の背景

当時、わずかな州会社法しか年次財務諸表を株主に提供することを要求していなかった⁵¹。年次財務諸表を株主に提供することを規定していた州としてはミシガン州があった。1972 年のミシガン州会社法 901 条は、州内会社（**domestic corporation**）に、少なくとも年に 1 度は、貸借対照表や損益計算書等を内容とする財務報告書（**financial report**）を会計年度

⁴⁸ ALFRED F. CONARD & ROBERT L. KNAUSS & STANLEY SIEGEL, CORPORATIONS – CASES, STATUTES AND ANALYSIS, 295(2d ed. 1982).

⁴⁹ 427 N.Y.S 2d 287(App. Div. 1980).

⁵⁰ *Id.* at 289.

⁵¹ Committee on Corporate Laws, *supra* note 48, at 932.

終了後 120 日以内に株主に送付することを要求していた。さらに、同法 487 条（1）項は、株主による書面の請求があった場合に会社は直近の会計年度末の貸借対照表や損益計算書等を送付することを規定していた⁵²。

模範事業会社法の 1978 年改正では株主に対して年次財務諸表を送付する義務を会社に課した。この義務が課される前提となる「GAAP」とは、大会社を念頭に置いた会計原則であり、上場会社においては同原則に従った財務諸表を作成しなければならない⁵³。すなわち、1934 年証券取引所法 12 条に基づいてその発行する証券を登録している大規模公開会社では、株主に対して監査された財務諸表を交付することが要求されていた⁵⁴。

その一方で、小規模閉鎖会社にはそういった義務が課されていなかった。そのうえ、アメリカ法曹協会の会社法委員会は、アメリカにおいて大多数の会社は 100 万ドル以下の資産で株主が 10 名以下であるという現実への対応が課題となっていた⁵⁵。

（3）改正の意義

この改正は小規模閉鎖会社に大きな影響があると考えられた。すなわち、多くの小規模閉鎖会社では、GAAP に基づいて財務諸表が作成されていなかった。そのみならず、納税申告書 (tax return) の作成に用いられた現金主義 (cash basis) の財務諸表でさえも GAAP に従うものではなかった。小規模閉鎖会社においても帳簿を保存する義務を負い、それに基づいて連邦所得税納税申告書 (federal income tax return) を作成・提出していたが、それも GAAP に基づいた財務諸表とは異なる点があった⁵⁶。

こうした状況に鑑み、会社法委員会で GAAP に基づいて財務諸表を作成させることが検討された。しかし、それにより、小規模閉鎖会社にとって過度な負担を強いることになることが懸念された。そこで、会社が何かしらの目的で特定の会計年度に限って GAAP に基づいて財務諸表を作成した場合には株主に当該財務諸表を送付しなければならないとする。その一方で、当該原則に基づかないで財務諸表が作成された場合には送付しないことを認めて小規模閉鎖会社の負担軽減を図った⁵⁷。

⁵² CONARD & KNAUSS & SIEGEL, *supra* note 48, at 293.

⁵³ 黒沼・前掲（注 27）104 頁参照。

⁵⁴ Committee on Corporate Laws, *supra* note 47, at 932.

⁵⁵ *Id.*

⁵⁶ *Id.*

⁵⁷ *Id.* もっとも、1969 年改正模範事業会社法 52 条では、会計帳簿の作成基準として「正確で完全な (correct and complete)」であることを要求していたが、この作成基準との関係については言及されていない。

第6章 1984年改正模範事業会社法と株主の会社情報の収集権

第1節 1984年改正模範事業会社法の意義と内容

1. 模範事業会社法の意義

アメリカは、周知の通り、連邦会社法を有していない¹。そうした状況にあつて、模範事業会社法 (Model Business Corporation Act) は次のことを目的とした会社法であるとされている。すなわち、アメリカ法曹協会の会社法委員会 (Committee on Corporate Laws of the American Bar Association) が独自の立場から連邦会社法制定の要望に応えるため、1940年より作成を始めた草案を基礎とした実質的に制定されうる独立した一般的な会社法と考えられている²。

もともと、模範事業会社法は、各州に同法を採用する選択権や州法の慣例あるいは多様性を認めている。これは各州会社法の模範として機能することが適切であると考えられたためである。ちなみに、模範事業会社法の起草当時における主な目的は当時その動向が活発であった州会社法の改正又は現代化の模範を提供することにあつたともされている。

しかし、模範事業会社法は株主及び投資者を保護する規定が十分ではないという批判もあつた。そこで、そうした指摘も踏まえて、アメリカ法曹協会の会社法委員会は模範事業会社法の公表後も綿密な検討を行い、1969年に模範事業会社法を改正した。会社法委員会はこの改正により当時の企業法務に一層適応する (flexible) 模範事業会社法になることを目指した³。

2. 模範事業会社法の1984年改正の経緯等

(1) 改正の意義

模範事業会社法は、1984年に公表後30年以上経過してから初めて全面改正がされることになる。1984年改正模範事業会社法は、事業会社と関連する様々な商業的關係又は社会的關係を適切に調和させるとともに、州会社法の模範となることに適した会社法となるべく起草された。さらに、同法は各州の利益のみならず、会社の規模による株主、投資者、取締役及び会社運営に関する権利並びに義務にも配慮して、公開会社及び閉鎖会社 (publicly held and closely held corporations) の両者⁴が利用できるように改められた⁵。

¹ アメリカにおいては、1933年証券法 (Securities Act of 1933) 及び1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) を中心とする連邦証券諸法が実質的な連邦会社法として機能している。ただ、20世紀初頭においては連邦会社法の制定運動があつたとされている。その点を検討する論稿として、久保田安彦「20世紀初頭のアメリカにおける連邦会社法の制定運動の高まりとその背景」石山卓磨＝上村達男＝川島いづみ＝尾崎安央編『酒巻俊雄先生古稀記念 21世紀の企業法制』341頁 (商事法務、2003年)、同「20世紀初頭のアメリカにおける連邦会社規制の展開と株主の法的位置づけ」名経法学 14号 47頁 (2003年) を参照。

² 模範事業会社法の意義や公表経緯あるいは州会社法への影響等については、第3章参照。

³ 模範事業会社法の公表当時の問題点及び1969年改正の経緯とその意義については、第4章第1節参照。

⁴ ここでいう「公開会社」とは証券市場に株式を公開している会社であり、これに対して、「閉鎖会社」は株主が数人あるいは少人数の会社を意味する。See ROBERT W. HAMILTON, THE LAW OF CORPORATION IN A

それには次のような背景があった⁶。公開会社については、1933年証券法 (Securities Act of 1933) 及び 1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) を中心とする連邦証券諸法が情報開示の理念のもと、会社に対して財務情報等の情報開示 (disclosure) を求め、その正確性を担保するために種々の義務や責任を課している⁷。他方で、閉鎖会社についてはいくつかの州において州会社法の適用を緩和する立法を行なっていた。そうした状況に鑑み、アメリカ法曹協会の会社法委員会も 1983年に閉鎖会社補遺 (close corporation supplement) を承認した。この補遺は模範事業会社法とは独立したものであり、同法を採用することが任意であったのとは別に、補遺を採用することも任意であった⁸。

そこで、1984年改正模範事業会社法は公開会社あるいは閉鎖会社のいずれかを念頭に置いたものではなく、いわば模範となる会社を対象とした規定が置かれた。それにより、同法は公開会社あるいは閉鎖会社に広く適用されることとなった⁹。

(2) 改正の経緯

そもそも、模範事業会社法の全面改正の理由としては、次のことが挙げられている。アメリカ法曹協会の会社法委員会が独自の立場から連邦会社法制定の要望に応えるため 1950年に公表された模範事業会社法は、1933年イリノイ州事業会社法 (Illinois Business Corporation Act of 1933) を基礎とするものであった。その理由は同州会社法がその制定から 13年以上経過したものであり、実務の影響や法を運用する経験が浸透していたためとされている¹⁰。

しかし、会社法委員会の分科会は 1933年イリノイ州事業会社法を基礎とする模範事業会社法の構成は論理的ではなく、いくつかの州では模範事業会社法を利用しやすく改めたものを採用していることが指摘された。そのため、会社法委員会は模範事業会社法を改正することが望ましいとする結論に至った¹¹。

1984年改正模範事業会社法は、関連する条文をまとめて規定することで容易に模範事業会社法を参照できるように工夫したとされている。さらに、条文の番号についても改正前

NUTSHELL, 12-13(3d ed. 1991).

⁵ Elliott Goldstein & Robert W. Hamilton, *The Revised Model Business Corporation Act*, 38 BUS. LAW. 1019, 1019(1983).

⁶ See HAMILTON, *supra* note 4, at 12-14.

⁷ 黒沼悦郎『アメリカ証券取引法 (第2版)』4頁 (弘文堂、2004年) 参照。

⁸ 模範事業会社法における閉鎖会社に対する規制及び閉鎖会社補遺については、青竹正一『続 小規模閉鎖会社の法規整』53頁以下 (文眞堂、1988年) も参照。アメリカ会社法における閉鎖会社に関する研究としては、酒巻俊雄『閉鎖的会社の法理と立法—会社法制論序説—』33頁以下 (日本評論社、1973年) 等がある。

⁹ HAMILTON, *supra* note 4, at 14.

¹⁰ 第4章第1節参照。

¹¹ Goldstein & Hamilton, *supra* note 5, at 1020. この理由の他に、模範事業会社法の注釈書 (Model Business Corporation Act Annotated) の改定も喫緊の課題であったことも改正の理由として挙げられている。ちなみに、Model Business Corporation Act Annotated の意義と役割につき、See Melvin Aron Eisenberg, *The Model Business Corporation Act and the Model Business Corporation Act Annotated*, 29 BUS. LAW. 1407, 1414(1974).

後の模範事業会社法で混同することを避けたものとなっていた。ところが、改正内容が多岐広範に亘ったために緻密な内容で規定することが困難となった。そのうえ、改正の結果として模範事業会社法の条文の形式や体裁が多様なものとなったことから、規定されていた全ての条文を見直すこととした¹²。

それに際して、会社法委員会は統一州法委員会全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws）¹³によって策定されていた「統一法又は模範法の起草規則（Drafting Rules for Writing Uniform or Model Act）」という起草原則を採用した。それに基づき再起草された模範事業会社法は当時広く普及していた他の統一州法と一貫した形式や体裁となり、1984年改正模範事業会社法は改正前のものとは大きく異なるものになった¹⁴。模範事業会社法は、その公表当時、統一州法委員会全国会議が1928年に公表した統一事業会社法（Uniform Business Corporation Act）と関係がないと考えられていたが、1984年改正で統一州法全国会議の起草原則を採用していることから統一事業会社法との共通点が見受けられる点が注目される。

（3）1984年改正と株主権の関係

会社法委員会は、模範事業会社法の抜本的な改正にあたって、1969年以降の改正では対象とならなかった多くの事項を検討した¹⁵。そのなかで株主権に関連するものとして、まず、派生訴訟（derivative litigation）の提起権が挙げられる。

会社法委員会は長年にわたって当時の株主の提起する派生訴訟に関連する問題を検討していた。そうした問題点の一つとして、いくつかの州会社法では、派生訴訟において一定の原告株主には会社等が被りうる弁護士費用を含む合理的な費用の担保を要求していた¹⁶。1969年改正模範事業会社法でも、発行済株式総数の5%未満の株式しか保有していない株主又は保有する株式価値が25000ドル未満の株主等に対しては費用の担保提供を要求していた（1969年改正模範事業会社法49条）。このような担保提供が要求されていたのは、会社や会社役員あるいは取締役をいわゆる濫訴から保護することを目的としていた¹⁷。

それに対して、1984年改正模範事業会社法はこうした規定を設けていない¹⁸。その理由はこうした費用の担保要求が専断的で不合理であると考えられたからである¹⁹。もとより、費用の担保要求があったとしても、株主の濫用的な権利行使を抑止するものではなかった

¹² Goldstein & Hamilton, *supra* note 5, at 1020.

¹³ 統一州法委員会の意義や役割については、第2章第1節参照。

¹⁴ Goldstein & Hamilton, *supra* note 5, at 1020.

¹⁵ *Id.* at 1024.

¹⁶ *Id.* at 1022.

¹⁷ Committee on Corporate Laws, *Proposed Revisions of the Model Business Corporation Act Affecting Actions by Shareholders*, 37 BUS. LAW. 261, 265(1981).

¹⁸ HAMILTON, *supra* note 4, at 417. See COMMITTEE ON CORPORATE LAWS OF THE SECTION OF CORPORATION, BANKING AND BUSINESS LAW OF THE AMERICAN BAR ASSOCIATION, REVISED MODEL BUSINESS CORPORATION ACT, 183-190(1985).

¹⁹ Committee on Corporate Laws, *supra* note 17, at 265.

とも考えられる。ただし、派生訴訟が合理的な理由がなく提訴されたと裁判所が判断した場合、原告である株主に対して訴訟費用を負担させる権限を裁判所に付与した（1984年改正模範事業会社法 7.40 条（d）項）²⁰。

1984年改正で大きく改正された株主権としては、合併等における株式買取請求権も挙げられる。株式買取請求権は、株主の会社情報の収集権とともに経営監督機能を果たし、少数株主保護のための重要な機能を有していたと考えられている²¹。その規定につき、1969年改正模範事業会社法では 2 つの条文でその定義や手続等を定めていただけではなく、その条文も複雑で分かりづらい規定となっていた（同法 80 条、81 条）。

そこで、1984年改正模範事業会社法における株式買取請求権は魅力的かつ有益な規定にすることを目的に起草したとされている²²。すなわち、1984年改正模範事業会社法はその第 13 章において 14 か条の条文で株式買取請求件について規定していた。具体的に、同章 A 節では株式買取請求権の定義等について規定し、B 節でその手続を定め、C 節は裁判所による株式の評価に関する規定を置いていた。

さらに、具体的な内容の改正としてはいわゆる市場売却の例外（market exception）の認否に関する点が挙げられる²³。市場売却の例外とは株式買取請求に係る株式が証券市場に上場されている場合には株式買取請求権を有しないとすものである。1969年改正模範事業会社法では、証券市場に上場されている株式の株主については株式買取請求権を有しないと規定していた（同法 80 条）。これは株式買取請求権が会社からの退出を余儀なくされた少数株主のための救済手段であり、その対象となる株式が証券市場に上場されている場合には株式買取請求権は必要がないということを論拠とする。

その一方で、1984年改正模範事業会社法はこうした規定を置いていない。この理由としては株式買取請求権は自己の投資判断と関係がなく行われる合併等の会社の行為に反対する少数株主の保護を目的とした救済手段であるからと考えられている。

3. 模範事業会社法の展開と会社情報の収集権の関係等

模範事業会社法の起草にあたっては株主権の強化が目的とされ、その一つとして株主による会社情報の収集権の規定を設けたことが挙げられる²⁴。1950年の模範事業会社法は 46 条で株主の会社情報の収集権を規定していた。その特徴として、模範事業会社法における

²⁰ Goldstein & Hamilton, *supra* note 5, at 1022; HAMILTON, *supra* note 4, at 419.

²¹ アメリカにおける株式買取請求権の歴史的沿革やその目的につき、See Barry M. Wertheimer, *The Purpose of the Shareholder's Appraisal Remedy*, 65 TENN. L. REV. 661(1998). 株主買取請求権の先駆的研究として、See Hideki Kanda & Saul Levmore, *The Appraisal Remedy and the Goals of Corporate Law*, 32 UCLA L. REV. 429(1985). また、久保田安彦「初期アメリカ会社法上の株主の権利（2・完）」早法 74 卷 4 号 472 頁（1999 年）も参照。

²² HAMILTON, *supra* note 4, at 444. See COMMITTEE ON CORPORATE LAWS OF THE SECTION OF CORPORATION, BANKING AND BUSINESS LAW OF THE AMERICAN BAR ASSOCIATION, *supra* note 18, at 315-341.

²³ See HAMILTON, *supra* note 4, at 444.

²⁴ 模範事業会社法の公表当時における株主による会社情報の収集権につき、第 3 章第 2 節参照。

株主の会社情報の収集権は、その行使に先立ち、6か月以上株式を継続的に保有するか、又は発行済株式総数の5%以上の株式を保有する者に限定するという一定の要件を課していた。そのうえで、株主による会社情報の収集権の行使に対する役員の不当拒絶に対して罰則を課し、請求した株主の保有する株式価値の10%の損害賠償を負わせていた。

模範事業会社法の1969年改正において、株主による会社情報の収集権は株主の会社情報の収集権に関する規定が46条から52条に変更となったほか、実質的な内容について次の3点が改正されている²⁵。第1に、会社情報の収集の対象が会社情報の収集権の行使目的に関連のある(its relevant)会社情報に限定された。第2に、当該権利行使権者の範囲が議決権信託証書の保有者に拡大された。第3に、会社記録の保存形式についてマイクロフィルム等の書面以外の形式で会社情報の保存を認めることとした。

会社法委員会は模範事業会社法の抜本的な改正に向けた取り組みを始めるにあたって、1969年以降の改正では対象とならなかった検討事項の一つとして、上述の株主権の他に会社情報の収集権を挙げていた。すなわち、株主の会社情報の収集権に関する規定は、濫用的行使のような阻害行為を防止する一方で、会社情報の収集権を保障するものとするべく検討が重ねられていた²⁶。

第2節 1984年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権

1. 規定の全体像

模範事業会社法の1984年改正において、同法における株主の会社情報の収集権は、形式面のみならず、内容的にも大きく変更されることになる²⁷。まず、形式面として、1984年改正模範事業会社法は会社情報の保存及び株主の会社情報の収集権を4つの条文から構成される第16章A節で規定していた。そもそも、1984年改正模範事業会社法の第16章は会社情報に関する論点についての指針(guideline)を規定することを意図したものともいわれる²⁸。

1984年改正模範事業会社法では、会社情報の収集権等について、詳細かつ包括的な規定が置かれ、明確で容易に理解することができる条文となっていた。具体的に、16.01条では会社が保存すべき会社情報を定める。それに基づき、16.02条で保存されている会社情報の収集権について規定していた。16.03条では当該権利行使に関する代理人の認否や閲覧謄写した会社情報の謄写に伴う費用について規定する。そのうえで、16.04条が当該権利行使を会社に拒絶された場合の救済手段に関する規定を置いていた。

この点について、模範事業会社法は公表当時から1つの条文で会社情報の保存や調査権

²⁵ 1969年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権については、第4章第2節参照。

²⁶ Goldstein & Hamilton, *supra* note 5, at 1020.

²⁷ See James L. Young, *Texas Law on Stockholders' Inspection Rights: How Does It Stack Up Against Delaware Law and the Model Business Corporation Act?*, 40 SW L. J. 845, 849(1986).

²⁸ ROBERT W. HAMILTON & JONATHAN R. MACEY & DOUGLAS K. MOLL, *THE LAW OF BUSINESS ORGANIZATIONS – CASES, MATERIALS, AND PROBLEMS*, 1091(12th ed. 2014).

等の全てのことを規定していたのに対して、改正後は 4 つの条文でそれぞれ会社情報の保存、調査権及びその救済手段等を定め、わかりやすく詳細な規定になったという特徴がある。具体的に、1984 年改正後の会社情報の保存及び株主による会社情報の収集権等に関する規定は、以下の内容となっていた²⁹。

2. 保存の対象となる会社情報

(1) 規定の概要

1984 年改正模範事業会社法は、16.01 条で会社が保存すべき会社情報について規定していた。その規定は以下のようになっていた³⁰。

『模範事業会社法（1984 年）16.01 条 会社の記録（Corporate Records）

(a) 会社は、全ての株主総会及び取締役会の議事録（minutes）、株主総会あるいは取締役会の会議を経ていない株主又は取締役会によってされたあらゆる行為（action）の記録及び会社を代表として取締役会の代わりに取締役会の委員会によってされたあらゆる行為の記録を、常置の記録（permanent record）として保存（keep）するものとする。

(b) 会社は、適切な会計帳簿（appropriate accounting record）を保持（maintain）するものとする。

(c) 会社又はその代理人は、すべての株主の名前及び住所を、アルファベット順で株式の種類毎に、それぞれが保有する株式の数及び種類を示す一覧表である株主名簿（record of its shareholder）を、作成することが認められた形式で保持するものとする。

(d) 会社は、書面の形式又は合理的な時期に書面の形式に変換することができる他の形式で記録を保持するものとする。

(e) 会社は、主要な事務所で以下の記録の謄本を保存するものとする。

(1) 定款（articles）又は修正された基本定款（restated articles of incorporation）、及びそれらの現在有効な全ての修正条項（all amendment）。

(2) 附属定款（bylaws）又は修正された附属定款（restated bylaws of incorporation）、及びそれらの現在有効な全ての修正条項。

(3) 1 つもしくは 2 つ以上の株式の種類（kind）あるいは単元（series）を創設することに関する取締役会によって採択された決議、及び当該決議に従って発行される株式が発行済である場合、その株式に関連する権利、優先配当、制限を定める取締役会によって採択された決議の記録。

(4) 過去 3 年間の株主総会議事録及び株主総会を経ずに株主によってされたあらゆる行為の記録。

²⁹ 1984 年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権に関する規定の訳出については、北沢正啓＝平出慶道訳『アメリカ模範会社法』139 頁以下（商事法務研究会、1988 年）、並木俊守「アメリカの株主名簿の閲覧権」日法 52 卷 3 号 10 頁以下（1987 年）等も参照。

³⁰ See 4 MODEL BUSINESS CORPORATION ACT ANNOTATED, 16-2(3d ed. 1985 & Supp.).

(5) 過去3年以内の株主一般に対する全ての書面による通信 (**written communication**)。過去3年間で提供された 16.20 条に基づく財務諸表 (**financial statement**) も含む。

(6) 現在の取締役もしくは役員 (**officers**) の名前及び事業所の住所 (**business addresses**) の一覧表。

(7) 16.22 条に基づいて州務長官 (**secretary of state**) に提出された直近の年次報告書 (**most recent annual report**)。』

1984 年改正模範事業会社法 16.01 条は一定類型の会社情報の保持ないし保存を会社に要求する。アメリカ法曹協会の会社法委員会は、同条につき、会社の記録に係る一定かつ体系的な取扱いを規定したとされている。すなわち、1984 年改正前の模範事業会社法もしくは多くの州会社法は伝統的に会社によって保存されるべき会社情報又は会社がそれら会社情報を保存すべき場合を具体的に列挙してこなかった³¹。たとえば、1969 年改正模範事業会社法 52 条では、保存すべき会社情報について、会計に関する帳簿及び記録、株主総会議事録、取締役会議事録、株主名簿の 4 つを列挙するのみであった³²。

それに対して、1984 年改正模範事業会社法 16.01 条は従来の規定からの重要な変化を象徴する条文と考えられた³³。1984 年改正模範事業会社法では、保存が要求された会社情報を詳細に規定し、その内容は次の 5 つに分類されていた。

第 1 に、株主総会や取締役会の議事録及び株主総会あるいは取締役会を経ていない株主又は取締役会の行為の記録である。これは、取締役ないし株主によってされた意思決定を現す中心となる常置の会社情報として保存することを会社に要求する規定であるとされている³⁴。

保存の対象となる会社経営陣の記録として、会社を代表して行った取締役会の委員会の記録が挙げられている点が注目される³⁵。そうした委員会としては、取締役会及び取締役会として行為する権限を与えられた特別訴訟委員会 (**special litigation committee**)³⁶ の最終的な対応 (**final action**) を踏まえた執行委員会 (**executive committee**) の行為の記録が想定されていた。

もっとも、取締役会に設置された委員会による取締役会の経営方針に関する議論やその推奨といった取締役会の代わりとして行為していないことやそうした委員会の議事録については記録の対象とは考えられていなかった。これは、取締役会に設置された委員会での議論は記録あるいは開示の恐れのないことを前提とするものであり、そこには企業秘密に関わる内容が含まれていることからそれを保護する必要があるためである。そのため、そ

³¹ *Id.* at 16-6.

³² 第 3 章第 2 節及び第 4 章第 2 節を参照。ちなみに、統一事業会社法においても、保存を要求する会社情報は模範事業会社法と同様であった (第 2 章第 2 節参照)

³³ *Supra* note 30, at 16-6.

³⁴ HAMILTON & MACEY & MOLL, *supra* note 28, at 1091.

³⁵ *See supra* note 30, at 16-4.

³⁶ 特別訴訟委員会については、周劍龍『株主代表訴訟制度論』53 頁以下 (信山社、1996 年) も参照。

の意義は限定的であったと思われる。

他方で、各種議事録等につき保存を要求する議事録等を具体的に定めているが、そこに記載すべき内容については言及していない。これは議事録等の内容が慣例的に定まってお

り、条文で明記することがなくても影響がないと考えられたためである³⁷。
第 2 に、株主、役員、取締役の名簿があり、第 3 に、会計帳簿である。第 4 に、定款と
いった会社組織等に関する文書 (documents) である。第 5 に、会社が作成したすべての
株主の送付された財務報告書及び文書が保存の対象とされていた³⁸。

1984 年改正模範事業会社法において、各州会社法によって異なる保存の対象となる会社
情報を詳細に規定した理由は会社に対して不合理な会社情報の保存義務を課さないためと
されている³⁹。もっとも、会社に対して 16.01 条のように保存の対象となる会社情報を具体
的に要求することはコモン・ロー上の権利よりも制約するものとも指摘されていた⁴⁰。すな
わち、コモン・ロー上の株主による会社情報の収集権の対象は広く及んでいた⁴¹。それに対
し、1984 年改正模範事業会社法は、保存の対象となる会社情報を具体的に列挙したうえで、
それを前提に会社情報の収集権の対象を定めることへの批判であると考えられる。ただ、
後述するように、1984 年改正模範事業会社法はコモン・ロー上の権利を無効としていない
ことに留意が必要である。

(2) 会社情報の保存期間等

1984 年改正模範事業会社法 16.01 条では取締役会議事録等が「保存 (keep)」とされて
いるのに対し、会計帳簿及び株主名簿については「保持 (maintain)」するものとされてお
り、これらは別異に解すべきであると主張されている⁴²。すなわち、「保存」とは欠落する
ことなく管理することを意味しているとする。その一方で、「保持」とは最新の記録である
ことを要求していると解釈されている。さらに、とりわけ会計帳簿とそれに付随する会社
情報は条文上保持すべき期間についての言及がされていない。そのことから、同条で保存
とされている会社情報以外の会計帳簿といった会社情報の保持期間等については、模範事
業会社法の独自の解釈によるものと考えられた。もっとも、多くの会社では適切な期間で
会社情報を保存し、その後破棄することを定めているとされている。これは会社記録の作
成責任に関する株主からの主張を抑制し、あるいはその可能性を考慮してのこととされて
いる。

上述のように、すべての会社に保持することが要求されている会社情報として株主名簿
がある。大規模な会社においては、その要求を充たすために株主名簿を電子的方法で維持

³⁷ *Supra* note 30, at 16-4.

³⁸ *See* Young, *supra* note 27, at 849-850.

³⁹ HAMILTON, *supra* note 4, at 379. JONATHAN R. MACEY, 2 MACEY ON CORPORATION LAWS, 15-6(2017)は、
模範事業会社法 16.01 条は株主が会社情報の調査を可能とすることを目的としているとする。

⁴⁰ ROBERT CHARLES CLARK, CORPORATE LAW, 97(1986).

⁴¹ コモン・ロー上の株主による会社情報の収集権の対象については、第 1 章第 3 節参照。

⁴² *See* HAMILTON & MACEY & MOLL, *supra* note 28, at 1091.

することが通常であるとされている。そういった会社では、株主名簿を保持する役割は株式の譲渡を記録する責任を有している譲渡代理人に委任されていることが多い。それに対して、小規模な会社では発行された株式に関することしか記録されていないとされている⁴³。

ところで、株主名簿の1984年改正での改正点としては、1969年改正模範事業会社法では名前及び住所、それぞれが保有する株式の数及び種類の記載という内容についてしか言及していなかった。しかし、1984年改正模範事業会社法はそれに加えて、記録されている株主をアルファベット順にすることを要求している⁴⁴。これは株主が株主名簿の閲覧謄写をした際の利便性を考慮したものと考えられる。

(3) 会計帳簿の作成基準等

会計帳簿については「適切な (appropriate)」という文言に改められ、公表当時の「正確で完全な (correct and complete)」という表現と比べて作成内容の基準が低くなったようにも思われる。しかし、この基準は規模も事業内容も様々な会社に義務を課す規定として最も的確な表現とするための会計専門家による協議の成果とされている⁴⁵。

ちなみに、会計帳簿の「適切な (appropriate)」という内容については会社の事業の性質に従って保存される会計帳簿であることを意味すると解釈されている。すなわち、適切な会計帳簿とは、会社の財務状況及び取引を適切に示すための財務諸表を作成するために認められた方法を用いて作成された帳簿であると考えられた⁴⁶。ただ、1984年改正模範事業会社法 16.20 条が規定していた株主に送付する財務諸表の作成基準については、大会社を念頭に置いた会計原則である「一般に公正妥当と認められる会計原則」が言及されているが、株主に送付する財務諸表と会計帳簿の作成基準の関係には触れられていない。

また、会社情報の保存形式については書面の形式又は合理的な時期に書面の形式に変換することができる他の形式での記録を要求する。条文の文言上は改正前後で差異はないが、1984年模範事業会社法の解釈としてはコンピュータによる会社情報の保存も認めている⁴⁷。こうした会社情報の保存形式の多様化は1969年改正模範事業会社法で認められるようになり、そこでは磁気テープによるマイクロフィルム等が想定されていた。1969年改正模範事業会社法の規定のモデルになったと考えられるデラウェア州会社法の規定では、会社情報の保存についてコンピュータの利用については言及していなかった。しかし、その解釈としてはその利用が認められているとされていた⁴⁸。

それに対して、1984年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権に関する規

⁴³ *Id.* at 1092.

⁴⁴ Robert W. Hamilton, *Reflections of a Reporter*, 63 TEX. L. REV. 1455, 1468(1985). ちなみに、統一事業会社法においては、株主名簿の作成方法について株主をアルファベット順で記録することを要求していた(同法 35 条 1 項 (b) 号)。この点については、第 2 章第 2 節参照。

⁴⁵ *Supra* note 30, at 16-7.

⁴⁶ *Id.* at 16-5.

⁴⁷ *See id.* at 16-11.

⁴⁸ 第 4 章第 3 節参照。

定は、その目的を明らかにするとともに適用可能性について解釈の余地を狭める具体的な規定として位置付けられていた⁴⁹。そのことから、1984年改正模範事業会社法は、その注釈においてコンピュータによる会社情報の保存に言及したものである。

3. 株主による会社情報の収集権の手続等

(1) 規定の概要

次いで、16.02条では株主による会社情報の収集権について、詳細な規定を置いている。その条文は以下のようになっている⁵⁰。

『16.02条 株主による会社記録の調査 (Inspection of Records by Shareholders)』

(a) 会社の株主には、通常の事業時間の間に、会社の主たる事務所で、16.01条(e)項で列挙されている会社記録を、調査及び謄写を希望する日の少なくとも5日前にその請求について会社に書面で通知した場合、調査及び謄写する権利が付与 (entitled) される。

(b) 会社の株主には、通常の事業時間の間に、会社によって指定された合理的な場所で、株主が16.02条(c)項の要求を充たし、かつ、調査及び謄写を希望する日の少なくとも5日前にその請求について会社に書面で通知した場合、次に掲げる会社の記録を調査及び謄写する権利が付与される。

(1) 16.02条(a)項に基づく会社記録の収集の対象となっていない範囲で、取締役会議事録の抄本、会社を代表して取締役会の代わりに行われた取締役会の委員会のあらゆる行為の記録、株主総会の議事録、株主総会あるいは取締役会の会議を経ていない株主又は取締役会によってされたあらゆる行為の記録。

(2) 会計帳簿。

(3) 株主名簿。

(c) 株主は、次の場合にのみ、16.02条(b)項に掲げられた記録の調査及び謄写をすることができる。

(1) 請求が、善意で (in good faith) かつ正当な目的 (for a proper purpose) でされたとき。

(2) 合理的な特定性 (reasonable particularity) により、調査の目的及び調査を求める記録が説明されたとき。

(3) 記録が株主の目的と直接に関連があるとき。

(d) 本条で認められている調査権は会社の基本定款もしくは附属定款で無効にすること又は制限することはできない。

(e) 本条は、次のことに影響しない。

(1) 7.20条に基づく記録を調査する株主の権利、又は株主が会社と訴訟する場合に、他

⁴⁹ Hamilton, *supra* note 44, at 1468.

⁵⁰ *Supra* note 30, at 16-11.

の訴訟当事者としての同程度の権利。

(2) 本法と独立して、調査のために会社記録の作成を強制する裁判所の権限。』

1984年改正模範事業会社法 16.02 条は、まず、すべての会社情報について株主が 5 日前にその請求について会社に書面で通知することを会社情報の収集権が付与される前提条件とした。そのうえで、会社情報の収集権の対象を 2 つの異なる種類の会社情報を類型に応じた基準で区別して会社情報の収集権を規定した⁵¹。

まず、16.01 条 (e) 項で列挙されている定款といった基礎となる (basic) 会社情報については上記の通知のみで閲覧謄写をすることができた。その一方で、株主総会議事録等の各種議事録、会計帳簿、株主名簿⁵²といった機密性の高い (sensitive) 会社情報の調査については、上記の通知に加えて一定の要件が課されていた。

この趣旨について、起草者は不当な目的による会社情報の収集権の行使が起こりうるためとする。とりわけ、株主名簿は経営陣に対する委任状勧誘又は敵対的企業買収を目論む株主にとって重要な会社情報であるからである⁵³。

(2) 会社情報の収集権の行使要件

具体的に規定をみていくと、1984年改正模範事業会社法 16.02 条 (a) 項及び (b) 項は、株主が 5 日前にその請求について会社に書面で通知した場合に会社情報の収集権が付与 (entitled) されると規定する。ちなみに、1969年改正模範事業会社法では株主は会社情報の収集権を有する (have) と規定していた。

そもそも、会社情報の収集権の行使請求の方法は制定法の規定がない場合、書面あるいは口頭でも可能であった⁵⁴。これに対し、模範事業会社法では株主に対して事前に書面の通知を要求しており、株主にとっては大きな障害となりうる。しかし、こうした要求がされる理由については後述するが、その目的は株主が会社情報の収集をするにあたって不要な時間と費用を避けることにあったとされている。

その通知を前提に、16.02 条 (a) 項は会社の主たる事務所で保存することが要求されている 16.01 条 (e) 項で掲げられている会社情報を調査する権利が付与されると規定する。そこで掲げられているのは、定款や財務諸表等といった会社情報である。それらは株主の利益に直接関係する会社情報であるために会社に対して通知をするだけで調査する権限が

⁵¹ Browning Jeffries, *Shareholder Access to Corporate Books and Records: The Abrogation Debate*, 59 DRAKE L. REV. 1087, 1108(2011).

⁵² ちなみに、株主総会での取締役の選任に関する議決権を有している株主を記載している議決権者名簿 (voting list) の閲覧謄写を規定する 1984年改正模範事業会社法 7.20 条 (b) 項ではその閲覧謄写に 16.02 条 (c) 項の要件が課していることから、同法 16.02 条 (b) 項 (3) 号にいう株主名簿には議決権者名簿も含むとされている (See CLARK, *supra* note 40, at 98).

⁵³ *Id.* at 97.

⁵⁴ GEORGE D. HORNSTEIN, 2 CORPORATION LAW AND PRACTICE, 140(1959).

与えられるとされている⁵⁵。

その一方で、16.02条(b)項では、16.01条(e)項で規定されていない各種議事録や会計帳簿あるいは株主名簿という機密性の高い会社情報の収集につき、前述の通知に加えて、16.02条(c)項で規定する要件を充たした株主に権利が付与されるとした。その要件とは、株主の請求が、第1に善意で(in good faith)かつ正当な目的のために(for a proper purpose)され、第2に合理的な特定性をもって調査の目的及び調査を求める記録が説明されており、第3にその記録が請求目的と直接に関連があることを要件とする。

1984年改正模範事業会社法における会社情報の収集権に関して留意すべき点は、規定上は当該権利が付与されると言及しているにすぎない点である。これは、1984年改正模範事業会社法において、株主の会社情報の収集権は絶対的な権利として位置付けられておらず、とりわけ、機密性の高い会社情報の収集権については、会社に当該権利行使を拒絶しうることを認めるものと考えられる。こうした規定は、会社情報の収集権について、株主と会社の競合する利益を折衷したものといえる。

(3) 定款による会社情報の収集権の制限

さらに、16.02条(d)項は基本定款又は附属定款によって会社情報の収集権を制限もしくは無効にすることができないことを規定する。この規定はカリフォルニア州会社法1600条(d)項を基礎に規定したとされている⁵⁶。

そもそも、アメリカ会社法においては多くの州会社法で会社情報の収集権を行使する際に要求されている「正当な目的」といった要件を定款によって除外するといった制定法で規定されていることよりも株主に有利となる規定を基本定款又は附属定款に設けることができると解されていた⁵⁷。会社情報の収集権を制限する定款の規定であっても、正当な時間や目的といった行使に関する状況について、合理的な制限をすることは認められていた⁵⁸。

もともと、基本定款又は附属定款は会社の設立人もしくは会社経営陣の代理人として弁護士が作成することが一般的とされていた。そうした状況にあつては会社情報の収集権に制限を加えており、そのような会社はデラウェア州を設立州とする会社に多かったといわれている。会社情報の収集権を制限している会社の定款には、制定法で認められている場合又は取締役会の承認がある場合を除いて、会社情報の収集権は拒絶できる旨の規定を置いていた。しかし、会社が株主による会社情報の収集権を恣意的に制限することはできないとされていた⁵⁹。

この点に関する判例として、まず、1926年の *State ex rel. Cochran v. Penn-beaver Oil Co.*

⁵⁵ Young, *supra* note 27, at 850.

⁵⁶ *Supra* note 30, at 16-15.

⁵⁷ JAMES D. COX & THOMAS LEE HAZEN, 2 THE LAW OF CORPORATIONS, 470(3d ed. 2010).

⁵⁸ HENRY WINTHROP BALLANTINE, BALLANTINE ON CORPORATIONS, 385(rev. ed. 1946).

⁵⁹ *Id.*

事件⁶⁰がある。同事件では会社に株主の会社情報の収集権を制限する権限が付与されているかが争点となった。この問題に対して、裁判所は、デラウェア州会社法は「会社の帳簿等を調査 (inspection) 又は閲覧 (examination) することを妨げる権限を会社に与えていることを意図していない」と述べている⁶¹。

次いで、1968年の *Loew's Theatres, Inc. v. Commercial Credit Co.* 事件⁶²がある。これは、デラウェア州を設立州とする会社である Commercial Credit 社が、その定款において、同社の発行済株式総数の 25%以上を保有していなければ株主名簿を含む会社情報の収集権を有さないとする規定を置いていた。この定款の有効性について裁判所は、デラウェア州会社法は「株主であれば誰でも (any shareholder) 株主名簿の調査をする権利を与えている」と述べ、そうした定款の規定は無効であると判示した⁶³。

4. 代理人等による会社情報の収集権の行使等

そして、16.03 条では株主を代理する者の範囲や謄写の方法やその手数料等といった諸手続に関して規定する。その規定は以下ようになっていた⁶⁴。

『16.03 条 調査権の範囲 (Scope of Inspection Right)

(a) 株主の代理人又は弁護士は、株主を代理する者として、株主と同様の会社情報を調査及び謄写する権利を有する。

(b) 16.02 条に基づく会社記録を謄写する権利には、合理的 (reasonable) である場合、写真 (photograph)、乾式複写 (xerographic)、もしくは他の方法によって作成された謄写物を受領する権利を含む。

(c) 会社は、株主に提供する文書を謄写するための人件費及び資料に関する費用 (costs of labor and material) に相当する合理的な手数料 (charge) を課すことができる。その手数料は、記録の作成 (production)、複製 (reproduction) に関する見積費用 (estimated cost) を超えることはできない。

(d) 会社は、株主の 16.02 条 (b) 項 (3) 号に基づく株主名簿の調査につき、株主の請求日以後に編纂された (compiled) 株主名簿を提供し、その請求に応じるものとする。』

1984 年改正模範事業会社法 16.03 条 (a) 項は、株主が会社情報の収集権について、代理人又は弁護士を利用することを認めるものである⁶⁵。すなわち、株主の代理人又は弁護士も会社情報の収集権を有するとした裁判所の見解や会社によって会社情報の収集権が認め

⁶⁰ 143 A. 257(Del. 1926).

⁶¹ *Id.* at 259.

⁶² 243 A.2d 78(Del. Ch. 1968).

⁶³ *See id.* at 81.

⁶⁴ *Supra* note 30, at 16-52.

⁶⁵ Young, *supra* note 27, at 851.

られていた範囲に従った一般的な実務を成文化したものとされている⁶⁶。この範囲については 1969 年改正模範事業会社法 52 条と変わらない。

また、謄写の方法について、1969 年改正模範事業会社法 52 条は「謄写する権利」とするのみで具体的にその方法を規定していなかった。これに対し、16.03 条 (b) 項では会社情報の謄写の方法についても写真 (photograph)、乾式複写 (xerographic) のように具体的に列挙し、改正前の模範事業会社法における規定の文言を改めた。

さらに、16.03 条 (c) 項は、文書の謄写 (copies of documents) について、合理的な費用を株主から徴収する権限を会社に付与した⁶⁷。こうした権限を会社に付与することは株主による濫用的な会社情報の収集権の行使に対する防止策の一つと考えられる。

そのうえで、16.03 条 (d) 項は、会社は株主から株主名簿を閲覧謄写請求があった場合にその請求日以後に編纂された株主名簿を提供することを要求する。これも株主名簿の作成方法を詳細に規定する 16.01 条 (c) 項と同様に、株主が株主名簿を利用する際の利便性を配慮した規定といえよう。

5. 不当拒絶に対する救済手段

(1) 規定の概要

そのうえで、16.04 条では会社情報の収集権の不当拒絶に対する規定を置いていた。その規定は以下のようにになっている⁶⁸。

『16.04 条 裁判所の命令による調査 (Court-Ordered Inspection)』

(a) 会社が、調査のために利用することができる 16.02 条 (a) 項に基づいて要求された記録の調査及び謄写について、同条項に従った株主の当該権利行使を認めなかった場合、会社の主たる事務所（それが州内にない場合は、登記された事務所）がある郡で指定された裁判所又は管轄する裁判所は、株主の申請につき、会社の費用で、請求された記録の調査及び謄写の略式の命令を発する (summarily order) ことができる。

(b) 会社が、合理的な期間内に、株主の会社記録の調査及び謄写を認めなかった場合、16.02 条 (b) 項及び (c) 項を遵守する株主は、請求した記録の調査及び謄写を許可する命令を、会社の主たる事務所（それが州内にない場合は、登記された事務所）がある郡で指定された裁判所又は管轄する裁判所に申請することができる。裁判所は、本項に基づく申請を迅速に処理するものとする。

(c) 裁判所は、請求された記録の調査及び謄写を命令した場合、会社に命令を得るために要した株主の費用（合理的な弁護士費用を含む）を支払うことも命令することができる。ただし、会社が、請求された記録の調査する株主の権利行使についての疑念に合理的な根

⁶⁶ *Supra* note 30, at 16-54.

⁶⁷ *Id.*

⁶⁸ *Id.* at 16-61.

拠があることを理由として善意で当該権利行使を拒絶したことを証明したときはこの限りではない。

(d) 裁判所は、請求された記録の調査及び謄写について命令を発した場合、請求した株主の当該記録の利用又は配布 (distribution) につき、合理的な制限を課することができる。』

(2) 不当拒絶に対する略式命令

最後に、16.04 条は会社情報の収集権の救済手段についての規定である。改正前の模範事業会社法は、会社経営陣に罰則を課すことによって会社情報の収集権を不当に拒絶することを防ぐことを意図した。この問題に対して、16.04 条は新たなアプローチを採用した⁶⁹。

まず、16.04 条 (a) 項は、会社が 16.02 条 (a) 項に基づく株主による会社情報の収集権の行使を認めなかった場合、裁判所に略式の命令を発する権限を与えた。さらに、16.04 条 (b) 項は、16.02 条 (b) 項に基づく株主による会社情報の収集権の拒絶について、裁判所に迅速な手続で訴訟を行うことを要求する。

これは、株主による会社情報の収集を引き延ばすことを目的とした会社経営陣による不当拒絶の意図に排除するとともに、会社経営陣に当該権利行使を拒絶した理由を主張する合理的な機会を与える規定であると考えられる。その一方で、裁判所による手続が整備され、迅速に会社情報の収集権の行使の認否が判断されることは株主による会社情報の収集権の確保することに有益であったといえよう⁷⁰。

(3) 訴訟費用の負担等

次いで、16.04 条に基づいて裁判所が会社情報の調査を命令した場合、裁判所にその株主が訴訟に要した費用を会社に課す権限が与えられた⁷¹。そもそも、アメリカにおいては株主権の行使に伴う費用につき、判例及び学説の見解は分かれているものの、株主が取締役等を相手に訴訟を提起してそれに勝訴した結果として会社に利益が生じた場合には、それが代表訴訟でなくても株主は会社に当該費用を請求できるとされている⁷²。

株主が要した会社情報の収集権の行使に関する訴訟費用を会社が負担することは次のことから適切であると考えられていた⁷³。すなわち、不当拒絶に対する罰則規定のように、株式の保有数に関わらず株主に填補される金額が実際に要した費用の枠内という一律の基準を定められることになる。

それとともに、訴訟費用は会社情報の収集権の行使に対する不当拒絶の結果として株主が実際に支出した金額を確認して決定されることから、会社経営陣に対する過度な個人責任を課すことがなくなった。そのため、会社情報の収集権の行使を不当に引き延ばすこと

⁶⁹ *Id.* at 16-64.

⁷⁰ 第 5 章第 3 節参照。

⁷¹ *Supra* note 30, at 16-64.

⁷² 近藤光男『コーポレート・ガバナンスと経営者責任』40 頁 (有斐閣、2004 年)。

⁷³ この点については、第 5 章第 3 節参照も参照されたい。

を抑止する圧力として十分に機能すると考えられた。さらに、株主が会社情報の収集権の行使に関する訴訟において要した費用の一部を会社に負担させることにより、少なくとも理論上は会社に対しても責任を課すという目的の達成が期待された。

ただし、会社が株主の権利行使につき、合理的な根拠のある疑いがあることを理由に、善意で当該権利行使を拒絶したということを立証した場合には訴訟費用を負担することはなかった⁷⁴。これは、会社経営陣が株主による会社情報の収集権の行使を悪意で拒絶することを避けるとともに、株主による会社情報の収集権の行使を適切な目的で拒絶した会社経営陣を保護することを目的としたものと思われる。

そのうえで、株主による会社情報の収集権の行使を通じた潜在的な阻害行為から会社を保護するために、1984年改正模範事業会社法 16.04 条 (d) 項は得られた情報の利用あるいは配布を制限する権限を与えた⁷⁵。これはそれまでの会社情報の収集権に関する裁判実務を追認したものといわれる⁷⁶。こうした種々の手当ては株主による会社情報の収集権の濫用的行使から会社を保護するための規定であったと考えられる。

第3節 改正法の会社情報の収集権に関する規定の特徴

1. 株式の保有数ないし保有期間要件等の廃止

(1) 株式の保有数ないし保有期間要件等の意義

1950年の公表当時から1984年改正までの模範事業会社法における株主の会社情報の収集権の特徴として、次の2つを挙げることができる⁷⁷。第1に、会社情報の収集権の行使できる株主を、6か月以上株式を継続的に保有するか、又は発行済株式総数の5%以上の株式を保有する者に限定していた。第2に、株主による会社情報の収集権の行使に対する役員の不当拒絶に対して請求した株主の保有する株式価値の10%の損害賠償を課すという罰則規定を有していた。

こうした規定が設けられた目的は濫用的な株主の会社情報の収集権から会社を保護するために権利行使要件を設ける一方で、株主に会社情報の収集権を確保するために会社役員による不当拒絶の抑止を意図したものである。しかし、不当拒絶に対する損害賠償規定は不当拒絶の十分な抑止にはならなかった。そのことから適切な状況における株主による会社情報の収集を可能にする一方で、不当な目的による会社情報の収集権を防止するという問題を解決することが重要な課題であった。

(2) 株式の保有数ないし保有期間要件の廃止

1984年改正模範事業会社法は、この目的を達成するために会社情報の収集の認否及び不

⁷⁴ *Supra* note 30, at 16-64.

⁷⁵ Young, *supra* note 27, at 851.

⁷⁶ HAMILTON, *supra* note 4, at 381.

⁷⁷ 第3章第2節及び第4章第2節参照。

当拒絶に対する救済手段として、新たなアプローチを採用した⁷⁸。そのため、同法における株主の会社情報の収集権は行使要件及び不当拒絶に対する救済手段がそれまでと大きく異なるものであった。

まず、株主の会社情報の収集権の行使に際して、株式の保有数又は保有期間を基礎とする区別を採用していない。こうした要件は必ずしも調査請求が正当な目的でされることを保証するものではないと考えられた⁷⁹。ちなみに、模範事業会社法の公表に際してモデルとされた株主の会社情報の収集権は 1933 年イリノイ州事業会社法の規定と同様であった。その後、同州会社法は 1983 年に改正され、会社情報の収集権の行使については正当な目的を要求するという制限のみとなった⁸⁰。

他の州会社法との関係としては、当時のニューヨーク州会社法 624 条では、1969 年改正模範事業会社法と同様に、会社情報の収集権の行使は 6 か月以上株式を継続的に保有するか、又は発行済株式総数の 5%以上の株式を保有する者に限定していた。その他に権利行使要件を設けていた州としては、カリフォルニア州等の 21 の州が 6 か月以上の株式の保有、アラバマ州等の 22 の州が 5%以上の株式の保有を要求した。メイン州では 10%以上の株式の保有、ネバタ州では会計帳簿及び財務記録 (financial records) につき 15%以上の株式の保有、株式原簿については 5%以上の株式の保有を権利行使要件としていた⁸¹。

(3) 不当拒絶による損害賠償規定の削除

次いで、不当拒絶による損害賠償規定についても次の 2 つを理由に削除した。第 1 に、会社経営陣に損害賠償を課すということに対して裁判所にためらい (reluctance) があつたことである⁸²。これは株主に会社情報の収集権の行使を会社役員が不当拒絶したことに伴う罰則規定の適用等が争点となった 1972 年の *Wood, Walker & Co. v. Evans* 事件の判示からも窺われる⁸³。

第 2 に、罰則という会社経営陣の個人的責任により会社経営陣が企業秘密の保持という責任を怠る可能性があるためである⁸⁴。すなわち、不当拒絶に対する罰則規定は株主による会社情報の収集権の行使が明らかに不当であっても、会社役員はそのことを訴訟で立証が出来なかった場合に罰則規定が適用されるという脅威から、不当な目的による会社情報の収集権の行使を認めてしまう原因となっていたことが指摘されていた⁸⁵。

そのうえ、こうした罰則規定は株主の被った実際の金銭的損害を証明することなく賠償

⁷⁸ *Supra* note 30, at 16-19.

⁷⁹ *Id.*

⁸⁰ *See* COX & HAZEN, *supra* note 57, at 464 n.4.

⁸¹ *See* CLARK, *supra* note 40, at 98-99; *Supra* note 30, at 16-22.

⁸² *Supra* note 30, at 16-19.

⁸³ 461 F.2d 852 (10th Cir. 1972). 同事件の検討については、第 5 章第 2 節参照。

⁸⁴ *Supra* note 30, at 16-19.

⁸⁵ William T. Blackburn, *Shareholder Inspection Rights*, 12 Sw. L. J. 61, 83(1958).

をしていたため⁸⁶、株主が会社情報の収集権の行使に実際に要した費用と関連がなかった。結果としても実際に当該規定が法的に執行されないことが多かった。さらに、賠償金額を株主の株式保有数を基礎としていることは、わずかな株式しか保有していない株主は少数の賠償額しか得られないことから、不合理な結果となると考えられた⁸⁷。

もともと、1984年改正模範事業会社法は、後述のようにコモン・ロー上の権利を排斥しておらず、その場合に株主は制定法上の救済とコモン・ロー上の救済の両方を主張することができた。コモン・ロー上の救済手段として損害賠償が認められていたことに鑑みるならば、株主による損害賠償が完全に認められなくなったわけではないことに注意が必要であらう⁸⁸。

2. 株主の範囲の拡大

株主の会社情報の収集権は16.03条(a)項で株主の代理人又は弁護士による行使できるものとされていた。しかし、会社情報の収集権を行使することができる株主について、模範事業会社法は1950年の公表当時から名義株主(shareholder of record)に限定していたが、1984年改正模範事業会社法においては具体的に言及されていなかった。そのため、1987年に改正がされており、16.02条(f)項が追加されている。その条文は以下のようになっている⁸⁹。

『(f) 本条の目的のために、「株主」には、株式が議決権信託又は自己の利益のための名義人(nominee)によって保有されている実質的所有者(beneficial owner)を含む。』

模範事業会社法16.02条(f)項は、株式の実質的な所有者にも会社情報の収集権を行使できる株主として認めることを明確にすることを目的とするものである⁹⁰。これは株主名簿に記録されている株主に限らず、議決権信託證書の所有者あるいは株主名簿に記載されている名義人によって株式が保有されている実質的所有者(beneficial owner)も含むことを意味している⁹¹。

そもそも、1984年改正模範事業会社法は1.40条(22)号で「株主」について次のように定義している。すなわち、株式の名義上の所有者及び名義人による株式保有について規定している同法7.23条に基づき会社が提出する名義人証書(nominee certificate)によつ

⁸⁶ BALLANTINE, *supra* note 58, at 387.

⁸⁷ *Supra* note 30, at 16-53.

⁸⁸ 第1章第2節参照。

⁸⁹ See Committee on Corporate Laws, *Technical Changes in the Model Business Corporation Act*, 42 BUS. LAW. 603, 604(1987).

⁹⁰ *Id.*

⁹¹ いわゆるストリートネームによる株式保有の起源については、拙稿「株券の電子化・ペーパーレス化と株式取引を巡る問題点の検討～公開・上場会社を中心に～」専修法研論集55号79頁以下(2014年)を参照されたい。

て認められた株式の実質的所有者は株主であると規定する⁹²。

1987年改正後の模範事業会社法における株主の定義は実質保有者を含むと規定するが、その者が権利行使しうるのは名義人証書で一般に認められる実質保有者の権利の範囲に限られた⁹³。もっとも、会社情報の収集権については名義人証書で実質的保有者に当該権利が付与されていなかったとしても、コモン・ロー上の権利によって会社情報を収集することができた⁹⁴。

とはいえ、この改正は、会社情報の収集権の規定で議決権信託証書の保有者にも認めた1969年改正よりも会社情報の収集権を行使できる者の対象を拡大した。このことは会社を監督する権利として会社情報の収集権を重要視していたことが窺わせる。

3. 情報収集請求の認否に係る期日の設定等

(1) 株主の会社に対する通知

会社情報の閲覧手続について、まず、1984年改正模範事業会社法 16.02 条 (a) 項及び (b) 項は、すべての会社情報について株主が会社情報の収集をしたい日時に先立つ 5 営業日前に会社に対する書面の通知を要求する。株主が会社に対して書面の通知を要求するのは株主による会社情報の収集権の行使目的を会社に示し、会社がその内容に基づいて株主の請求の認否を判断することを意図したものである。こうした要求は、株主が権利行使目的を会社に対して示すことで、訴訟によらずに会社と会社情報の調査に関する合意を締結する機会を与えることによって不要な時間と費用を避けるためであるとされている⁹⁵。ちなみに、現在ではほとんどの州で会社情報の収集権の行使に際して、当該権利行使以前に会社に対する書面の通知を要求しているとされている⁹⁶。

そもそも、1969年改正模範事業会社法 52 条においても、株主に対して会社情報の収集権の行使目的を示す書面による通知は求められていたが、こうした会社情報の収集請求の認否に係る期日を設けていなかった。そのため、会社がその通知を受けた後も会社情報の収集権の行使の認否について判断をしないことにより当該権利行使を引き延ばすことが可能であった。そのような問題もあったことから、会社情報の収集権の行使につき、会社がその請求の認否を検討することができる期間を規定しなかったことは立法者の怠慢との批判があった⁹⁷。1984年改正ではそうした指摘の立法的解決が図られたものと考えられる。

⁹² 1 MODEL BUSINESS CORPORATION ACT ANNOTATED, 1-82 (3d ed. 1985 & Supp.).

⁹³ *Id.* at 1-86. そうした権利としては、株主総会における議決権が挙げられている。

⁹⁴ Young, *supra* note 27, at 855. こうした理論構成は議決権信託証書と同様である。議決権信託証書の保有者による会社情報の収集権の議論については、第 4 章第 3 節参照。

⁹⁵ *Id.* at 861. 1984年改正模範事業会社法が公表された当時においても、テキサス州及びデラウェア州がこうした規定を有していた。

⁹⁶ WILLIAM MEADE FLETCHER ET AL., 5A FLETCHER CYCLOPEDIA OF THE LAW OF PRIVATE CORPORATION, 396(rev. vol. 2012).

⁹⁷ 第 6 章第 3 節参照。

(2) 会社情報の収集権の付加的要件と「正当な目的」

次いで、取締役会等の議事録、株主名簿及び会計帳簿といった機密性の高い会社情報の調査については 16.02 条 (b) 項が定めていた。そこでは上記の通知に加えて、同条 (c) 項が規定する 3 つの要件に満たさなければならなかった。その要件とは、第 1 に株主が善意かつ正当な目的で閲覧を請求していることである。第 2 に調査の目的及びその対象が合理的に特定されなければならない。第 3 に調査したい会社情報が当該目的と直接関連することが要求された。

第 1 の善意かつ正当な目的による請求という要件については、1950 年の公表当時から規定されていた。これはコモン・ロー上の会社情報の収集権の行使にも要求されていることであり、濫用的な権利行使の抑止のためには必要なものであったと窺われる。もっとも、株主が得られた会社情報の利用については、株主と会社との間に秘密保持合意 (confidentiality agreement) を締結することを条件とすれば、正当な目的及びそれから派生する要件は必要がないとも主張される⁹⁸。

ここにいう「正当な目的」については模範事業会社法では定義されていないが、株主としての利益に合理的な関連があることを意味するものとされている。その一例として、自己の株式を評価すること、他の株主と意思疎通を図ること、あるいは不当な取引を行っていないかを確認することが挙げられている⁹⁹。当時の事案として、たとえば 1987 年の *Conservative Caucus Research, Analysis & Education Foundation, Inc. v. Chevron Corp.* 事件¹⁰⁰では、会社の事業に関する特定の問題について株主総会に向けて他の株主と意思疎通を図る目的は正当な目的であると判示されている¹⁰¹。その内容に鑑みると、模範事業会社法においても、コモン・ローのもとで裁判所によって示された「正当な目的」と同様のものと考えられる¹⁰²。

ちなみに、当時のテキサス州会社法及びデラウェア州会社法でも、会社情報の収集権の行使に正当な目的を要求していた。しかし、その内容は異なっており、テキサス州では裁判所の判断に委ねられていたのに対し、デラウェア州では正当な目的を株主としての利益に合理的に関連のある目的とする規定を置いていた¹⁰³。

コモン・ロー上の会社情報の収集権における正当な目的の解釈として、1995 年の *Karen Shaw and Forrest Foster v. Agri-Mark, Inc.* 事件¹⁰⁴では「株主が、会社情報の収集によつ

⁹⁸ Randall S. Thomas, *Improving Shareholder Monitoring of Corporate Management by Expanding Statutory Access to Information*, 38 ARIZ. L. REV. 331, 368-369(1996).

⁹⁹ *Supra* note 30, at 16-14, 16-15.

¹⁰⁰ 525 A.2d 569(Del. Ch. 1987).

¹⁰¹ *Id.* at 571.

¹⁰² 1984 年改正以前の模範事業会社法における「正当な目的」の解釈につき、第 3 章第 2 節及び第 4 章第 2 節を参照。

¹⁰³ *See Young, supra* note 27, at 856-860.

¹⁰⁴ 663 A.2d 464(Del. 1995).

て、保護することを求める利益に関連する目的」との見解を示している¹⁰⁵。なお、正当な目的の立証責任については模範事業会社法は明確な規定を置いていないが、条文の構造上、株主に立証責任が負わされているものと考えられていた¹⁰⁶。

(3) 権利行使目的と調査対象の合理的な特定性

第2に会社情報を収集する目的及び調査対象が合理的に特定されており、第3に調査したい会社情報が当該目的との関連性を要求する。第3の要件については1969年改正模範事業会社法において導入された要件である。権利行使目的との関連性を要求することで、株主からの濫用的な会社情報の収集権の行使から会社を保護することを意図した¹⁰⁷。

ただ、正当な目的であると考えられている他の株主と意思疎通を図るという目的も会社によっては権利行使の理由としては不十分とされる可能性もある。すなわち、実際に会社が株主の示した目的が正当なものであるか、もしくは合理的に特定されているかを判断することは難しい。あるいは、裁判所は示された目的が法律上の要件を充たしているかについて実質的に判断することもありうる。しかしながら、会社としてはこうした要件があることで権利行使目的や調査対象が合理的に特定され、それと関連した会社情報の収集権の行使に限定することができることから、事務負担の軽減に寄与するものと考えられる¹⁰⁸。

もともと、こうした種々の要件には次のような批判もある。すなわち、機密性の高い会社情報の収集に関するこうした要件はコモン・ロー上の権利をより制約するものとも指摘される¹⁰⁹。しかし、そもそも具体的な権利行使目的を主張することのできない株主は稀であるとされているところ¹¹⁰、権利行使目的が合理的に特定されていることを要求することは株主に過度の負担を課すものではないと思われる。

たとえば、1956年の *Nodana Petroleum Corp. v. State ex rel. Brennan* 事件¹¹¹において、裁判所は株主の知らない不当な取引が行われているかどうかを知るためになされた会社のすべての帳簿及び記録の調査請求は理由として不十分であるとした。その場合は株主の請求が単なる証拠漁り (fishing expedition) でないことを立証する必要があった。そのうえ、裁判所は株主の会社情報の収集権の行使請求について合理的な根拠も要求していたとされている。

合理的な根拠の内容として、1975年の *Sack v. Cadence Industries* 事件¹¹²において、株主は会社が損失を被っているにも拘わらず、会社役員に高額な給与及び賞与の支払いが

¹⁰⁵ *Id.* at 467.

¹⁰⁶ Young, *supra* note 27, at 861.

¹⁰⁷ 第5章第2節参照。

¹⁰⁸ See FLETCHER ET AL., *supra* note 96, at 402-404.

¹⁰⁹ CLARK, *supra* note 40, at 98.

¹¹⁰ HAMILTON, *supra* note 4, at 380.

¹¹¹ 123 A.2d 243(1956).

¹¹² C.A. No. 4747(Del Ch. Apr. 9, 1975), 4 DEL. J. CORP. L. 223(1978).

あったことを主張した。あるいは、1975年の *Schluter v. Merritt Chapman & Scott* 事件¹¹³では、会社の清算手続において業務執行社員 (staff of executives) の必要性について疑義があるとして株主が会社情報の収集権を行使した事案である。これら 2 つの事件では当該権利行使が認められており、裁判所はそのような目的は正当な目的であると考えている¹¹⁴。

他方で、株主による会社情報の収集権の行使が、単に証拠漁りであるという理由で会社に当該権利行使を拒絶されることはないとする¹¹⁵。そのような判示をした事案としては1930年の *Dines v. Harris* 事件¹¹⁶がある。そのことを併せて鑑みるならば、16.02条 (c) 項が規定する 3 つの要件の実質的な意義は多くの判例によって蓄積された「正当な目的」の内容を具体的に明文化したものにはすぎないものとも考えよう。

さらに、調査対象が広範に亘るものであっても、裁判所はその対象を制限することも可能であった。会社情報の収集権の行使目的と収集の対象となる会社情報の関係について言及した事案として、1997年の *Security First Corp. v. U.S. Die Casting and Development Co.* 事件¹¹⁷がある。この事件で、裁判所は原告である株主が会社情報の収集権の行使目的を達成するために必要であることを立証した会社情報に調査対象を限定した。

株主としては会社に会社情報の収集権の行使が拒絶されたとしても、後述するように16.04条 (b) 項に基づき、裁判所による迅速な救済手段が整備されていた。そのことから、株主が機密性の高い会社情報の収集について、こうした付加的な要件を課されているとしても特段の不利益を被る可能性は低く、むしろ会社情報の収集権に関する規定全体として株主と会社との利益を調和した構造になっているものと思われる¹¹⁸。

4. 迅速な救済手段の創設

そもそも、会社が株主の請求を拒絶した場合、株主は裁判所に強制閲覧の略式命令を求めるであろう。模範事業会社法 16.02条 (a) 項に基づいてなされる会社情報の収集権は、定款や財務諸表といった提供することが容易で会社がそれを拒絶することが難しい。そのため、裁判所は閲覧を求める者が株主であるかを確認するのみであり、実際に株主が略式命令を求めることは適切であると考えられた¹¹⁹。16.02条 (a) 項に規定する会社情報につき、正当な目的は不要とした点はコモン・ロー上の権利よりもその行使が容易になったと

¹¹³ C.A. No. 4828(Del Ch. Nov. 20, 1975), 4 DEL. J. CORP. L. 234(1978).

¹¹⁴ See Michael D. Goldman, *Delaware Corporation Law-Shareholder's Right to Make an Informed Judgment*, 32 BUS. LAW. 1805, 1807-1808(1977). この点については、久保田光昭「帳簿・書類閲覧謄写請求権について (二)」上法 33 卷 1 号 156 頁 (1990 年) も参照。ちなみに、コモン・ロー上の会社情報の収集権における正当な目的の内容については、第 1 章第 2 節参照。

¹¹⁵ CHESTER ROHLICH, LAW AND PRACTICE IN CORPORATE CONTROL, 57(1933).

¹¹⁶ 291 P. 1024(Colo. 1930).

¹¹⁷ 687 A.2d 563(Del. 1996).

¹¹⁸ 木俣由美「適切な経営監視のための株主の情報収集権—会計帳簿閲覧権を中心に—」産法 38 卷 1 号 26 頁 (2004 年) は、この会社情報の収集目的とその対象の記載及び目的と対象の関連性については、厳格に運用されていないと述べている。

¹¹⁹ *Supra* note 30, at 16-62.

いわれる¹²⁰。

その一方で、株主が会計帳簿のような機密性の高い会社情報の収集を請求する場合、裁判所は株主の請求が善意によるものかどうかといった慎重な検討を要すると考えられる。しかし、16.04条(b)項は16.02条(b)項に基づく株主による会社情報の収集権の拒絶に対して迅速な手続で訴訟を行うことを要求していた。これは、前述のように株主による会社情報の収集の引き延ばしを目的とした会社経営陣による不当拒絶の意図を排除するとともに、会社経営陣に当該権利行使を拒絶した理由を主張する合理的な機会を与える規定と窺われる。

しかし、こうした規定を設けたとしても会社経営陣が適法な会社情報の収集権の行使を拒絶する誘因を排除するには不十分であるともいわれていた。すなわち、略式手続は第一審裁判所(trial court)における手続が迅速になるだけであって、それによって職務執行令状が発行されたとしても、会社経営陣は上訴することによって実質的に訴訟手続を遅延させることができると指摘されていた¹²¹。そのため、1984年改正模範事業会社法16.04条(c)項は、訴訟に要した費用を会社に負担させることで会社経営陣による会社情報の収集権に対する不当拒絶の防止を意図したものと考えられる¹²²。

ただ、16.04条(c)項は、会社が株主の権利行使につき、合理的な根拠のある疑念があることを理由に善意で当該権利行使を拒絶したということを立証した場合には訴訟費用を負担することはなかった。ちなみに、同条にいう「株主の権利行使についての疑念に合理的な根拠があることを理由として善意で」の拒絶とは、請求した株主が過去に会社情報の収集権の行使によって得られた情報の不当な利用があった場合等を意味すると考えられている¹²³。この規定は1984年改正模範事業会社法では株主の会社情報の収集権の行使に対する拒絶事由を設けていないところ、改正前の規定で有していた拒絶事由に相当するものと考えられる。

さらに、会社情報の収集権を用いた株主による阻害行為から会社を保護する規定としては、16.04条(d)項が裁判所に得られた情報の利用並びに配布の制限する権限を与えていた。これは株主の会社情報の不当な利用を抑止することのみならず、機密性の高い会社情報の収集に係る収集範囲の明示や権利行使目的との関連性という要件の実効性を高めるとともに企業秘密の保持にも有益な規定であるといえよう。

5. コモン・ロー等との関係

1984年改正模範事業会社法16.02条(e)項(1)号において、会社情報の収集権は7.20条の規定する議決権者名簿に係る会社情報の収集権や民事手続上のディスカバリーには影

¹²⁰ CLARK, *supra* note 40, at 97.

¹²¹ James B. Watson, *Protecting the Shareholder's Right to Inspect the Share Register in Corporate Proxy Contests for the Election of Directors*, 50 S. CAL. REV. 1273, 1294(1977).

¹²² *See id.* at 1301.

¹²³ *Supra* note 30, at 16-63.

響しないことを規定する¹²⁴。これは議決権者名簿 (voting list) の調査やディスカバリーとは独立した株主の基本的な権利として株主の会社情報の収集権を保障することを意味する規定であると考えられる。

さらに、16.02条(e)項(2)号では模範事業会社法の1950年公表当時から規定されていた留保条項(saving clause)が維持された。留保条項とはコモン・ロー上の会社情報の収集権を留保し、制定法と併存してコモン・ロー上の会社情報の収集権を認めるということの意味すると考えられている。この規定を設けた趣旨は、模範事業会社法の独立性を確保するとともに会社に対して会社情報を作成させるといった裁判所の権限を明確にしたものといわれている¹²⁵。

この留保条項に関する判例としては、まず、1982年の *CM & M Group, Inc v. Carrol* 事件¹²⁶が挙げられる。同事件で、裁判所は会社情報の収集権の行使に得られた情報につき、会社と秘密保持条項を締結することを株主に要求した¹²⁷。このように裁判所が株主に対して制限を課すことは会社の利益を保護することを目的としているとされている¹²⁸。

次いで、1993年の *Parsons v. Jefferson-Pilot Corp.* 事件¹²⁹がある。同事件で、裁判所は、制定法はコモン・ロー上の権利を制限するものではなく制定法を拡張するものであり、それゆえにコモン・ロー上の権利は存続するものであるという見解を部分的に採用した。ただ、裁判所は留保条項の立法意図についても言及して上記の見解を補完した。

とりわけ、裁判所は実質的に模範事業会社法と同様の規定のノースカロライナ州会社法における株主の会社情報の収集権に関する規定の立法意図に着目し、会社に対して会社情報を作成させるといった裁判所の権限に影響しないと明確にされているノースカロライナ州会社法の規定は、コモン・ロー上の権利を無効としていないとする証拠であると判示した¹³⁰。

第4節 株主への財務諸表の送付との関係

1. 株主への財務諸表の送付の意義とその展開

アメリカ会社法においては、株主の会社情報の収集権を補完するものとして株主に対する財務諸表等の送付という手段があった¹³¹。すなわち、時代の変化に伴って会社の在り方が大規模かつ複雑化したことから株主は会社の情報を入手することが困難となった。しかし、会社に対する監督機関という株主の役割に鑑みると会社情報の入手は必要であると考

¹²⁴ CLARK, *supra* note 40, at 98.

¹²⁵ Jeffries, *supra* note 51, at 1109. コモン・ローと制定法の関係については、第1章第4節を参照されたい。

¹²⁶ 453 A.2d 788(Del. 1982).

¹²⁷ *See id.* at 794.

¹²⁸ Jeffries, *supra* note 51, at 1102.

¹²⁹ 42 S.E2d 685(N.C. 1993).

¹³⁰ Jeffries, *supra* note 51, at 1124-1125.

¹³¹ こうした株主に対する財務諸表の送付に関する展開につき、第1章第3節、第2章第2節、第3章第3節を参照。

えられた。この問題を解決するための方法の一つが会社に対して株主への定時報告書 (periodic reports) の作成を要求することであった。その目的は会社経営陣による情報開示という積極的な行為を求め、株主の監督機関としての役割を機能させてその内容について会社経営陣の説明を求めるために利用されることが意図されたものであった。

模範事業会社法においては 1950 年の公表当時こうした規定を有していなかった。当時の州会社法の多くも、定期的な財務諸表 (periodic financial statement) を株主に提供するといった規定を設けていなかったといわれている。その後の改正で遅くとも 1960 年には、株主の会社情報の収集権を補完することを意図して、株主の請求があった場合に会社が当該株主に財務諸表を送付する規定が設けられた¹³²。

模範事業会社法における書面で請求した株主に対して財務諸表の送付することを要求する規定は 1969 年に改正がされている。同年の改正では、会社情報の収集権の行使権者に議決権信託証書の保有者を含めることにした。そのことから議決権信託証書の保有者にも財務諸表の送付を請求できることとした¹³³。

その後、この規定は 1978 年に大きく改正されている¹³⁴。すなわち、1978 年改正模範事業会社法は、会社が何らかの目的のために、一般に公正妥当と認められた会計原則 (generally accepted accounting principle. 以下「GAAP」という) に基づいて会計年度の財務諸表を作成した場合、会計年度末の貸借対照表等の年次財務諸表を会計年度の終了後 120 日以内に株主に送付することを求めた。そもそも、GAAP とは大会社を念頭に置いた会計原則であり、上場会社においては同原則に従った財務諸表を作成しなければならない¹³⁵。その原則を模範事業会社法において財務諸表を送付する義務を課す基準として用いていることが注目される。

2. 1984 年改正模範事業会社法の規定

1984 年改正模範事業会社法で株主の会社情報の収集権に関する規定が抜本的に見直されたことに伴い、財務諸表の送付に関する規定も改正されている。具体的に、その規定は以下のようになっている¹³⁶。

『16.20 条 株主のための財務諸表

(a) 会社は、株主に、会計年度末 (end of the financial year) の貸借対照表 (balance sheet) 及び損益計算書 (income statement) 並びに株主持分の変更 (changes in shareholder's equity) に関する情報が当該財務諸表の他の部分に記載されていない限り、1 年間の株主資本等変動計算書 (statement of changes in shareholder's equity) を含む、年次財務諸表を

¹³² 第 3 章注 44 も参照。

¹³³ この点については、第 4 章第 2 節を参照。

¹³⁴ その経緯と詳細については、第 5 章第 4 節を参照されたい。

¹³⁵ 黒沼・前掲 (注 7) 104 頁参照。

¹³⁶ See *supra* note 30, at 16-73.

適切に送付するものとし、その報告書は当該会社及び 1 つもしくは 2 つ以上の子会社を連結又は統合することができる。財務諸表が、GAAP に基づいて作成されている場合、年次財務諸表もそれに基づいて作成されなければならない。

(b) 年次財務諸表が公認会計士 (public accountant) によって報告された場合、当該公認会計士の報告書を年次報告書に添付しなければならない。その報告書が添付されない場合、その財務諸表には、会社の最高責任者 (president) 又は会社の会計記録 (accounting records) に責任を有する者による次のことを記載した報告書を添付しなければならない。

(1) GAAP に従って作成されたかどうかについての合理的な信頼を表明する声明書 (statement)。その原則に基づいて作成されていない場合は、提示された財務諸表の作成の基礎を記載する声明書。

(2) 財務諸表が直近の会計年度で作成された財務諸表と継続して作成されていないことに関する声明書。

(c) 会社は、年次財務諸表を会計年度の終了後 120 日以内にその株主に対して送付されなければならない。その後は、当該財務諸表を送付されていない株主からの書面の請求で、会社は最新の財務諸表を当該株主に送付しなければならない。』

1984 年改正模範事業会社法 16.20 条は、次のような構造となっている。まず、(a) 項はすべての会社に対して会計年度末の貸借対照表、会計年度の損益計算書及び一定の場合に株主資本等変動計算書の作成を要求する。

次いで、(b) 項で公認会計士又は会社の最高責任者もしくは会社の財務会計記録に責任を有する者の声明書を作成し、財務諸表に添付することを求める。そのうえで、(c) 項は作成された財務諸表を会計年度の終了後 120 日以内に株主に対して送付されなければならないことを定めている。

1984 年改正模範事業会社法での重要な改正点としては、次の 2 つのことが挙げられる。第 1 に、財務諸表の送付をすべての会社に要求したことであろう¹³⁷。1978 年改正模範事業会社法は GAAP に基づいて会計年度の財務諸表を作成した場合にのみ財務諸表の送付が義務付けられていた。それに対して、1984 年改正模範事業会社法はすべての会社に財務諸表の送付を要求することで会社法においても情報開示の充実を図ろうとしたものと考えられる。

第 2 に、16.20 条 (a) 項は子会社を連結又は統合した財務諸表の作成を認めている。さらに、一定の場合に株主資本等変動計算書の作成が追加されている。それ以外の点については実質的に 1978 年改正模範事業会社法の規定に形式的な変更を加えただけである¹³⁸。

ちなみに、1984 年改正模範事業会社法 16.20 条はすべての会社に株主への財務諸表の送付を要求するが、その財務諸表は GAAP に基づいて作成することを要求するものではない

¹³⁷ *Id.* at 16-78.

¹³⁸ *Id.*

とされている¹³⁹。これは小規模会社の財務諸表の作成方式が納税申告書 (tax return) の作成に用いられた現金主義 (cash basis) であることが多く、そうした慣行を尊重して会社に対して過度な負担とならないように配慮されたものと思われる¹⁴⁰。

もとより、株主の会社情報の収集権を補完するものとして位置付けられている株主に対する財務諸表等の送付に関する規定も、1984年改正で整理がされてわかりやすくかつ詳細なものに改められた。この規定は株主が会社の財務状況に関する情報の入手を容易にするものであるとともに会社の事務負担も考慮した規定となっていた。

3. 州会社法との関係

ところで、当時こうした規定を有していた州としてはカリフォルニア州がある¹⁴¹。カリフォルニア州会社法 1501 条では、名義株主 (record shareholder) が 100 人以上で 1934 年証券取引所法に基づく登録がされていない、あるいはそうした登録を免除されていない会社は、貸借対照表及び損益計算書等を含む年次報告書を株主に送付しなければならなかった。

ただし、そうした小規模会社については附属定款 (by-law) で規定することによって年次報告書の義務的送付 (mandatory dissemination) を無効とすることができたが、株主は会社に請求することで年次報告書に関連する情報の提供を求める権利を有していた。さらに、会社の規模を問わず、発行済株式総数の 5% 以上の株式を保有している株主には請求時の会計年度に係る暫定的な財務諸表を請求する権利が与えられていた。

1984年改正模範事業会社法のこうした要求は小規模会社に対して負担を強いることが懸念されるが、その点については次のように説明される。すなわち、多くの小規模会社では、監査役 (auditors) 又は会計士 (accountants) がいないことから作成された財務諸表の監査を受ける必要がないため、小規模会社に不当な負担を課すものではないとする¹⁴²。

その一方で、1984年改正模範事業会社法及びカリフォルニア州会社法のこうした規定は、小規模な公開会社に財務情報の報告を要求することが過度な負担にならないことを証明するためのものであるとされている。ところが、多くの州会社法ではこうした株主に対する年次報告書の送付に関する問題について十分な検討がされていなかった。たとえば、ニュージャージー州会社法では会社は株主による書面の請求があった場合、直近の会計年度の貸借対照表及び損益計算書を提出しなければならないと単に規定するのみであった。あるいは、デラウェア州会社法のようないくつかの州会社法では株主からの書面による請求が

¹³⁹ *Id.* at 16-74.

¹⁴⁰ 第 5 章第 4 節参照。

¹⁴¹ カリフォルニア州会社法 1501 条については、*See WILLIAM L. CARY & MELVIN ARON EISENBERG, CASES AND MATERIALS ON CORPORATIONS, 323(7th ed. 1995)*. 北沢正啓=戸川成弘訳『カリフォルニア会社法』164-166 頁 (商事法務研究会、1990 年) も参照。ちなみに、カリフォルニア州会社法では、1930 年代から定款で別段の定めがない限り、株主に年次報告書 (annual report) の送付を要求していた。その点については、第 2 章第 3 節参照。

¹⁴² *See HAMILTON, supra note 4, at 384.*

あった場合でさえ、会社に対して財務諸表の提供することを要求していなかった¹⁴³。

ちなみに、このような義務的に株主に対して財務諸表の送付を要求する州会社法としては、アラバマ州、アーカンソー州、コネチカット州、フロリダ州、ジョージア州、ミシガン州、ミシシッピ州、ニューハンプシャー州、サウスカロライナ州が 1984 年改正模範事業会社法と同様の規定を有していた。その他にもオハイオ州では年次株主総会において財務諸表が株主に提供されるものと規定していた¹⁴⁴。

¹⁴³ CARY & EISENBERG, *supra* note 141, at 323.

¹⁴⁴ *Supra* note 30, at 16-79.

第7章 1990年代以降の模範事業会社法の展開と株主の会社情報の収集権

第1節 1990年代の企業法制の動向と模範事業会社法

1. 連邦証券諸法の動向

(1) 1980年代の連邦証券諸法の改正

まず、模範事業会社法の1984年改正から株主の会社情報の収集権に関する1998年改正に至るまでの企業法制の動向を確認しておきたい。1980年代から1990年代のアメリカの企業法制は、連邦証券規制による証券市場の法的執行手段が拡充されたことに特徴がある¹。

そもそも、株主が入手した会社情報の取扱いについてはインサイダー取引規制との関係も問題となりうる。すなわち、株主が会社情報の収集権を行使して得た情報が未公開情報であった場合、その株主が当該情報を利用して株取引を行うとインサイダー取引規制の対象となるからである。そのインサイダー取引規制が1980年代に大きく改正されている。1984年と1988年にインサイダー取引制裁法（Insider Trading Sanction Act）並びにインサイダー取引及び証券詐欺執行法（Insider Trading and Securities Fraud Enforcement Act）による改正でインサイダー取引規制が強化された。

次いで、1990年に証券執行救済及び低額株改革法（Securities Enforcement Remedies and Penny Stock Reform Act）が制定された。それにより、主に証券市場における法規制の監督を行うとともに連邦証券規制の執行を担当する連邦証券取引委員会（Securities Exchange Commission. 以下「SEC」という）²の法執行権限が強化された³。そのことからインサイダー取引の摘発も厳しくなった。

(2) 1995年の私的証券訴訟改革法の制定

そして、1995年には私的証券訴訟改革法（Private Securities Litigation Reform Act）が制定された。この改正は訴訟の早い段階で本案に不適格な訴訟を発見し排除するための諸方策を採用し、クラス・アクション及び損害賠償責任制度の改革が図られた⁴。

私的証券訴訟改革法は、濫訴の防止を目的として、財務諸表といった定期的な開示書類に利益の水増しや架空売上等の不実開示がなされた場合の株主ないし投資者の損害賠償請求を求める申立ての要件を厳格化した。そこでは誤解を生じると主張する表示を特定し、なぜ誤解が生じるかという理由、不実開示に関する主張が情報又は信念に基づいてなされ

¹ 連邦証券諸法の改正の動向については、黒沼悦郎『アメリカ証券取引法（第2版）』7頁、167頁、171頁、231頁（弘文堂、2004年）を参照。

² 連邦証券取引委員会の組織や近時の活動状況については、松岡啓祐「証券市場・公開会社規制と米国SEC（連邦証券取引委員会）の活動状況～組織改革の動向を中心として～」専修ロー8号31頁（2013年）、同「近時のアメリカの金融・資本市場の規制改革の動向について—2013年における連邦証券取引委員会（SEC）による活動状況の検討を中心に—」専修大学今村法律研究室報62号1頁（2015年）を参照されたい。

³ 同法については、柿崎環『内部統制の法的研究』324頁以下（日本評論社、2005年）も参照。

⁴ 黒沼・前掲（注1）7頁、143頁。ちなみに、浅香吉幹『アメリカ民事手続法（第3版）』43頁（弘文堂、2016年）は、同法を「私人による証券訴訟改革法」と訳出している。

た場合には、その信念を形成したすべての事実を特定して行わなければならないとされた。そして、これらの要件を充たさないときは申立ては却下され、棄却の申立てがなされている間は訴訟開始後の情報開示の制度である **discovery**（開示。以下「ディスカバリー」という）の手続が停止されることになった⁵。

私的証券訴訟改革法の制定は、会社情報の収集権に影響を及ぼすものと考えられた。すなわち、株主ないし投資者は会社から未公開の情報を得ることなく、不実開示に関する事実を特定して訴訟を提起することが必要となった。確かに、一部の株主ないし投資者はディスカバリーを利用しなくとも厳格化された要件を充たすことが可能であると考えられたが、多くの株主ないし投資者は、通常それを充たすことができないと指摘されていた。そのことから、会社情報の収集権の重要度が高まると考えられた⁶。

(3) 会社情報の収集権との関係

上述のように、私的証券訴訟改革法により、株主ないし投資者は証券詐欺訴訟を提起する以前に詐欺の証拠を提示することが必要にあった。そのため、株主ないし投資者は必要最低限度の訴状も提出することもできず、実質的な証拠を得るためにはディスカバリー手続に頼らざるを得ない状況となった。ところが、私的証券訴訟改革法はディスカバリーの手続を厳格に制限したことから、株主ないし投資者は証券詐欺に関する証拠を入手するための手段が必要となった⁷。

そうした状況となって、株主ないし投資者が未公開の会社情報を入手する手段として注目されたのが州会社法に基づく会社情報の収集権である。すなわち、株主ないし投資者は、潜在的な証券詐欺の証拠を得るために州会社法に基づく会社情報の収集権を行使することが考えられた。もっとも、会社情報の収集権を行使するためには株主ないし投資者が会社情報を調査するための正当な目的を主張しなければならなかった⁸。しかし、経営過誤が懸念される場合あるいは不正行為の可能性を探し出すという目的は正当な目的であると解されているところ⁹、株主ないし投資者が正当な目的を充足するということはそれほど困難ではないことと思われる。

さらに、1993年の *Rales v. Blasband* 事件¹⁰において、裁判所は派生訴訟において情報を得る手段として会社情報の収集権を行使することが少ない点を指摘し、取締役の不正行為の主張をする場合、訴訟提起前の情報収集手段として株主に会社情報の収集権の行使を提案する判示をしていることに鑑みるならば、証券訴訟において株主が会社情報の収集権を

⁵ 黒沼・前掲(注1)145頁。なお、不実開示に対する民事責任の詳細については、同・114頁以下を参照。

⁶ See Randall S. Thomas & Kenneth J. Martin, *Using State Inspection Statutes for Discovery in Federal Securities Fraud Actions*, 77 B.U.L. REV. 69, 70-71(1997). 木俣由美「適切な経営監視のための株主の情報収集権—会計帳簿閲覧権を中心に—」産法 38 卷 1 号 26-27 頁 (2004 年) も参照。

⁷ See Thomas & Martin, *supra* note 6, at 79-80.

⁸ *Id.* at 82-83.

⁹ 第 1 章第 1 節参照。

¹⁰ 634 A.2d 927(Del. 1993).

行使してその証拠収集を行うことに裁判所も好意的であると考えられる。近時、州会社法に基づく会社情報の収集権に関する判例が増加するとともに、種々の議論が展開されているのは私的証券訴訟改革法の影響であるとされている¹¹。

2. 1990年代の模範事業会社法の改正

1990年代の模範事業会社法も1984年の改正以降も重要な改正が行われている¹²。その展開の中で株主権に関する改正としては株主による派生訴訟の提起権が挙げられる¹³。派生訴訟においては株主が会社役員等の責任を追及するために証拠を集めるための手段として会社情報の収集権が有益であるといわれており¹⁴、これらは密接な関係がある。

アメリカ法曹協会は派生訴訟の提起を適切に退ける株主の請求要件や独立取締役(independent director)の権限を論じた判例の増加に伴い、派生訴訟の提起に係る要件や手続を再検討した。その結果、1984年改正模範事業会社法では7章D節7.40条で派生訴訟を規定していたが¹⁵、1990年の改正で7.40条から7.47条として再構成することとなった。

その内容として、1990年改正模範事業会社法7.42条は、会社に回復不可能な損害が生じなければ、派生訴訟を始めることができる少なくとも90日前に会社に提訴請求を送付することを要求する。さらに、7.44条では、派生訴訟の提起について、独立取締役が会社の最善の利益とならないと判断した場合に会社が派生訴訟の提起をしないことを認めている¹⁶。そうした判断はその判断の基礎となる合理的な調査が善意で行われており、当該調査が独立取締役の投票によって選任された2人以上の独立取締役で構成される委員会の過半数又は裁判所によって選任された利害関係のない独立した専門家によって行われなければならない¹⁷。

3. 『コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告』の公表

1990年代のアメリカの会社法制において重要な動向としては1992年にアメリカ法律協会(American Law Institute)が『コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告』を完

¹¹ See MELVIN ARON EISENBERG & JAMES D. COX, *BUSINESS ORGANIZATIONS—CASES AND MATERIALS*, 340(11th ed. 2014).

¹² 模範事業会社法の1984年改正後以降の株主権に関する改正以外として、たとえば、1983年にアメリカ法曹協会の会社法委員会によって承認された閉鎖会社補遺(close corporation supplement)が1991年に撤回されたことが挙げられる。これは閉鎖会社に同補遺が広く利用されなかったこと等がその理由とされている(See ROBERT W. HAMILTON, *THE LAW OF CORPORATION IN A NUTSHELL*, 310(4th ed. 1996))。

¹³ See SECTION OF BUSINESS LAW, AMERICAN BAR ASSOCIATION, *MODEL BUSINESS CORPORATION ACT: OFFICIAL TEXT WITH OFFICIAL COMMENTS AND STATUTORY CROSS-REFERENCES REVISED 1999*, xxv(1999).

¹⁴ その点については、第1章第1節も参照されたい。

¹⁵ See COMMITTEE ON CORPORATE LAWS OF THE SECTION OF CORPORATION, BANKING AND BUSINESS LAW OF THE AMERICAN BAR ASSOCIATION, *REVISED MODEL BUSINESS CORPORATION ACT*, 183-184(1985).

¹⁶ 同条については、周劍龍『株主代表訴訟制度論』58-59頁(信山社、1996年)も参照。

¹⁷ 派生訴訟の提起権に関する改正の詳細については、See Committee on Corporate Laws, *Proposed Changes in the Model Business Corporation Act—Amendments Pertaining to Derivative Proceedings*, 45 BUS. LAW. 1241(1990).

成させたことが挙げられる¹⁸。これは当時重要性を高まっていたコーポレート・ガバナンスの問題について、権威のあるアメリカ法律協会が現存する法規範を分析・整理するとともに法及び会社実務のあるべき姿を示すものであった¹⁹。コーポレート・ガバナンスの原理は、コーポレート・ガバナンスに係る問題について新たな方向性を示したものであり、法のリステイトメントを意図したものではなく、むしろ最善の会社実務とそれに関する規則を提案するものであった²⁰。

コーポレート・ガバナンスの原理は 7 つの編から構成されており、次のような規定が置かれていた。まず、取締役と役員の注意義務の程度や経営判断原則の援用が認められるための要件等が定められていた。その一方で、同原理では株主代表訴訟や株式買取請求権についての規定を置いていた。そこでは、株主代表訴訟を提起するための要件や訴訟手続を詳細に規定していた。株式買取請求権についても買取請求が認められるための要件や買取価格の基準あるいは買取手続について定めていた²¹。

ちなみに、コーポレート・ガバナンスの原理は副題にもあるようにアメリカ法律協会の勧告であるといわれている。とはいえ、この原理はアメリカ法律協会の周到な検討の結果であり、制定法と同じ内容があったとしても同協会の権威をもって確認された規範として単なる勧告以上の意味を持つとされている²²。

そのコーポレート・ガバナンスの原理と模範事業会社の関係については一般に次のように推測されている。すなわち、模範事業会社法は他の州に企業を奪われまいと競い合う州会社法の統一を目的とすることから、緩やかな規範に落ち着きがちであるとともに曖昧さが残る点もあるといわれる。それに対して、コーポレート・ガバナンスの原理はあるべき規範を追求したものと考えられている²³。

コーポレート・ガバナンスの原理と会社情報の収集権の関連としては取締役の会社情報の収集権がある。すなわち、取締役の会社情報の収集権はコモン・ロー上の権利としては認められていたが²⁴、コーポレート・ガバナンスの原理が公表された当時の模範事業会社法は取締役による会社情報の収集権に関する規定を有していなかった。それに対して、コーポレート・ガバナンスの原理は取締役による会社情報の収集権を定めており（同原理 3.03

¹⁸ 森本滋編著『比較会社法研究－21世紀の会社法制を模索して－』16頁[釜田薫子]（商事法務、2003年）。ちなみに、1984年改正模範事業会社法における派生訴訟に関する改正点につき、第6章第1節を参照。

¹⁹ 龍田節「序説－コーポレート・ガバナンスと法」証券取引法研究会国際部会訳編『コーポレート・ガバナンス－アメリカ法律協会『「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告」の研究－』67頁（日本証券経済研究所、1994年）。

²⁰ ARTHUR R. PINTO & DOUGLAS M. BRANSON, UNDERSTANDING CORPORATE LAW, 4(3d ed. 2009)

²¹ 龍田・前掲（注19）84-87頁、森本・前掲（注18）17-21頁[釜田薫子]参照。

²² 龍田・前掲（注19）89頁。

²³ 龍田・前掲（注19）91頁。「コーポレート・ガバナンスの原理」の公表後の模範事業会社法の動向については、森本・前掲（注18）22頁[釜田薫子]を参照。

²⁴ 拙稿「アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権～初期のコモン・ロー及び州法等の展開を中心に～」専修法研論集56号15-16頁（2015年）参照。

条)、大きな違いがあった²⁵。

第2節 1998年改正模範事業会社法と株主の会社情報の収集権

1. 模範事業会社法の1998年改正の内容

模範事業会社法における株主の会社情報の収集権は1998年に重要な改正がされている²⁶。会社法委員会は1998年以前の数年間、模範事業会社法において会社情報の収集権等が規定されている第16章の問題点に関する特別委員会(task force)の提案について検討を重ねていた。その問題点とは、情報技術の発展及び証券保有に係る預託合意(depository arrangements for security holding)とそれに伴う会社情報についての取扱いであった。それらに関する州会社法の規定や判例法を模範事業会社法にどのような反映させるべきかについての提案がされた。その提案に対する会社法委員会の検討が1998年改正に結実した。

ところで、模範事業会社法の1998年改正では、以下で検討する会社情報の収集権との関係で株主に対する財務諸表の送付を規定する16.20条について条文の変更はないが、解釈上の手当てがなされている。それは、会社が作成及び送付する財務諸表が連邦内国歳入庁(Federal Internal Revenue Service)に所得税納税申告書(income tax return)を提出するといった適切な事情があって、他の会計実務ないしは会計原則を基礎に作成されたもので十分であるとする解釈を示した²⁷。

1984年改正模範事業会社法は、会社に作成を要求する財務諸表の作成方法について、一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて作成することを要求するものではないと言及するのみであった。ただ、その解釈として他の会計実務ないしは会計原則を基礎に作成されたものも許容していた。これに対して、1998年改正模範事業会社法がその解釈を明確なものとしたことには次のことが考えられる。すなわち、1984年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権に関する規定は、その目的を明らかにするとともに適用可能性について解釈の余地を狭める具体的な規定として位置付けられていた²⁸。そのことに鑑み、その注釈において他の会計実務ないしは会計原則に言及したものと思われる²⁹。

2. 改正法の規定

²⁵ 取締役による会社情報の収集権の詳細については別稿において検討する予定である。なお、アメリカ会社法における取締役の会社情報の収集権に関する先行研究としては、伊勢田道仁『取締役会制度の現代的課題』32頁(大阪府立大学経済学部、1994年)、岡田昌浩「取締役・監査役の情報収集について(一)」論叢149巻2号127頁(2001年)、清水太郎「取締役の社内情報収集権」上法59巻3号293頁(2016年)、多賀野浩二「取締役の調査権についての一考察」名城24集115頁(1997年)、並木俊守「取締役の業務調査権」田中誠二監修『商法・有限会社法改正試案の研究(金判755号)』77頁(経済法令研究会、1986年)、山城将美『企業統治の法的課題』34頁(成文堂、2007年)等がある。

²⁶ Committee on Corporate Laws, *Proposed Changes in the Model Business Corporation Act*, 53 BUS. LAW. 815, 815-816(1998).

²⁷ *Id.* at 828.

²⁸ Robert W. Hamilton, *Reflections of a Reporter*, 63 TEX. L. REV. 1455, 1468(1985).

²⁹ この点については、第6章第4節も参照されたい。

(1) 取締役による会社情報の収集権等の新設

模範事業会社法の 1998 年改正では、詳細な検討は割愛するが、会社情報の収集権等を規定していた第 16 章に次の 2 つのことを定める条文が追加された。第 1 に、模範事業会社法において取締役の会社情報の収集権が 16.05 条で初めて規定される。取締役の監視義務又は意思決定義務 (*director's oversight or decisional duties*) の履行のために合理的な関連のある範囲で会社情報の収集権を有すると定めた。ただし、請求が正当な目的ではない又は取締役が得られた情報を会社に対する義務に違反する目的で使用する場合は除かれていた³⁰。

第 2 に、会社が株主総会に関する株主への通知を提供するという要求と株主に当該通知が届かず、その株主が会社に伝えた住所に明らかに居住していないことが明白である場合に、会社が通知の提供を中止することを認めるという実務上の必要性の調和をとった規定を設けた。すなわち、1998 年改正により新たに設けられた 16.06 条では定時株主総会の関する全ての通知が 2 回連続して到達しなかった場合、会社がその株主へ当該通知を送付しないことを認める。あるいは、少なくとも年に 2 回の配当があることを前提に、12 か月間で支払うことが要求された全ての配当が 2 回連続して 12 か月以上支払うことができなかった場合についても当該通知を送付しないことを認める規定である。

(2) 会社情報の謄写等に係る改正

模範事業会社法の 1998 年改正では、会社情報の収集権につき、会社情報の謄写や会社情報の収集権の対象となる範囲に関する手当てがされている。改正後の条文は以下のようになっている。

『16.03 条 会社情報の収集権の範囲 (1998 年)』

(a) 株主の代理人又は弁護士は、株主の代理として、株主と同様の会社情報を調査及び謄写する権利を有する。

(b) 16.02 条に基づく会社情報の謄写する権利には、合理的 (*reasonable*) である場合、乾式複写 (*xerographic*) もしくは利用が可能でかつ株主による請求された場合、電子的送付 (*electronic transmission*) による謄写物を含む他の方法によって作成された謄写物を受領する権利を含む。

(c) 会社は、株主の 16.02 条 (b) 項 (3) 号に基づく株主名簿の調査につき、株主の請求日以後に編纂された (*compiled*) 株主名簿を提供することを、当該株主の費用で応じることができる。

(d) 会社は、株主に提供する文書を謄写するための人件費及び資料に関する費用 (*costs*)

³⁰ Committee on Corporate Laws, *supra* note 26, at 824. アメリカ会社法における取締役の会社情報の収集権については、さしあたり、*See* JAMES D. COX & THOMAS LEE HAZEN, 2 THE LAW OF CORPORATIONS, 477-478 (3d ed. 2010).

of labor and material) に相当する合理的な手数料を課すことができる。その手数料は、記録の作成、複製、もしくは送付に関する見積費用 (estimated cost) を越えることはできない。』

1998年改正模範事業会社法における会社情報の収集権の改正点として次のことが挙げられる。まず、会社情報の謄写方法について写真 (photograph) が削除されるとともに、株主に対して当該謄写物の電子的送付を認めた。次いで、株主名簿の編纂に関する規定が (d) 項から (c) 項に繰り上がっている。そのうえで、請求日以後の株主名簿の編纂に係る費用については株主の負担とした。さらに、(d) 項では電子的送付を認めたことに伴う謄写に係る費用の手当てがされている。

(3) 改正の内容

この改正は具体的に次の3つの点が挙げられる。第1に、16.03条 (b) 項で株主に対して電子的送付による会社情報の提供を会社に認めたことである。これは会社が電子的に会社情報を株主に送付することを可能にした。その一方で、電子的送付又はその他の類似する方法によって会社情報の謄写物を提供することで不当な負担を会社に課さないことを保証するために規定したものである³¹。

これは、株主自身による会社情報の収集権の行使である場合に収集の対象となっていない会社情報の調査を防ぐことができる。そのことから会社情報ひいては会社の利益を保護する規定として位置付けることができよう。

第2に、16.02条 (b) 項で株主に株主名簿の調査を認める代わりに「合理的に最新の (reasonably current)」株主名簿を提供することに関して会社に選択権を与えたことである。すなわち、1998年改正前の模範事業会社法では、株主名簿の閲覧等の請求があった場合に会社は株主の請求日以後に編纂された株主名簿を提供することが要求されていた。

それに対し、1998年改正ではその編纂に係る費用を株主で負担することを条件に会社が株主名簿の編纂に応じるものとした。これにより、株主の濫用的な会社情報の収集権を抑止するとともに会社の不要な支出を防ぐことを目的としたと思われる。ちなみに、「合理的に最新の (reasonably current)」とは、16.02条 (b) 項では会社情報の収集権の行使に関する請求は5日前にされなければならないことを規定している。そのことから、同項にいう「請求日以後に編纂された」ことを意味するとされている³²。

第3に、条文自体の改正ではないが株主による会社情報の収集権の運用について改正があった³³。その対象となったのは、Non-Objecting Beneficial Owners List (以下、「NOBO List」という) と呼ばれる自身の開示に異議を唱えない実質的保有者の名簿についての取扱

³¹ Committee on Corporate Laws, *supra* note 26, at 821.

³² *Id.*

³³ *Id.* at 822.

いである。この点については判例上の争いがあった点でもあり、模範事業会社法の 1998 年改正ではその点の手当てをしたものと考えられる。そこで以下ではその取扱いについて議論の多い NOBO List について若干の検討を行う。

3. NOBO List と会社情報の収集権の関係

(1) 株主名簿及び NOBO List の意義

そもそも、NOBO List とはどのような会社情報であり、株主名簿ないし会社情報の収集権とどのような関係があるのであろうか³⁴。その理解の前提としてアメリカにおける株式の保有形態とそれに伴う運用について触れる必要がある。

アメリカにおいて、連邦証券諸法の適用のある上場会社では株式所有が分散しており、取締役の選任や会社の重要事項の決定について経営者が株主の賛成を求める委任状勧誘を行うことが決議を成立させるために不可欠となっている³⁵。そのため、株主名簿に記録されている情報が重要となる。そのことから会社情報の収集権は委任状勧誘とも関連する問題として考えられている³⁶。

しかし、株式の大多数が実質上の所有者の便宜を図るためにその名義では保有されていない。その代わり、銀行やブローカーの名義で保有されており、これをストリートネームという³⁷。アメリカでは、20 世紀初頭から株式の所持人と名義人が異なる実務が発達していた。その一つとして、株式の譲渡に伴う法的手続を避けるといった目的で株主自身の名前を直接記録するのではなく、Abel & Company といった従業員から構成されるパートナーシップの名称を記録するといういわゆるノミニ名義での株式の保有形態が存在した³⁸。

その一方で、公開会社においても実際の株式の保有者の名前ではなく、その保有者が株式の管理口座を開設している証券会社等の名前で保有されている。そうした実務が発展したのは 1960 年代のいわゆるペーパー・クランチ等と呼ばれる証券危機に由来するものである。現代では公開会社の株式保有形態のほとんどはストリートネームであるといわれている。証券会社等に預託された株式は、Depository Trust Company (DTC) といった預託機関に証券会社等が開設した口座で保管されている³⁹。

DTC 等の預託機関に預託された株券につき、公開会社の株主名簿にはアメリカにおけるストリートネームである CEDE & Co. の名前が記録されている⁴⁰。CEDE & Co. の名前が記

³⁴ NOBO List の意義等につき、See COX & HAZEN, *supra* note 30, at 475-476; PINTO & BRANSON, *supra* note 20, at 129; Randall S. Thomas, *Improving Shareholder Monitoring of Corporate Management by Expanding Statutory Access to Information*, 38 ARIZ. L. REV. 331, 332 n.8(1996).

³⁵ 黒沼・前掲(注1) 201頁。

³⁶ カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』118頁(有斐閣、2009年)。

³⁷ 黒沼・前掲(注1) 207頁。

³⁸ See ROBERT W. HAMILTON, *THE LAW OF CORPORATIONS IN A NUTSHELL*, 400(5th ed. 2000).

³⁹ See Marcel Kahan & Edward Rock, *The Hanging Chands of Corporate Voting*, 96 GEO. L. J. 1227, 1239(2008). この点については、拙稿「株券の電子化・ペーパーレス化と株式取引を巡る問題点の検討～公開・上場会社を中心に～」専修法研論集 55号 79頁以下(2014年)も参照されたい。

⁴⁰ CEDE は、「certificate depository」を省略したものである(See David C. Donald, *Heart of Darkness*;

録されている株式についてはDTC等の株券の預託機関が株式を保有している証券会社等の一覧表を作成し、預託されている株券を発行する会社が利用できるようにしている。その一覧表はCEDE breakdownやCEDE Listと呼ばれている(以下、「CEDE List」という)。しかし、CEDE Listではストリートネームで株式を保有する証券会社等の顧客である、いわゆる実質株主の名前や住所は明らかとならない。そのため、たとえば委任状勧誘を行おうとしても、実質的な株主の情報を有していなければ証券会社等の顧客である株主と意思疎通を図ることは難しい。

そうした状況を受け、SECは会社が多くの実質株主と直接意思疎通を図れていないことを認識して、実質株主が十分な情報を得て委任状を通じた議決権行使に組み込まれることを確保するための1986年にShareholder Communication Ruleを採用した⁴¹。これは、SECがストリートネームで株式を保有している者の名前や住所といった情報を投資した会社に開示されることの諾否を証券会社が確認することを要求するものである。その開示に反対しない実質保有者はNOBO Listに当該情報が記録されてその株主が特定される。NOBO Listには、開示に反対しない実質的保有者がストリートネームでどれだけの株式を保有しているかの情報も記録される。証券会社は、SEC規則に基づき実質株主が自己の情報開示に異議を唱えない限り、会社に当該実質株主の名前を記録するNOBO Listを送付しなければならない⁴²。

ところで、上場会社において委任状勧誘を規制するSEC規則14a-7は、委任状勧誘において、会社役員と対抗して委任状勧誘をする者の委任状勧誘資料を他の株主に送付するか、その者に株主名簿を閲覧させるという選択権を会社に与えている。すなわち、同規則は、委任状勧誘において、会社役員と対抗して委任状を勧誘する者の請求があった場合に、会社役員はその対抗者の委任状勧誘資料を他のすべての株主に送付するか、当該対抗者に株主名簿を提供するか、のいずれかの選択をしなければならないと規定する⁴³。しかし、実際には、会社はNOBO Listの開示を避けるために前者を選択するとされている⁴⁴。

(2) NOBO Listの調査に関する判例の展開

NOBO Listは、株式の実質的所有者と直接意思疎通を図るために重要な会社情報であると考えられている⁴⁵。そこで問題となるのは株主が会社情報の収集権を行使することによつ

The Problem at the Core of the U.S. Proxy System and its Solution, 6 VA. L. & BUS. REV. 41, 46(2011)。

⁴¹ 柳明昌「株式振替制度における株主情報の入手可能性」西南37巻4号25頁(2005年)。ただ、LOUIS LOSS & JOEL SELIGMAN & TROY PAREDES, 4 SECURITIES REGULATION, 433-434(4th ed. 2009)によれば、Shareholder Communication Ruleは1983年に採択されたが、SECはそこに含まれる一部の規則の効力発生日を異なるものとしたことで同意した。そのため、全面施行されたのが1986年1月1日以降であったとする。

⁴² PINTO & BRANSON, *supra* note 20, at 129 n. 222.

⁴³ SEC規則14a-7については、第5章第2節も参照されたい。

⁴⁴ 黒沼・前掲(注1)208頁。

⁴⁵ WILLIAM T. ALLEN & REINIER KRAAKMAN, COMMENTARIES AND CASES ON THE LAW OF BUSINESS ORGANIZATION, 180(5th ed. 2016).

て CEDE List ないし NOBO List を調査することができるかどうかである。まず、CEDE List については判例法上調査の対象となることが確立しているといわれる⁴⁶。たとえば、1979年の *Giovanimi v. Horizon Corp.* 事件で次のように述べられている。すなわち、会社情報の収集目的が他の株主との意思疎通を図るためであり、CEDE List を会社が難なく利用できることを株主が証明した場合、CEDE List は株主も利用できるものとする判示をしている。そこでは、委任状勧誘の局面において株主と会社が対等であること (equivalent) が強調されている⁴⁷。この点は 1981年の *Hatleigh Corp. v. Lane Braant* 事件でも同様の判示がされている⁴⁸。

その一方で、NOBO List につき、裁判所は株主の会社情報の収集権の対象とする原則を確立することに躊躇しているとされる。ただ、多くの裁判所では会社がすでに NOBO List を保有している場合には会社情報の収集権の対象としている⁴⁹。そのような判示をした事案として 1986年の *Shamrock Associates v. Texas American Energy Corp.* 事件⁵⁰がある。同事件で裁判所は上述の *Hatleigh Corp. v. Lane Braant* 事件判決を引用しつつ、CEDE List と NOBO List で異なる取扱いをすることが要求されていないとして、NOBO List を会社がすでに保有して難なく利用できる場合には会社情報の収集権の対象になると判示する⁵¹。

これと関連して、CEDE List や NOBO List 以外の株主名簿に関する資料についても問題となりうる。この点につき、前述の *Hatleigh Corp. v. Lane Braant* 事件では、譲渡代理人 (transfer agent) から入手することのできる磁気テープについては会社情報の収集権の対象になると述べている⁵²。

(3) 1998年改正模範事業会社法の立場

もともと、多くの判例は、株主が会社情報の収集権を行使して会社に NOBO List を作成させる権限は有していないとする⁵³。たとえば、1988年の *RB Association of New Jersey v. Gillette* 事件⁵⁴で裁判所は次のような見解を示している。すなわち、会社が NOBO List を保有しているのであれば、株主が会社情報の収集権を行使した場合は提供する義務を負うとする。ただ、株主は会社が有していない情報を得るために会社情報の収集権を行使することによって、Gillette 社の取締役会が前述の Shareholder Communication Rule に基づく連邦法上の権利の行使を要求することはできないとする⁵⁵。

⁴⁶ 柳・前掲 (注 41) 29 頁。

⁴⁷ See 1979 Del. Ch. LEXIS 471, *3-5(1979).

⁴⁸ See 428 A.2d 350, 354(Del. Ch. 1981).

⁴⁹ COX & HAZEN, *supra* note 30, at 476.

⁵⁰ 517 A.2d 658 (Del. Ch. 1986).

⁵¹ See *id.* at 661.

⁵² See 428 A.2d 350, at 354.

⁵³ COX & HAZEN, *supra* note 30, at 476.

⁵⁴ C.A. No. 4747(Del Ch. Mar. 22, 1988), 13 DEL. J. CORP. L. 1220(1978).

⁵⁵ See *id.* at 1231-1232.

それに対して、NOBO List を作成させる権限を有するとした事案として、1991 年の *William P. Sadler v. NCR Corp.* 事件⁵⁶がある。裁判所は次のように述べている。すなわち、NOBO List の編纂は比較的簡単な機械的作業であることから CEDE List と変わらず、NOBO List 及び CEDE List の機能に相違はないとする。そのうえで、NOBO List 及び CEDE List は株主間の直接の意思疎通を図ることを促進するとして NOBO List の作成を命じた⁵⁷。ただし、裁判所は「この事案については (in this case)」という限定をしている点に留意が必要であろう⁵⁸。

このように、NOBO List の取扱いについては判例の対立があったところ、1998 年改正模範事業会社法は、その注釈において多数の判例の見解に依拠して言及している。すなわち、会社情報の収集権の対象となる株主名簿には名義人 (nominee) によって保有されている株式の内訳や NOBO List の情報も含まれているとする。しかし、会社には株主名簿の調査を請求した株主に対してそういった情報について詳細に記録することまで要求されていないと会社情報の収集権の規定を位置付けた。そのため、会社が NOBO List もしくはそれと同様の情報を保有している範囲で株主に対して提供することとした⁵⁹。

第 3 節 2010 年改正模範事業会社法等と株主の会社情報の収集権

1. 2000 年代の企業法制の動向

2000 年代のアメリカの証券市場における重要な出来事として、まず、2001 年のエンロン、ワールドコム等の破綻に典型的に現れた一連の不正会計事件がある。エンロン、ワールドコム等の公開企業が会計の粉飾を続けた末に破綻した会計スキャンダルに対応して、アメリカ議会は 2002 年に公開企業会計改革・投資者保護法 (Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act) を制定した。同法により連邦証券諸法を改正するとともに、公開会社のコーポレート・ガバナンスを強化するための多くの規律を含んでいた⁶⁰。

次いで、アメリカでは 2008 年に金融危機が生じた。その発端はサブプライムローンであり、大手金融機関リーマン・ブラザーズの破綻によるリーマンショックにつながった⁶¹。その金融危機に伴い、2010 年 7 月に 1930 年代以降最も重要な立法とされる、いわゆる Dodd-Frank 法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act) が成立している⁶²。リーマンショックと関連した問題としては元ナスダック会長で投資顧問業者でもあった Bernard L. Madoff 氏の巨額詐欺事件である、いわゆるマドフ事件が発覚した⁶³。

⁵⁶ 928 F.2d 48(2d Cir. 1991).

⁵⁷ *See id.* at 53.

⁵⁸ *RB Association of New Jersey v. Gillette* 事件及び *William P. Sadler v. NCR Corporation* 事件については、柳・前掲 (注 41) 30 頁以下で詳細な分析がされている。

⁵⁹ Committee on Corporate Laws, *supra* note 26, at 823.

⁶⁰ 黒沼・前掲 (注 1) 7 頁、9 頁。

⁶¹ 松岡啓祐『最新金融商品取引法講義 (第 3 版)』152 頁 (中央経済社、2016 年)。

⁶² 松岡・前掲 (注 2) 専修ロー 8 号 31 頁。

⁶³ 同事件の検討として、松岡啓祐『証券会社の経営破綻と資本市場法制—投資者保護基金制度を中心に』

さらに、クラウド・ファンディング等による景気刺激策を盛り込んだ JOBS 法 (Jumpstart Our Business Startup Act) が制定されている⁶⁴

2. 2000 年代の模範事業会社法の展開

2000 年代における模範事業会社法の展開で、株主権に関する改正として、派生訴訟の提起権と株式買取請求権の改正が挙げられる。その改正は具体的に次のことを内容とする。

まず、派生訴訟の提起権については 2005 年に株主による会社への提訴請求に関して規定する 7.44 条が改正されている。そこでは、提訴の判断をする独立取締役 (independent director) という名称が適格取締役 (qualified director) に変更された⁶⁵。

次いで、株式買取請求権は 1999 年及び 2006 年に大規模な改正がされている⁶⁶。すなわち、会社法委員会は 1999 年の改正で株式買取請求権に係る規定が広く適用でき、かつ、革新的な改正をしたとされている。2006 年にはその後の改正された規定を補完するとともに再構成した改正を行っている。これら一連の改正で次の点が手当てがされている。模範事業会社法 13.01 条に「公正な価格 (fair value)」の定義といった株式買取請求権に特有なことについて新たな定義が加えられている。同条 (4) 号は、公正な価格の判断にあたって「同種の事業で提供されている構想 (concepts) 及び技術 (techniques) の慣習的かつ直近の評価を用いること」を裁判所に要求する規定を設けた⁶⁷。

会社情報の収集権についても、まず、2001 年に会社の州務長官 (Secretary of State) に提出する文書等に関する改正に伴う整備がされた⁶⁸。次いで、2005 年に条文の文言の修正が行われている。同年の改正では模範事業会社法における定義を定める 1.40 条に「経費 (expenses)」を定める (9AA) 号が追加された。それに伴い、救済手段について規定していた 16.04 条 (c) 項において、会社情報の収集権を法的に執行する命令を得るために要した「株主の費用 (合理的な弁護士費用を含む) (costs(including reasonable fees))」という文言が「経費」に改められている。もっとも、この改正は文言の修正だけの改正であり、

213 頁以下 (中央経済社、2013 年) がある。

⁶⁴ 松岡・前掲 (注 2) 専修大学今村法律研究室報 62 号 3 頁。

⁶⁵ See CORPORATE LAWS COMMITTEE, MODEL BUSINESS CORPORATION ACT: OFFICIAL TEXT WITH OFFICIAL COMMENTS AND STATUTORY CROSS-REFERENCES REVISED THROUGH DECEMBER 2010, xxi (2011). その詳細については、See Committee on Corporate Laws, ABA Section of Business Law, *Changes in the Model Business Corporation Act-Proposed Amendments Relating to Chapter 1, 7, and 8*, 60 BUS. LAW. 341(2004).

⁶⁶ See CORPORATE LAWS COMMITTEE, *supra* note 65, xxii .

⁶⁷ 株式買取請求権に係る 1999 年改正の詳細につき、See Committee on Corporate Laws, *Proposed Changes in the Model Business Corporation Act-Appraisal Rights*, 54 BUS. LAW. 209(1998). 2006 年改正については、See Committee on Corporate Laws, ABA Section of Business Law, *Changes in the Model Business Corporation Act-Proposed Amendments Relating Appraisal and Other Remedies*, 61 BUS. LAW. 659(2006).

⁶⁸ 詳細については、See Committee on Corporate Laws, *Changes in the Model Business Corporation Act Pertaining to Shares and References in Documents to Extrinsic Facts*, 57 BUS. LAW. 355, 356-359, 372(1998).

その内容に実質的な変更を加えるものではない⁶⁹。

そうした種々の改正を経て、2008年にアメリカ法曹協会の企業法部の会社法委員会（Committee on Corporate Laws of the Section of Business Law）は模範事業会社法を現代化したものを公表したといわれる⁷⁰。もっとも、実際は Model Business Corporation Act Annotated (3rd Ed.)の改訂を意味すると思われる。すなわち、同書が刊行された以降の改正はアメリカ法曹協会の発行する Business Lawyer において解説がされているが、そうした解説を注釈書としてまとめ、その動向をフォローアップすることにあつたと考えられる⁷¹。

3. 模範事業会社法における株主の会社情報の収集権の2000年代の動向

(1) 会社情報の収集権に関する2009年改正

その後、模範事業会社法の2009年改正において、株主の会社情報の収集権に関する改正がされている。同年の改正は模範事業会社法における定義が改められたことに伴う若干の文言の修正及び会社情報の収集権の対象についての改正がされている。

前者については次のことを背景とする。すなわち、国際及び国内商取引における電子署名法（Electronic Signatures in Global and National Commerce Act）等の定義を模範事業会社法に導入することを意図するものであつた。この改正により、文書（document）、電子的記録（Electronic Record）等の定義が新たに追加された⁷²。それに伴い、会社情報についても書面以外での保存が認められていたことや会社情報の収集権の行使に際して株主に会社への通知を要求していたことから、その平仄を合わせる手当てがされた⁷³。

後者については次のことを内容とする。すなわち、2009年改正以前は、会社情報の収集権の対象となっていた取締役会の委員会の記録が会社を代表して取締役会の代わりに行った行為の記録であつた。それに対して、2009年改正では会社を代表して取締役会の代わりに行った行為以外の委員会の記録も対象となつた。この点について特段の言及はないものの、2009年改正により当該委員会での議事等についても調査の対象になつたものと思われる。

(2) 模範事業会社法の2010年改正とその背景

そのうえで、2010年の模範事業会社法の改正は株主総会の基準日の改正に伴う手当てで

⁶⁹ See Committee on Corporate Laws, ABA Section of Business Law, *Changes in the Model Business Corporation Act-Proposed amendment to Chapter 1, 7, and 14 with Conforming Amendments to Relates Provisions of the Act*, 60 BUS. LAW. 1577, 1577(2005).

⁷⁰ Browning Jeffries, *Shareholder Access to Corporate Books and Records: The Abrogation Debate*, 59 DRAKE L. REV. 1087, 1107(2011).

⁷¹ Model Business Corporation Act Annotated の意義については、See Melvin Aron Eisenberg, *The Model Business Corporation Act and the Model Business Corporation Act Annotated*, 29 BUS. LAW. 1407, 1414(1974)

⁷² 改正の背景と全体像については、See Committee on Corporate Laws, ABA Section of Business Law, *Changes in the Model Business Corporation Act-Proposed amendment to Incorporate Electronic Technology Amendments*, 64 BUS. LAW. 1129(2009).

⁷³ 2009年改正における会社情報の収集権に関する手当てについては、See *id.* at 1151-1155.

あり、その改正で 16.02 条 (b) 項が追加され、それ以降の規定は繰り下がっている。同年の主たる改正点は株主総会の参加方法とその基準日の多様化を認める改正であり、それに伴い会社情報の収集権も一定の手当てがされた。そこで以下ではまず、同年の改正の中心である議決権の基準日の改正について確認しておきたい。

この改正は、株主の議決権の行使について、直接株主総会に参加して行使する以外の方法を認めることが意図されたものであった⁷⁴。その 2 つの方法とは次のとおりである。第 1 に、新たに 7.09 条を設けて株主の株主総会にインターネットないし電話会議といった遠隔参加につき、取締役会に遠隔参加 (remote participation) に関する指針 (guidelines) と手続を定める権限を与えて、それらを条件として遠隔参加を認めるとするものである。第 2 に、7.03 条、7.05 条、7.07 条及び 7.20 条を改正した。この改正は株主総会において議決権を付与される株主を決定する基準日を当該総会の招集通知を受領した日と異なる日にする権限を取締役に付与するものである。これは、議決権の行使の基準日を株主総会と近接して設定することで株式の保有と議決権の平仄を合わせることが意図された改正である。このように模範事業会社法の規定では基準日を柔軟に設定することが可能となったが、公開会社においては SEC の委任状勧誘規則との関係で検討することが必要となったことには留意が必要とされている⁷⁵。

(3) 2010 年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権

上記の改正に伴い、いくつかの条文にそれに伴う手当てがされており、その一つに会社情報の収集権が挙げられる。ここでは株主総会の通知日後に株主となる者についての当該総会に係る情報の収集権が整備された。その条文は以下のようになっている。

『模範事業会社法 (2010 年) 16.02 条

株主による会社記録の調査 (Inspection of Records by Shareholders)

(b) 株主総会で議決権が付与される株主を決定するための基準日が、当該株主総会の通知を行う日と異なり、当該株主総会の通知日の後に株主となり、かつ、議決権を付与されている者は、当該株主総会に関して株主に対して送付された通知及びその他の会社によって提供された情報を、株主の請求をもって、会社から受領する権利が付与される。会社が、その情報をウェブサイトで公示又はその他の一般に認められた手段で、株主が入手しうる方法で作成した場合はこの限りではない。会社がその情報を提供することの懈怠した場合であっても、株主総会でされた行為の有効性には影響しない。』

この改正は、上記のように株主総会において、議決権を付与することを決定する基準日

⁷⁴ See Committee on Corporate Laws, ABA Section of Business Law, *Changes in the Model Business Corporation Act-Proposed amendment to Shareholder Voting Provisions Authorizing Remote Participation in Shareholder Meetings and Bifurcated Record Dates*, 64 BUS. LAW. 153, 153-154(2009).

⁷⁵ *Id.*

を株主総会の通知の発送日後にも可能とする権限を取締役に認める規定が整備された。それに伴い、株主総会の招集通知日以降に株主となり、議決権が付与される者についての会社情報の収集権を認める手当てがなされた⁷⁶。

具体的に、議決権の基準日（**record date for voting**）が通知の日より後に到来し、通知の日以後の株主に対して議決権が付与される場合、その株主は会社によって提供される株主総会に関する通知又はその他の情報を会社から受領する権利を定めるものである。その情報は請求に基づいて提供される情報がウェブサイトや他の一般に認められた方法によって作成され、株主がそれを入手することが可能であるという要件を充たせばこの限りではない。また、会社の情報提供の欠缺は、株主総会における行為の法的有効性には影響せず、この規定は会社以外の者によって株主に情報が提供された場合には適用しないとする⁷⁷。

第4節 各州会社法の採用状況

1. 保存の対象となる会社情報

模範業会社法における株主の会社情報の収集権は近時技術の発展等に伴う改正がされているが、各州会社法は模範事業会社法をどの程度採用し、あるいは同法を採用せず独自の規定を有しているのだろうか。以下では、会社情報の収集権等に関する各州会社法の採用状況等を確認する。

まず、保存の対象となる会社情報についてはすべての州が会社情報の保存に関する規定を設けている⁷⁸。45の州が会計帳簿、取締役会議事録、株主総会議事録の保存を要求するが、その他の5つの州では独自の規定を置いている。たとえば、ネバダ州は基本定款、附属定款、株式原簿だけを会社の主たる事務所で保存することを要求するにとどまる。ただ、すべての州において株主名簿ないし株式原簿の保存が要求されている。

次いで、保存の対象となる会社情報でも、とりわけ会計帳簿については、アラバマ州、アリゾナ州、アーカンソー州、コロラド州、コネチカット州、ジョージア州、アイダホ州、インディアナ州、アイオワ州、ケンタッキー州、メイン州、マサチューセッツ州、ミシシッピ川、モンタナ州、ネブラスカ州、ニューハンプシャー州、ノースカロライナ州、オレゴン州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、ユタ州、バーモント州、ヴァージニア州、ワシントン州、ウエストヴァージニア州、ウィスコンシン州、ワイオミング州が1984年改正模範事業会社法の規定を採用している。そこでは適切な会計帳簿の保存を要求している。その他に模範事業会社法を採用していても、1969年改正模範事業会社法での文言である「最新かつ完全な（**correct and complete**）」会計帳簿の作成を要求する州もある。

⁷⁶ Committee on Corporate Laws, ABA Section of Business Law, *Changes in the Model Business Corporation Act-Proposed amendment to Shareholder Voting Provisions Authorizing Remote Participation in Shareholder Meetings and Bifurcated Record Dates*, 65 BUS. LAW. 153, 153(2009).

⁷⁷ 4 MODEL BUSINESS CORPORATION ACT ANNOTATED, 16-15(4th ed. 2008 & Supp.).

⁷⁸ See *id.* at 16-10,16-11.

これに対して、独自の作成基準を規定している州もある。たとえば、カリフォルニア州では「適当かつ最新の (adequate and correct)」、フロリダ州では「正確な (accurate)」、ハワイ州及びペンシルバニア州では「正確かつ完全な (accurate and complete)」という作成基準を用いている。その一方で、ミネソタ州、ノースダコタ州、ルイジアナ州、メリーランド州、ミシガン州、ニュージャージー州、テキサス州では会計帳簿の作成基準について言及がされていない。

2. 会社情報の収集権

(1) 権利行使要件

現在、すべての州で株主による会社情報の収集権が規定されている。具体的に、アリゾナ州、アーカンソー州、コロラド州、コネチカット州、フロリダ州、ジョージア州、アイダホ州、インディアナ州、アイオワ州、ケンタッキー州、メイン州、マサチューセッツ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ニューハンプシャー州、ノースカロライナ州、オレゴン州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、ユタ州、バーモント州、ヴァージニア州、ワシントン州、ウエストヴァージニア州、ワイオミング州が、模範事業会社法 16.02 条を採用しているか又は同条と同様の規定を有している⁷⁹。

ただ、会社情報の収集権に一定の制限を設けている州もある。まず、請求することができる株主に株式を 6 か月の保有することを要求する州として、アラバマ州、アリゾナ州、アイダホ州、ルイジアナ州、メリーランド州、モンタナ州、ネバダ州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、ヴァージニア州、ウィスコンシン州がある。コロラド州では株式の 3 か月の保有を要件として設けている⁸⁰。

その一方で、一定割合の株式の保有を要求する州もある。そうした州としては、アラバマ州、アリゾナ州、コロラド州、アイダホ州、ルイジアナ州、メリーランド州、モンタナ州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、ヴァージニア州、ウィスコンシン州がある。さらに、ネバダ州では、会計帳簿及び財務に関する記録 (financial records) の調査にあつては、発行済株式総数の 15%以上保有する名義株主でなければならず、株式原簿の調査についても 5%以上の株式の保有を要求する⁸¹。

そのうえで、アラバマ州、アリゾナ州、コロラド州、アイダホ州、モンタナ州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、サウスダコタ州、ヴァージニア州、ウィスコンシン州は保有期間か保有割合のいずれかを満たしていれば会社情報の収集権を行使することができる。他方で、ルイジアナ州、メリーランド州、ネバタ州においては株式の保有期間と保有割合の両方の要求を充たしていなければならない⁸²。

もっとも、こうした会社情報の収集権の行使に一定の要件を設けている州であっても、

⁷⁹ *Id.* at 16-23.

⁸⁰ *Id.* at 16-24.

⁸¹ *Id.* at 16-25.

⁸² *Id.* at 16-24.

アラバマ州とニューメキシコ州を除いて、株主による会社情報の収集権の行使に対する役員の不当拒絶に対する罰則は設けていなかった。権利行使要件が設けていながらも罰則規定を有していない州では、1984年改正以降の模範事業会社法が採用している救済手段である迅速な裁判手続又は裁判所の権限として株主の要した弁護士費用等を会社に負担させることのいずれかを規定している⁸³。

(2) 権利行使要件としての正当な目的

コモン・ロー上の会社情報の収集権の行使に際して要求されていた正当な目的は制定法ではどのように位置付けられているのであろうか。アラバマ州、アリゾナ州、アーカンソー州、コロラド州、コネチカット州、フロリダ州、ジョージア州、アイダホ州、インディアナ州、アイオワ州、ケンタッキー州、メイン州、マサチューセッツ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ニューハンプシャー州、ノースカロライナ州、オレゴン州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、ユタ州、バーモント州、ヴァージニア州、ワシントン州、ウエストヴァージニア州、ワイオミング州では1984年改正模範事業会社法と同様の規定を置いている。

すなわち、会社情報の収集権の行使請求が、第1に善意で (*in good faith*) かつ正当な目的のために (*for a proper purpose*) され、第2に合理的な特定性をもって調査の目的及び調査を求める記録が説明されており、第3にその記録が請求目的と直接に関連があることを要件とする。そのうえで、制定法が会社の主たる事務所で保存することを要求していない会社情報については、株主が調査を請求してきた場合に限り株主に正当な目的を要求する。ただ、フロリダ州、インディアナ州については、株主が会社情報の収集権の行使請求で示された正当な目的に当該権利行使の範囲を制限し、それにより得られた情報の利用及び配布を詳細に規定している。それに加えて、情報を得た株主はそうした制限に遵守することを確実にするために合理的な注意 (*reasonable care*) を払わなければならない。

その一方で、それ以外の州では1969年改正模範事業会社法の規定が採用されているようである。すなわち、正当な目的のためにその目的に関連する会社情報の収集がその要件となる。1984年改正模範事業会社法に比べると条文上は要件が少なくも思えるが、種々の判例で示されている正当な目的の内容に鑑みるならば実際にはそこに大きな差異はないものと考えられる。

(3) 独自の規定を有している州

1984年改正以降の模範事業会社法における会社情報の収集権を採用している州であっても、いくつかの州では独自の法的要件を設けている。たとえば、模範事業会社法においては基本定款又は附属定款によって会社情報の収集権を制限することができない旨規定している。ただ、一定の限度で株主の会社情報の収集権を制限することを認めている州もある。

⁸³ Jeffries, *supra* note 70, at 1111.

そうした州として、ジョージア州では発行済株式総数の2%以下しか保有していない株主の会社情報の収集権を普通定款又は附属定款において制限することができる。あるいは、メイン州やミズーリ州では一定の会社情報の開示については附属定款で合理的な制限を置くことができるとされている⁸⁴。

さらに、ノースカロライナ州では会社情報の収集権について次のように規定する。すなわち、制定法は、公開会社につき、善意で会社の問題に関連して会社情報の調査する株主による会社情報の収集権の行使が会社に悪影響を及ぼす場合、あるいは収集の対象となっている情報が未公開の重要情報である場合にその権利行使を制限する⁸⁵。

また、カリフォルニア州やカンザス州等では模範事業会社法では言及されていない親会社株主による子会社に対する会社情報の収集権も認めている⁸⁶。ちなみに、親会社株主による子会社の会社情報の収集権を最初に規定した州法は、デラウェア州及びオクラホマ州であるとされている。ただ、親会社株主が子会社の会社情報の閲覧をさせるように親会社に請求することで子会社の会社情報の収集をできるかどうかについては、裁判所の見解は統一されていないといわれている⁸⁷。

3. 救済手段等

(1) 会社情報の収集に係る費用

会社情報の収集権に関する重要な規定として、会社情報の収集に係る費用の分配に関する規定が挙げられる。その点について、各州会社法はどのような規定を置いているのであろうか。アラバマ州、アリゾナ州、アーカンソー州、コロラド州、コネチカット州、フロリダ州、ジョージア州、アイダホ州、インディアナ州、アイオワ州、ケンタッキー州、メイン州、マサチューセッツ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ニューハンプシャー州、ノースカロライナ州、オレゴン州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、ユタ州、バーモント州、ヴァージニア州、ワシントン州、ウエストヴァージニア州、ウィスコンシン州、ワイオミング州が実質的な変更を加えずに、16.03条(d)項を採用している。また、ミシガン州も同条項と類似した規定を置いている。

ハワイ州では株主名簿の謄本(transcript)の作成について、会社は株主に合理的な費用を支払うことを求めることができるとする。ミネソタ州、ノースダコタ州では株主登録簿(share register)及び制定法が列挙する会社情報については会社の費用で株主に提供されるものとし、それ以外については会社は株主に合理的な手数料を課すことができるとする。ただ、ノースダコタ州では株主登録簿の調査を請求した株主が正当な目的を示した場合に

⁸⁴ *Id.* at 1112.

⁸⁵ *Id.*

⁸⁶ *Id.*

⁸⁷ 釜田薫子「親会社株主による子会社の帳簿等閲覧請求」商事1811号46頁(2007年)。アメリカ会社法における親会社株主の子会社に対する会社情報の収集権については、さしあたり、*See COX & HAZEN, supra note 30, at 467.*

のみ、会社の費用で株主にその謄写物を提供されると規定する。ネバダ州では、会社情報の謄本の作成に係るすべての費用は、株主が負担することとなっている。

(2) 不当拒絶に対する救済手段

不当拒絶に対する救済手段について、州会社法はどのような規定となっているのであろうか⁸⁸。この点につき、32の州が裁判所に対して不当拒絶の法的執行を求める訴訟に勝訴した株主の出捐した弁護士費用といった法的執行に伴う費用を填補することについての裁量権を与えている。そうした州としては、アラバマ州、アリゾナ州、アーカンソー州、カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、フロリダ州、ジョージア州、アイダホ州、インディアナ州、アイオワ州、ケンタッキー州、メイン州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミシシッピ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ネバダ州、ニューハンプシャー州、ノースカロライナ州、オレゴン州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、ユタ州、バーモント州、ヴァージニア州、ワシントン州、ウエストヴァージニア州、ウィスコンシン州、ワイオミング州がある。

これらの州において、株主の要した費用に付加ないしは代替する法定の罰則を定めているかどうかについては様々である。カリフォルニア州では勝訴した株主にはそれに要した費用に加えて、株主に権限が付与されているその他の法的あるいはエクイティ上の救済を認めている。アリゾナ州、アーカンソー州、コロラド州、コネチカット州、フロリダ州、ジョージア州、アイダホ州、インディアナ州、アイオワ州、ケンタッキー州、メイン州、マサチューセッツ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ニューハンプシャー州、ノースカロライナ州、オレゴン州、サウスカロライナ州、テネシー州、ユタ州、バーモント州、ヴァージニア州、ワシントン州、ウエストヴァージニア州、ウィスコンシン州、ワイオミング州では模範事業会社法 16.04 条と同様に罰則規定は設けていない。

ただ、コロラド州では、裁判所に対して、株主の要した費用に関する命令と同様に法によって規定されている他の救済を認める権限を認めている。また、ユタ州では、会社情報の収集権の行使を拒絶された株主に対して損害賠償の支払い及びその他に利用することができる救済を認めている。

(3) 罰則規定

その一方で、わずかであるが、1969年改正模範事業会社法の規定を採用している州もある。すなわち、適法な会社情報の収集権の行使を行使した会社ないしは会社役員に対して、法定の罰則を課している。そうした州としては、アラスカ州、イリノイ州、ミズーリ州、ニューメキシコ州、ロードアイランド州がある。これらの州のほとんどでは法定の罰則に加えて、株主に与えられているその他の損害賠償又は救済が認められている。

その他に、デラウェア州、カンザス州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、オクラ

⁸⁸ See *supra* note 77, at 16-71, 16-72.

ホマ州は罰則又は会社が費用を支払うことについての規定は設けていないが、適切であると考えられる上記のような救済を株主に付与する権限を裁判所に付与している。ルイジアナ州では裁判所の命令による会社情報の収集権の行使を定めているが、罰則又は費用を支払うことについての規定は置かれていない。ミズーリ州においては罰則ないし罰金について規定されているが、裁判所の命令による会社情報の収集権の行使又は会社が費用を支払うことについて、明確な規定を有していない。

これらに対して、ハワイ州、メリーランド州、オハイオ州、ペンシルバニア州、テキサス州では株主の適法な会社情報の収集権の行使を不当に拒絶した会社あるいは会社役員に明確な制裁規定を置いていない。しかし、オハイオ州では会社情報の保存を懈怠した会社には罰則を課している。

(4) 拒絶事由等

会社情報の収集権の行使に対する抗弁としての拒絶事由は認められていたのであろうか。この点につき、アラスカ州、カリフォルニア州、イリノイ州、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、ロードアイランド州が拒絶事由を設けていた。そこでは過去 2 年以内（ニューヨーク州については 5 年以内）に株主名簿の売却を拒絶事由とする。もとより、善意ではない請求や過去に会社情報の収集権の行使により得られた情報の不正利用、不当な目的による会社情報の収集権の行使については上記の州以外の法域においても拒絶事由として認められている。

裁判所の命令による会社情報の収集権の法的執行についてはどのような状況となっているのであろうか。アラバマ州、アリゾナ州、アーカンソー州、コロラド州、コネチカット州、フロリダ州、ジョージア州、アイダホ州、アイオワ州、ケンタッキー州、メイン州、マサチューセッツ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ニューハンプシャー州、ノースカロライナ州、オレゴン州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、ユタ州、バーモント州、ヴァージニア州、ワシントン州、ウエストヴァージニア州、ウィスコンシン州、ワイオミング州が 16.04 条の規定を採用している。すなわち、裁判所は、会社情報の収集権の行使により得られた情報の利用やその配布について合理的な制限を課することができる。

また、デラウェア州、カンザス州、ミシガン州、ニュージャージー州、オクラホマ州、ペンシルバニア州は裁判所に会社情報の収集に制限等を課す権限が与えられていたが、その後の利用や配布を制限することについては言及されていなかった。インディアナ州では、請求した株主によって示された正当な目的の範囲内での会社情報の利用及び配布に制限する権限を裁判所に付与していた。

ミネソタ州及びノースダコタ州では次のような規定を置いていた。すなわち、裁判所は会社の請求で会社が損害を被ることが予想される機密情報の開示を避けるために、12 か月を超えない範囲の合理的な期間で、取締役会の議事に関する記録の一部につき開示を差し

控えることを認めるという会社を保護する命令を発行することが可能であった。この保護命令は、会社から十分な理由が示されれば、12 か月を超えない範囲でかつ総計で 36 か月を超えない範囲で更新されることがありうる。

第8章 模範事業会社法の2016年改正と主な州会社法との関係

第1節 模範事業会社法の2016年改正の意義と株主の会社情報の収集権

1. 改正の意義

ここでは、模範事業会社法の2016年改正と会社情報の収集権との検討を行う前提として、まず、同法の2016年改正の経緯と意義について確認しておきたい。模範事業会社法は定期的に部分的改正がされていたものの、1984年以降はいわゆる全面改正がされていなかった。これは、アメリカ法曹協会の企業法部の会社法委員会（Committee on Corporate Laws of the Section of Business Law）が1984年の模範事業会社法の全面改正以降にされた重要な改正事項のすべてをまとめて、各州の立法者に採用されうる形式として整理することを目的とした包括的な改正に着手しなかったためであるとされている。さらに、1984年改正以降、模範事業会社法の中で一貫性のない用語の使われ方を統一することや時代遅れとなった規定の調整が行われることもなかった。

そこで、会社法委員会は2010年から模範事業会社法及びその公式注釈（official comment）の再検討を始めて、その成果が模範事業会社法の2016年改正に結実した。2016年改正模範事業会社法は、1984年改正模範事業会社法を基礎にその後の改正を取り入れて構成されている。さらに、模範事業会社法の2016年改正は、それにとどまらず模範事業会社法それ自体あるいは注釈の見直しも含まれている。

2. 株主の会社情報の収集権

（1）株主の会社情報の収集権に関する改正

アメリカ法曹協会の企業法部の会社法委員会は、2016年5月に会社情報の収集権等を規定している模範事業会社法の第16章の16.20条を中心とする改正提案を行い、同年6月に原案通りに承認された²。この改正は具体的に次のことを内容とする³。

1984年改正模範事業会社法16.20条は、株主による書面の請求で、株主に対して利用することのできる年次財務諸表（annual financial statement）の交付又は作成を会社に要求している。これに対して、2016年改正模範事業会社法16.20条は次の2つの点が改正された。第1に、株主に年次財務諸表を交付すること等を目的として財務諸表の作成することを要求するものではないとする旨の改正を行なった。第2に、財務諸表を作成するための規範的な基準を規定するものでもないことを明らかにする改正がなされた。

この点を改正するにあたって、財務諸表の保存、株主又は取締役の請求による財務諸表及び会計帳簿の調査権の上記改正に対応する手当ても行うこととした。そのうえで、この

¹ 以下の記述につき、See CORPORATE LAWS COMMITTEE, MODEL BUSINESS CORPORATION ACT (2016 REVISION): OFFICIAL TEXT WITH OFFICIAL COMMENTS AND STATUTORY CROSS-REFERENCES, v-vi (2016).

² Corporate Laws Committee, ABA Business Law Section, *Changes in the Model Business Corporation Act*, 71 BUS. LAW. 1241, 1241(2016).

³ See Corporate Laws Committee, ABA Business Law Section, *Changes in the Model Business Corporation Act-Proposed amendments to Chapter 16*, 71 BUS. LAW. 547, 547(2016).

改正は、会社情報の保存及び株主もしくは取締役による会社情報の収集権を規定する第 16 章の規定につき、現代の会社情報の保存実務を反映させ、会社の機密情報に関する会社と株主の利益の調和を図ることを目的とした再編成を企図するものである。

(2) 会社情報の保存

模範事業会社法の 2016 年改正は会社情報の収集権全体に及んでおり、形式のみならず内容についても大きく改正されている。まず、会社情報の保存に関する規定は以下のようになっている。

『模範事業会社法 (2016 年) 16.01 条 会社の記録 (Corporate Records)

(a) 会社は、次の掲げる記録を保持 (maintain) するものとする。

(1) 現在有効な基本定款 (articles of incorporation)。

(2) 1.20 条 (k) 項 (5) 号で述べられている事実が基本定款に含まれていない事項がある場合又は同条項で列挙されている他の方法で入手することができない場合、同条項で参照されている株主への通知。

(3) 現在有効な附属定款 (bylaws of incorporation)。

(4) 過去 3 年以内の株主一般に対する全ての書面による通信 (written communication)。

(5) 全ての株主総会、取締役会又は 8.25 条に基づき設置された取締役会の委員会の議事録及び株主総会、取締役会又は設置した取締役会の委員会の会議を経ていないでされたあらゆる行為の記録。

(6) 現在の取締役もしくは役員 (officers) の名前及び事業の住所 (business addresses) の一覧表。

(7) 16.21 条に基づいて州務長官 (secretary of state) に提出された直近の年次報告書 (most recent annual report)。

(b) 会社は、会社のために作成された過去 3 年間の会計年度 (会社の設立が 3 年未満の会社についてはその期間) のあらゆる財務諸表及びその財務諸表に関する監査報告書又はその他の報告書を保存するものとする。

(c) 会社は、財務諸表の作成に認められた形式で会計帳簿を保存するものとする。

(d) 会社は、アルファベット順で株式の種類毎に、それぞれが保有する株式の数及び種類を示す最新の株主名簿を保存するものとする。

(e) 会社は、合理的な時間内に調査に利用することができる方法で本条に掲げる記録を保存するものとする。』

会社情報の保存に関する 2016 年改正での改正点としては具体的に次のことが挙げられる。まず、2016 年改正の中心事項である会計帳簿の作成基準について、16.20 条が規定する株主に対して送付する財務諸表の送付の作成基準との平仄が合わせられたことである。会計

帳簿の作成基準について、1984年改正模範事業会社法は「適切な (appropriate)」と規定するのみであった。これに対して、2016年改正では「財務諸表の作成に認められた形式」で会計帳簿を作成することを要求する。

次いで、条文が整理されるとともに簡素化されたことに特徴がある。たとえば、基本定款及び附属定款について改正前ではいくつかの定款の保存を要求していたが、2016年改正では有効な基本定款ないし附属定款の保存を言及するのみである。さらに、16.02条で規定する会社情報の収集権との関係で、会社に対する通知のみで当該権利を行使できる会社情報については16.01条(a)項に繰り上げていることに特徴がある。1984年改正模範事業会社法では16.02条(a)項で会社に対する通知のみで調査することのできることを規定していたところ、それに対応させて16.01条(a)項で通知をするのみで調査することができる会社情報を列挙するという形式に改めている。もっとも、後述するように同条項で規定されているものの取締役会に関する議事録等については通知のみで調査することのできる会社情報から除外されている。

そして、1984年改正模範事業会社法では会社に備え置くことが要求されていた会社情報につき、保管 (keep) と保持 (maintain) と分けて規定していたところ⁴、2016年改正で保持に統一されている。これは、16.01条で列挙されている会社情報について、最新の記録であることを要求していることを意味しているものと思われる。

なお、条文の改正ではないが、2016年改正では、調査の対象となる株主名簿の範囲についての言及が加えられている。すなわち、1998年改正模範事業会社法では会社情報の収集権の範囲を規定する16.03条において前述の NOBO List が言及されていた⁵。これに対して、2016年改正では保存の対象となる株主名簿の範囲について NOBO List についての言及がされている⁶。

(3) 株主の会社情報の収集権

株主の会社情報の収集権についても、2016年改正以前の改正により追加された規定が整理されるとともに当該権利行使により得られた会社情報の取扱いについて重要な改正が行われている。その条文は次のようになっている。

『16.02条 株主の調査権 (Inspect Rights of Shareholders)』

(a) 会社の株主は、通常の事業時間の間に、会社の主たる事務所で、16.01条(a)項で列挙されている会社の記録を、調査及び謄写を希望する日の少なくとも5日前にその請求について会社に署名された書面で通知した場合、調査及び謄写する資格が付与されている。ただし、取締役会又は8.25条に基づき設置された取締役会の委員会の議事録、及び取締役

⁴ 第6章第2節参照。

⁵ 第7章第2節を参照。

⁶ See CORPORATE LAWS COMMITTEE, *supra* note 1, 16-4.

会又は設置した取締役会の委員会の会議を経ていないでされたあらゆる行為 (action) の記録は除く。

(b) 会社の株主は、通常の事業時間の間に、会社によって指定された合理的な場所で、株主が 16.02 条 (c) 項の要求を充たし、かつ、調査及び謄写を希望する日の少なくとも 5 日前にその請求について会社に署名された書面で通知した場合、次に掲げる会社の記録を調査及び謄写する資格が付与されている。

(1) 16.01 条 (b) 項に従って保存されている会社の財務諸表

(2) 会計帳簿

(3) 16.01 条 (a) 項に従って保存されている、取締役会又は取締役会の委員会の議事録、及び取締役会又は設置した取締役会の委員会の会議を経ていないでされたあらゆる行為の記録の抄本 (excerpts)。

(4) 16.01 条 (d) 項に従って保存されている株主名簿。

(c) 株主は、次の場合にのみ、16.02 条 (b) に掲げられた記録の調査及び謄写をすることができる。

(1) 請求が、善意で (in good faith) かつ正当な目的 (for a proper purpose) でされたとき。

(2) 合理的な特定性 (reasonable particularity) により、調査の目的及び調査を求める記録が説明されたとき。

(3) 記録が株主の目的と直接に関連があるとき。

(d) 会社は、(b) 項で列挙されている記録の秘密保持 (confidentiality)、利用又は配布 (distribution) について合理的な制限を課すことができる。

(e) 株主総会で議決権が付与される株主を決定するための基準日が、当該株主総会の通知を行う日と異なり、当該株主総会の通知日の後に株主となり、かつ、議決権を付与されている株主は、当該株主総会と関して株主に対して送付された通知及びその他の会社によって提供された情報を、株主の請求をもって、会社から受領する権利を有する。会社が、その情報をウェブサイトで公示又はその他の一般に認められた手段で、株主が入手しうる方法で作成した時はこの限りではない。会社がその情報を提供することの懈怠した場合であっても、株主総会でされた行為の有効性には影響しない。

(f) 本条によって認められている調査権は会社の基本定款もしくは附属定款で無効又は制限することはできない。

(g) 本条は、次のことに影響しない。

(1) 7.20 条の記録を調査する株主の権利、又は株主が会社と訴訟する場合に、他の訴訟当事者としての調査権と同程度の権利。

(2) 本法と独立して、調査のために記録の作成を強制すること、16.04 条 (d) 項に定める合理的な制限を課すこと、株主が本条 (b) 項で列挙されている記録の作成を請求する場合において、株主が (c) 項の要件を満たしていることを認める裁判所の権限。

(h) 本条の目的にいう、「株主」には、名義株主 (record owner)、実質的な所有者 (beneficial owner) 及び制限されていない議決権信託の実質的な所有者を意味する。』

模範事業会社法 16.02 条で規定する会社情報の収集権については 2016 年改正で抜本的な変更は加えられていない。ただ、会社情報の収集にあたって、会社に対して一定の権限を付与する改正が行われている。すなわち、2016 年改正で会計帳簿や取締役会議事録あるいは株主名簿といった機密性の高い会社情報については会社にも株主の収集した会社情報の秘密保持合意を締結することや利用又は配布に合理的な制限を課す権限が認められた。

2016 年改正以前の模範事業会社法における会社情報の収集権ではこうした権限は裁判所にのみ付与されていた。しかし、2016 年改正で会社にこうした権限を積極的に認めたことは株主による会社情報の不正利用を抑止しうるとともに、会社情報の収集に関する紛争の予防にもなりうる規定として有意義であると考えられる。

(4) 救済手段等

模範事業会社法において、会社情報の謄写や会社に会社情報の収集権の行使を拒絶された株主が裁判所に求めることができる救済手段について規定する 16.03 条及び 16.04 条についても、軽微ではあるが 2016 年改正で変更が加えられている。その条文は次のようになっている。

『16.03 条 調査権の範囲

(a) 株主は、16.02 条に基づく株主の調査及び謄写する権利を行使するために代理人又は弁護士を選任することができる。

(b) 会社は、合理的 (reasonable) である場合、電子的送付 (electronic transmission) によって提供される謄写物を含む、会社によって選択された写真複写 (photocopy) 又はその他の方法による謄写物を株主に提供することで、16.02 条に基づく記録を謄写する株主の権利を充足させることができる。

(c) 会社は、株主の請求日以後に編纂された (compiled) 株主名簿を提供することで、16.02 条 (b) 項 (4) 号に基づく株主名簿を調査するための株主の請求につき、当該株主の費用で応じることができる。

(d) 会社は、株主に対して、会社情報の謄写物の費用の概算額を基礎とする、当該費用に相当する合理的な手数料 (charge) を課すことができる。』

『16.04 条 裁判所の命令 (court-ordered) による会社情報の収集権

(a) 会社が、調査のために利用することができる 16.02 条 (a) に基づいて請求された記録の調査及び謄写について、同条項に従った株主の当該権利行使を認めなかった場合、指定する裁判所又は管轄する裁判所は、株主の申請につき、会社の費用で、請求された記

録の調査及び謄写の略式の命令を発する (summarily order) ことができる。

(b) 会社が、合理的な期間内に、16.02 条 (b) 項を遵守する株主に記録の調査及び謄写を認めなかった場合、16.02 条 (c) 項を遵守する株主は、請求した会社情報の調査及び謄写を許可する命令を指定する又は管轄する裁判所に申請することができる。裁判所は、迅速な手続で本条項に基づく申請を処理するものとする。

(c) 裁判所は、請求された会社情報の調査及び謄写を命令した場合、請求した株主に入手した記録の秘密保持 (confidentiality)、利用又は配布 (distribution) について合理的な制限を課すことができる。裁判所は、会社に命令を得るために要した株主の費用 (合理的な弁護士費用を含む) を支払うことも命令することができる。ただし、会社が、以下に掲げることを理由に、善意で調査を拒絶したことを立証したときはこの限りではない。

(1) 請求された記録を調査する株主の権利行使についての疑念に合理的な根拠があること。

(2) 株主が、入手した会社情報の秘密保持、利用又は配布の合理的な制限を課す会社の要請に拒絶した場合。』

2016 年改正において、会社情報の収集権の対象についての改正はないものの、その救済手段について、若干の改正がされている。すなわち、株主が会社情報の収集に係る不当拒絶に対して救済を求める裁判所が課すことのできる合理的な制限に秘密保持が加えられている点である。これは、2016 年改正で会社情報の収集に際して会社に同様の権限が認められたことと平仄を合わせる規定と位置付けることができよう。

1984 年改正からの改正点として挙げられるのが会社が株主の訴訟費用を負わない場合が追加されている。すなわち、1984 年改正模範事業会社法 16.04 条 (c) 項では会社が株主の訴訟費用を負わない場合として、会社が株主の会社情報の収集権の行使について合理的な根拠がある疑念を理由として善意で株主の請求を拒絶したことのみに挙げられていた。それに対し 2016 年改正模範事業会社法では 16.04 条 (d) 項でそうした規定が置かれ、(1) 号で会社が合理的な根拠のある疑念を理由として善意で株主の請求を拒絶した場合を規定する。それに加えて、(2) 号で株主が入手した会社情報の秘密保持等の合理的な制限を課す会社の要請に拒絶した場合も会社が株主の訴訟費用を負わない場合として規定された。

3. 株主への財務諸表の送付

(1) 株主への財務諸表の送付に関する規定

模範事業会社法の 2016 年改正における会社情報の収集権に関する改正は、前述のとおり株主の対する財務諸表に関する規定を中心とするものであり、そうしたこともあって大きく改正されている。改正後の条文は次のようになっている。

『16.20 条 株主のための財務諸表

(a) 株主の書面の請求で、会社は、当該請求をした株主に、会社によって作成された財務諸表のうち、直近の会計年度 (**financial year**) に係る財務諸表を送付すること又はウェブサイトで公示する、もしくは他の一般に認められた手段によって利用できるようにするものとする。その財務諸表が、一定の期間に、一般に公正妥当と認められた会計原則 (**generally accepted accounting principle**) に基づいて作成された場合、当該請求をした株主に送付すること又は利用できるようにすることとし、当該請求をした株主に送付すること又は利用できるようにした当該財務諸表が、公認会計士によって監査されたあるいは別の方法で報告された場合、その報告書も、当該請求をした株主に送付する又は利用できるようにするものとする。

(b) 会社は、株主から (a) 項に基づき財務諸表の書面の請求を受けた 5 日以内に、当該財務諸表を送付すること又は利用できるようにすること、もしくはその利用可能性を書面の通知で提供するものとする。

(c) 会社は、指定された財務諸表を交付すること又は適用される規則及び連邦証券取引委員会 (**United States Securities Exchange Commission**) によって認められている別の方法で財務諸表を利用できるようにすることによって本条の義務を果たしたものとする。

(d) 次の各号に定めることは、本条 (a) 項及び (b) 項の規定に妨げられない。

(1) 請求した株主に財務諸表を送付するか、又は利用できるようにすることを条件として、会社は請求した株主に当該財務諸表の秘密保持 (**confidentiality**)、利用又は配布 (**distribution**) の合理的な制限に同意することを要求することができる。

(2) 会社は、株主の請求が善意でされていないか、又は正当な目的ではないと合理的な判断をした場合、株主に当該財務諸表を交付すること又は利用できるようにすることを拒絶することができる。

(e) 会社が、本条に従って、(b) 項の定める会社に通知が送付されてから 5 日以内に年次財務諸表についての株主の請求に対応しなかった場合、以下の各号のとおりとする。

(1) 請求した株主は、請求した財務諸表の交付すること又は調査することを求める命令を、指定する裁判所又は管轄する裁判所に申請することができる。

(2) 裁判所は、請求した財務諸表の送付させること又は調査させることを命令した場合、請求した株主に入手した会社情報の秘密保持、利用又は配布について合理的な制限を課すことができる。

(3) 同条の手続において、会社は、株主が会社によって提案された財務諸表の秘密保持、利用又は配布の合理的な制限に同意しなかったことを理由に、当該財務諸表の交付を拒絶した場合、提案された制限が合理的であることの立証責任を負う。

(4) 同条の手続において、会社が 16.20 条 (d) 項 (2) 号に従って財務諸表を交付することを拒絶した場合、会社は株主の請求が善意でされていないか、又は正当な目的ではないと合理的な判断をしたことの立証責任を負う。

(5) 裁判所は、請求された財務諸表の送付させること又は調査させることを命令した場

合、会社に対してその命令を得るために生じた株主の費用を支払うことを命じることができ。ただし、株主が会社によって提案された財務諸表の秘密保持、利用又は配布の合理的な制限に同意しなかった又は株主の請求が善意でされていない又は正当な目的ではないと合理的な判断をしたことを会社が立証した場合はこの限りではない。』

(2) 規定の概要

2016年改正模範事業会社法における株主への財務諸表の送付に関する規定は1984年改正模範事業会社法の会社に対する要求を緩和した規定になったものといえよう。すなわち、1984年改正模範事業会社法はすべての会社に対して会計年度末の貸借対照表、会計年度の損益計算書及び一定の場合に株主資本等変動計算書（statement of changes in shareholder's equity）の作成を要求し、作成された財務諸表を会計年度の終了後120日以内に株主に対して送付されなければならないと規定していた。こうした規定を導入した意図は小規模な公開会社に財務状況の報告を要求することが過度な負担にならないことを証明するためのものであるとされていた⁷。

これに対して、2016年改正模範事業会社法は株主からの請求があった場合にのみ財務諸表の送付等を要求するものである。2016年改正模範事業会社法では、請求をした株主に対して財務諸表を送付すること以外に財務諸表をウェブサイトでの公示すること等も認められており、会社の事務負担の軽減も図られていることに特徴がある。そのうえで、株主に対する財務諸表の規定についてはこれまで救済手段が設けられていなかったところ、会社情報の収集権と同様の救済手段が規定された。また、これまでは言及されてこなかった連邦証券諸法との関係についての規定が16.20条(c)項に設けられた。そこでは、連邦証券取引委員会（Securities and Exchange Commission）⁸によって認められている方法等で財務諸表を利用できるようにすることで16.20条の要求を充たしたものと定めている。

(3) 改正点とその特徴

2016年改正模範事業会社法における株主に対する財務諸表の送付に関する規定の特徴として、次のことがいえる。第1に、株主が16.20条(a)項に基づき会社に対して財務諸表の提供を請求した場合、当該請求後5日以内に当該財務諸表を送付すること等を求める。さらに、16.20条(d)項は、会社がその請求に応じるにあたって秘密保持等の制限を課することができるものとされているとともに、株主の請求が善意でされていない等と合理的な判断をした場合には当該請求を拒絶することができるとする。

⁷ 第6章第4節参照。

⁸ 連邦証券取引委員会の意義や組織体制、近時の活動状況については、松岡啓祐「証券市場・公開会社規制と米国SEC（連邦証券取引委員会）の活動状況～組織改革の動向を中心として～」専修ロー8号31頁（2013年）、同「近時のアメリカの金融・資本市場の規制改革の動向について～2013年における連邦証券取引委員会（SEC）による活動状況の検討を中心に～」専修大学今村法律研究室報62号1頁（2015年）を参照されたい。

それを前提に、16.20条(e)項は5日以内に年次財務諸表の送付等に関する株主の請求に会社が応じなかった場合、株主は財務諸表の交付すること又は調査することを求める命令を指定する裁判所又は管轄する裁判所に申請することができるとする。その際に、裁判所は株主に対して秘密保持等といった合理的な制限を課すことが認められている。

株主による財務諸表の入手に係る手続が定められたのは、その他の会社情報の調査等に関する規定と同じ趣旨であると考えられる。ここでも株主の会社との利益を考量した規定となっているとともに、裁判所の権限が明確に規定されている点が注目される。

第2節 デラウェア州会社法

1. デラウェア州会社法における株主の会社情報の収集権

(1) 会社情報の収集権に関する規定

アメリカの会社法の発展において、デラウェア州会社法はきわめて重要な役割を果たしているとされている。そのうえで、同法は会社情報の収集権についても重要な規定を有しており、模範事業会社法と並んで重要性が大きいといわれる⁹。そのデラウェア州会社法における株主の会社情報の収集権に関する規定は次のとおりである¹⁰。

『デラウェア州一般会社法 220条』

(a) 本条において、次に掲げる用語は、当該各号のことを意味する。

(1) 「株主」とは、株式会社の株式の名義株主 (**holder of record of stock**)、又は議決権信託あるいは名義人 (**nominee**) のいずれかによって保有されている株式の持分の実質的保有者 (**beneficial owner of shares of such stock**)。

(2) 「子会社 (**Subsidiary**)」とは、その業務に対して支配権 (**control**) を直接的又は間接的に行使する株主である会社によって全部又は一部を直接又は間接に所有されている法人 (**entity**) であり、そこには、制限がなく、会社、組合、有限責任組合 (**limited partnership**)、責任限定組合 (**limited liability partnership**)、有限責任会社 (**limited liability companies**)、法定の信託又は合弁企業 (**statutory trust and/or joint ventures**) を含む。

(3) 「誓約に基づく (**Under oath**)」には、宣言者 (**declarant**) が連邦法又はあらゆる州法の偽証罪の制裁により真実であることを確約する (**affirms**) 声明書を含む。

(b) あらゆる株主は、本人又は代理人もしくは弁護士によっても、目的を示す誓約に基づく書面請求で、通常の業務時間内で、いかなる正当な目的のために、次に掲げるものを調査及び謄写する権利を有する。

⁹ そうした指摘をする論稿として、Fred S. McChesney, "Proper Purpose," *Fiduciary Duties, and Shareholder-Raider Access to Corporate Information*, 68 U. CIN. L. REV. 1199, 1202(2000). なお、デラウェア州会社法の沿革については、第2章第3節、第4章第1節を参照されたい。

¹⁰ See EDWARD P. WELCH ET AL., *FOLK ON THE DELAWARE GENERAL CORPORATION LAW*, 737-739 (2016 ed. 2016). 条文の邦訳については、北沢正啓＝浜田道代訳『新版 デラウェア会社法』83-85頁(商事法務研究会、1994年)も参照。

(1) 会社の株式原簿 (stock ledger)、株主名簿 (list of its stockholders)、その他の帳簿及び記録。

(2) 次に掲げる範囲内の子会社の帳簿及び記録。

a. 親会社が実際に所有及び管理している記録。

b. 次のことを条件に、請求日の時点で、親会社の子会社の支配権の行使を通して入手することができる次の記録。

1. 株主の子会社の帳簿及び記録の調査が、親会社又は子会社と当該会社の傘下でない他者との間の合意違反にならないこと。

2. 子会社が、親会社による帳簿及び記録に対する調査を拒絶することについて、適用される法に基づく権利を有していないこと。

株主が、株式会社の名義株主、株式会社でない会社の構成員以外であるすべての場合において、誓約に基づく請求は、株式の実質的保有者であることの文書による証拠を付して、株主として請求者の地位を示すものとし、その文書による証拠は株式の実質的保有者であることが真実であり、正当であることを証する謄本とする。正当な目的とは、株主としての利益と合理的に関連する目的を意味する。調査権を請求するものが弁護士又は他の代理人であるすべての場合において、誓約に基づく請求は、弁護士の権限、又は株主として行為する権限を弁護士又は他の代理人に認める書面に伴うものとする。誓約に基づく請求は、この州の登録された事務所又は主な事業所がある会社に直接行うものとする。

(c) 会社又は会社役員あるいはその代理人が、株主又は弁護士あるいは本条 (b) 項に従って株主のために行為するその他の代理人によって請求された調査を認めることを拒絶した場合、又は請求後 5 日以内に請求に対する返答をしなかった場合、株主は衡平法裁判所 (Court of Chancery) に当該請求を強制するための命令を請求することができる。衡平法裁判所は、調査を請求した者に請求された調査をする権限を与えるかどうかを判断する排他的な管轄 (exclusive jurisdiction) が付与されている。裁判所は、会社の株式原簿、又は存在する株主名簿並びにその他の帳簿及び記録を調査すること及びそれを謄写すること又は抄本を作成することを株主に認める略式の命令を発する (summarily order) ことができる。裁判所は、株主が最初に会社に対して、株主名簿を入手して提供するための合理的な費用を支払うこと、又は裁判所が適切であると考え他のことを条件に特定の日の株主に株主名簿を提供することを命令することができる。株主が株式原簿又は株主名簿以外の会社の帳簿及び記録の調査を請求する場合、株主は次に掲げることを立証するものとする。

(1) 当該株主が株主であること。

(2) 当該株主が、文書の請求形式及び請求方法に関して、本条を遵守していること。

(3) 当該株主の調査請求が正当な目的であること。

株主が、会社の株式原簿又は株主名簿の調査を請求し、株式原簿又は株主名簿の調査請求の形式及び方法に関して本条を遵守していることを立証した場合、株主の請求する調査が不当な目的であることの立証責任は会社にあるものとする。裁判所は、その裁量で、調

査に関して制限又は条件を命じること、あるいは裁判所が正当で適切であると考え他の救済又は追加の救済を命じることができる。裁判所は、命令した諸条件に従って帳簿、文書、記録並びにそれに関連する抄本、あるいは正当に認められた謄写物をこの州に移し、それをこの州で保存することを命令することができる。

(d) あらゆる取締役は、取締役として会社の株式原簿、株主名簿、その他の帳簿及び記録を取締役としての地位に合理的に関連する目的のために調査する権利を有するものとする。衡平法裁判所は、請求された調査の権限を取締役に与えるかどうかを判断する排他的な管轄が付与されている。裁判所は、すべての帳簿及び記録、株式原簿及び株主名簿を調査すること及びそれを謄写すること又は抄本を作成することを取締役に認める略式の命令を発する (**summarily order**) ことができる。取締役の請求する調査が不当な目的であることの立証責任は、会社にあるものとする。裁判所は、その裁量で、調査に関して制限又は条件を命じること、あるいは裁判所が正当で適切であると考え他の救済又は追加の救済を命じることができる。』

(2) 規定の概要

デラウェア州における株主の会社情報の収集権は、州法立法者の政策判断として確立された。ここにいう政策判断とは会社債権者などの多くの利害関係人の利益との調和を意図した規定であると考えられている。そこで会社情報の収集権に関する政策と競合する利益の理解するために、まず、条文の文言とその法的解釈を検討していくこととする¹¹。

デラウェア州では株主の会社情報の収集権をデラウェア州会社法 220 条で定められている。同条では株主が会社情報の収集権を行使するために満たさなければならない 2 つの基準を定めている。第 1 に、会社情報の調査を請求することのできる者は株主又は株主に権限を付与された代理人でなければならない。第 2 に、株主は会社情報の収集権の行使目的を示す誓約書を提出しなければならない。その目的は会社情報の収集権の行使を裁判所が認める「正当な目的」であることを要求する¹²。この正当な目的は、デラウェア州会社法において、株主の会社情報の収集権の認否において最も重要な判断要素であるとされている¹³。

株主がこれらの要求を満たす場合、基本的には全ての会社情報を調査する権利が与えられる。その株主につき、デラウェア州会社法は株式原簿、株主名簿、その他の会社情報並びに子会社の会社情報を調査する権限が付与される。会社情報の収集の要件を満たす株主の請求を会社が拒絶した場合、株主はデラウェア州会社法 220 条の要件を満たしているとしてデラウェア州衡平裁判所に会社情報の収集権の強制執行を求めることができる。衡平裁判所は次の 3 つのことを基準として、株主に会社情報の収集権を付与するかどうかを判断するとされている。第 1 に、会社情報の収集請求が手続的要件を遵守しているかどうか

¹¹ Abbe M. Stensland, *Protecting the Keys to the Magic Kingdom: Shareholder's Rights of Inspection and Disclosure in Light of Disney*, 30 J. CORP. L. 875, 880(2005).

¹² *Id.*

¹³ WELCH ET AL., *supra* note 10, at 749.

である。第 2 に、会社情報の収集権の行使目的が正当であり、第 3 に、その目的が株主としての地位に合理的な関係があることを要求する。デラウェア州会社法は会社情報の調査の範囲又は状況の両者に制限を課すことを衡平裁判所に委ねている。ちなみに、衡平裁判所は法律の委任がないときであっても、衡平の観点から制限を課すことができる¹⁴。

(3) 調査の対象となる会社情報

上述のように、デラウェア州会社法において株主は会社情報のすべてを調査することができるが、会社情報を調査する基準はその重要性によって異なる。立法者は同法 220 条の規定する会社情報の収集権につき、株式原簿ないし株主名簿とその他の会社情報で区別している。すなわち、株主が株式原簿ないし株主名簿の調査を請求した場合、株主の示した目的は正当なものと推定され、会社が株主の調査目的が不当であることを証明することとなる。実際に立法者は会社に不当な目的であることの証明責任を負わせるという政策判断を明示しており、体系的に会社が株主の株式原簿ないし株主名簿の調査を拒絶が正当化される状況を定めている。これは株式原簿ないし株主名簿が株主の管理下にあったとしても、会社や他の株主に損害がないためと考えられている¹⁵。

ここで株式原簿と株主名簿の違いについて確認しておく。1956 年の *Magill v. N. Am. Refractories Co.* 事件において、裁判所は株式原簿が「議決権付株式 (voting stock) と同様に無議決権株式 (nonvoting stock) を含む、株式譲渡簿 (transfer book) から導き出される事項が反映された株式保有についての継続した記録である」と述べている¹⁶。それに対して、株主名簿はデラウェア州会社法 219 条で規定が置かれている模範事業会社法にいう議決権者名簿のことを意味するものと思われる。すなわち、同条 (a) 項は「会社の株式原簿 (stock ledger) を管理する会社役員は、少なくとも株主総会の 10 日前に、当該株主総会で議決権を有する株主の完全な名簿を準備し、作成するものとする」と規定する¹⁷。このことから株式原簿は会社の株式の取引に係る帳簿であり、株主名簿とは株式原簿に記載された情報を基礎として作成される議決権者名簿であると考えられる。

ところで、デラウェア州会社法は株式原簿ないし株主名簿以外の会社情報についても調査を認めているが、それらを調査するための要件は厳格なものとなっている。まず、デラウェア州において株式原簿以外の会社情報の調査を求める際、正当な目的を有していることを証明責任は株主にあるということである。このように株主に対して会社情報の収集目的が正当であるということを要求することにつき、立法者は会社情報の調査を請求する株主に帳簿等に記載されている会社情報が機密で潜在的に会社の利益を害するという政策判断であるとする。こうした政策判断はデラウェア州衡平裁判所に会社情報の収集権の制限

¹⁴ Stensland, *supra* note 11, at 880-881.

¹⁵ *Id.* at 881.

¹⁶ 18 A.2d. 233, 236(Del. 1956).

¹⁷ 同条については、*See WELCH ET AL., supra* note 10, at 733-736.

を命令する権限が与えられていることにも現れているとされている¹⁸。

2. 判例法の展開

(1) 裁判所による会社情報の収集権の解釈

デラウェア州会社法は、会社情報の調査につき、その種類によって重要性の基準が異なっている¹⁹。これは裁判所の法解釈よりも実際に条文から示されることが少ないためと考えられている。その一方で、デラウェア州最高裁判所は、デラウェア州会社法 220 条が株主と会社の利益の調和を要求していると解釈した。

こうした判示をした判例として 1982 年の *CM & M Group, Inc v. Carrol* 事件²⁰がある。同事件で裁判所は「会社情報の収集権の行使について、適切と思われる制限や規制を課すことによって、会社の適法な利益の保護を図り、株主の調査権から生じうる阻害行為を防止するための権限が衡平裁判所に付与されている」と述べている²¹。

理想的な会社の経営状況であれば株主と会社の利益は一致するが、株主の会社情報の収集権を巡る種々の判例は現実の会社経営は理想的な状況ばかりではないことを表していると指摘される。そこでデラウェア州裁判所は株主の利益の限界と会社に与えられる保護を明確にすることを目指しているとされる。

株主は、理論上、会社情報の収集権を行使することで経済的利益の保護という個人的な利益を得るにすぎない。ただ、デラウェア州の裁判所は株主による経済的利益を監視という観点での会社情報の収集権の必要性を一貫して認めており、そのうえで株式原簿ないし株主名簿の調査を否定することに謙抑的であるといわれている。これは株式原簿ないし株主名簿は他の株主との意思疎通を図る主たるあるいは唯一の方法であると考えられているからである。他方で、そのような理由のない場合に限って、裁判所は株式原簿ないし株主名簿の調査を否定する傾向にあるといわれる。

他の株主との意思疎通を図る権利の保護に加えて、デラウェア州の裁判所は次のことを理由とする会社情報の収集権については一貫してそれを認める立場を示している。すなわち、株主は会社財産の浪費又は誤った会社運営から自身の投下資本を保護する利益があり、そうした利益を保護する目的の調査は認められる。そうした目的としては、たとえば、個人株主が非効率な会社運営をする経営陣の交代を企図して他の株主と意思疎通を図るために調査を求める場合がある。この目的による会社情報の調査は株主と会社経営陣の利益は対立することになる。

もとより、派生訴訟 (derivative litigation) の提起や委任状争奪戦 (proxy contest) においては、経営陣の利益は個人株主によって正当化されうる会社の利益と理論的には対立する。それに対して、裁判所はそうした目的による会社情報の収集権の行使を促進する傾

¹⁸ Stensland, *supra* note 11, at 882.

¹⁹ *See id.* at 883-885.

²⁰ 453 A.2d 788(Del. 1982).

²¹ *See id.* at 793-794.

向にある。たとえば、1993年の *Rales v. Blasband* 事件において、裁判所は派生訴訟において情報を得る手段として会社情報の収集権を行使することが少ないことを指摘し、取締役の不正行為の主張をする場合、訴訟提起前の情報収集手段として株主に会社情報の収集権の行使を提案する判示をしている²²。1997年の *Security First Corp. v. U.S. Die Casting and Development Co.* 事件では、会社情報の収集権が派生訴訟を提起する端緒として有益な機能を果たすと判示する²³。その後、1996年の *Grimes v. Donald* 事件²⁴においても、裁判所は株主に対して派生訴訟を提起する以前に必要な情報を得るためにすぐに利用することができる手段として会社情報の収集権を行使することを示唆している²⁵。

さらに、2000年の *Ash v. McCall* 事件では会社情報の収集権は派生訴訟で利用することができるのではなく、むしろ行使すべきであることを判示されており²⁶、近時の事案である2010年の *King v. VeriFone Holdings, Inc.* 事件²⁷においても、派生訴訟の提起にあたっての会社情報の収集権の重要性が強調している²⁸。こうした判示がされる理由としては、派生訴訟や委任状勧誘において、株主が会社役員等を介さず情報を得る必要性があるとされている。

(2) 株主の利益の保護

株主と会社の利益の調和の程度につき、株主が自身の株式価値を評価するために会社情報の調査を求めた場合は会社の利益を保護する傾向にあるとされている。20世紀初期には、デラウェア州の裁判所は株式価値の評価をするための会社情報の調査は正当な目的であるという立場を一貫して維持していた。しかし、裁判所は次第にその立場を後退させた。とりわけ、上場会社に関しては株式価値が株主の入手することができる公開されている情報を基礎に形成されていることを認めた。たとえば、1992年の *BBC Acquisition Corp. v. Durr-Filauer Medical, Inc.* 事件では「非公開閉鎖会社 (nonpublicly-held corporation) の投資者の場合は、自身の投資をどのように保護するか、又は維持するかを判断するために会社の帳簿及び記録を調査する必要があるが、この事案はそうした場合に該当しない」と述べられている²⁹。ただ、この傾向は上場会社の株式に係る会社情報を調査する株主の動機を減退させるとも批判されている。

²² See 634 A.2d 927, 934 n.10(Del. 1993).

²³ See 687 A.2d 563, 571 (Del. 1996).

²⁴ 673 A.2d 1207(Del. 1996).

²⁵ この点については、第1章第1節も参照されたい。

²⁶ S. Mark Hurd & Lisa Whittaker, *Books and Records Demands and Litigation: Recent Trends and Their Implications for Corporate Governance*, 9 DEL. L. REV. 1, 9(2006). See 2000 Del. Ch. LEXIS 144, *56 n.56(Del. Ch. Sep. 15, 2000).

²⁷ 994 A.2d 354(Del. Ch. 2010). なお、同事件の解説として、近藤光男『株主と会社役員をめぐる法的課題』380頁(有斐閣、2016年)がある。

²⁸ *Id.* at 363-364 n.33. See Browning Jeffries, *Shareholder Access to Corporate Books and Records: The Abrogation Debate*, 59 DRAKE L. REV. 1087, 1090-1091(2011). 派生訴訟と会社情報の収集権に係る判例の動向として、近藤・前掲(注26)384-386頁も参照。

²⁹ 623 A.2d 85, 91(Del. Ch. 1992).

もつとも、そうした目的は個々の株主の経済的利益のみを保護することとは異なるとされている。すなわち、株主は誤った会社運営の発覚による会社の利益に対する不当性を立証すること又は潜在的問題について他の株主と意思疎通を図ることによって自己の利益を保護することを目的として会社情報の調査を請求していないからである。これを会社情報の収集権の行使に際して要求されている正当な目的として認めることにデラウェア州の裁判所が謙抑的であるのは上記の状況の類型が過度に株主の利益が基準となり、デラウェア州会社法 220 条が想定していない結果であるからと考えられている³⁰。

(3) 会社の利益の保護

デラウェア州裁判所は会社の利益に与える保護の範囲についても述べている³¹。一般的に会社は資金調達活動の継続と株主に配当を与える手段として利益の得るために存在するとされている。この利益を実現するための経営陣による会社運営は、それを妨害又は嫌がらせの手段として会社情報の収集権を行使する株主によって容易に妨げられる可能性がある。この問題を考慮して、デラウェア州の裁判所は会社の情報を調査する株主について綿密な調査をし、単に個人の好奇心を充たすための会社情報の収集権の行使や会社事業に対して不必要に干渉する株主の会社情報の調査を認めない。さらに、裁判所は株主が自己の投下資本の保護のために会社情報の調査を請求しておらず、それが株主としての能力を逸脱していることが明らかである場合に会社が当該株主の会社情報の収集権の行使を拒絶することを認める。

裁判所はこうした個々の株主による会社の経営方針への嫌がらせや会社に過度な負担を強いることを防ぐことによって、他の株主の匿名性と会社の効率的運営という 2 つの利益の保護をもたらしたといわれる。裁判所は株主の会社情報の収集権は日々の経営判断への影響力を与える権利とは考えておらず、個々の株主の正当な目的とは無関係又は円滑な会社運営を妨げる手段として会社情報の収集権を行使することは認めない。

裁判所のデラウェア州会社法 220 条の解釈は次のことを明らかにしているといわれる。すなわち、株主の会社情報の収集権の行使について、全体として個々の株主と会社の利益という両者の利益次第であると解釈する。このような見解を示した 1926 年の *State ex rel. Cochran v. Pen-Beaver Oil Co.* 事件³²がある。この事件で裁判所は「裁判所は、株主の（筆者注：会社情報を収集する）権利を保護する義務である一方で、会社の（筆者注：会社情報を保護する）権利を保護することも同様に保護する義務を負っている」と述べている³³。

とはいえ、会社情報の収集権の行使を巡る問題は株主の権利に利益となるように解決しなければならないとされている。このことは、たとえば 1941 年の *State ex rel. Foster v.*

³⁰ Stensland, *supra* note 11, at 884-885.

³¹ *Id.* at 885-886.

³² 143 A. 257(Del. 1926).

³³ *Id.* at 260.

*Standard Oil Co.*事件³⁴で次のように述べられている。すなわち、「株主の法定の（筆者注：会社情報を収集する）権利は、株主に有利となるように解決されなければならない」と判示している³⁵。

3. 模範事業会社法との比較

デラウェア州会社法と模範事業会社法に共通する特徴として次のことがある。まず、株主がその行使を希望する 5 日前に会社に対して通知を求めている。これは株主の会社情報の行使目的を検討する合理的な機会を会社経営陣に与えることを意図した規定であると考えられている。

次いで、デラウェア州会社法も、会社情報の調査を求める理由が定義されているとともに株主の立証する内容を明確にしている。同法では、220 条 (c) 項において立証すべき内容を次のように規定している。第 1 に、請求した者が株主ということである。第 2 に、その株主が会社情報の収集方法に関して要求されていることを遵守していることである。第 3 に、調査請求が正当な目的であることの立証を株主に要求している。この点は模範事業会社法においても立証すべき内容が規定されているが、その内容については若干の相違がある。

さらに、裁判所に対して会社情報の入手等に際しての広範な裁量権を与えている。すなわち、調査の対象となる会社情報の範囲を定めることや条件を付すことといった種々の制限を課す権限を裁判所に認めていた。そのうえでデラウェア州会社法も模範事業会社法も会社情報の収集権の行使に係る紛争につき、迅速な手続で行うことを裁判所に要求している。すなわち、デラウェア州会社法はすべての会社情報の収集に関する紛争について、裁判所に略式命令の発行を認める³⁶。模範事業会社法も基本定款といった基礎となる会社情報の調査に係る紛争については裁判所に略式命令を発行する権限を付与し、会計帳簿等といった機密性の高い会社情報についても裁判所に迅速な手続で行うことを求めている。

他方で、デラウェア州会社法と模範事業会社法における株主の会社情報の収集権との違いとして次のことが挙げられる。まず、模範事業会社法では規定されていない子会社の会社情報の収集権がデラウェア州会社法 220 条 (b) 項 (2) 号では認められていることである。ちなみに、親会社株主による子会社の会社情報の収集権を最初に規定した州法の 1 つがデラウェア州であるとされている³⁷。

次いで、模範事業会社法では解釈の内容として考えられている正当な目的について、デラウェア州会社法では「株主としての利益に合理的な関連のある目的」として定義されて

³⁴ 18 A.2d 235(Del. 1941).

³⁵ *Id.* at 238.

³⁶ デラウェア州会社法における株主の会社情報の収集権の訴訟手続については、吉垣実「株主名簿閲覧照写請求に関する仮処分命令－手続法的視点から－」川嶋四郎＝中東正文編『会社事件手続法の現代的課題』196 頁以下（日本評論社、2013 年）を参照。

³⁷ 釜田薫子「親会社株主による子会社の帳簿等閲覧請求」商事 1811 号 46 頁（2007 年）。

いることである。正当な目的の規定の解釈は模範事業会社法と同様である。もっとも、デラウェア州会社法では、こうした規定が置かれているが、その実質的な内容については個々の事案ごとに判断されている。

さらに、デラウェア州会社法では株式原簿ないし株主名簿とそれ以外の会社情報で、会社情報の収集権の行使目的の立証責任を負っている当事者が異なっている。すなわち、デラウェア州会社法では、株式原簿の調査につき不当な目的による株式原簿の調査であるという立証責任は会社を負っているが、それ以外の会社情報については株主が正当な目的を有する会社情報の収集権の行使であることの立証責任を負っている。

第3節 ニューヨーク州会社法

1. ニューヨーク州会社法における株主の会社情報の収集権の規定

ニューヨーク州では 1961 年にニューヨーク州事業会社法 (New York Business Corporation Law. 以下「ニューヨーク州会社法」という) が制定され³⁸、その 624 条で会社情報の収集権の規定を置いている。その条文は以下のようになっている³⁹。

『ニューヨーク州事業会社法 624 条

帳簿及び記録、調査権、一応の証拠 (prima facie evidence)

(a) 会社は、正確で完全な (correct and complete) 会計に関する帳簿及び記録、株主総会議事録、取締役会議事録及び経営委員会 (executive committee) の議事録を保存するものとする。かつ、もしある場合、すべての株主の名前と住所並びにそれぞれが保有する株式の数及び種類並びに名義株主 (owners of record) となった日を内容とする株主名簿をこの州の会社の事務所又は譲渡代理人あるいは登記官の事務所で保存するものとする。それら帳簿、議事録、記録は書面の形式、又は合理的な時期に書面の形式に変換することができる他の形式で保存することができる。

(b) 会社の名義株主である者は、少なくとも 5 日前に会社に対する書面の通知で、本人又は代理人もしくは弁護士によって、通常の業務時間の中に、株主としての利益に合理的に関連のある目的のために、株主総会議事録及び株主名簿を調査する権利並びに抄本を作成する権利を有する。会社の株式を表章する議決権信託証書の保有者は、本条の目的のために株主としてみなす。代理人又は弁護士は 609 条 (b) 項 (委任状) に基づく書面の要件を充たす書面で権限を付与されるものとする。本項に従い情報を提供することを請求された会社は、当該情報が他の方法で保存されている場合であっても、書面の形式で利用できるようにするものとし、書面又は会社が保持する他の方式でその情報を提供することは要求されていないものとする。本項に従ってされた請求が、実質的保有者に関する情報も提

³⁸ 長浜洋一訳『ニューヨーク事業会社法』iii 頁 (商事法務研究会、1990 年)。

³⁹ See NEW YORK CORPORATION LAW, 80-81(2010 ed. 2009). 条文の邦訳にあたっては、長浜・前掲 (注 38) 96-98 頁も参照。

供することを含むものである場合、会社は、実質的保有者に情報を会社に送付することに関連した信託権限 (fiduciary power) を行使する登録証券業者 (registered broker or dealer)、銀行、団体 (association)、その他法人 (other entity) によって会社に提供される実質的保有者に関して保有する情報を利用できるようにするものとする。会社は保有していない実質的保有者についての情報を得ることを要求されない。

(c) 本条 (b) 項により認められた調査であっても、当該調査が事業の利益又は会社の事業の目的以外のことを目的とした調査ではなく、5 年以内にこの州で設立されたかどうかを問わず、あらゆる類型 (type) 又は種類 (kind) の会社の株主名簿を売却又は売却のために提供していないことあるいはそのような目的のために株主名簿を入手することを幫助又は教唆したことの無いことを示す宣誓供述書 (affidavit) を会社、譲渡代理人又は登記官に提供することを拒絶した株主又はその他の者の調査については、拒むことができる。

(d) 株主総会議事録、本条の規定する株主名簿の調査の請求をし、会社、会社役員、又は会社の代理人によって、当該調査を認めることを拒絶された者は、原告による当該調査を会社役員又は代理人が認めなかった理由の開示を求める命令を会社の事務所がある法域 (judicial district) の最高裁判所に申し立てることができる。開示の命令の結果報告日 (return day) につき、裁判所は、宣誓供述書又はその他の方法で、略式で当事者に聴聞 (hear) をするものとする。申請者が調査の資格があり、その権限が与えられることが明らかである場合、裁判所は、調査を法的に執行する命令及び裁判所が正当で適切であると考えるさらなる救済を認めるものとする。

(e) 株主の書面の請求で、会社は株主に直近の会計年度の年次貸借対照表及び年次損益計算書を与えること又は送付するものとする。暫定的な貸借対照表又は損益計算書が、株主に対して配布され、又は公的に利用できる場合、最新の暫定的な貸借対照表又は損益計算書を与えること又は送付することとする。会社は、当該貸借対照表又は損益計算書を作成するために合理的な期間を猶予する。

(f) 本条で構成されていることは、会社の帳簿又は記録の調査を強制することについての裁判所の権限を減じるものではない。

(g) 本条 (a) 項で述べられている帳簿及び記録は、会社、会社役員、取締役あるいは株主に対する行為又は手続において、そこで示されている事実について原告に有利となる一応の証拠 (prima facie evidence) とする。』

2. 規定の特徴

ニューヨーク州法の会社情報の収集権の特徴としては次のことが挙げられていた⁴⁰。第 1 に、1984 年改正模範事業会社法が公表された当時のニューヨーク州会社法の大きな特徴と

⁴⁰ 米山毅一郎「アメリカ法における株主の株主名簿閲覧請求権—『正当目的 (proper purpose)』に関する一考察—」法雑 38 卷 2 号 405-406 頁 (1992 年) を参照。

しては、会社情報の収集権の行使に株式の保有期間又は保有数の制限を設けていた⁴¹。すなわち、株式の保有期間又は保有数を基準として株主の権利行使の要件を区別していたことである。すなわち、株式を少なくとも 6 か月以上名義株主として記録されている株主であること又は発行済株式の 5%以上の保有を株主に求めていた⁴²。そのうえでそうした要件を充たす株主には、多くの州会社法で要求されていた当該権利行使が正当な目的を有していることが必要条件とはなっていなかった。

これに対して、現在のニューヨーク会社法における株主の会社情報の収集権では、当該権利行使について株式の保有期間又は保有数の基準を設けていない。そうした要件の撤廃はアメリカ会社法における会社情報の収集権の歴史的展開に鑑みると妥当であると思われる。ただ、会社から会社情報の調査が会社の事業以外の利益を目的とするものではなく、株主は会社から過去 5 年以内に株主名簿を売却していないということを示す宣誓供述書 (affidavit) の提出を求められた場合、それを提出しなければならなかった⁴³。

第 2 に、株式の保有期間又は保有数の基準を充たさない株主は、コモン・ロー上の権利を行使することで、会社情報を収集する手段とした。その場合、正当な目的の立証責任は株主側にあったことから、株式の保有期間又は保有数の基準を充たす株主と比べてその負担は大きかったと考えられる。第 3 に、会計帳簿、各種議事録、株主名簿の閲覧謄写についてそれぞれの間に株式の保有期間及び保有数の区別をしていない。その一方で、法律に規定のない会社情報の調査についてはコモン・ロー上の権利がその手段と考えられた。

また、会社情報の収集権の行使に際して要求される目的についても言及されている。すなわち、ニューヨーク州会社法 624 条 (b) 項は、会社情報の収集権を行使する目的として株主としての利益に合理的に関連のあることを要求する。こうした規定はデラウェア州会社法及び後述のカリフォルニア州会社法と同様である。その一方で、会社が株主の会社情報の収集を拒絶できる場合として事業の利益又は会社の事業の目的以外のことを目的とした調査ではないことが挙げられており、ニューヨーク州会社法 624 条 (b) 項で規定する会社情報の調査目的である株主としての利益との合理的な関連を会社の事業目的との関連性を求めていることに特徴がある。

さらに、会社の権利行使の拒絶に対する株主の救済手段についても次のような特徴があった。すなわち、ニューヨーク州会社法 624 条 (d) 項において、会社情報の収集を拒絶された株主は会社情報の収集を認めるべきではなかったと会社が判断した理由の開示を求めることを裁判所に申立てることができた。裁判所は、その申立てに対する略式聴聞 (summary hearing) を経て、株主の会社情報の収集権を法的に執行する命令を発するか認めざるを判断したうえで法により付与された救済を株主に与える権限を有していた⁴⁴。こう

⁴¹ 4 MODEL BUSINESS CORPORATION ACT ANNOTATED, 16-22(3d ed. 1985 & Supp.).

⁴² ROBERT CHARLES CLARK, CORPORATE LAW, 98(1986).

⁴³ See *id.* at 99.

⁴⁴ Kenneth Winston Starr & Terrance E. Schmidt, *Inspection Rights of Corporate Stockholders: Toward a More Effective Statutory Model*, 26 U. FLA. L. REV. 173, 186(1974).

した規定はニューヨーク州会社法が制定された1960年代においては先駆的な規定であった⁴⁵。この救済手段は1984年改正模範事業会社法で会社経営陣の不当拒絶に対する罰則規定に代わる新たな救済手段の一つとして採用されるに至った。

もとより、ニューヨーク州会社法は会社情報の入手する株主の利益と会社の有する情報の機密性との間の他の州会社法と異なった方法で調和させているといわれる。ニューヨーク州会社法は貸借対照表並びに損益計算書といった株主にとっては重要な会社情報である財務諸表を調査する制定法上の権利を与えている。さらに、株主名簿や各種議事録についても調査する権限が付与している。しかし、会社は株主が正当な目的を有していないことを立証した場合、株主による当該会社情報の調査を認めない権限が付与されている。このことはニューヨーク州会社法が会社情報の収集権を強制するコモン・ロー上の権限を裁判所に留保していることを意味しているとされている⁴⁶。

3. 模範事業会社法との比較

ニューヨーク州会社法と模範事業会社法ではどのような相違点があるのでしょうか。まず、共通点として株主の会社情報の収集権の行使につき、株主がその行使を希望する5日前に会社に対して通知を求めていることである。なお、模範事業会社法におけるこの規定は1984年改正で新設された規定であり、それに際してはニューヨーク州会社法の規定が参考にされたものと思われる。

次いで、株主が会社情報の収集権を不当に拒絶された場合、裁判所に迅速な手続での紛争解決を要求していることである。この点はニューヨーク州会社法の特徴として考えられており、それを模範事業会社法が1984年改正で採用していることから会社情報の収集権の行使に係る紛争において、有益な規定であることが窺われる。

そして、会社情報の収集権の法的執行に係る裁判所の権限を留保していることである。すなわち、コモン・ロー上の会社情報の収集権を留保し、制定法と併存してコモン・ロー上の会社情報の収集権を認めている。これにより当該権利行使に関する裁判所の柔軟な解決を可能にしているものと考えられる。

これに対して両者の違いとしては、まず、会社情報の収集目的について具体的な定義が規定されているかどうかの点が挙げられる。この点はデラウェア州会社法と同様である。模範事業会社法では、正当な目的と有していることとしか言及されていないことに対して、ニューヨーク州会社法では株主としての利益に合理的に関連のある目的であることが会社情報の調査に際して要求されている。

次いで、拒絶事由の規定の有無がある。すなわち、1984年改正以降の模範事業会社法では会社情報の収集権の拒絶事由は設けられてはいない。それに対して、ニューヨーク州会

⁴⁵ この点については、第5章第3節も参照。

⁴⁶ See WILLIAM T. ALLEN & REINIER KRAAKMAN, COMMENTARIES AND CASES ON THE LAW OF BUSINESS ORGANIZATION, 180-181(5th ed. 2016).

社法 624 条 (c) 項は、5 年以内に株主名簿の売却をしたことのないこと等を示す宣誓供述書を会社に提出しなければ会社情報の収集権の行使が認められないことを規定する。会社情報の収集権の行使を行使目的等で判断するとの立場を採っている模範事業会社法との大きな違いである。ただ、この点はコモン・ロー上の会社情報の収集権の行使に要求されるものよりはるかに負担が少ないとの指摘もある⁴⁷。もっとも、拒絶事由を規定していた公表当時の模範事業会社法あるいは 1969 年改正模範事業会社法における拒絶事由は 2 年以内に株主名簿の売却をしたことのないこと等であり、同法が 1984 年改正後でも同様の拒絶事由を有していたとしても異なっていた点であるといえよう。

さらに、ニューヨーク州会社法では自身の開示に異議を唱えない実質的保有者の名簿である、いわゆる NOBO List についての取扱いを明確に規定していることである。模範事業会社法はその取扱いについては解釈で対応しているところ、大きな相違点であろう。この点については、1991 年の *William P. Sadler v. NCR Corp.* 事件の影響があるものと推測される⁴⁸。すなわち、同事件において、裁判所は株主が会社情報の収集権を行使することにより、会社が保有していない NOBO List を作成させる権限を有すると判示した。しかし、多くの裁判所は、株主が当該権利行使により会社に対して NOBO List を作成させる権限は有していないとの見解を示していた。そのことから会社の NOBO List を作成させるという事務負担を考慮してこうした規定を設けたものと思われる。ちなみに、模範事業会社法では会社情報の収集権の対象となる株主名簿の範囲のなかでこの点が言及されている。そこでは、ニューヨーク州会社法の規定と同様の解釈が示されている。

第 4 節 カリフォルニア州会社法

1. カリフォルニア州会社法における株主の会社情報の収集権の規定

(1) カリフォルニア州会社法の意義

アメリカにおいて、カリフォルニア州会社法はデラウェア州会社法及びニューヨーク州会社法とともに最も重要な会社法に属するといわれる⁴⁹。もっとも、前述のようにデラウェア州会社法は重要な役割を果たしているとされているが、それは大会社にとって魅力的な会社法であるとされている。

それに対して、カリフォルニア州は法域別会社設立州でニューヨーク州と並んで上位を占めているといわれている。そのカリフォルニア州会社法においても、会社情報の収集権について重要な規定を有していた⁵⁰。

⁴⁷ 米山・前掲 (注 40) 405 頁。

⁴⁸ See WILLIAM A. KLEIN & J. MARK RAMSEYER & STEPHEN M. BAINBRIDGE, BUSINESS ASSOCIATIONS—CASES AND MATERIALS ON AGENCY, PARTNERSHIPS, LLCs, AND CORPORATIONS, 557(9th ed. 2015). なお、同事件については、第 7 章第 2 節を参照されたい。

⁴⁹ 北沢正啓＝戸川成弘訳『カリフォルニア会社法』iii 頁 (商事法務研究会、1990 年) 参照。

⁵⁰ See CALIFORNIA CORPORATIONS CODE AND COMMERCIAL CODE WITH SECURITIES RULES AND RELEASES, CC-80, CC-81(2017 ed. 2016). 条文の邦訳については、北沢＝戸川・前掲 (注 49) 174–177 頁も参照。

(2) 株主名簿の調査

カリフォルニア州会社法では会社情報の収集権について、まず、1600条で株主名簿の調査について規定している。その条文は次のようになっている。

『カリフォルニア州会社法典 1600条

(a) 会社の発行済議決権付株式 (outstanding voting share) を総計で5%以上を保有するか、又は発行済議決権付株式の1%以上を保有し、かつ連邦証券取引委員会にスケジュール 14A (会社が連邦預金保護法に従い預金に保険が掛けられた銀行である場合は、適切な連邦銀行規制機関にフォーム F-6) を提出した株主又は複数の株主は、(1) 会社に書面の請求を5営業日前にすることで通常の事業時間の中に、株主の名前、住所及び株式の保有数の記録を調査及び謄写すること、又は(2) 書面の請求で、取締役の選任に関して議決権を有する株主の名前、住所及び株式の保有数を記載した最も直近の基準日に編纂された名簿又は請求のあった日以後に株主によって指定された日の名簿を通常の手数料 (usual charges) (手数料の総額は、請求があった時に譲渡代理人によって株主に示されるものとする) を支払うことで会社の譲渡代理人 (transfer agent) から得ることのいずれか又は両者を行う絶対的な権利を有するものとする。当該名簿は、請求を受領した後5営業日以降又は当該名簿を編纂される日が指定された日以降までには利用できるものとする。会社は、譲渡代理人が本項を遵守することに責任を有する。

(b) 会社又は譲渡代理人が指定された期限を超過して(a)項に基づく請求に応じることに遅滞した場合には、適切な郡の最高裁判所に自身が正当であることを立証する訴状を提出し、聴聞の後、当該遅滞の期間と同じ期間、直前に通知された株主総会について裁判所が命令する方法で延期する命令を得る権利を正当な請求を行った株主又は複数の株主に与えるものとする。その権利は、株主に付与されうる他の法的救済又はエクイティ上の救済も付加するものとする。

(c) 株主名簿は、会社に書面の請求をすることで通常の事業時間のいつでも、株主又は議決権信託証書の保有者による株主又は議決権信託証書の保有者としての利益に合理的に関連する目的のための調査及び謄写のために開示するものとする。

(d) 本条に基づく調査及び謄写は、本人又はその代理人あるいは弁護士が行行使することができる。本条で規定するこの権利は、基本定款又は附属定款で制限することができない。本条は、州内会社及び州内に主たる経営をする事務所を有する州外会社又はこの州で日常的に取締役会を開催する州外会社に適用する。』

(2) その他の会社情報の調査

次いで、1601条では株主名簿以外の会社情報の調査についての規定を置いている。そこでは、会計帳簿、株主総会あるいは取締役会議事録等の調査について定められている。その条文は次のようになっている。

『カリフォルニア州会社法典 1601 条

(a) 州内会社及びこの州で次の記録を保存する州外会社又は主たる経営をする事務所の会計に関する帳簿及び記録並びに株主総会、取締役会又は取締役会の設置した委員会の議事録は、株主又は議決権信託証書の所有者の書面の請求で、合理的な時間で通常の事業時間の中に株主又は議決権信託証書の所有者としての利益に合理的に関連する目的のために開示するものとする。本条によって与えられた権利は、本項に関しては、当該会社の子会社の記録もその対象とする。

(b) 株主又は議決権信託証書の所有者による調査権は、本人又は代理人もしくは弁護士によって行使することができ、調査権は謄写及び抄本を作成する権利を含む。会社の記録を調査する株主の権利は基本定款又は附属定款によって制限することができない。』

(3) 会社情報の収集権の法的執行手段

そして、1603 条では、株主の会社情報の調査につき、会社が不当に拒絶した場合に株主が利用することのできる法的執行手段が 1603 条で規定されている。その条文は次のようになっている。

『カリフォルニア州会社法典 1603 条

(a) 適法な調査の請求の拒絶につき、適切な郡の最高裁判所は、妥当かつ正当な状況で調査権を法的に執行すること、又は十分な理由を示すことで、この州で保存している帳簿及び記録を監査し、州内会社、あるいはこの州で記録を保存している州外会社、もしくはこの州で記録を保存している州内子会社ないし州外子会社の財産、資金及び業務を検査し、裁判所が命令する方法でそれを報告するための 1 人又それ以上の適格な検査役又は会計士を選任することができる。

(b) 全ての役員及び会社の代理人は、指名された検査役又は会計士に、裁判所侮辱の罪の下で管理又は権限のもとにあるすべての帳簿及び文書を提出するものとする。

(c) 検査又は監査に要したすべての費用は、裁判所が会社によって支払われること又は負担することを命令しない限り、請求者が支払うものとする。』

(4) 取締役による会社情報の収集権等

カリフォルニア州会社法において、会社情報の収集権に関する規定として上記の他に、1602 条で取締役の会社情報の収集権が定められている。さらに、1604 条で株主が会社情報の収集権を法的執行するに際して要した費用の補償に関する定めがあり、1605 条で会社情報の保存形式に関する規定がされている。それらの条文は以下のようになっている。

『カリフォルニア州会社法典 1602 条

全ての取締役は、合理的な時間に自身が取締役を務める州内外の会社及びその子会社の全ての帳簿、記録、及びあらゆる種類の文書を調査及び謄写し、並びに実際の財産を調査する絶対的な権利を有する。取締役による調査は自己又は代理人もしくは弁護士によって行使することができ、調査権は謄写及び抄本を作成する権利を含む。本条はこの州の主たる経営をする事務所を有するか又はこの州で日常的に取締役会を開催する州外会社の取締役に適用する。』

『カリフォルニア州会社法典 1604 条

1600 条又は 1601 条に基づく行為あるいは手続において、裁判所が正当な理由がなく当該規定の適切な請求に従うことへの会社の懈怠が正当な理由がないと判断した場合、裁判所は、株主又は議決権信託証書の保有者の、その行為あるいは手続に関連して生じた、弁護士費用を含む、合理的な費用の補償に十分な金額を与えることができる。』

『カリフォルニア州会社法典 1605 条

本章に従った調査の対象となる記録が書面の形式で保存されていない場合、調査の請求は、書面の形式で利用できる当該記録を会社がその費用で作成しない限り、かつ作成するまでは、応じていないものとする。』

2. 規定の特徴

カリフォルニア州会社法における会社情報の収集権の特徴として挙げられるのが株主名簿の調査については一定の要件を充たした場合、正当な目的の立証を必要としない絶対的な権利として認められていることである。すなわち、カリフォルニア州会社法 1600 条 (a) 項は、発行済議決権付株式を総計で 5%以上保有するか、又は発行済議決権付株式の 1%以上の保有及びスケジュール 14A を提出することで株主名簿の調査等について正当な目的の立証をする必要のない絶対的な権利として認めている。ちなみに、スケジュール 14A とは、委任状勧誘において委任状書面 (proxy form) に添付される委任状説明書 (proxy statement) である⁵¹。こうした制限を設けることによって、カリフォルニア州の立法者は会社と全く無関係な理由で他の株主と意思疎通を図ることを求める厄介な (pesky) 株主を排除することを目的としている⁵²。もっとも、ここにいう正当な目的の立証をする必要がない絶対的な権利とは、会社が不当な目的による会社情報の収集権の行使であることの立証責任を負っていることを意味していると思われる。そのうえで、株主名簿の調査が拒絶された場合に、裁判所に相当な期間、株主総会の延期を認める権限を付与しており、その点がカリフォルニア州会社法における株主の会社情報の収集権の特徴的な規定であると考えられる。

⁵¹ 黒沼悦郎『アメリカ証券取引法 (第 2 版)』204 頁 (弘文堂、2004 年)。

⁵² Stensland, *supra* note 11, at 881.

カリフォルニア州会社法の立法者は、こうした要件を設けることによって裁判所の負担軽減を企図したといわれる。すなわち、株式の保有数といった権利行使要件を課すことでそれを充たさなければ会社情報の収集権を有さないということが明白となり、会社情報の収集権の行使にあたって裁判所を介在させる必要がなくなると考えられた⁵³。

他方で、株主名簿の調査と会計帳簿及び議事録の調査を別個に規定していることが挙げられる⁵⁴。すなわち、カリフォルニア州会社法 1601 条 (a) 項で会計帳簿や株主総会、取締役会等の議事録の調査について規定している。また、同法 1600 条 (c) 項において委任状勧誘と関連しない株主名簿の調査を定めており、その内容は株主名簿以外の会社情報の調査と同様である。それゆえに、株主名簿以外の会社情報についてはデラウェア州と類似しているともいわれる⁵⁵。このことは、カリフォルニア州会社法では会社情報の収集権と委任状勧誘ひいては株主総会との関係を重要視していることが窺われる。

カリフォルニア州会社法の最も特徴的な規定は権利行使に必要な基準を設けるのではなく、会社の権利行使の拒絶に対する法的執行手段を定めていることである。そこでは裁判所は株主による会社情報の収集を法的に執行させるだけではなく、会社情報を検査する適格検査役又は会計士を選任する権限が与えられている⁵⁶。すなわち、カリフォルニア州会社法 1603 条 (a) 項は株主の適法な会社情報の調査請求を会社が拒絶した場合、株主は適切な理由を立証することにより、裁判所が検査役ないし監査役を選任することを認めている⁵⁷。なお、アメリカにおいては株主による会社情報の収集権の保障に重点を置いており、一般的にはヨーロッパのような検査役制度を知らないとい指摘される⁵⁸。

3. 模範事業会社法との比較

カリフォルニア州会社法と模範事業会社法の同じ点としては次のことが挙げられる。まず、カリフォルニア州会社法 1604 条及び 2016 年改正模範事業会社法 16.04 条 (c) 項は、株主の会社情報の収集に係る訴訟費用につき、株主の要した弁護士費用等の合理的な費用の支払いを命令する権限を裁判所に付与していることである。この点は会社情報の収集の不当拒絶に対する抑止を目的としたものであると推測され、デラウェア州会社法 220 条 (c) 項でも規定されていることに鑑みると有益な規定であることが窺われる。

次いで、定款による株主の会社情報の収集権を制限することへの言及がなされている点である。もっとも、この点については模範事業会社法 16.02 条 (f) 項がカリフォルニア州会社法 1600 条 (d) 項を参考として規定を設けていることに留意が必要である。

⁵³ *Id.* at 882.

⁵⁴ 米山・前掲 (注 40) 407 頁。

⁵⁵ Stensland, *supra* note 10, at 882.

⁵⁶ カリフォルニア州では、裁判所の選任する検査役による会社情報の収集権を初期の段階で認めていた。その概要については、第 2 章第 3 節を参照。

⁵⁷ See JAMES D. COX & THOMAS LEE HAZEN, 2 THE LAW OF CORPORATIONS, 473(3d ed. 2010).

⁵⁸ 上田純子「株式会社における経営の監督と検査役制度 (一) —イギリスにおける展開を機縁として—」民商 116 巻 1 号 50 頁 (1997 年)。

カリフォルニア州会社法と模範事業会社法における株主の会社情報の収集権との違いとして、まず、カリフォルニア州会社法では子会社の会社情報の収集権が認められているかどうかである。この点は模範事業会社法では規定されていないが、デラウェア州会社法では認められているところでもある。

カリフォルニア州会社法と模範事業会社法の大きな違いとして考えられるのが、第1に、カリフォルニア州会社法は会社情報の収集権を株主総会、とりわけ委任状勧誘との関係を重視していることである。すなわち、どのような状況においても会社情報の収集権を認めているが、委任状勧誘を企図する株主に対しては一定の要件のもとで行使目的の立証を必要としない絶対的な権利として株主の会社情報の収集権を認めている。そのうえで、株主名簿の調査が拒絶された場合、裁判所に株主総会の延期を認めていることは株主総会との関係を重視するカリフォルニア州会社法における株主の会社情報の収集権を象徴する規定とも考えられる。

これに対して、模範事業会社法はそうした状況を区別することなく、いわば普遍的な権利として会社情報の収集権を規定している。さらに、同法では株主総会の延期と会社役員が行った不当拒絶に対する法的執行手段として特段の手当てはされていない。株主による委任状勧誘は会社情報の収集権が行使される重要な局面として考えられているところ、会社情報の収集権の行使について状況によって区別して規定することも検討の意義はあると思われる。

第2に、カリフォルニア州会社法においても、デラウェア州会社法及びニューヨーク州会社法と同様に、会社情報の収集権の行使目的に関する規定が設けられていることである。カリフォルニア州会社法では、その目的を株主としての利益に合理的に関連する目的と規定する。そうした規定の仕方についてはデラウェア州会社法及びニューヨーク州会社法と同様であるが、会社情報の収集権の行使目的を具体的に定義していない模範事業会社法とは対照的な点である。

第3に、不当拒絶に対する救済手段があげられる。模範事業会社法では不当拒絶に対する救済について裁判所に裁量の権限を与えているが、カリフォルニア州会社法では、それに加えて第三者である検査役の選任を裁判所に認めている。この点はカリフォルニア州会社法の大きな特徴であるとも考えられており、株主と会社の利益を折衷した検討に値する救済手段であると考えられる⁵⁹。

⁵⁹ 木俣由美「適切な経営監視のための株主の情報収集権—会計帳簿閲覧権を中心に—」産法 38 卷 1 号 28 頁 (2004 年) も、こうしたカリフォルニア州会社法の規定は、株主と会社の利益を調整するものとして注目されると述べている。

第9章 わが国における株主の会社情報の収集権とその問題点

第1節 会社情報の収集権の意義とその沿革等

1. 会社情報の収集権の意義と性質

(1) 会社情報の収集権の意義等

アメリカでは、株主が会社の十分な情報を有していない限り、保有している株式の売却や議決権の行使又は勧誘、あるいは派生訴訟の提起といった株主としての権利を適切に行使することができないと考えられている。そのうえで、株主の会社情報の収集権は株主の基本的な権利として重要視されてきた。

わが国においても、株主の会社情報の収集権は経営監督のための重要な権利として位置付けられ、監督是正権を効率的、合理的あるいは適切に行行使するために機能する株主権であるとか、監督是正権を実質化させるための権利であると説明される¹。ちなみに、株主の会社情報の収集権は商法上の公示主義の現れとする見解や、利害関係人に企業情報を提供する機能を有する面に重点をおけば開示制度の現れとする見解もある²。

ところで、アメリカにおいて株主の会社情報の収集権は会社の所有者としての権利から派生するものと考えられているが、救済を求める権利としての側面も有していると考えられていた。これに対して、わが国の会社法は株主の会社情報の収集権をどのように位置付けているのであろうか。わが国において、会社に対する経営監督のために重要な役割を果たす株主による会社情報の収集権の性質については見解が分かれている。多数説は株主による会社情報の収集権の多くを共益権と解している³。すなわち、株主の会社情報の収集権は、取締役の業務執行といった会社の運営を監督是正することを目的とした権利であると⁴する。

その一方で、株主の会社情報の収集権を自益権と位置付ける説があったことが注目される。この説によれば、会社情報の収集権は、株主に限らず債権者にも認められている権利であると指摘する。そのうえで、実質的には会社に課せられている公示義務の反面であるとも考えられる特殊な性格の権利であるとしつつも、株主である以上当然にこの権利を有することから自益権であると主張する⁵。あるいは、会社情報の収集権の効果は議決権や代

¹ 松岡啓祐『最新会社法講義（第3版）』121頁（中央経済社、2016年）、尾崎安央「東京商事法研究会・シンポジウム 株主の経営監督機能 基調講演（2）株主の情報収集権」判タ872号20頁（1995年）、龍田節＝前田雅弘『会社法大要（第2版）』185頁（有斐閣、2017年）。なお、田中亘『会社法』67頁（東京大学出版会、2016年）が株主の会社情報の収集権を図表で整理している。

² 西原寛一「商法における公示主義とその反省」『商事法研究 第1巻』101頁（有斐閣、1957年）、蓮井良憲「株主による会社備置書類の閲覧請求」加藤勝郎＝柿崎榮治＝新山雄三編『服部榮三先生古稀記念 商法学における論争と省察』754頁（商事法務研究会、1991年）参照。

³ 田中・前掲（注1）65頁。江頭憲治郎『株式会社法（第7版）』128-129頁（有斐閣、2017年）も取締役等の監督是正目的にも行使されるが、会社法で認められている株主の投資判断材料を得る目的に行使される場合は自益権的な性格を持つと述べている。

⁴ 鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法（第3版）』109頁（有斐閣、1994年）。

⁵ 石井照久『会社法上巻（商法Ⅱ）』127頁（勁草書房、1967年）。

表訴訟提起権の行使とは明らかに異なるとし、そうした観点から自益権に付随する権利と捉えることがその機能に最も即しているとする⁶。

その他に、株主の会社情報の収集権は、明白に共益権に属するといえないことから共益権的性質と同時に自益権的性質も有する中間的性質の権利と解する見解もあった⁷。会社情報の収集権の中でも、とりわけ会計帳簿閲覧謄写請求権（会社法 433 条 1 項）は専ら会社の利益を考えて行使すべきであるとしても、当該権利行使より得た情報を株主がどのように利用しないしは活用するかは全て株主の意思にかかっている。他方で、株主自らの利益のためにその成果を活用することも、構成員の私的利益追求を目的とする株式会社においては否定することもできない。そのことから自益権あるいは共益権のいずれかに該当する権利ということはできず、第 3 の権利としての地位を認めざるをえないといわれる⁸。ただ、この見解には批判もある。すなわち、自益権と共益権を区別する実益が、権利行使の効果とそれに基づく権利行使に関する制約にあることをその論拠とする⁹。

ちなみに、会社は会社情報の収集権を定款又は株主総会決議をもってしても排除することができないことから、会社情報の収集権は株主総会における多数決の濫用を防止する機能を有する固有権であるとも主張されていた¹⁰。しかし、現在では株主総会の多数決で決定できる事項は法定されている場合が多く、多数決の濫用があったような場合についても他の理論で対処するのが通常であるとされている。さらに、何が固有権であるかを統一的に述べることは困難であって、結局は株式会社の本質と法律の規定に基づいて個別的に決定するほかないと考えられている。そのことから、固有権概念が用いられることはほとんどないといわれる¹¹。

（2）株主権に関する学説の展開

このように、わが国において株主の権利は、講学上、大きく分けて自益権と共益権に分類されてきた。しかし、そうした自益権と共益権を区別することには疑問が提起されている¹²。たとえば、昭和 25 年商法改正により、自益権と共益権の中間的性質の株主権が増加したことから株主権の分類をアメリカ法のようにすべきであるとの主張¹³や、自益権・共益

⁶ 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法（8）－株式会社の計算（1）』73頁〔倉沢康一郎〕（有斐閣、1987年）。ただ、石井・前掲（注5）128頁は、基本的に株主の会社情報の収集権は自益権としつつ、少数株主権である会計帳簿閲覧謄写請求権については共益権であると述べている。

⁷ 田中誠二『三全訂会社法詳論 上巻』284頁（勁草書房、1993年）。

⁸ 本間照雄「株主の帳簿閲覧権」鴻常夫ほか編『演習商法（会社）下巻』642頁（青林書院、1986年）。

⁹ 大隅健一郎＝今井宏『会社法論 上巻（第3版）』342頁（有斐閣、1991年）。

¹⁰ 大森忠夫ほか編『注釈会社法（6）－株式会社の計算』35頁〔服部栄三〕（有斐閣、1970年）、上柳ほか編・前掲（注6）73頁〔倉沢康一郎〕。

¹¹ 神田秀樹『会社法（第19版）』71頁（弘文堂、2017年）、大隅健一郎＝今井宏＝小林量『新会社法概説（第2版）』83頁（有斐閣、2010年）。

¹² 泉田栄一「自益権と共益権」法時 83 卷 2 号 90 頁（2011 年）等を参照。

¹³ 田中・前掲（注7）136頁以下参照。

権という用語に代えて財産権ないしは財産的権利・管理権と改めるべきともいわれている¹⁴。

そうしたなか、アメリカの近時の学説では株主権を経済的権利 (economic rights)、支配権 (control rights)、情報権 (information rights)、訴訟提起権 (litigation rights) の4つに分類する見解がみられたように¹⁵、わが国の株主権についてもその機能から次のような分類ができることと主張されている¹⁶。まず、株主が現在の経営陣に何らかの不満を抱き、これは経営者と対決する権利と位置付けられる監督是正権である。これはさらに従来の経営政策の変更を迫り、株主自らがこれを是認とする政策を実現するように求める政策実現権と会社に違法行為を是正させる違法是正権に分類される。前者については株主総会における議決権や株主提案権がこれに該当するとされ、後者については代表訴訟提起権や検査役選任請求権が挙げられている。

次いで、株主が会社経営について情報を収集することや会社の経営について抱いている希望や意見を経営陣又は他の株主に伝達することを通して株主が経営について知り、経営者等と対話する権利である情報請求・対話の権利がある。ここには、株主名簿や取締役会議事録あるいは会計帳簿の閲覧謄写請求といった会社情報の収集権や株主総会における株主に対する説明義務が分類される。

株式会社においては取締役が経営の多くが任せられているが、取締役が通常の業務下で経営判断を行使しているのではなく、経営が腐敗しているときや取締役が個人的利己的な経営判断をしているときは株主の監督是正権が期待されている。そのような観点からは監督是正権が違法を是正する機会を広げるために単独株主権とされつつ、濫用的な行使による会社の損害も少なくないことから少数株主権とされているものもある。

その一方で、株主の価値観でその評価が変わりうる政策実現権は現在の株式会社制度を前提とするならば、終局的には資本多数決によって決せられる事柄である。しかし、株主が株主としての無関係な利益のために権利行使することで権利が濫用されることがある。そのことから濫用防止策が必要になると考えられている。

(3) 少数株主権としての会社情報の収集権

ちなみに、株主の会社情報の収集権の多くは単独株主権であるが、会計帳簿閲覧謄写請求権は少数株主権であることから共益権であるとの説明がみられた¹⁷。しかし、会計帳簿閲覧謄写請求権は、株主の権利を確保するための前提として認められたものであり、確保の対象となる株主の権利には各種の単独株主権も含まれる。そのことから、多数決制度の濫用に対する救済策という意味を有するものではなく、本来単独株主権として付与されるべきものであるとされる。ただ、わが国においてこの権利が少数株主権とされたのはいわゆ

¹⁴ 泉田・前掲(注12)94頁。

¹⁵ 第1章第1節参照。

¹⁶ 近藤光男『コーポレート・ガバナンスと経営者責任』10頁以下(有斐閣、2004年)参照。

¹⁷ 松田二郎＝鈴木忠一『條解株式會社法 下』459頁(弘文堂、1952年)。石井・前掲(注5)128頁も参照。

る会社荒らしが横行する実情に鑑み、権利濫用の防止という趣旨を主眼としたものとみるべきであると考えられている¹⁸。さらに、会計帳簿閲覧謄写請求権それ自体が多数決の濫用ないしは大株主の専横に対して少数株主を救済し、会社の利益の擁護とその正義を実現するために認められた権利とはいえないとも批判されていた¹⁹。

しかし、会計帳簿閲覧謄写請求権が少数株主権であることの理由については、株主平等原則を重視する立場から次のような主張もされている。すなわち、単純な資本多数決のみでは大株主ないし多数派株主の専横が生じやすいことに対する歯止めとしての制度の一つであるとする。そうした理解を前提に、少数株主の発言力を強化することにより大株主に対する対抗力を付与しようとするものであるから株主平等原則と共通の政策目的を有していると主張される²⁰。

このように、通説では共益権として分類される会社情報の収集権であっても、その法的性質を巡って種々の見解が唱えられていた。様々な見解が交錯する株主による会社情報の収集権であるが、その法的性質をどのように位置付けるかは拒絶事由や権利行使要件の在り方もしくは権利濫用となる判断基準を考えるにあたって重要な観点になるものと思われる。

もとより、会社法で認められている株主の会社情報の収集権も多岐にわたり、種々の要件を課されているものもある。ただ、会社法において株主の会社情報の収集権は会社情報に応じて別々に規定されており、権利行使の要件や拒絶事由等も区別されていて分かりづらい規定となっている。

2. 具体的な会社情報の収集権の意義

(1) 株主名簿閲覧謄写請求権

会社情報の収集権として、まず挙げられるのは株主名簿閲覧謄写請求権であろう（会社法 125 条 2 項）²¹。すなわち、株主は営業時間内であればいつでも、請求理由を明示したうえで閲覧及び謄写を請求することができる。

株主名簿閲覧謄写請求権には次のような意義があると考えられている²²。株主名簿閲覧謄写請求権は株主名簿の備置及び利害関係者に正当な閲覧請求に応じる義務を取締役に課す

¹⁸ 実方正雄「少数株主権の濫用」末川先生古稀記念論文集刊行委員会編『権利の濫用 中』152 頁（有斐閣、1962 年）、田中誠二『三全訂会社法詳論 下巻』917 頁（勁草書房、1994 年）。

¹⁹ 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法（9）－株式会社の計算（2）』206-207 頁[和座一清]（有斐閣、1988 年）。

²⁰ 上村達男「株主平等原則」竹内昭夫編『特別講義商法 I』21 頁（有斐閣、1995 年）。

²¹ 株主名簿制度の歴史的沿革については、松井智予「技術革新と会社法」中東正文＝松井秀征『会社法の選択－新しい社会の会社法を求めて』817 頁以下（商事法務、2010 年）を参照。

²² 山下友信編『会社法コンメンタール 3－株式（1）』289 頁[前田雅弘]（商事法務、2013 年）、酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法 第 2 巻株式・1』205 頁[志谷匡史]（中央経済社、2008 年）、上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法（6）－株式会社の機関（2）』200 頁[山口幸五郎]（有斐閣、1987 年）、奥島孝康＝落合誠一＝浜田道代編『新基本法コンメンタール 会社法 1（第 2 版）』255 頁[吉本健一]（日本評論社、2016 年）参照。

ことで直接には株主等の保護を図り、間接的に株主の構成等といった会社の状態を監視することによって会社の利益を保護するための制度である説明される。株主名簿の閲覧謄写を通して、直接には株主情報を知ることにより権利行使や株式譲渡を容易にするという株主・債権者の保護を図り、間接的に株主名簿管理を監視することを通して会社の適切な運営を確保するためのものであるとする²³。

会社法は株主名簿の記録を基礎に株主としての権利行使要件を決定し（同法 124 条）、会社ないし第三者への対抗要件とする（同法 130 条）。そのことから、会社による株主名簿の改ざんのおそれを否定できず、株主等の監視が必要であるともいわれる²⁴。その一方で、プライバシー権の行使としての株主名簿上の「自己情報」を確認すること及び株主権の行使として他の株主に委任状勧誘や書面投票を呼びかけることといったその他のコミュニケーションを図る目的で「他の株主の情報」を得ることにあるとの見解もあり²⁵、理解の異なる点も多くなっている。

（2）会計帳簿閲覧謄写請求権等

少数株主権である会社情報の収集権として、会計帳簿閲覧謄写請求権（会社法 433 条 2 項）がある。株主が直接に会計帳簿等の閲覧謄写を請求できる制度は比較的稀であるといわれるが、会計帳簿閲覧謄写請求権は取締役の責任追及の訴えを提起するための必要な調査をなす場合などに重要な役割を果たす²⁶。会計帳簿閲覧謄写請求権はその意義として次のことが考えられている²⁷。

株主は、取締役等の責任追及のための株主代表訴訟提起権等の会社の業務執行に対する各種の監督是正権を有している。そうした種々の監督是正権を有効適切に行行使するために、株主は会社の業務及び財産の状況に関する正確かつ詳細な情報を入手しておく必要がある。そこで会社法は計算書類及びその附属明細書の閲覧権を株主に付与しているが（同法 442 条）、計算書類等はオリジナルな会社情報ではなく概括的な記載内容にとどまるため、会社の経理について必ずしも十分な情報を提供するものとはいえない。そのことから会計帳簿及びこれに関する資料の閲覧謄写を請求する権利を有していると説明される。この権利は株主の監督是正権を行使するための前提ないし手段となる権利であって、開示請求権に属

²³ なお、株主名簿の備置及び閲覧謄写の実務については、木村敢二「株主名簿の備置対応」商事 2138 号 37 頁（2017 年）、辰巳郁「実務問答会社法第 14 回 株主名簿の閲覧・謄写請求におけるコピー機の利用の可否等と株主名簿の作成時点」商事 2143 号 40 頁（2017 年）を参照。また、平成 21 年 1 月から実施されている株券の電子化といわれている振替制度の対象となる上場会社では、株主名簿の他に振替口座簿という 2 つの名簿で株主を管理しており、その関係が問題となっている。その詳細については、拙稿「株券の電子化・ペーパーレス化と株式取引を巡る問題点の検討～公開・上場会社を中心に～」専修法研論集 55 号 60 頁以下（2014 年）を参照していただければ幸いである。

²⁴ 酒巻＝龍田編・前掲（注 22）205 頁[志谷匡史]。

²⁵ 尾崎安央「株主名簿閲覧請求と権利濫用」判タ 948 号 25 頁（1997 年）。

²⁶ 江頭・前掲（注 3）707 頁。

²⁷ 江頭憲治郎＝弥永真生編『会社法コンメンタール 10－計算等（1）』131 頁[久保田光昭]（商事法務、2011 年）、上柳ほか編・前掲（注 19）201 頁[和座一清]（有斐閣、1988 年）参照。

するとされている。

ただ、会社法は株主に対して会計帳簿の閲覧謄写を認めているが、唯一の持株要件の課されている株主自身が行う会社情報の収集権である。すなわち、会社法 433 条 1 項は総株主の議決権又は発行済株式の 100 分の 3 以上を有する株主は営業時間内であればいつでも、請求理由を明示したうえで閲覧及び謄写を請求することができる」と規定する。ただし、同条 2 項各号に該当する場合には会社はこれを拒絶することができる。そもそも、こうした拒絶事由の根底には株主の権利一般の行使に関する基本原則を示しているともいわれる²⁸。

会計帳簿の他に会社の財務状況に関する会社情報の収集権としては計算書類等の閲覧等を単独株主権として認めている（会社法 442 条 3 項）。これは株式会社における企業内容開示の一環といわれる。ここにいう計算書類等とは各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書、臨時計算書類を作成した場合には臨時計算書類、監査報告、会計監査人の会計監査報告である²⁹。

（3）取締役会議事録閲覧請求権等

取締役等の会社役員への責任追及をする場合に重要な役割を果たすのが取締役会等の議事録の閲覧謄写請求権である。取締役会の議事録には議事の経過の要領とその結果が記録され、これにより取締役会の決議が適正な手続の下に成立したかどうか、又は取締役が取締役会における意思決定に誠実に参加しているかが明らかとなる。そのうえ、報告事項等からは業務執行取締役の業務執行状況も知ることができる会社情報である³⁰。株主は取締役会議事録の記録を前提に権利行使あるいは責任追及をすることとなる。

取締役会以外の議事録として、会社法は、株主総会議事録の閲覧謄写を株主に認めている。すなわち、会社法 318 条 1 項は会社に対して株主総会の議事録の作成を義務付け、2 項で 10 年間の保存義務を課している。そのうえで、3 項において、株主は当該議事録を営業時間内であればいつでも、その閲覧及び謄写を請求できると定めている。株主総会議事録は議事の経過及びその結果を示す記録であり、とりわけ決議の成否を知るうえで、重要な記録文書としての意味を持つ³¹。ちなみに取締役会議事録の記載内容は会社法施行規則 101 条で詳細に規定されているが、その在り方としては疑問が提起されている³²。

（4）株主総会における説明義務等

株主総会と関連した会社情報の収集権としては株主総会における会社役員への説明義務ないし質問権が挙げられる（会社法 314 条）。すなわち、株主は株主総会において質問をする

²⁸ 大隅健一郎「いわゆる株主の共益権について」『新版 会社法の諸問題』161 頁（有信堂、1983 年）。

²⁹ 江頭＝弥永編・前掲（注 27）532、535 頁[弥永真生]。

³⁰ 落合誠一編『会社法コンメンタール 8－機関（2）』322 頁[森本滋]（商事法務、2009 年）。

³¹ 岩原紳作編『会社法コンメンタール 7－機関（1）』245 頁[前田重行]（商事法務、2013 年）。

³² この点については、須藤典明「取締役会の逐語的な議事録の作成・開示について」金判 1497 号 1 頁（2016 年）を参照されたい。

ことができるとする。ただし、その質問内容が株主総会の目的事項に関しない又は説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合はこの限りではない。

ただ、説明義務ないし質問権は、あくまでも株主総会の議題ないし議案に対する審議のため、ひいては議決権を行使するために認められる。この範囲内ないし制約のもとにおいてではあるものの、株主総会における情報開示機能や経営者のコントロール機能を担っている³³。

もっとも、上場会社については情報開示と説明の場として株主総会を位置付けて、株主の質問権と経営者の説明義務を強化すべきとする見解がある。この見解は株主総会の権限縮小が取締役の説明義務と並行的な縮小をもたらすと考えるべきではなく、むしろ株主総会の権限縮小に反比例する形で説明の場としての株主総会の意義が特に強調されなければならないとする。そのうえで、株主総会は企業の IR 活動発揮の最も有力な場であると主張する³⁴。

さらに、健全なコーポレート・ガバナンスの構築するために、上場会社を対象として会社と株主あるいは投資家との対話が重要視されている「コーポレートガバナンス・コード」との関係で次のようにもいわれる。すなわち、個人株主は原則として株主総会において質問することができないが、コーポレートガバナンス・コードでは株主総会における個人株主の発言等にあまり配慮されていないと指摘されている。上場会社の健全かつ効率的な運営を確保するためには、個人株主の役割（株主民主主義）にも配慮すべきであろうともいわれている³⁵。

ところで、株主の会社情報の収集権は開示請求権とも考えられているが、とりわけ会計帳簿の調査に際して著しい欠落ないし虚偽の疑いがある場合、株主は取締役に対してその点の説明を求めることができるであろうか。この点につき、学説は見解が分かれている³⁶。

肯定説は、会計帳簿に著しい脱落ないし虚偽の疑いがある等の例外的な場合にのみ、説明請求権が認められるとする。すなわち、閲覧謄写請求権は直接的開示請求権というべきであるのに対して説明請求権は間接的開示請求権である点で会計帳簿閲覧謄写請求権よりも弱い権利であるとすることができ、閲覧謄写請求権が認められながら会社側の事情によりその権利行使ができない場合に補助的に口頭の説明を求める権利を目的とすべきではない等をその論拠とする³⁷。

これに対して、否定説はわが国の商法（会社法）は株主総会以外で行使することができる各種の開示請求権を規定し、会社情報の開示はそれらの手段のみによるべきことを定めていると解する。これは会計帳簿閲覧謄写請求権にも妥当し、株主総会以外に説明義務を

³³ 岩原編・前掲（注 31）245 頁[松井秀征]。尾崎・前掲（注 1）22 頁も参照。

³⁴ 上村達男『会社法改革—公開株式会社法の構想』215 頁（岩波書店、2002 年）。

³⁵ 森本滋『企業統治と取締役会』46 頁（商事法務、2017 年）。

³⁶ 学説の展開につき、上柳ほか編・前掲（注 19）205-206 頁[和座一清]を参照。

³⁷ 山村忠平「株主の説明請求権」私法 16 号 122-123 頁（1956 年）。

負わせることは会社の正常な業務執行を阻害することから認められないとする³⁸。さらに、商法（会社法）上、説明請求権行使の要件については明文の規定がないことから不明確であり、説明請求権を認めるとすれば会社の正常な業務執行を阻害する可能性が強いと批判する³⁹。

（５）検査役選任請求申立権

株主自身による直接的な情報収集権ではないが、より広範な会社情報の収集権として検査役選任請求申立権（会社法 358 条 1 項）がある。すなわち、総株主の議決権又は発行済株式の 3%以上を有する株主は、会社の業務の執行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、裁判所に対して検査役の選任の申立てをすることができる。ちなみに、わが国の検査役選任請求申立権は 1862 年イギリス会社法が参考にされたようである⁴⁰。

株主の会社情報の収集権は、前述のように株主の監督是正権の適切な行使を通じた経営監督のための手段である。ただ、上述の様々な株主による会社情報の収集権では収集できる情報が限定される。そのため、さらに進んで、直接に会社の業務及び財産の状況も調査する必要がある。それに応える制度が検査役選任請求申立権であると考えられている。もともと、強力な権利であるため、濫用の危険も大きいことからその要件及び効果については厳格な法規制が加えられている⁴¹。

検査役選任請求申立権については、会計帳簿閲覧謄写請求権との関係が古くから問題となっている。かねてより、中立的・公的な機関に会計帳簿・資料を調査させ、その結果を株主に報告させる方式を採用し、両制度の一本化が妥当であると主張されてきた⁴²。そこでは、株主に会計帳簿の閲覧謄写請求権を認めることで不当に会社業務の運営が阻害されるおそれがあるとともに、個別的な閲覧を認める実益が少ないことを理由とする⁴³。

あるいは、会計帳簿については情報の機密性が高く、漏洩されれば結果として全株主に不利益が及ぶことになるから独立中立機関に情報収集を委ねることが望ましいとの主張がある。そのうえで、その他の会社情報については利害関係人のイニシアチブに基づく権利として存置すべきだが、情報の内容・性質に応じて検討されるべきであるともいわれる⁴⁴。

³⁸ 菅原菊志「株主の解説請求権の法律的考察」私法 23 号 157 頁（1961 年）。

³⁹ 本間・前掲（注 8）643 頁。

⁴⁰ 上田純子「中立的社外者による会社情報の収集と利害調整」法政 79 卷 3 号 298 頁（2012 年）、司法省『ロエスエル氏起稿 商法草案 上巻（復刻版）』444 頁（新青出版、1995 年）。

⁴¹ 落合編・前掲（注 30）107 頁[久保田光昭]。なお、欧州諸国では少数株主の申立てに基づき裁判所が選任した検査役が会社の業務及び財産を調査する制度が広く採用されているとされている（江頭・前掲（注 3）596 頁注 4）。この点につき、上田・前掲（注 40）298 頁以下を参照。

⁴² 石井照久『会社法下巻（商法Ⅲ）』243 頁（勁草書房、1967 年）、上柳ほか編・前掲（注 19）204 頁[和座一清]、大隅健一郎・今井宏『会社法論上巻（第 3 版）』502 頁（有斐閣、1992 年）、木俣由美「適切な経営監視のための株主の情報収集権—会計帳簿閲覧権を中心に—」産法 38 卷 1 号 37 頁（2004 年）。

⁴³ 石井・前掲（注 42）243 頁。

⁴⁴ 上田・前掲（注 40）333-334 頁。

このように、会計帳簿閲覧謄写請求権と検査役選任請求申立権は権利行使要件やその効果については重複する点が多い。今後は、両者の関係をどのように位置付けて、調整していくかが重要な課題となろう⁴⁵。

第2節 会社情報の収集権の沿革

1. 昭和25年改正以前の規定

会社法における会社情報の収集権に関する検討の前提として、まず、平成17年改正前商法における株主の会社情報の収集権に関する規定の沿革を確認しておきたい。その規定の変遷は次のとおりである⁴⁶。

明治23年のいわゆる旧商法は「会社ハ基本店及ヒ各支店ニ株主名簿、目論見書、定款、設立免許書、総会ノ決議書、毎事業年度ノ計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利益又ハ配当金ノ分配案及ヒ抵当若クハ不動産質ノ債権者ノ名簿ヲ備置キ通常ノ取引時間中何人ニモ其求ニ応シ展開ヲ許ス義務アリ」と定めていた(同法222条)。旧商法は明治26年の一部施行にあたって、「何人ニモ其求ニ応シ」との文言が「株主及ヒ会社ノ債権者ノ求ニ応シ」と改められた。

明治32年の商法は、その171条1項で「取締役ハ定款及ヒ総会ノ決議録ヲ本店及ヒ支店ニ備へ置キ且株主名簿及ヒ社債原簿ヲ本店ニ備へ置クコトヲ要ス」とし、そのうえで2項は「株主及ヒ債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲ケタル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得」と規定していた。明治32年商法は書類の備置及び閲覧を旧商法が会社の義務として規定していたのに対して取締役の義務として規定する。その他に会社の計算書類は会社の計算の節に移し、取締役は定時株主総会の会日前に、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書、準備金及び利益又は利息の配当に関する議案を本店に備え置くこととしたうえで株主にその閲覧を認めていた(同法191条)。さらに、目論見書並びに設立免許証等は削除するとともに、実際上の便宜を考慮して社債原簿の本店での備置を加えた。

昭和13年改正商法は株主総会の議事録について規定を設け(同法244条)、これとともに取締役が会社の本店・支店に備え置き、株主の閲覧に供すべき会社情報のうち、株主総会の「決議録」を「議事録」と改めたが実質的な変更はなかった(同法263条)。その一方で、株主総会に提出すべき計算書類等は定時総会の会日1週間前から本店に備え置くことを要し、株主は営業時間内いつでも閲覧を求めることができた。さらに、会社の定めた費用を支払ってその謄本及び抄本の交付を求めることができる旨定められた(同法281条)。

2. 昭和25年改正等

⁴⁵ この点につき、黒沼悦郎「帳簿閲覧権」民商108巻4・5号529頁(1993年)は、会計帳簿閲覧請求権と検査役選任請求権が並存している以上、一方の存在が他方の利用を妨げることはあってはならないと述べている。

⁴⁶ 蓮井良憲「株主による会社備置書類の閲覧請求」加藤勝郎＝柿崎榮治＝新山雄三編『服部榮三先生古稀記念 商法学における論争と省察』755-756頁(商事法務研究会、1991年)参照。

その後、アメリカ法の影響を受けた昭和 25 年改正商法では次のような規定となった⁴⁷。すなわち、同法 263 条 1 項は「取締役ハ定款並ニ総会及取締役会ノ議事録ヲ本店及支店ニ、株主名簿及社債原簿ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス名義書換代理人ヲ置キタルトキハ株主名簿及社債原簿又ハ其ノ複本ヲ名義書換代理人ノ営業所ニ置クコトヲ得」とし、会社に保存を求める会社情報を列挙していた。そのうえで、同条 2 項で「株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得」として、株主及び債権者の会社情報の収集権を規定した。

昭和 25 年改正商法における改正点は、まず、同年の改正で採用された取締役会制度に伴う議事録に関する規定が新設された。すなわち、昭和 25 年商法改正で、取締役会制度が法定され、昭和 25 年改正商法 260 条ノ 3 が取締役会議事録について「取締役会ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ出席シタル取締役之ニ署名スルコトヲ要ス」と規定した。そのうえで、同法 263 条が定款や株主総会の議事録とともに取締役会の議事録を本店と支店に備え置くことを要求し、株主はその閲覧謄写をすることができるものと規定した⁴⁸。これと併せて、名義書換代理人の採用に伴う改正がされたものの、本質的な変更はなかった。

また、昭和 25 年商法改正では会社情報の閲覧以外に謄写をすることができる旨規定された。その理由としては、昭和 25 年改正前商法では会社情報の閲覧のみが認められ、それを謄写することは認められていなかった。しかし、学説では会社情報の閲覧者が会社の業務及び他の閲覧者を妨害しない限り、会社情報の謄写を禁止すべき理由がないとし⁴⁹、判例においても、大審院昭和 13 年 6 月 6 日判決（民集 17 卷 13 号 1207 頁）が会社情報の閲覧には謄写も含まれることを判示しており、従来から会社情報の謄写を認めていたこれらの立場を明文化したものとされている。

次いで、昭和 25 年商法改正では、株主の地位を強化する一環として、会計帳簿閲覧謄写請求権が認められた。会計帳簿閲覧謄写請求権は、アメリカ法上の会社情報の収集権に倣い導入された。すなわち、同改正は株主総会の権限を縮小して取締役の権限強化を図った一方で、株主が直接に会社業務の運営を監督・是正する権利を与え、そうした権利の一つとして会計帳簿閲覧謄写請求権が認められた⁵⁰。ちなみに、この規定を設けるにあたって参考とされたのは 1933 年イリノイ州事業会社法 (Illinois Business Corporation Act of 1933) とされている⁵¹。

しかし、その行使にあたっては発行済株式総数の 10 分の 1 以上の株式の保有が要求されていた。これは会計帳簿閲覧謄写請求権が 10%以上の株式保有という少数株主権とされた

47 蓮井・前掲（注 46）756 頁参照。

48 落合編・前掲（注 30）320 頁[森本滋]。

49 松本丞治『日本会社法論』290 頁（巖松堂書店、1929 年）、奥野健一ほか『株式会社法積義（改訂 4 版）』177 頁（巖松堂書店、1940 年）。

50 上柳ほか編・前掲（注 19）201 頁[和座一清]。

51 会計帳簿閲覧謄写請求権の創設に係る議論につき、中東正文編著『商法改正（昭和 25 年・26 年）GHQ/SCAP 文書』解 38 頁以下（信山社、2003 年）を参照。

理由は、個々の株主に当該権利行使を認めると会社荒らし等によって容易に濫用されるとともに、会社が権利濫用に藉口して正当な権利行使を妨げる危険を考慮したためとされている⁵²。

それに対して、わが国の会計帳簿閲覧謄写請求権のモデルとなった 1933 年イリノイ州事業会社法は、会計帳簿だけではなく、各種議事録、株主名簿の調査を請求するにあたって、6 か月以上又は発行済株式の 5%以上の株式の保有を要求していた。しかし、アメリカではコモン・ロー上の会社情報の収集権が排斥されておらず、持株数とは無関係に会社情報の収集権が行使できたことに鑑みるとアメリカ会社法を主なモデルとしながらも大きな相違があったものといえよう。

他方で、昭和 25 年改正商法は 293 条ノ 5 で全ての株主に計算書類付属明細書の閲覧権を認めた。ただ、昭和 49 年商法改正により附属明細書も計算書類と同様の扱いとなったことから、同条は全面削除された。なお、昭和 25 年改正商法 281 条では備え置くことが義務付けられていた財産目録は昭和 49 年の商法改正でそれを削除してその作成を不要とした。それは次のことを理由とする。すなわち、会計帳簿が完備される限り、財産目録の実質的な重要性が失われたことから必要がないと判断されたためである⁵³。

3. 昭和 56 年改正

ところで、昭和 25 年改正商法において、取締役会議事録は、株主総会議事録と同様に株主に広く開示されていた⁵⁴。そもそも、取締役会は重要な業務執行に係る意思決定機関であり、かつ取締役の職務執行の監督機関でもある。そのことから事後的に取締役に責任を追及することに資するためだけではなく、合理的な資料に基づいて実質的な審議がされたかどうか等の経営チェック一般の実効性を確保するために、取締役会の議事の経過についてできるだけ詳しく議事録に記載等されることが望まれる。しかし、その議事や決議の内容には企業秘密に属する事項が含まれており、これが広く開示されると会社の利益を害するおそれがあった。

そこで、実務慣行として代表取締役中心の常務会や経営会議等が実質的な経営の基本方針に係る意思決定機関として機能し、取締役会における審議が形式化する事態、いわゆる取締役会の形骸化が生じるようになった。そうした取締役会の形骸化を阻止し、その活性化のために昭和 56 年商法改正で取締役会の専決事項を詳細に法定するとともに、その議事録の閲覧等は裁判所の許可を要するものとして、取締役会の議事録の備置、閲覧及び謄写に関する規定は、株主総会の議事録等とは別個に商法 260 条ノ 4 第 3 項ないし 5 項において規定されることとなった。それと併せて、取締役会の議事録の備置期間が 10 年とされて

⁵² 鈴木竹雄＝石井照久『改正株式会社法解説』285 頁（日本評論社、1950 年）、大隅健一郎＝大森忠夫『逐条改正会社法解説』467 頁（有斐閣、1951 年）。

⁵³ 上柳ほか編・前掲（注 6）19 頁〔酒巻俊雄〕。

⁵⁴ 昭和 56 年商法改正における取締役会議事録の閲覧謄写に係る改正の背景につき、落合編・前掲（注 30）320・321 頁〔森本滋〕参照。

本店のみに備え置けばよいこととなった⁵⁵。

この改正は、株主の会社情報の収集権については常に存在する濫用の危険性に対する措置と当該権利をいかにして確保するかという点との調整でもあるとされている。いわば濫用に対する抑制と会社情報の収集権の保障という異なる 2 つの要請の調和を図ることについての立法的努力の結果と評価されている⁵⁶。

4. 平成 5 年改正

(1) 平成 5 年商法改正の経緯

ところで、会計帳簿の閲覧謄写請求権を行使することができる株主は、発行済株式総数の 10 分の 1 以上に当たる株式を有する者に限定されていた。しかし、この要件はわが国特有のいわゆる特殊株主による濫用の危険を考慮するものであるとしても、発行済株式数の 10 分の 1 という比率は厳格すぎることから持株比率を低減することが望ましいといわれていた⁵⁷。

そのような状況もあって、日米構造協議においても、株主の会計帳簿閲覧謄写請求権の要件の緩和をアメリカ側が要請していた。日本側も法制審議会において、株主の持株要件を一定程度緩和することによる株主の会計帳簿へのアクセスの改善の問題について具体的な検討を進めていることを説明して、アメリカ側の理解を求めたという経緯があった⁵⁸。

もともと、アメリカ側の指摘をまつまでもなく、そもそも発行済株式総数の 10 分の 1 という持株要件はかなり厳しい要件であって、大規模公開会社では個人株主がこの要件を満たすことはほとんど無理であった。そのため、大規模公開会社については「画餅」となっていた会計帳簿閲覧謄写請求権を利用しやすい権利にするという改正が行われたことは、従来の学界における議論に沿うものであるともいわれていた⁵⁹。

(2) 平成 5 年当時のアメリカ会社法の状況

会計帳簿閲覧謄写請求権の主なモデルとなったアメリカの会社情報の収集権は各州会社法によって差異があるものの、一般にはそうした持株要件が課されていなかった。たとえば、1950 年の公表当時の模範事業会社法では 6 か月以上又は発行済株式の 5% 以上の株式の保有を要求していたが、模範事業会社法の 1984 年改正でそうした要件が撤廃された。そ

⁵⁵ もともと、昭和 56 年改正以前も取締役会議事録の閲覧謄写が自由に認められていたわけではなく、不当な権利行使に対しては会社が拒絶することがあり、そのような場合に、裁判所は株主の権利濫用論をもって株主の請求を棄却してきたとされている（木俣由美「取締役会議事録閲覧・謄写権の『必要性』の要件の検討―株主代表訴訟提起権の濫用規制を参考に―」出口正義ほか編著『企業法の現在―青竹正一先生古稀記念』300 頁（信山社、2014 年））。

⁵⁶ 前田重行「株主の情報開示請求権の行使とその濫用規制について―株主名簿閲覧・謄写請求権を中心として―」竹内昭夫編『特別講義商法 I』76 頁（有斐閣、1995 年）。

⁵⁷ たとえば、上柳ほか編・前掲（注 19）204 頁[和座一清]。

⁵⁸ 吉戒修一『平成五・六年改正商法』178-179 頁（商事法務研究会、1996 年）。

⁵⁹ 神田秀樹「会計帳簿等の閲覧謄写権」ジュリ 1027 号 24 頁（1993 年）。それ以外の要因についての分析につき、黒沼・前掲（注 45）518 頁参照。

の理由として、濫用的な株主の会社情報の収集権から会社を保護するために権利行使要件を設けたとされているが、十分な抑止にならなかったことが挙げられている。あるいは、わが国の会計帳簿閲覧請求権の主なモデルとされているイリノイ州事業会社法も1983年に改正されて、会社情報の収集権の行使については正当な目的を要求するという制限のみとなっていた。

そうした状況を踏まえて、株主による会社の業務執行に対する監督是正権を強化するという見地から平成5年商法改正でその持株要件を緩和することになった。ただ、その程度については、他の少数株主権とのバランス及び濫用のおそれを考慮して少数株主要件が発行済株式総数の100分の3とされた⁶⁰。

(3) 平成5年商法改正で検討された事項

その議論の中では発行済株式総数の100分の5以上とする案、100分の1以上とする案、あるいは一株株主権とする案等が出された。しかし、ある程度の緩和を図る必要性と濫用の抑制との兼ね合いからいずれも採用されず、発行済株式総数の100分の3とされた。さらに、アメリカ会社法との比較から会社が会計帳簿の閲覧を認めるにあたり、株主に対して閲覧により知った情報を他に漏らしてはいけないという条件を付すことができるとする手当てをすることも検討された。この点については、株主が閲覧により知った情報を会社の競業者等に漏らしたことにより会社に損害が生じた場合、会社は当該株主に対し民法の不法行為でその責任を追及することができることと解されること等の理由からその意見は採用されなかった⁶¹。

ちなみに、1984年改正模範事業会社法は、会社情報の閲覧手続として不要な時間と費用を避けるために、株主が会社情報の収集をしたい日時に先立つ5営業日前に会社に対する書面の通知を要求していた。これは株主による会社情報の収集権の行使目的を会社に示し、会社はその内容に基づいて株主の請求の認否を判断することを意図したものであった。そのうえで、取締役会等の議事録、株主名簿及び会計帳簿といった機密性の高い会社情報の調査については、上記の通知に加えて株主が善意かつ正当な目的で閲覧を請求し、合理的な特定性をもって調査の目的及び調査を求める記録が説明されるとともに、調査したい会社情報が当該目的と直接関連することが要求して濫用的な会社情報の収集権の行使を抑止することが意図されていた。

それに加えて、会社情報の収集権を用いた株主による阻害行為から会社を保護するために、裁判所に得られた情報の利用並びに配布の制限する権限を与えていた。これは株主の

⁶⁰ 法務省民事局参事官室『一問一答 平成5年改正商法』54頁（商事法務研究会、1993年）、江頭＝弥永編・前掲（注27）132-133頁[久保田光昭]。なお、1984年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権の特徴については、第6章第3節を参照

⁶¹ 吉戒・前掲（注58）184-185頁、181-182頁。なお、平成5年商法改正に関する近時の論稿として、仮屋広郷「国際政治と会社法制改革—平成5年商法改正を通して今を見る」法セ734号48頁（2016年）がある。

会社情報の不当な利用を抑止することのみならず、機密性の高い会社情報の収集に係る収集範囲の明示や権利行使目的との関連性という要件の実効性を高めていた。

5. 平成 11 年改正及び平成 13 年改正

(1) 平成 11 年商法改正

会社情報全般に係るその後の改正としては、まず、平成 11 年商法改正において株式交換・株式移転制度の導入されたことに伴い、親会社株主の権利の拡充が検討課題となった。すなわち、株式交換等により親会社の株主が子会社の経営状況について重大な利害関係を有することが予想された。その一方で、株式交換等が行われると、完全子会社の株主はその会社の株主たる地位を失い、従来閲覧することができた完全子会社となる会社情報の閲覧を求めることができなくなる。そこで、親会社の株主の利益を保護するために親会社株主に子会社の会社情報を開示することとした⁶²。

ただし、その閲覧には裁判所の許可を要するものとした。これは親会社と子会社は別法人であり、親会社の株主は子会社の所有者ではない。そのことから親会社株主が無条件に子会社に対して閲覧権等を行使することは妥当ではなく、その者が株主としての権利を行使するために子会社の情報を閲覧することが必要である場合にのみ、子会社に対して閲覧権等を行使することができることとするのが適切であると考えられた。さらに、閲覧等の請求を行なっている者が親会社株主であるか否かは子会社にとって必ずしも容易に判別できることではないとされた。そうした見地から裁判所の許可を必要としたとされている⁶³。

平成 11 年商法改正では検査役選任請求申立権についても改正が行われている。すなわち、検査役選任請求申立権は発行済株式総数の 10 分の 1 以上の株式を有する株主に認められていたが、平成 11 年商法改正で株主権の強化という見地から会計帳簿の閲覧謄写請求権と同様に、発行済株式総数の 100 分の 3 以上の株式を有する株主にも認められることになった。それに加えて、検査役はその職務を行うために必要があるときは子会社の業務及び財産の状況を調査できるものとした。親会社の株主の子会社に対する経営監視権の強化という見地から親会社の業務執行に問題があるとき等に親会社の株主の選任した検査役に子会社の業務及び財産の状況を調査する権限を認めるものであった⁶⁴。

(2) 平成 13 年商法改正

平成 13 年商法改正では 2 度にわたり会社情報の収集権の改正が行われた。まず、平成 13 年 6 月商法改正は単元株制度の創設をしたことにより、発行済株式総数と議決権の数との間に齟齬が生じることになった。それに伴い、少数株主権の要件について議決権を基準と

⁶² 原田晃治ほか『一問一答 平成 11 年改正商法－株式交換・時価評価－』97-98 頁（商事法務研究会、1999 年）。

⁶³ 原田ほか・前掲（注 62）102 頁。

⁶⁴ 原田ほか・前掲（注 62）111 頁。

する旨の改正が行われ、そこには会計帳簿の閲覧謄写請求権が含まれていた⁶⁵。

次いで、平成 13 年 11 月の商法改正が挙げられる。この改正には次のような背景があった。すなわち、インターネット等のコンピュータ・ネットワーク網の整備、IT 革命と呼ばれる情報技術の進歩、暗号技術の利用によるセキュリティの確保等に支えられた高度情報化社会の到来により、企業が国際的な競争の場で生き残るためにはこれを迅速かつ的確に対応することが求められた。そこで商法においても会社が作成することとされている書類等について、電子的記録等によることができることとして企業が高度情報化社会に対応するうえでの障害となる規制を廃止することが求められていたことから改正が行われた⁶⁶。

もっとも、昭和 49 年商法改正に際して、会計帳簿、計算書類その他の会社の重要書類をマイクロフィルムその他情報保存装置により保存することができるようにする旨の改正提案がされていたほか⁶⁷、実務では平成 13 年 6 月改正以前にも一部の会社情報について電子的に保存されていた⁶⁸。たとえば、株主名簿については改正がされる以前からコンピュータの情報処理機能を用いないと株主名簿の作成や保存が不可能になっていたとされている。ただ、株主名簿の作成をコンピュータで行う場合には当然その保管形態は電子的記録となるが、必要に応じて相当期間内に紙等にプリントアウトして見読可能な状態にすることができた。その場合には会社の株主名簿作成義務は履行されたものと解されていた⁶⁹。

(3) 会社情報の電磁的保存に関する学説の展開

平成 13 年 6 月改正以前の学説においても、容易に見読可能な状態に置くことを条件としたコンピュータによる保存が解釈上認めるとする解釈が示されており⁷⁰、法務省民事局も同様の立場をとっていた⁷¹。ただ、この点については反対する学説もあり、その理由として次のことを挙げる。すなわち、商業帳簿及びその営業に関する重要書類は 10 年間保存することを必要としているのは、商業帳簿自体又は営業に関する重要書類自体を保存することを意味すると主張する。そのことから、磁気テープ又はマイクロフィルムの保存で足りると

⁶⁵ 神田秀樹＝武井一浩編著『新しい株式制度』142 頁（有斐閣、2002 年）。なお、改正前後の条文につき、相沢英之ほか編『一問一答 金庫株解禁等に伴う商法改正』91 頁（商事法務研究会、2001 年）を参照。

⁶⁶ 原田晃治編著『平成 13 年改正会社法 Q&A 株式制度の改善・会社運営の電子化』6-7 頁（商事法務、2002 年）。平成 13 年 11 月商法改正によって電子化された会社情報については、中村信男「会社関係書類等と総会運営の電子化」酒巻俊雄編『平成 13 年および平成 14 年会社法改正の検証（判タ 1093 号）』68 頁表 1（判例タイムズ社、2002 年）を参照。

⁶⁷ 江頭＝弥永編・前掲（注 27）161 頁[片木晴彦]。

⁶⁸ 中村・前掲（注 66）68 頁。改正提案につき、商法改正研究会「商法改正要綱私案」商事 501 号 11 頁（1969 年）参照。その解説として、矢沢惇「電子計算機・マイクロフィルムによる書類の作成・保有の法律問題」商事 527 号 8 頁（1970 年）を参照。

⁶⁹ 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法（4）－株式（2）』17 頁[西島梅治]（有斐閣、1986 年）。

⁷⁰ 大隅健一郎『商法総則（新版）』224 頁（有斐閣、1978 年）。

⁷¹ マイクロフィルムでの保存につき、昭和 49 年 11 月 18 日付け民四第 6029 号民事局長回答（商事 684 号 29 頁（1974 年））、電磁的記録での保存については、法務省民事局「商業帳簿等の電磁的記録による保存について」商事 1486 号 19 頁（1998 年）を参照。

いう意味に解することはできないと指摘していた⁷²。

他方で、電子的記録をもって作成ないし保存されている会社情報の備置や閲覧等の方法、署名が要求されている場合における署名の代替策といった解釈だけでは十分に対応できない問題が残されていたことから、そのような問題も含めて立法的に手当てすべきことが求められていた⁷³。そうしたことから、平成 13 年 6 月商法改正ではその文言上電子的記録を含みうると解される会社情報については、電子的記録により作成できる旨を確認的に明らかにするとともにその場合にすべき署名に代わる措置等必要な手当てがされた⁷⁴。

アメリカの模範事業会社法においては 1969 年改正でマイクロフィルムといった書面以外の形式で会社情報の保存を認めた。さらに、1984 年改正模範事業会社では会社情報の保存に係る規定の解釈としてコンピュータによる会社情報の保存も認めていた。わが国の会社法制も、解釈として会社情報の電子的保存が認められていたことに加えて、解釈では十分に対応できないことを明確に規定した点は先駆的であったといえよう。

なお、株主名簿の電子的記録による保存には次のような問題も指摘されている。すなわち、情報技術の発展に伴って過去の株主名簿の記載内容も長期間保存することが可能となり、いつでも既往に遡って株主移動状況等を調べることが可能となっている。株主名簿の閲覧謄写権については、過去の株主名簿の記載内容を閲覧謄写請求することができるのか否かが条文上明確ではないと指摘されている⁷⁵。

6. 昭和 61 年商法・有限会社法改正試案と学説の関係

(1) 株主名簿に関する提案

株主による会社情報の収集権については、結果として改正されることはなかったが、昭和 61 年の商法・有限会社法改正試案において次のような改正案が検討された⁷⁶。まず、株主名簿の閲覧謄写について、後述するようにその権利行使が濫用に亘るような場合に会社は拒絶することができることと解されている。しかし、その立証の負担は会社にあることから会社が濫用的な権利行使を拒絶することは事実上困難であるとされていた。そのうえ、昭和 61 年の改正試案が公表された当時、ダイレクトメール業者等によるリスト作りを目的とする個人情報の収集のために株主名簿の閲覧謄写請求権が使われている場合が生じてきており、株主のプライバシー保護の観点からも問題が提起されていた。そこで立証責任を転換する形で、株主名簿の閲覧謄写を求めるにはそれを必要とする正当な理由の存在を明らかにしなければならないとすることが考えられた。あるいは、取締役会議事録と同様に閲

⁷² 田中誠二『全訂商法総則通論』310 頁（勁草書房、1976 年）。

⁷³ 中村・前掲（注 66）68 頁。

⁷⁴ 原田・前掲（注 66）97 頁。

⁷⁵ 酒巻＝龍田編・前掲（注 22）207 頁[志谷匡史]。ちなみに、同書では株主名簿の閲覧謄写請求を法定した趣旨に照らして否定的に解するべきであると主張している。

⁷⁶ その検討経緯については、大谷禎男「会社法改正作業の最近の動向について（2・完）」商事 1194 号 9 頁（1989 年）、同「商法・有限会社法改正試案の解説（7）－株式・持分－」商事 1084 号 15-16 頁（1986 年）参照。

覧謄写には裁判所の許可を要するとすることも考えられた。

ただ、株主名簿の閲覧謄写請求権は株主の最も基本的な権利の一つであり、これを安易に制限することは問題であると考えられた。たとえば、株主が株主提案権等の少数株主権を行使するために他の株主と連絡をとったり、委任状勧誘を行ったりする場合には株主名簿の閲覧が必要であり、株主名簿の閲覧謄写請求がこのような株主間のコミュニケーションの機会を奪うことになる。そのため、株主名簿の閲覧謄写請求権を取締役会議事録と同様の制限のもとに置くことについては異論が予想された。閲覧謄写に制限を加えることが適切と考えられる典型は上場会社のような株主の数が多く、株主の会社運営への参加の意識が極めて希薄な会社であることが想定された。そこで裁判所の許可に係らせるような制限をすとしても、そのような制限は閉鎖的な会社には及ばないとすることが必要であった。もとより、いかなる会社であっても株主が株主名簿における自分自身の記載部分を閲覧することは上述の制限とは無関係である。そのことから、その実質を担保するために当該記載部分の内容を証する書面の交付請求権を株主に認めることの可否が検討された。

(2) 学説の展開

この試案に対して学説は、上場会社のような株主が数万人を超える大規模な会社と株主数の少ない小規模な会社では株主の信頼関係や会社経営への関心に差異があるとして、株主数等に応じて株主名簿の閲覧謄写請求について異なる規制することに制限を設けることに賛成する見解もあった⁷⁷。それに対し、株主名簿の閲覧謄写について規制することが妥当か、規制するとすればどのような規制が適切かということは短兵急に決められるものではなく、長期にわたって検討されなければならない事項であると指摘されていた。

すなわち、株主が株主資格とは無関係な純然たる個人的利益のために株主名簿の閲覧謄写を放任することは許されるべきではないが、株主名簿の閲覧謄写について厳しい制限を設けてよいかということになると、株主名簿の閲覧謄写請求権が他の共益権とは異なって多分に自益権的な性質も有していることに照らすとそれを肯定することができないことをその論拠とする⁷⁸。

さらに、濫用の規制については解釈論で十分に対応できるとも考えられており、安易に立法論を持ち出すのは適切ではないとの指摘もあった⁷⁹。そのうえ、株主名簿の閲覧謄写の制限につき、裁判所は権利濫用によって対応したことから改正の必要性自体が疑問視されたため、そのような改正がされることはなかった⁸⁰。

⁷⁷ 盛岡一夫「株主名簿の閲覧請求権等」田中誠二監修『商法・有限会社法改正試案の研究（金判755号）』122頁（経済法令研究会、1986年）

⁷⁸ 阪埜光男「株主名簿の閲覧・謄写請求権の問題点」石山卓磨＝上村達男編『酒巻俊雄先生還暦記念 公開会社と閉鎖会社の法理』602頁（商事法務研究会、1992年）。

⁷⁹ 前田・前掲（注56）90頁。

⁸⁰ 龍田節「平成二年改正商法の検討」商事1222号10頁（1990年）。阪埜・前掲（注78）603頁も参照。

(3) 会計帳簿に関する提案

他方で、昭和 61 年の商法・有限会社法改正試案においては、会計帳簿の閲覧謄写についても次のような改正案が検討された⁸¹。第 1 に、株主数 50 人以下の株式会社、株式の譲渡制限の定めをした株式会社又は有限会社については、発行済株式総数又は出資の総額の 100 分の 3 以上に当たる株式・持分を有する株主・社員に会計帳簿の閲覧謄写権を認めるとする提案がされた。閉鎖会社においては株主・社員は信頼関係で結ばれていて、会社経営に対する関心が高いのが原則であり、会社経営に対する監督是正のための会計帳簿の閲覧謄写権についても、少数株主・社員の要件をもう少し緩和することが株主・社員の利益を保護するために適当であると考えられた。そこで、株主数が 50 人以下の株式会社、株式の譲渡制限の定めをした株式会社又は有限会社については持株・持分の比率を引き下げ、発行済株式総数又は出資の総額の 100 分の 3 以上に当たる株式・持分を有する株主・社員に会計帳簿等の閲覧謄写を認めることが検討された。

そのうえで、会計帳簿の閲覧謄写権を認める要件を緩和することと併せて、株主・社員による濫用を防止するための手当てについても検討された。そこでは株主・社員に対して会計帳簿等の閲覧謄写請求によって知り得た企業秘密について守秘義務を課すこととし、株主・社員が会計帳簿・書類の閲覧謄写により知った秘密を正当な理由なく漏らしたときはそれによって会社に生じた損害につき賠償の責めに任ずることとする提案がされた。この守秘義務は閲覧謄写権行使のための少数株主・社員の要件が緩和される会社に限らず、すべての株式会社・有限会社に適用されるとするものであった。学説上も、公開会社については職務上の守秘義務を負う専門家を受任者として閲覧させ、閉鎖会社では少数株主権ではなく単独株主権として規定すべきであるとの立法論も展開されていた⁸²。

7. 会社法制定以降の展開

(1) 会社法の制定に伴う規定の整備

会社法では会社情報毎にそれぞれ規定が設けられている。その一方で、平成 17 年改正前商法においては、株主の会社情報の収集権の一部は集約して規定されていた。たとえば、改正前商法では 263 条で定款、株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿、端株原簿の閲覧謄写に関する規定を置いていた⁸³。こうした規定の在り方については専ら形式的な理由のものと推測されている⁸⁴。

⁸¹ 改正試案の検討として、大谷禎男「商法・有限会社法改正試案の解説(9) —計算・公開—」商事 1086 号 32-33 頁(1986 年)参照。

⁸² 高橋公忠「会計帳簿閲覧権制度」森淳二郎編集代表『蓮井良憲先生・今井宏先生古稀記念 企業監査とリスク管理の法構造』266 頁(法律文化社、1994 年)。

⁸³ なお、振替制度の対象となる上場会社において、株主による会社情報の収集権の行使については個別株主通知をすることが要求されていると考えられており、権利行使の手続が煩雑となっている。振替制度における個別株主通知の検討につき、拙稿「振替制度における個別株主通知の意義と問題点～近時の判例の動向を中心に～」専修法研論集 54 号 1 頁(2014 年)を参照されたい。

⁸⁴ 上田・前掲(注 40) 297 頁注 5。

個別の会社情報の収集権について個別具体的にみていくと、株主名簿の閲覧謄写が会社法が制定される際に次のように改正された。まず、閲覧謄写の請求は当該請求の理由を明らかにして行わなければならないと改正された（会社法 125 条 2 項後段等）。この改正は前述の昭和 61 年に公表された改正試案での検討を承継したものである。もっとも、改正により導入されたのは後述の拒絶事由の創設と軌を一にするものとも考えられる。

次いで、会計帳簿の閲覧等請求の規定に倣って株主による株主名簿の閲覧等の請求を会社が拒絶できる事由を明文で定められた（同法 125 条 3 項）。株主名簿の閲覧謄写に際して会社の拒絶事由を設けたことにつき、立法担当者はその趣旨について次のように説明している。すなわち、いわゆる名簿屋が株主名簿の閲覧謄写を経済的利益の獲得のために利用している弊害とプライバシー保護の問題が指摘されていた⁸⁵。そのことから株主名簿の閲覧謄写請求の拒絶を新たに創設し、その事由については会計帳簿の閲覧謄写請求の拒絶事由（同法 433 条 2 項）と平仄を合わせたとする⁸⁶。しかし、株主名簿についても会計帳簿に関する拒否事由を十分な検討なしにコピー・アンド・ペーストした結果であるとの指摘⁸⁷や法制審議会の答申に反する内容のものであると批判されていた⁸⁸。

拒否事由を設けた理由として掲げられている株主のプライバシーであるが、この点については次のようにもいわれる。すなわち、株主のプライバシー保護を強調するのであれば、金融商品取引法の定める大量保有に関する開示制度（同法 27 条の 23 以下）⁸⁹も廃止しなければならないと指摘される。そのうえで上場会社はもはや純粹に私的存在とはいえ、上場会社の株主となるということはその構成員となることだから他の株主に自己の氏名などを知られることは甘受しなければならないとする⁹⁰。あるいは、プライバシー侵害という不利益のみならず閲覧される株主が享受しうるメリットをも考慮する必要がある、会社が閲覧等を拒絶さえすれば閲覧される株主の利益が守られると考えるのは誤りであると批判されていた⁹¹。

さらに、会計帳簿につき、平成 17 年改正前商法は請求理由を付した書面又はこれに代わる電磁的方法をもって請求しなければならなかった（平成 17 年改正前商法 293 条ノ 6 第 2 項、第 3 項）。これに対して、会社法ではそうした規定は設けられていない⁹²。また、取締

⁸⁵ ちなみに、木俣由美「株主名簿の閲覧と株主情報の保護」商事 1710 号 77 頁（2004 年）によれば、株主名簿に記録されている株主個人事項は個人情報保護法 2 条 1 項にいう個人情報に該当し、株主名簿はその個人情報を体系的に構成したものであるから同条 2 項にいう個人情報データベース等に該当するとしている。しかし、株主名簿の閲覧・謄写にあつては、会社法の定める株主としての権利であるから本人の同意を得ない個人データの第三者への提供には当たらないとされている。

⁸⁶ 相澤哲編著『一問一答 新・会社法（改訂版）』63 頁（商事法務、2009 年）。

⁸⁷ 稲葉威雄『会社法の解明』328 頁（中央経済社、2010 年）。

⁸⁸ 江頭憲治郎「会社法制定の理念と会社法制見直しの行方」ジュリ 1414 号 99 頁（2011 年）。

⁸⁹ 大量保有報告制度については、松岡啓祐『最新金融商品取引法講義（第 3 版）』83 頁以下（中央経済社、2016 年）を参照されたい。

⁹⁰ 正井章彦「判批」金判 1294 号 5 頁（2008 年）。

⁹¹ 船津浩司「判批」商事 2043 号 47 頁（2014 年）。

⁹² 江頭=弥永編・前掲（注 27）138-139 頁【久保田光昭】。

役会議事録については、会社法は小規模閉鎖会社を株式会社の基本形としていることから株主については昭和 25 年商法改正における議事録公開の原則に立ち返り、営業時間内においても議事録等の閲覧謄写を会社に請求できることとした。その特則として監査役設置会社又は指名委員会等設置会社を位置付けて従来の規制を維持している。もっとも、会社法における原則の規制は指名委員会等設置会社以外の大会社ではない非公開会社であって、業務監査権限を有する監査役のない会社の株主にのみ適用されるにすぎないともいわれる⁹³。

(2) 平成 26 年会社法改正による整備

会社法 125 条 3 項 3 号で拒絶事由として規定されていた競業者による株主名簿の閲覧謄写請求であるが、上述のようにその在り方について疑問が提起されていたことから平成 26 年会社法改正で削除された。削除された理由は会社法 125 条 3 項 3 号の拒絶事由について、請求者が株式会社と実質的に競争関係にあるというのみで閲覧謄写請求の拒絶を認める合理的理由はないと指摘されており、会社法部会でも同様の意見が大勢を占めた⁹⁴。

しかし、中間試案に対する意見の中で経済界は会社法 125 条 3 項 3 号の削除に対して反対意見を示していた。その理由として、たとえば、経団連等は競業者による会社の資本政策や取引関係等に係る情報の把握が懸念されるとする。さらに、経営法友会等は当該拒絶事由を削除することによって拒絶事由が不当に狭まると、濫用的な請求を拒絶しうるかどうかの判断に係る企業の負担が増加を危惧していた。その他に、全国銀行協会は株主名簿の閲覧について中間試案の見直しがされる場合には、少なくとも株主のプライバシー保護や閲覧後の情報管理について何らかの規律や議事録といった株主名簿等以外の会社情報の閲覧請求にも会社法 125 条と同様の制限を設けるべきであると提言していた⁹⁵。

他方、会社法 125 条 3 項 1 号及び 2 号の定める拒絶事由が不当に広く解されるおそれがあるため、その文言を見直すべきとの指摘がある一方で、拒絶事由を見直すことによって株主名簿等の閲覧等の請求を拒絶し得るかどうかの判断等に係る会社の負担が増大するおそれがあると懸念されていることから、拒絶事由の見直しについてはこの懸念に配慮する必要があるとも考えられた⁹⁶。会社法部会においてもこの点が議論の対象となり、株主名簿の拒絶事由は会社の企業秘密に直結する会計帳簿の閲覧についての同法 433 条 2 項各号をコピーしたことから全体として目的がずれており、その結果、同法 125 条 3 項 3 号を削除しただけでは問題が十分に解決されないと指摘された⁹⁷。すなわち、会社法 125 条 3 項 1 号・2 号は、会計帳簿閲覧の拒絶事由と同じ文言を採用したことからその解釈論に引きずら

⁹³ 酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法 第 4 巻機関・1』590 頁[早川勝] (中央経済社、2008 年)、落合編・前掲 (注 30) 321 頁[森本滋]。

⁹⁴ 法務省民事局参事官室「会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明」商事 1952 号 59 頁 (2011 年)。

⁹⁵ 坂本三郎ほか「『会社法制の見直しに関する中間試案』に対する各界意見の分析 (下)」商事 1965 号 47 頁 (2012 年)。

⁹⁶ 法務省民事局参事官室・前掲 (注 94) 60 頁。

⁹⁷ 岩原紳作「『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説 (VI・完)」商事 1980 号 8 頁 (2012 年)。

れ、会社法立法後は積極的に株主の権利に裏付けられ、支えられた請求以外は認めるべきではないという運用が出てきているとの意見があった。その一方で、1号・2号は株主の個人情報保護への配慮が弱いことから、同法125条3項の規定の仕方を根本から考え直すべきことが主張された⁹⁸。

そうした議論のなか、中間試案に対するパブリック・コメントにおいて株主は株主名簿の閲覧等を自由に行えることが原則であり、濫用的な請求が例外的に排除されることを法文で明確すべきとの賛成意見⁹⁹もあったものの、反対意見が多数であった¹⁰⁰。そうした反対意見として、全国株懇連合会等は、会社法125条3項1号及び2号は権利の濫用にあたる場合を確認的に規定したものであることから見直しの必要性が認められないとの見解を示した。経団連等は見直しによって拒絶事由が不当に狭まることになりかねず、濫用的な請求を拒絶しうるかの判断にかかる企業の負担が増大すると主張していた。その他にも、第一東京弁護士会等は委任状加入や少数株主権行使の場面で自己に賛同する同志を募る目的で行われる株主名簿の閲覧請求について、当該目的があることをもって会社法125条3項1号又は2号の拒絶事由を構成するものではないことを明確にする方向で見直しをすべきとの意見等もあった¹⁰¹。

さらに、中間試案後の部会審議において1号・2号の見直しも主張する意見が提起されたが、1号・2号に代わる適切な文言を見いだすことが困難であるとの理由により文言の見直しはされなかった¹⁰²。とはいえ、この改正措置によって多数の学説の見解に従うとともに最近のM&Aの際における同業者の閲覧ニーズ等に応え、立法的な修正を図るものであった¹⁰³。

(3) 平成26年改正以降の動向

平成28年1月に商事法務研究会に設置された「会社法研究会」（座長：神田秀樹学習院大学教授）では制度の課題等についての議論がされた¹⁰⁴。そこでは、株主代表訴訟における株主の資料収集や議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使の制限に係る検討で、株主が会社情報を直接的な閲覧を認めるべきかが検討された。

その議論の中で株主の直接的な会社情報の収集を否定し、検査役による調査を通じて株主の権利を担保しようとする見解が有力に示されたようである。議決権行使書面の閲覧についても株主名簿管理人が何らかの証明書を出すような制度の創設等といった意見が示さ

⁹⁸ 岩原・前掲（注97）8頁。

⁹⁹ 資料『会社法制の見直しに関する中間試案』に対する早稲田大学教授意見」早法87巻4号351頁（2012年）。

¹⁰⁰ 岩原・前掲（注97）8頁。

¹⁰¹ 坂本ほか・前掲（注95）47頁。

¹⁰² 岩原・前掲（注97）9頁。

¹⁰³ 松岡啓祐「会社法改正の概要とその課題について—平成26年改正の動向を中心に—」専修大学法学研究所紀要39号（民事法の諸問題XIV）161頁（2014年）。

¹⁰⁴ 神田秀樹「特集 会社法施行10年の実情と課題—特集にあたって」ジュリ1495号14頁（2016年）。

れたとされている¹⁰⁵。同研究会の報告書によれば、株主の収集した会社情報の目的外利用等の濫用が懸念される等の意見があったことから、株主による会社情報の調査に関する会社法の規律の見直しの要否については継続した検討事項となった¹⁰⁶。

もっとも、こうした発想は昭和 25 年商法改正に向けた検討でもあったとされている。その議論の中で、商法部会は株主の権利を強化するという基本の方針については賛成であったが、この方針を実現させるための方法として会計帳簿閲覧謄写請求権という方法を採用することには強い反対があったようである。この権利が戦後の日本に導入されることとなれば実際上の弊害が引き起こされることが危惧された。その代わりに株主は取締役を経営上の誤りを疑うべき理由が存在する場合に、裁判所に検査役の選任を請求することができるとすることが提案された。これは日本では馴染みのあった裁判所に検査役の選任を請求することができる方が望ましいと考えられたためである¹⁰⁷。

しかし、GHQ の占領下という特殊な状況にあり、アメリカ流の発想を受け入れざるを得なかったとされている。現在の議論は昭和 25 年商法改正に向けての議論の再来ともいわれ、昭和 25 年商法改正において重要な役割を果たしていた GHQ という外圧がない環境で、わが国にふさわしい会社情報の収集権の在り方を模索すべきであると主張されている¹⁰⁸。

第 3 節 会社情報の収集権の行使等を巡る判例の動向

1. 「株主の権利」の内容

(1) 学説の見解

会社情報の収集権の行使に際して、まず問題となるのが会社法 125 条 3 項 1 号ないし 433 条 2 項 1 号にいう「株主の権利」の内容である。会社法 433 条 2 項 1 号の解釈としては株主が株主の利益とは関係のない純個人的な利益のために閲覧請求をした場合はもちろん、会社に対する権利であっても株主の資格を離れて有する権利（売買契約上の権利や労働契約上の権利等）は株主の権利には含まれないと解されている¹⁰⁹。ただし、株主名簿についてもその解釈を適用すべきかについては検討の余地があるといわれ¹¹⁰、1 号の拒絶事由は従前の権利濫用に関する判例基準を明確化したものと考えられるべきであると主張される¹¹¹。

その一方で、取締役会議事録の閲覧謄写についても、株主がその権利を行使するため必要があるときに認められる（会社法 371 条 2 項）。これは、企業秘密の漏洩を防止するとと

¹⁰⁵ 中東正文「株主による会社の書類への直接的アクセス」金判 1509 号 1 頁（2017 年）。

¹⁰⁶ 公益社団法人商事法務研究会 会社法研究会「会社法研究会報告書」商事 2129 号 28-29 頁（2017 年）を参照。

¹⁰⁷ 中東編・前掲（注 51）解 98 頁参照。

¹⁰⁸ 中東・前掲（注 105）1 頁。

¹⁰⁹ 江頭＝弥永編・前掲（注 27）141 頁[久保田光昭]、上柳ほか編・前掲（注 19）219 頁[和座一清]。

¹¹⁰ 荒谷裕子「株主名簿閲覧謄写請求権の拒絶事由をめぐる法的問題の考察」柴田和史＝野田博編著『会社法の実践的課題』39 頁（法政大学現代法研究所、2011 年）

¹¹¹ 上田純子「株主名簿の閲覧謄写請求と『正当な目的』」法時 84 巻 4 号 56 頁（2012 年）。

もに、総会屋等による濫用的な閲覧等の請求を抑制するためと説明される¹¹²。ここにいう株主の権利とは株主としてのすべての権利行使を意味し、共益権だけではなく自益権も含まれると解されている。そこでは議決権や株主提案権を行使するためや取締役等の責任追及をするために必要がある場合のほか、株式買取請求権を行使するために必要な場合にも請求することができる¹¹³。ただ、株式を譲渡すること否かを決定することや民事訴訟の証拠資料を得るといような場合は株主の権利には該当せず、取締役等の責任追及のために必要な場合にのみ取締役会議事録の閲覧許可を求めることができるとする見解¹¹⁴が有力であるとされている¹¹⁵。取締役会議事録の閲覧謄写に際して要求されている株主の権利の行使に必要なときという要件は信義誠実に反して権利濫用にあたる閲覧請求を許さないことを意味し、正当な権利行使に関係なく、ただ閲覧謄写したいというのを許さないものであって、会社法 433 条 2 項 1 号において定められている「株主の権利」と同趣旨であると考えられていた¹¹⁶。

さらに「株主の権利」の射程については見解の相違がみられる。まず、会社法の関連法規である金融商品取引法はその制度趣旨や保護法益は異にするが、相互に補完しあって今日の市場経済を支えていること及び投資者としての側面も有する株主という地位の特殊性等に鑑み、少なくとも株主が有する金融商品取引法上の権利も「株主の権利」に含まれるとするものがある¹¹⁷。次いで、会社の利益のための「会社経営に対する監視、批判の権限」といった会社経営に関わる抽象的な権利も含まれるとする見解がある¹¹⁸。あるいは、会社情報を収集する株主がその権利実現のために他の株主にアクセスする必要性が典型的に高いといえるかどうかを判断基準として、その権利とは会社法の権利に限らないが法的な権利である必要があるとする説である¹¹⁹。

(2) 委任状勧誘等との関係

委任状勧誘による議決権の代理行使においては他の株主を把握するために株主名簿の閲

¹¹² 中山誠一「取締役会の議事録の閲覧申請」門口正人編『新・裁判実務体系第 11 巻 会社訴訟・商事仮処分・商事非訟』325 頁（青林書院、2001 年）。

¹¹³ 森本・前掲（注 35）277-278 頁、上柳ほか編・前掲（注 22）200 頁[堀口亘]。

¹¹⁴ 大隅健一郎＝今井宏『会社法論 中巻（第 3 版）』197 頁（有斐閣、1992 年）、元木伸『改正商法逐条解説〔改訂増補版〕』133 頁（商事法務研究会、1983 年）、稲葉威雄『改正会社法』244 頁（金融財政事情研究会、1982 年）。

¹¹⁵ 森本・前掲（注 35）277-278 頁。ちなみに、投資判断を目的とする取締役会議事録の閲覧謄写を肯定する見解として、北沢正啓『会社法（第 6 版）』392 頁（青林書院、2001 年）参照。

¹¹⁶ 酒巻＝龍田編・前掲（注 93）592 頁[早川勝]、竹内昭夫『改正会社法解説（新版）』162 頁（有斐閣、1983 年）。稲葉・前掲（注 114）244 頁は、会計帳簿の閲覧拒否事由を定める 293 条ノ 7 第 1 号（会社法 433 条 3 項 1 号）を積極的要件として裏返して規定したものであると述べている。もともと、小橋一郎「取締役会の議事録」民商 86 卷 1 号 46 頁（1982 年）は、取締役会議事録の閲覧謄写請求に要求されている株主の権利行使の必要性は会計帳簿閲覧謄写請求よりも厳格な要件であると解している。

¹¹⁷ 荒谷裕子「判批」平成 23 年度重要判例解説（ジュリ 1440 号）99 頁（2012 年）。

¹¹⁸ 伊藤雄司「判批」神田秀樹＝神作裕之編『金融商品取引法判例百選』23 頁（有斐閣、2013 年）。

¹¹⁹ 荻野敦史「株主の情報取得権」神田秀樹＝武井一浩編『実務に効く M&A・組織再編判例精選（ジュリスト増刊）』198 頁（有斐閣、2013 年）。

覧謄写に頼らざるを得ないと指摘されていた¹²⁰。委任状勧誘を目的とした株主名簿閲覧謄写が争点となった事案としては、東京高裁平成 20 年 6 月 12 日決定（金判 1295 号 12 頁。日本ハウズイング事件）¹²¹及び東京地裁平成 22 年 7 月 20 日決定（金判 1348 号 14 頁。大盛工業事件）¹²²がある。

東京高裁平成 20 年 6 月 12 日決定は実質的な競業者である株主が株主提案についての委任状勧誘を行うことを目的とした株主名簿の閲覧謄写が事案である。この事案につき東京高裁は「株主が取締役に対し一定の事項を株主総会の目的とすることを請求し（同法（筆者注：会社法）303 条）、株主が株主総会において株主総会の目的である事項につき議案を提出する（同法 304 条）ことは、いずれも株主としての権利の行使にほかならないから、株主がこれらの株主の権利行使に関し、自己に賛同する同士を募る目的で株主名簿の閲覧謄写請求をすることは、株主がその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行うものと評価すべきである」と述べている。

東京地裁平成 22 年 7 月 20 日決定は、債権者かつ競業者である株主が債務者である会社に対して委任状勧誘を目的とした株主名簿の閲覧謄写請求を求めた事案である。この事案において、裁判所は「株主が株式会社に対して業務提携を提案し、その一環として自らの推薦する者を取締役に就けるべく株主提案を行い、賛同者を募る目的で委任状勧誘を行うために株主名簿の閲覧謄写を請求したからといって、このことをもって、会社法 125 条 3 項 2 号にいう『当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的』に該当するということとはできない」として、委任状勧誘を目的とした株主名簿の閲覧謄写請求を認めている。

さらに、株主提案権を行うために株主が取締役会議事録の閲覧謄写を求めた大阪高裁平成 25 年 11 月 8 日決定（判時 2214 号 105 頁）がある。この事案は定款変更及び役員選任に関する株主提案権を行うために株主が取締役会議事録の閲覧謄写を求めたものである。この事案でも裁判所は株主による取締役会議事録の閲覧謄写を認めている¹²³。

このように、裁判所はいずれの事案も会社情報の閲覧謄写請求を認めている。アメリカ会社法においても、会社情報の収集権は会社役員に不満のある株主が当該会社役員の解任を意図した委任状合戦を行うことを可能にする機能を有していると考えられている。また、カリフォルニア州会社法においては、株主名簿の調査は他の会社情報の収集権とは別個に規定されるとともにその要件も異なっており、委任状勧誘との関係を重要視している。そのうえ、委任状勧誘は株主としての利益に合理的に関連する目的とされており、委任状勧

¹²⁰ 酒井太郎「委任状勧誘」ジュリ 1346 号 48 頁（2007 年）、菅原貴与志「株主名簿閲覧謄写請求権の一考察」法学研究 82 卷 12 号 298 頁（2009 年）等。

¹²¹ 同事件の評釈として、荒谷裕子「判批」江頭憲治郎＝岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選（第 2 版）』30 頁（有斐閣、2011 年）、中村信男「判批」商事法研究 62 号 19 頁（2008 年）、潘阿憲「判批」ジュリ 1378 号 186 頁（2009 年）等がある。

¹²² 同事件の評釈として、菊田秀雄「判批」金判 1365 号 4 頁（2011 年）、和田宗久「判批」商事法研究 88 号 1 頁（2010 年）等がある。

¹²³ 取締役会議事録の閲覧謄写に関する判例の動向等につき、木俣・前掲（注 55）313 頁を参照。

誘において株主は取締役等を介さず情報を得る必要性があると指摘されていることに鑑みるならば、こうした判例の動向は妥当であるといえよう。

(3) 株価の評価との関係

会社法 433 条 2 項では拒絶事由が定められているところ、その 1 号で株主の権利の確保又は行使に関する調査ではない会計帳簿の閲覧謄写請求を会社は当該請求を拒絶することができることとされている。同号にいう株主の権利に株式の譲渡に制限のある株式の適正な価格を算定する目的が拒絶事由に該当するかが争われた事案として、最高裁平成 16 年 7 月 1 日第一小法廷判決（民集 58 卷 5 号 1214 頁）がある。この事件で裁判所は、譲渡制限のある株式の適正な価格を算定する目的でした会計帳簿の閲覧謄写請求は、特段の事情が存しない限り、株主の権利の確保又は行使に関する調査であると述べている。

この点につき、学説では会社法 433 条 2 項 1 号（事件当時は商法 294 条ノ 7 第 1 号）にいう「株主の権利」に株式買取請求権のような自益権が含まれるのかどうか、あるいは株式売却をするための株式評価の目的で会計帳簿の閲覧謄写請求をすることができるのかどうかについて見解の対立があった¹²⁴。まず、否定説は、株主が株主たる資格において有する権利のうち、その権利の確保又は行使が当該株主にのみ利益となる権利はここにいう株主の権利は含まれないとする。すなわち、会計帳簿閲覧謄写請求権を共益権であるとする以上、これを監督是正権その他の共益権の手段的権利としてのみ認め、その法的効果の点で共益権であるとして会社全体について生じることが必要であるとする。そのうえで、株式買取請求権についても議決権との関連はあるものの、その効果は当該株主についてのみ生ずることから会計帳簿閲覧謄写請求権の行使は認められないと解する¹²⁵。

この見解に対しては肯定説は次のように主張する。すなわち、株式買取請求権は株主の議決権の行使を補充するものであるから、株式買取請求権の実質を確保するための情報収集権の保障は議決権の行使を適切なものに導くとともに、持株を評価した結果としてその株主が株式を売却するよりも監督是正権を行使して会社を建て直すことを考えるかもしれない。そのことから、会計帳簿閲覧謄写請求権の根拠を何に求めようとも株主としての地位に基づく一切の経済的利益を守るための権利を含むとする¹²⁶。

さらに株式買取請求権も議決権と密接な関係をもつものであり、これを除外するのは妥当ではないとする見解である折衷説がある¹²⁷。すなわち、株式買取請求権の行使は少数株

¹²⁴ 学説の分類につき、松並重雄「最判解」『最高裁判所判例解説民事篇 平成 16 年度（下）』401-404 頁（法曹会、2007 年）、江頭=弥永編・前掲（注 27）141 頁[久保田光昭]を参照。

¹²⁵ 松田=鈴木・前掲（注 17）462 頁、上柳ほか編・前掲（注 19）221 頁[和座一清]、石井照久『会社法下巻（商法Ⅲ）』248 頁（勁草書房、1967 年）。

¹²⁶ 黒沼・前掲（注 45）523 頁。

¹²⁷ 鈴木=竹内・前掲（注 4）387 頁。なお、最高裁平成 16 年 7 月 1 日第一小法廷判決の関係で、菊地雄介「判批」金判 1143 号 67 頁（2002 年）は、持株評価のための会計帳簿閲覧謄写請求権が認められるかという一般論はさておき、少なくとも同事件の特徴に即していえば、持株評価を会計帳簿閲覧謄写請求権の行使理由として認めてしかるべきであると述べている。

主の圧迫を原因として行使されることが多いことから、これを会計帳簿閲覧謄写請求権から除外するのは適当ではないとする。そのことから株式買取請求権を行使する前提となる議決権の合理的行使のために会計帳簿閲覧謄写請求権を行使することができるが、単なる投資判断の材料を得るためには当該権利行使はできないとする¹²⁸。

アメリカにおいては、閉鎖会社の株主はその保有する株式の価値を算定する市場がないことから容易にその価値を算定することができない。それゆえに、自己の投資価値を調査するという目的は重要な目的であると指摘されている。そのことに鑑みると、閉鎖会社の株主は株式売却をするための株式評価の目的での会社情報の収集権の行使、とりわけ会計帳簿の閲覧謄写は認められるべきであるが、このことが詳細な情報開示がされている上場会社にも妥当するかについては検討の余地があろう。このことはアメリカ会社法の判例からも窺われるところである¹²⁹。

2. 請求理由の明示及び主観的意図の立証

(1) 請求理由の明示

まず、株主は株主名簿及び会計帳簿の閲覧謄写請求権の行使を会社に請求する際、当該請求の理由を明らかにしなければいけない（会社法 125 条 2 項、433 条 1 項後段）。この点につき会計帳簿閲覧謄写請求の事案であるが、当該請求に理由が必要とされる趣旨について高松高裁昭和 61 年 9 月 29 日判決（判時 1221 号 126 頁）は次のように述べている。すなわち、会計帳簿等の閲覧謄写は会社の運営上極めて重大な事柄であって手続を慎重にさせ、会社が閲覧に応ずべき義務や拒絶事由の有無、あるいは閲覧させるべき会計帳簿等の範囲等を容易に判断できるようにすることにあると判示した。その上告審である最高裁平成 2 年 11 月 8 日判決（判時 1372 号 131 頁）はこれを是認した。

学説も同様の見解がみられるが¹³⁰、次のような指摘もある。すなわち、具体的に理由を記載しなければならないことについて株主の知る権利と会社経営の保護のバランスをとるために、株主にある程度具体性のある閲覧目的があつて株主の閲覧の必要性がより具体的でかつ大きいと考えられる場合に限って閲覧が認められるとする主張がある¹³¹。いずれにしても、会計帳簿の閲覧謄写について提示された理由の具体的である必要があることには異論はないと考えられており、具体性の有無については今後の事例の集積によるとされている¹³²。これとの関連で、前述の最高裁平成 16 年 7 月 1 日第一小法廷判決は取締役が違法な経理処理を行なっていることといった請求理由を基礎付ける事実が客観的に存在するこ

¹²⁸ 江頭・前掲（注 3）710-711 頁注 2、森本滋『会社法（第 2 版）』307 頁注 3（有信堂高文社、1995 年）。

¹²⁹ 第 1 章第 1 節を参照。

¹³⁰ たとえば、新山雄三「会計帳簿・書類の閲覧等請求権制度と『営業の秘密』」『株式会社法の立法と解釈』318 頁（日本評論社、1993 年）。前田雅弘「判批」商事 1207 号 25 頁（1990 年）以下はこの点を強調する。

¹³¹ 岩原紳作「判批」ジュリ 1056 号 157 頁（1994 年）。

¹³² 久保大作「判批」岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選（第 3 版）』159 頁（有斐閣、2016 年）。

とについての立証は要しないとする。これは会計帳簿等の会社情報の調査後に予定された株主権の行使を通じてその有無を明らかにしようとしているからであると説明される¹³³。

会計帳簿の閲覧謄写に関する近時の事案である東京高裁平成 28 年 3 月 28 日判決（金判 1491 号 16 頁）¹³⁴では、会計帳簿閲覧請求の理由の具体性及び閲覧謄写の対象範囲が問題となった。まず、会計帳簿閲覧請求の理由の具体性につき、裁判所は会計帳簿の不正操作が疑われるという理由では具体性を欠くとしつつ、不必要又は不適切な財貨の移動がなされていないかの確認の必要性という理由は財貨の移動による不正会計処理という限度で請求理由の具体性を肯定した。

ちなみに、株主名簿に係る実務においては閲覧謄写申込書の書式を定め、その書式の中に目的の記載欄を設けている。その目的の記載欄に、例として、「株主総会において発言権を増やすように意見を同じくする同志を募るため」、「少数株主権行使の要件を充足ように同志を募るため」など請求理由を明示しなければならず¹³⁵、「株主の権利を行使するため」などでは不十分とされている¹³⁶。実際に、株主名簿の閲覧謄写請求については個人情報保護と株主による当該請求の濫用防止の観点から、当該請求を許可するにあたり個人情報保護法を含む法令の遵守や請求目的以外での使用をしない旨を記載した誓約書を徴収する例もあるようである¹³⁷。

取締役会議事録の閲覧謄写請求に際しても、単に「株主権を行使するため」という漫然とした内容の自由では不十分であり、行使しようとする権利の種類及び知ろうとする事実等についてある程度具体的な記載をすべきであるとされている¹³⁸。もっとも、こうした問題設定は実務的にはあまり意味がないと指摘される。すなわち、真意は株主の売却目的の閲覧等であっても他の適当な理由をつけることができるためである。そのことから「権利行使の必要性」については、請求されている閲覧等の内容ないし範囲と総合的に考慮して、会社の利益と株主の利益の調整を図るべきであるとも主張される¹³⁹。

ともあれ、このような実務の慣行があるのであれば、株主名簿や会計帳簿の閲覧謄写請求を会社が拒絶するにあたり拒絶事由を例示列举する必要性に乏しく、まずは閲覧謄写の目的によって当該請求を拒絶するか否かを判断することも十分に考えられる。

¹³³ 江頭=弥永編・前掲（注 27）139 頁[久保田光昭]。

¹³⁴ 同事件の評釈として、出口正義「判批」リマークス 54 号 94 頁（2017 年）、山下徹哉「判批」法教 433 号 156 頁（2016 年）等がある。

¹³⁵ 松山遙『敵対的株主提案とプロキシファイト（第 2 版）』162 頁（商事法務、2012 年）。

¹³⁶ 松山・前掲（注 135）205 頁。

¹³⁷ 石井裕介「大盛工業事件判決と実務上の留意点」商事 1917 号 14 頁注 22（2010 年）。

¹³⁸ 中山・前掲（注 112）329 頁。

¹³⁹ 落合編・前掲（注 30）324-325 頁[森本滋]。近藤光男『取締役会・取締役制度—発展・最新株式会社法』70 頁（中央経済社、2017 年）は、目的の併存は珍しいことではなく、主として株主の権利行使を目的としていれば閲覧を認めるべきであるとする。ただ、閲覧の結果、会社や他の株主に大きな不利益が生じる場合には閲覧を認めるべきではないことは当然のことであると述べている。なお、この点については、鴻常夫ほか『取締役及び取締役会 監査役及び会計監査人—改正会社法セミナー（3）』141 頁以下（有斐閣、1984 年）の議論も参照。

(2) 主観的意図の立証

かねてから、競業者である株主の会計帳簿の閲覧謄写請求につき競業者であるという客観的事実のみで足りるか、それに加えて当該株主が知り得た情報を競業関係に利用する具体的意図ないし主観的要件の要否については学説の対立があった。この点が争われた事案として最高裁平成 21 年 1 月 15 日第一小法廷決定（民集 63 卷 1 号 1 頁）がある。

競業者である株主の会計帳簿の閲覧謄写請求の具体的意図ないし主観的要件の要否については 3 つの学説が主張されてきた¹⁴⁰。まず、株主の閲覧請求の具体的意図を問わないとする主観的意図不要説であり、これが通説であるとされてきた¹⁴¹。次いで、主観的意図必要説は拒絶事由を定めている規定を不当な権利行使を許さないとする趣旨であると解してアメリカ法と同様に競業に利用する意図があることを要するとこの規定を位置づける¹⁴²。そして、主観的意図推定説は会社側が客観的事実と主観的要件との両者の存在を立証する必要はなく客観的事実の存在を立証すれば足りるが、客観的事実が立証された株主の側で主観的意図の不存在を立証すれば会計帳簿を閲覧謄写することができるとする見解である¹⁴³。これは競業関係にあるという特殊の地位に鑑み、主観的意図の存在が推定されることは当然であることをその論拠とする。

こうした学説の対立があったが、最高裁は主観的意図不要説に立つことを明らかにした。これは次の 4 つのことを理由しているとされている¹⁴⁴。第 1 に、会社法 433 条 2 項 3 号の文言上、請求者の主観的意図が要求されていないことである。第 2 に、規定の構造上も主観的意図が認められる場合は 1 号により閲覧を拒絶できるところ、1 号の他に特に本号が置かれている意義は客観的に競業者等に該当すれば主観的意図に関係なく閲覧を拒絶できることにあると解するのが自然であるとする。第 3 に、主観的意図の立証が困難であることも考慮する必要があると考えられた。第 4 に、請求者が請求時において情報を競業に利用する等の具体的意図を有していなかったとしても、競業関係が存在する以上、閲覧等によって得られた情報が競業に利用される危険性が常に存在するといえることができ、そのような利用を事後的かつ実効的に規制するのは一般に困難であることが考えられる等が考慮されたとされている。

ちなみに、株主名簿の閲覧謄写を求めた事案であるが、後述の名古屋高裁平成 22 年 6 月 17 日決定の第一審決定（資料版商事 316 号 209 頁）で次のように述べられている。すなわち、「謄写目的が複数存在し、その一つが謄写を拒否できる場合に当たる場合には、併存する正当な目的とそうでない目的のいずれかが主たる目的であるかにより決するのが相当である」と判示し、これが高裁決定においても引用されている。

¹⁴⁰ 学説の分類につき、増森珠美「最判解」『最高裁判所判例解説民事篇 平成 21 年度（上）』6-7 頁（法曹会、2012 年）、江頭＝弥永編・前掲（注 27）142-143 頁[久保田光昭]を参照。

¹⁴¹ 石井・前掲（注 125）249 頁。

¹⁴² 伊澤孝平『註解新会社法』526 頁（法文社、1950 年）。

¹⁴³ 上柳ほか編・前掲（注 19）223 頁[和座一清]。

¹⁴⁴ 増森・前掲（注 140）7-8 頁。

(3) アメリカ会社法との比較

アメリカにおいても、近時の判例で株主は裁判所が不正行為を推認することができる証拠を示さなければならず、株主の推測的な主張のみでは不十分であるとされている。そのうえ、その請求が正当な目的であると立証されても会社の保有するすべての会社情報を調査することができず、調査目的を達成するために必要不可欠な会社情報のみであるとされている¹⁴⁵。会計帳簿は会社の企業秘密を多く含んでおり、会計帳簿閲覧謄写請求権は株主による濫用的行使の危険性も大きいことから、請求理由の記載を具体的に求めることは適切な運用であると思われる。このことは、会計帳簿のみならず株主名簿や取締役会議事録といった他の会社情報にも共通する問題であり、会社情報の収集権を行使に際して横断的に請求理由の具体性を要求する規定を設けることも検討されるべきなのかもしれない。

さらに、株主の会社情報の収集権を行使する目的が様々なものから構成されていて、そうした目的の1つが不当な目的であったとしても、株主が主たる正当な目的を立証すれば拒絶することはできないと考えられている。そのことから会社情報の調査を求める正当な目的以外の副次的な目的や隠れた動機を有していても、そうした目的ないし動機は立証された正当な目的とは無関係であるとされている。さらに、会社が株主の主観的意図を立証することは困難な場合が多いことが推測されることと併せて考慮すると競業者である株主による会計帳簿の閲覧請求に限らず、会社情報の収集権の行使目的に株主の具体的意図を問わないとするのが妥当であろう。ただ、この場合も株主の濫用的な権利行使のおそれがあることが否めず、そうした可能性がある場合には秘密保持合意の締結や裁判所が選任した検査役による調査を活用していくことも考えられよう。

3. 閲覧謄写の対象及び範囲等

(1) 閲覧謄写の対象及び範囲

会計帳簿及び取締役会議事録については閲覧の対象となる範囲が問題となる。まず、会計帳簿の閲覧と対象範囲に関する学説として限定説と非限定説の対立があった。限定説は、会社法433条にいう「会計帳簿」並びに「これに関する資料」とは、前者につき、同法432条1項にいう会計帳簿であって、それは計算書類及びその附属明細書の作成の基礎となる帳簿をいい、後者についてはその会計帳簿の記録材料となった資料及び伝票、契約書あるいは信書等といったその他会計帳簿を実質的に補充する資料を意味するとし、多数説とされている¹⁴⁶。他方で、非限定説は「会計帳簿又はこれに関する資料」を会社の経理の状況を示す一切の帳簿及び資料を意味し、会社が法律上の義務として作成する会計帳簿のみな

¹⁴⁵ 第1章第1節参照。

¹⁴⁶ 松田=鈴木・前掲(注17)457-458頁、上柳ほか編・前掲(注19)210頁[和座一清]、大隅=今井・前掲(注114)504頁、鈴木=竹内・前掲(注4)387頁等。

らず任意に作成する帳簿・資料も含むと解する¹⁴⁷。

こうした見解の対立に対して、判例は限定説に立脚していると考えられている。たとえば、法人税確定申告書が損益計算書及び申告調整に必要な総勘定元帳を材料に作成される会計処理の下では、法人税確定申告書は会計帳簿閲覧謄写請求権の対象とはならないとする（横浜地裁平成3年4月19日判決（判時1397号114頁）等）¹⁴⁸。

会社法の規定の文言からはどちらの説によるべきかが必ずしも明らかではなく、会計帳簿閲覧謄写請求権の制度趣旨に照らしてその対象を解釈せざるを得ないとするのが立案担当者の見解である¹⁴⁹。学説においても、限定説の立場からは非限定説によると業務財産検査役による調査の対象との区別が困難になると批判する¹⁵⁰。

そうした批判に対し、非限定説の立場からは、会計帳簿閲覧謄写請求の対象の限定は個々の事案ごとに閲覧目的との関連性でなされれば足りるとする。そもそも、会計帳簿閲覧謄写請求権はあくまで当該権利行使後に予定されている株主権の行使のための手段的権利にすぎず、それだけで完結することがないことに鑑みれば非限定説を採用してその実効性を高めておくことが必要であると主張する¹⁵¹。

前述の東京高裁平成28年3月28日判決でも閲覧謄写の対象範囲が問題となった。裁判所は、閲覧謄写の対象範囲について請求理由による閲覧謄写の対象となる会計帳簿の範囲を限定することを肯定し、不必要に多数の会計帳簿の閲覧謄写は会社法433条2項2号に該当するとした。

もとより、会計帳簿の閲覧謄写の範囲について学説では次のような見解もある。すなわち、株主は会社が作成・管理している会計帳簿・資料の状況を容易に知り得ないのが通常である。そのことから原則としてそのすべてについて閲覧請求をなすことができるとする。その一方で、会社としては閲覧目的と無関係な会計帳簿・資料の範囲を立証することによりその閲覧を拒絶することができるかと解すべきであるとも主張される¹⁵²。

この問題は取締役会議事録においても生じうる。すなわち、取締役会議事録の閲覧謄写の許可申請においては権利行使の要件を判断するために対象となる議事録を特定する必要がある。しかし、会社の内部者ではない株主はどのような議事録が存在するかわからないのが通常であり、対象議事録を具体的に特定することには困難がある。そこで、判例はその特定の程度につき、議事録の閲覧謄写の範囲をその他の部分と識別できる程度でよいと

147 江頭・前掲（注3）708-709頁、小橋一郎「帳簿閲覧権」田中耕太郎編『株式会社法講座 第4巻』1463頁（有斐閣、1956年）、田中・前掲（注3）915頁。

148 江頭＝弥永編・前掲（注27）137頁[久保田光昭]。

149 相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説（別冊商事295号）』124頁注1（商事法務、2006年）。

150 たとえば、上柳ほか編・前掲（注19）210頁[和座一清]。

151 江頭・前掲（注3）709頁注1、江頭＝弥永編・前掲（注26）138頁[久保田光昭]。

152 江頭＝弥永編・前掲（注27）139頁[久保田光昭]、石井・前掲（注42）245頁、上柳ほか編・前掲（注19）211頁[和座一清]、大隅＝今井・前掲（注114）504頁、江頭・前掲（注3）710頁注1。

する（東京地裁平成 18 年 2 月 10 日判時 1923 号 13 頁）¹⁵³。

（2）アメリカ会社法との比較

これに対して、アメリカ会社法における株主による会社情報の収集権では次のような運用がされている。すなわち、模範事業会社法における会社情報の収集権は会計帳簿や議事録といった一定の会社情報の収集のみに限定しているが、そこで対象となっていない会社情報の調査についてはコモン・ロー上の権利を行使することでその欠缺を補完する関係にあった。コモン・ロー上の会社情報の収集権はすべての会社情報が対象となっており、株主に会社情報を調査する広範な権限が与えられていた¹⁵⁴。

さらに、東京高裁平成 28 年 3 月 28 日判決のように、裁判所が会計帳簿の閲覧謄写の対象範囲を限定することは企業秘密の漏洩ないし株主の濫用的な権利行使から会社を保護する運用として適切であると考えられる。こうした発想はアメリカ会社法と同様であることが窺われる。

アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権は、会社経営陣が会社情報を得ることを妨げる場合に効果的に会社経営陣を監督するための基本的な権利であると考えられているが、会社情報の管理について会社経営陣に過剰な権限を与える会社情報の収集権に関する規定は会社経営陣に悪用される危険がある。その一方で、会社経営陣は競業者や嫌がらせ目的の株主による会社情報の収集権の行使を通じた阻害行為から会社を保護する地位にある¹⁵⁵。そこで、裁判所は会社情報の収集権を認めるにあたってその対象となるべき会社情報の範囲を特定することや、会社情報の収集に際して他者に見せてはならないといった各種の条件を付すことができ、柔軟な対応が行われることが通常であるといわれている¹⁵⁶。このことは、会計帳簿のみならず調査の対象範囲が問題となる取締役会議事録でも妥当することであり、会社情報の調査範囲等を判断するにあたって裁判所による一定の裁量権限を会社法の規定で付与することも検討される余地があろう。

わが国の会計帳簿閲覧謄写請求権はアメリカ会社法を主なモデルとして導入され、その役割として株主に付与された種々の監督是正権を有効適切に行行使するためにあるとする。アメリカの近時の判例では、株主が会社役員の実行責任を追及するための証拠収集手段として、積極的に会社情報の収集権を利用することが示唆されており、そうであれば調査の対象となる会計帳簿の範囲は会計帳簿のみならず、その任意に作成する帳簿・資料も含むと解するのが妥当であろう。もっとも、そのような運用がされた場合、会社は企業秘密の漏洩といった危険にさらされうる。その点は 2016 年改正模範事業会社法で規定された株主と会社の間で会社情報の収集権の行使によって得られた情報につき、秘密保持契約を締結するこ

¹⁵³ 酒巻＝龍田編・前掲（注 93）593-594 頁[早川勝]、森本・前掲（注 35）281-282 頁。

¹⁵⁴ 第 1 章第 4 節参照。

¹⁵⁵ Randall S. Thomas, *Improving Shareholder Monitoring of Corporate Management by Expanding Statutory Access to Information*, 38 ARIZ. L. REV. 331, 369-371(1996).

¹⁵⁶ 神田・前掲（注 59）25 頁。

とや会社ないし裁判所が請求理由による閲覧謄写の対象となる会計帳簿の範囲を限定することでその危険性を低減させる効果があるものと思われる。

(3) 取締役会議事録の閲覧謄写に係る著しい損害

取締役会議事録の閲覧謄写請求権に関する注目される事案として、取締役会議事録の閲覧謄写に関する権利行使の必要性が否定される場合及び著しい損害の要件について判示して佐賀地裁平成 20 年 12 月 26 日決定（金判 1312 号 61 頁）がある。同決定で、裁判所は著しい損害を及ぼす要件として「閲覧・謄写を認めることによって株主が得られる利益と会社等が被る損害とを比較考量し、会社等により多大な損害が生ずるとき」と述べている。ただ、本決定は福岡高裁平成 21 年 6 月 1 日決定において変更されており、裁判所は次のように判示している。すなわち、取締役会議事録の閲覧謄写を申請した株主は「株主の地位を仮託して、個人的な利益を図るため本件 M&A を巡る訴訟の証拠収集目的で本件申請をしたものと認めるのが相当である」とする。その後、最高裁平成 21 年 8 月 28 日第三小法廷決定（金判 1332 号 54 頁）は株主の特別抗告を棄却している。

著しい損害を及ぼすおそれがあるときは議事録の閲覧によって企業秘密が漏洩し、その結果として会社に著しい損害を与える場合であると考えられているが、何が損害となるかは相対的な概念であるとされている。そのことから株主の権利行使の必要性が極めて高く、多少の企業秘密が漏洩しても株主全体のために利益となるような事情があれば、その損害は著しいとはいえないと考えられており、裁判所には相当の裁量の幅が認められるべきであるとされている¹⁵⁷。著しい損害という点については会計帳簿や株主名簿といったその他の会社情報の閲覧謄写にも共通する問題であり、閲覧謄写を認める制度趣旨のバランスの中で解決していくことが望ましいといわれる¹⁵⁸。

他方で、取締役会議事録の閲覧謄写請求に裁判所の許可を要しない場合、当該会社等に著しい損害を及ぼすおそれがあるときであっても、その請求を拒絶できる旨の規定が設けられていない。これは業務監査権限を有する監査役等が設置されていない取締役会設置会社の株主の権利保護に配慮していると考えられている。しかし、株主は監査役のように職務権限として議事録等の閲覧等を請求するのではないことから、権利行使の必要性との関連で取締役会議事録の閲覧対象範囲を限定的に解することや「権利濫用法理」を柔軟に適用していくことが必要であるとも指摘されている¹⁵⁹。

第 4 節 株主による会社情報の収集権に関する諸問題

1. 株主による会社情報の収集権の濫用と不当拒絶に対する罰則

(1) 株主権の濫用と会社情報の収集権

¹⁵⁷ 元木・前掲（注 114）133 頁、稲葉・前掲（注 114）244 頁。

¹⁵⁸ 福島洋尚「判批」金判 1339 号 24 頁（2010 年）。

¹⁵⁹ 森本・前掲（注 35）278 頁。

株主は、会社の株式を保有する結果、会社情報の収集権の他にも会社に対して種々の権利を有している。しかし、そうした権利を行使するにあたって、株主は一般私法の原則である権利濫用の禁止の下に置かれることは当然であると考えられている¹⁶⁰。

そのなかでも株主の会社情報の収集権はその濫用の問題が常に存在しており、どのようにして濫用を規制し、その発生を抑制するかという点が常に問題となる¹⁶¹。特にわが国においては、かつて会社から金品を收受することを目的として株式を取得して会社に接触を図る総会屋が跳梁していたことから、会社情報の収集権がこれらの者により濫用される危険性が大きかった。

さらに、現代の情報化社会においては多様な情報が収集・累積され、それらが加工されて種々の目的のために提供されうる。あるいは、株式会社に関する情報は多方面から関心がもたれて調査の対象とされてきていることから、会社情報の収集権の行使によって得られる情報が単なる会社に対する株主としての関心の面からだけでなく、それ以外の面からも十分に関心がもたれうるような場合には一層濫用の危険性が大きいと考えられる。そのうえ、会社情報の収集権が単独株主権であれば、証券市場から1株又は1単元の取得がコストの面でも極めて容易であることから会社情報の収集権が本来の目的とは異なる目的のために行使される危険性は大きいものとなる。

(2) 判例の動向

株主の会社情報の収集権についてその行使が権利濫用にあたるとした判例としては、株主が株主名簿の閲覧謄写を求めた事案である最高裁平成2年4月17日第三小法廷判決(判時1380号136頁)がある。同事件で、裁判所は「株主は、会社の営業時間内であれば、いつでも株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができるが、株主名簿の閲覧又は閲覧の請求が、不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合には、会社は株主の請求を拒絶することができる」とした。

株主権の濫用については近時議論が活発であるとともにその点を争点とする判例を見るに至っている¹⁶²。株主の会社情報の収集権は濫用の危険性が大きく、検討すべき重要な課題である。もっとも、その検討にあたっては、過度に規制して株主の権利行使を阻害するものであってはならず、慎重な対応が求められる。

¹⁶⁰ 近藤光男『会社支配と株主の権利』195頁(有斐閣、1993年)。黒沼悦郎『会社法』55-56頁(商事法務、2017年)も参照。なお、権利の濫用の意義については、谷口知平=石田喜久夫編『新版注釈民法(1)―総則(1)[改訂版]』150頁以下[安永正昭](有斐閣、2002年)等を参照。また、株主権の濫用を検討するものとして、大隅健一郎「株主権の濫用」『新版 会社法の諸問題』169-170頁(有信堂、1983年)や、荒谷裕子「株主権の濫用」判タ917号30頁(1996年)等がある。

¹⁶¹ 前田・前掲(注56)77頁参照。株主権の濫用が問題となるものとしては、会社情報の収集権の他に株主代表訴訟提起権が挙げられる(荒谷・前掲(注160)38頁参照)。その点に関する論稿として、出口正義「株主代表訴訟と株主権の濫用」筑波18号129頁(1995年)等がある。

¹⁶² 株主権の行使が権利濫用にあたるかが争われた近時の事案として、株主提案権につき、東京高裁平成27年5月19日判決(金判1473号26頁)がある。その評釈としては、松井秀征「判批」平成27年度重判解(ジュリ1492号)99頁(2016年)等がある。

(3) 不当拒絶に対する罰則等

取締役等による会社情報の収集権の拒絶に対しては 100 万円以下の過料が科されている(会社法 976 条 4 号)。ここにいう会社情報の収集権は、定款(同法 31 条 2 項)、株主名簿(同法 125 条 2 項)、株主総会議事録(同法 318 条 4 項)、取締役会議事録(同法 371 条 2 項)、監査役会議事録(同法 394 条 2 項)、会計帳簿(同法 433 条 1 項)等である¹⁶³。

会社情報に関する罰則としては、不当拒絶以外にも不実・虚偽記載等(同法 976 条 7 号)や備置義務違反(会計帳簿は除く。同条 8 号)も 100 万円以下の過料が科されている¹⁶⁴。もっとも、会計帳簿の不実・虚偽記載等に対する過料については次の批判がある。すなわち、会計帳簿の改竄や不実記載があっても、これをその時点では軽い犯罪とした把握できず、有価証券報告書の作成時まで待たないと重罪扱いできないというのは極めて問題があるとす。そのことから会計帳簿の不実・虚偽記載等を行なった上場会社については相当の重罪とすべきであり、非上場会社についても債権者保護の観点からこの過料は軽きに失していると指摘される¹⁶⁵。

さらに、実際問題として過料は法務局が所管している商業登記に関するもの以外にはほとんど科されていないとされている¹⁶⁶。そうした実情も相俟って、かねてより会社側にとっては不当な権利行使を安易に許容したとき、株主側からみれば入手した情報を安易に処分したときにおける「情報管理者責任」や不当拒絶に対する救済策の必要性が説かれている¹⁶⁷。

ところで、計算書類の虚偽記載については取締役の責任追及の対象(会社法 429 条 2 項 1 号ロ)になる。そうした事案としては、名古屋高裁昭和 58 年 7 月 1 日判決(判時 1096 号 134 頁)¹⁶⁸や、東京地裁平成 19 年 11 月 28 日判決(判タ 1283 号 303 頁)¹⁶⁹等がある。また、金融商品取引法との関係で重要な意義を有する判例として、いわゆる粉飾決算による株価下落損失に対して会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償請求をした東京地裁平成 27 年

¹⁶³ 落合誠一編『会社法コンメンタール 21-雑則(3)・罰則』175 頁[佐伯仁志](商事法務、2011 年)、酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法 第 9 卷外国会社・雑則・罰則』777-778 頁[高橋直哉](中央経済社、2016 年)等を参照。

¹⁶⁴ 落合編・前掲(注 163) 176 頁[佐伯仁志]、酒巻＝龍田編・前掲(注 163) 778-779 頁[高橋直哉]参照。

¹⁶⁵ 上村・前掲(注 34) 185 頁。

¹⁶⁶ 江頭憲治郎＝中村直人編『論点体系 会社法 6-組織再編Ⅱ、外国会社、雑則、罰則【第 803 条～第 979 条】』523 頁[葉玉匡美](第一法規、2012 年)。弥永真生「企業法における法の実現手法」佐伯仁志ほか『法の実現手法』161 頁(岩波書店、2014 年)も参照。なお、会社法における過料という行政罰を検討する論稿として、松井智予「行政罰によるエンフォースー過料(行政罰)によるエンフォースの意義」山田泰弘＝伊藤研祐編『会社法罰則の検証－会社法と刑事法のクロスオーバー』173 頁(日本評論社、2015 年)がある。

¹⁶⁷ 尾崎・前掲(注 25) 27 頁参照。

¹⁶⁸ その評釈として、上村達男「判批」江頭憲治郎＝岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選(第 2 版)』152 頁(有斐閣、2011 年)等がある。

¹⁶⁹ 同事件として、黒沼悦郎「判批」岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選(第 3 版)』150 頁(有斐閣、2016 年)等がある。

11月25日判決（金判1485号20頁）がある¹⁷⁰。

2. 監督是正権との関係

(1) 株主代表訴訟

取締役会議事録や会計帳簿の閲覧謄写請求権等（会社法371条2項、433条1項等）は、株主による会社の不正行為に対する株主代表訴訟提起権（同法847条。株主による責任追及等の訴え。）といった監督是正権の行使において、責任発生原因事実の主張ないし立証するための基本的かつ重要な手段となる。しかし、株主代表訴訟においては株主が会社情報の収集をすることは相当な困難が予想されるという指摘があるのみならず、会社情報の収集権とその他の株主権との相互連関が図られているとも言いがたい¹⁷¹。そのため、かねてより種々の立法提案がされている。たとえば、株主による会社情報の収集の拡充という観点から、会計帳簿閲覧謄写請求権を単独株主権化すべきであると主張されてきた¹⁷²。

株主代表訴訟における情報の非対称性との関連では会社の不提訴理由通知書の導入が挙げられる。株主代表訴訟における不提訴理由通知書は会社法で初めて導入されて制度である。その趣旨は、会社は株主による提訴請求があった場合には取締役等に損害賠償義務があるかどうかを調査し、その調査の結果を前提に訴えを提起することが通常であると考えられた。そこで、提訴請求をした株主が会社に対し調査の結果やそれを前提として訴えを提起しないとされた会社の判断プロセスの開示を請求することにより、役員間の馴れ合いで提訴しないとされた事態が生じないようにするための手当てである。それとともに株主が株主代表訴訟を遂行するうえで必要な訴訟資料を収集することを可能にする趣旨の規定であるとされている¹⁷³。

不提訴理由通知書は、前述の商事法務研究会の会社法研究会で議決権行使書面の閲覧謄写請求権とともに株主代表訴訟における株主による資料収集の濫用的な行使の制限に係る検討において、株主が会社情報を直接的な閲覧を認めるべきかが議論された。不提訴理由通知書との関係では、株主による直接的な収集は必要がないという前提で次のような見解が示されたとされている。不提訴理由通知書を代表訴訟で機能するような形にすること又は代表訴訟の中で検査役を使って事実を調べさせることや、不提訴理由通知書の内容を充実させて検査役選任のハードルを下げ適切に審理できるほうが健全ではないかとする意見があったようである¹⁷⁴。

¹⁷⁰ その評釈として、松岡啓祐「判批」ひろば69巻10号57頁（2016年）がある。

¹⁷¹ 田中亘「取締役の善管注意義務・忠実義務および株主代表訴訟」同編『数字でわかる会社法』88頁注26（有斐閣、2013年）。内藤裕貴「経営判断原則の再考（3・完）—ドイツにおける経営判断原則の立法化を中心として—」早稲田大学大学院法研論集155号242頁（2015年）も参照。株主代表訴訟における情報収集手段の検討として、佐藤鉄男「株主代表訴訟における資料収集」小林秀之＝近藤光男『新版・株主代表訴訟大系』223頁以下（弘文堂、2002年）参照。

¹⁷² たとえば、岩原紳作「株主代表訴訟」ジュリ1206号132頁（2001年）参照。

¹⁷³ 相澤編・前掲（注86）250頁。

¹⁷⁴ 中東正文「株主による会社の書類への直接的アクセス」金判1509号1頁（2017年）。

(2) 違法行為差止請求権との関係

取締役の違法行為に対する株主の差止請求権との関係でも次のように言及されている。まず、会計帳簿閲覧謄写請求権との関係で会計帳簿閲覧謄写請求権発行済株式総数の3%以上を有する株主しか行使することのできない少数株主権である。それに対し、違法行為の差止請求権は6か月以上の保有要件が付されている単独株主権である(会社法360条。なお、非公開会社については、保有期間の制限はない(同条2項))。そのことから、違法行為差止請求権を行使するか否かの判断をするために会計帳簿閲覧謄写請求権を行使することができず、この点でこれらの権利は連動していないとされる¹⁷⁵。

次いで、取締役会議事録の閲覧謄写請求権は株主に対して有用な情報を提供すると考えられる¹⁷⁶。しかし、監査役設置会社においては取締役会議事録の閲覧謄写に裁判所の許可が必要である(会社法371条3項)。そのため、株主は裁判所に対して書面で取締役会議事録の閲覧謄写の許可申請をし、株主の権利の行使のためにその閲覧謄写が必要であることを疎明しなければならない。そうした手続を経て、裁判所の許可を得たとしても違法行為の差止めの機会を逸してしまう可能性がある。

さらに、比較的多数の取締役を有する株式会社の実務では取締役会がその大規模化により機動性を欠く等の理由により、取締役の一部をもって構成される常務会や最高経営会議等といった任意の機関を定款又は取締役会規則によって設置しているようである。これは取締役会の決定機能を事実上移行させていることから、取締役会が常務会等の決定事項を単に形式的に事後承認するにすぎない事例が非常に多いとされている。そうだとすると、そうした常務会等での審議内容にもアクセスできることが必要であると考えられるが、常務会等の任意の機関についてはその議事録の作成及び公示が義務付けられていないことに加えて、取締役会議事録閲覧謄写請求権の対象とはなっていない。

これはコーポレートガバナンス・コードの施行により、取締役の指名又は報酬に関して、会社法に基づくものではない任意の委員会の情報開示についてと同様の立場である。すなわち、同コードの施行により取締役の指名又は報酬に関して会社法に基づくものではない任意の委員会を設置する上場会社が増えている¹⁷⁷。そうした会社法に基づくものではない任意の委員会の情報開示については次のように考えられている。すなわち、意思決定のプロセス等が開示されないままに任意の委員会が用いられると、モニタリング機能が果たされているのかが不明確になるだけにとどまらず批判を浴びそうな判断の隠れ蓑として任意

¹⁷⁵ 黒沼・前掲(注45)525頁。

¹⁷⁶ 中村信男「株主権の機能的連関」石山卓磨＝上村達男編『酒巻俊雄先生還暦記念 公開会社と閉鎖会社の法理』508-510頁(商事法務研究会、1992年)を参照。

¹⁷⁷ 会社法に基づくものではない任意の委員会の意義や法的課題、あるいはその実務につき、松中学「任意の委員会の意義と法的課題」ビジネス法務16巻9号22頁(2016年)、浜田幸「任意の指名・報酬委員会の実務—CGコード適用開始1年後の現状と留意点—」商事2106号24頁(2016年)を参照。なお、会社法に基づかない任意の委員会については、上村達男「任意の指名・報酬委員会設計の視点とは何か」資料版商事395号23頁(2017年)も参照。

の委員会を用いるインセンティブを生じさせるとする。そのことから、意思決定のプロセス等が開示されることを確保するルールが必要であると述べている¹⁷⁸。

他方で、中小規模の閉鎖的な株式会社においては取締役会を設置している会社であっても、取締役会そのものがほとんど開催されず、取締役会議事録も形式的なものにすぎないことが多いというのが実態であると推測されている。そのため、株主が取締役会議事録の閲覧謄写をしても違法行為差止請求権に有用な情報を入手することはできないと指摘されている。

(3) 取締役解任の訴えとの関係

では、取締役解任の訴えと会社情報の収集権との関係はどうであろうか。取締役解任の訴えは、取締役の職務執行に関して不正の行為又は法令定款に違反する重大な事実があるにもかかわらず、株主総会において取締役の解任の決議が否決された時は、6か月引き続いて3%以上の議決権を保有する株主は、取締役解任の訴えを提起することができる（会社法854条1項（非公開会社は保有期間の制限はない（同条2項）））。そのことから、取締役解任の訴えを提起することができる株主はその判断のために会計帳簿閲覧謄写請求権を行使することができ、一定程度の連動が図れている¹⁷⁹。

その一方で、取締役会議事録の閲覧謄写請求権は、取締役解任の訴えとの関係でも情報収集手段として有用な情報提供機能を有すると考えられる¹⁸⁰。ただ、取締役の解任判決事由を構成する競業避止義務違反あるいは自己取引に関する義務違反等が取締役会議事録に記載されることは、取締役にとって極めて不都合な事項である。そのことからそのような事項が取締役会議長の作成する取締役会議事録に記載されないおそれがあり、取締役解任の訴えについては会社情報の収集権との間に機能的な不均衡があると指摘される。

3. 金融商品取引法等との関係

(1) 情報開示等との関係

ところで、上場会社においては株主の会社情報の収集手段として金融商品取引法上の情報開示の制度がある。すなわち、上場会社の株主は証券市場で「買い」という投資判断をした投資家であり、株式を売るまでは「株主」である。こうした株主としての投資家は、金融商品取引法上の開示書類を通して詳細な企業情報を収集することができる¹⁸¹。

金融商品取引法は、上場会社は事業年度毎に「重要な事業内容等」を記載した有価証券報告書を事業年度経過後3か月以内に内閣総理大臣に提出が義務付けられている（金融商品取引法24条1項）。その他にも3か月毎に企業集団の状況等を記載した四半期報告書（同

¹⁷⁸ 松中・前掲（注177）24-25頁参照。

¹⁷⁹ 黒沼・前掲（注45）525-526頁。

¹⁸⁰ 中村・前掲（注176）513-514頁を参照。

¹⁸¹ 上村達男「公開会社の法理と株主の経営監督機能」森淳二郎編集代表『蓮井良憲先生・今井宏先生古稀記念 企業監査とリスク管理の法構造』252頁（法律文化社、1994年）。

法 24 条の 7 第 1 項) や重要な事実が発生したときはその内容を記載した臨時報告書 (同法 24 条の 5 第 1 項) 等も内閣総理大臣に提出しなければならない¹⁸²。さらに、上場株券等を原則として 5%以上を有する大量保有者にも、5 日以内に一定の情報を記載した大量保有報告書の提出と開示が義務付けられている (同法 27 条の 23 以下) 等の情報入手の手段が広がっている¹⁸³。

それに対して、会社法は事業年度毎に決算公告や株主総会・合併の際の利害関係者に向けた情報開示が中心である。しかし、会社に提出が義務付けられている四半期報告書と臨時報告書については投資家・証券市場にとってのみならず、株主にとってもきわめて重要な情報が含まれているといわれる。そのことから四半期報告書と臨時報告書の会社法上の位置付けの曖昧さないし空白部分が生じていることは否定できないと指摘されている¹⁸⁴。

ところで、有価証券報告書については従来から「コーポレート・ガバナンスの状況等」を記載することが求められていたが (企業内容等の開示に関する内閣府令の第 3 号様式の記載上の注意を参照)、コーポレートガバナンス・コードの施行によりその在り方も変わろうとしている¹⁸⁵。金融商品取引法上の投資者に対する情報開示を通して、会社情報の収集やコーポレート・ガバナンスの向上へ向けた動向も活発である。

さらに、平成 22 年の企業内容等の開示に関する内閣府令の改正で臨時報告書によって株主総会における議決権行使の結果の開示が要求されることとなった¹⁸⁶。こうした開示は次のことを目的とする。すなわち、株主の地位が日々取引され、変動するという上場会社の特質に鑑みると株主総会における議決権行使結果の投資者に対する開示は、上場会社のガバナンス上重要であると考えられた。そこで、株主意思をより明確化し、市場を通じた経営陣への適切な牽制効果を期待して上場会社に議決権行使結果の開示を求めることとした¹⁸⁷。議決権行使の結果の開示は株主のニーズに応える趣旨であると考えられている¹⁸⁸。

¹⁸² 有価証券報告書については、ここ数年、不正会計や粉飾決算といった虚偽開示が問題となっている。有価証券報告書の虚偽記載に係る判例等の動向に関する近時の論稿として、松岡啓祐「流通市場の虚偽開示に基づく発行会社の民事責任」ビジネス法務 16 巻 3 号 120 頁 (2016 年) がある。また、同「虚偽の情報開示を巡る会社及び役員等の責任—金商法上の継続開示違反を中心に—」出口正義ほか編著『企業法の現在—青竹正一先生古稀記念』353 頁 (信山社、2014 年) も参照。なお、会社法上の計算書類の虚偽記載に係る責任追及との関係については、上村・前掲 (注 168) 153 頁を参照。

¹⁸³ 松岡・前掲 (注 89) 49 頁、51 頁、53 頁、84 頁 (中央経済社、2016 年)。

¹⁸⁴ 松岡啓祐「金融商品取引法と会社法の役割分担」永井和之＝中島弘雅＝南保勝美編『会社法学の省察』473 頁 (中央経済社、2012 年)。

¹⁸⁵ この点については、中村慎二「コーポレートガバナンス・コード施行を踏まえた有価証券報告書の記載の見直し」商事 2098 号 18 頁 (2016 年) を参照されたい。

¹⁸⁶ 岩原編・前掲 (注 31) 153 頁 [松尾健一]。

¹⁸⁷ 谷口義幸「上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する開示の充実等のための内閣府令等の改正」商事 1898 号 26 頁 (2010 年)。

¹⁸⁸ 松岡啓祐『最新会社法講義 (第 3 版)』73 頁 (中央経済社、2016 年)。議決権行使結果の開示と関連する会社法上の株主による会社情報の収集権として、議決権行使書面の閲覧謄写請求がある (会社法 311 条 4 項)。議決権行使書面の閲覧謄写に関する問題を提起する論稿として、前田雅弘「議決権行使結果の開示に向けた対応」金判 1342 号 1 頁 (2010 年)、和田宣喜＝星野隆宏「議決権行使書面閲覧・謄写請求をめぐる会社法上の問題点—株主情報保護の観点から—」商事 1932 号 24 頁 (2011 年) 等がある。なお、議決権行使書面の閲覧謄写請求の意義につき、岩原編・前掲 (注 31) 216 頁以下 [松中学] 等を参照。

こうした金融商品取引法上の種々の情報開示は、主として投資判断の形成のためのものである。しかし、上場会社の株主がこうした開示情報をコーポレート・ガバナンスの観点から活用し、経営監督機能を発揮することは重要な意義を有していると考えられている¹⁸⁹。もともと、未熟な投資家が直接に有価証券報告等を読むことがありえないのではないかとの疑問視する見解もある。そのため、そうした報告書に関する限り、未熟な投資家に誤解を与えるおそれのある記載を禁じたり、それを虚偽記載として責任を追及したりすることは無用ではないかともいわれる¹⁹⁰。

他方で、会社情報の収集権の一つである会計帳簿閲覧請求権を行使した株主は金融商品取引法では内部者として扱われ、インサイダー取引規制の対象となる（同法 166 条 1 項 2 号等）。さらに、同法の平成 25 年改正により内部者による情報伝達・取引推奨行為も罰則の対象となった¹⁹¹。

そもそも、金融商品取引法については主たる規制対象が上場会社であるため、それ以外の会社は対象とならない。もとより、会計帳簿以外にも取締役会議事録等については企業秘密を多く含んでいる場合があり、そうした会社情報の閲覧から得られた情報についても保護の対象にすることは十分に考えられる¹⁹²。なお、立法論としては株主一般をインサイダー取引規制の対象となる会社関係者にすべきであるとの主張もある¹⁹³。

（２）公開買付け等

公開買付けの勧誘を目的とした株主名簿の閲覧謄写請求が問題となった事例として、東京地裁平成 19 年 6 月 15 日決定（資料版商事 280 号 220 頁。テーオーシー事件）¹⁹⁴及び東京地裁平成 24 年 12 月 21 日決定（金判 1408 号 52 頁）¹⁹⁵がある。東京地裁平成 19 年 6 月 15 日決定は競業者による公開買付けに伴う株主名簿閲覧謄写請求であったが、東京地裁は公開買付け勧誘目的が「株主の権利又は行使に関する調査」に該当するかどうかを判断せず、会社法 125 条 3 項 3 号に該当するとして申立てを却下している。ただ、傍論として保全の必要性を検討していることから、1 号には該当しないという前提によっていたとも考え

¹⁸⁹ 上村・前掲（注 181）252-253 頁。金融商品取引法上の情報開示の意義については、上村達男「新体系・証券取引法（第 3 回）証券取引法における開示・会計・監査の一般理論」企会 53 巻 6 号 107 頁以下（2001 年）、黒沼悦郎『金融商品取引法』2-3 頁（有斐閣、2016 年）、龍田節「開示制度の目的と機能」論叢 110 巻 4・5・6 号 112 頁（1982 年）等を参照。

¹⁹⁰ 江頭憲治郎「企業内容の継続開示」龍田節＝神崎克郎編『河本一郎先生還暦記念 証券取引法大系』208 頁（商事法務研究会、1986 年）。

¹⁹¹ 詳細については、拙稿「証券市場の公正確保とインサイダー取引規制～平成 25 年金融商品取引法改正を中心に～」専修法研論集 53 号 23 頁（2013 年）を参照されたい。

¹⁹² この点については、松岡啓祐「判批」金判 1516 号 6 頁（2017 年）も参照。

¹⁹³ 黒沼・前掲（注 189）413 頁。

¹⁹⁴ 同事件の判例評釈として、鳥山恭一「判批」法セ 641 号 121 頁（2008 年）や正井・前掲（注 87）2 頁等がある。

¹⁹⁵ 同事件の評釈として、大川俊「本件判批」独協法学 92 号 23 頁（2013 年）。木村真生子「本件判批」ジュリ 1462 号 109 頁（2014 年）、小柿徳武「本件判批」判例セレクト 2013[II]（法教 402 号別冊付録）16 頁（2014 年）、込山芳行「本件判批」ビジネス法務 14 巻 1 号 136 頁（2014 年）、志谷匡史「判批」商事 2116 号 52 頁（2016 年）等がある。

られている¹⁹⁶。

もっとも、その後の判例である東京地裁平成 24 年 12 月 21 日決定では、公開買付勧誘目的は会社法 125 条 3 項 1 号に該当しないとす。その理由として、公開買付けの応募者を募る目的等は権利の実現のために他の株主にアクセスする必要性が典型的に高いものである¹⁹⁷。公開買付けは企業買収を効率的かつ公平・公正に行うための優れたツールであり、これによって経営者の交代や企業再編が進み、企業価値を高めることができるのであれば株主の利益に十分資する。そのうえで、公開買付けに応じるかどうかの最終的な判断は株主に委ねられており、肝心の株主の意思を問う前の株主へのアクセス段階で現経営陣が一方的にアクセス権を奪うことができるとすれば由々しき問題であるとの指摘がある¹⁹⁸。このことから現在の株主が行う「株式の譲受け」勧誘目的の閲覧謄写請求は、公開買付けも含めて原則として 1 号拒否事由には該当しないと解すべきであると主張される¹⁹⁹。もっとも、公開買付けの勧誘を目的とすることのみをもって無条件に株主名簿の閲覧を認めるかについては検討の余地があろう²⁰⁰。

ところで、公開買付けのような金融商品取引法の制度と会社法 125 条 3 項 1 号の関係については、名古屋高裁平成 22 年 6 月 17 日決定（資料版商事 316 号 198 頁。フタバ産業事件）²⁰¹と関連して議論されてきた²⁰²。当該決定は「金商法で認められている損害賠償請求権は、虚偽記載のある有価証券報告書等重要書類の記載を信じて有価証券を取得した投資家を保護するため、それが虚偽であることによって被った損害を賠償するために認められた権利であって、当該権利を行使するためには現に株主である必要はないのに対し、株主の株主名簿閲覧謄写請求権は、株主を保護するために、株主として有する権利を適切に行行使するために認められたものであり、権利の行使には株主であることが当然の前提となるものであって、金商法上の損害賠償請求とはその制度趣旨を異にするものである。したがって、金商法上の損害賠償請求権を行使するための調査は、会社法 125 条 3 項 1 号の『株主の権利の確保又は行使に関する調査』には該当しないというべきである」として、金融商品取引法上の損害賠償請求訴訟の原告を募ることを目的とした株主名簿の閲覧謄写を認めなかった。また、「株主名簿には株主のプライバシーに関する記載がなされているものであって、会社の取締役は、株主の個人情報等を法令の範囲を超えて外部に漏らさないようにすべき注意義務を負っている」とも述べている。なお、名古屋高裁平成 22 年 6 月 17 日決

¹⁹⁶ 弥永真生「判批」ジュリ 1452 号 3 頁（2013 年）。

¹⁹⁷ 荻野・前掲（注 119）199 頁。公開買付けの意義については、上村達男「新体系・証券取引法（第 9 回）公開買付市場に対する法規制」企会 54 巻 3 号 42 頁（2002 年）を参照。

¹⁹⁸ 荒谷・前掲（注 110）44 頁。

¹⁹⁹ 中村康江「判批」平成 25 年度重要判例解説（ジュリ 1466 号）105 頁（2014 年）。

²⁰⁰ たとえば、東京高裁平成 17 年 3 月 23 日決定（判時 1899 号 56 頁）において示された敵対的買収事件の「4 類型」に該当する場合の株主名簿の閲覧については議論の余地がある。敵対的買収事件の「4 類型」については、松岡・前掲（注 188）198-199 頁を参照。

²⁰¹ 同事件の評釈として、家田崇「判批」酒巻俊雄＝尾崎安央＝川島いつみ＝中村信男編『会社法重要判例（第 2 版）』19 頁（成文堂、2016 年）、米山毅一郎「判批」金判 1382 号 2 頁（2012 年）等がある。

²⁰² 中村・前掲（注 199）104 頁。

定は特別抗告がなされたが、最高裁平成 22 年 9 月 14 日第三小法廷決定（資料版商事 321 号 58 頁）は「原審の判断は正当として是認することができる」として当該抗告を棄却している。

このように、形式的理由をもって権利の「濫用」とまでは言い難い場合にまで株主名簿閲覧謄写請求を否定することには疑問が提起されており、会社法と金融商品取引法の保護法益や制度趣旨の違いを理由として株主名簿の閲覧謄写請求を拒絶できるとすることには批判が少なくない。あるいは、形式的に「株主たる地位から発生する」権利以外の権利行使をすべて不当な目的と解釈する運用を招くおそれがあるといわれる²⁰³。とはいえ、株主名簿の開示が金融商品取引法上の損害賠償請求権の行使を容易にするための最善のツールとはいえないとも指摘される²⁰⁴。

(3) アメリカ法との関係

アメリカにおいて、株主はそもそも投資者であり、投資者は株式価値の向上を享受するために会社の業績が適切に反映されているかを知る権利を有しているとき、会社情報の収集権もそうした連邦証券諸法による情報開示の一つとして考えられている。とはいえ、財務諸表等の情報開示それ自体は株主の会社情報の収集権を代替するものではないと考えられている。そのことからわが国においても金融商品取引法上の情報開示をコーポレート・ガバナンスの観点から活用し、経営監督機能を発揮することは重要な意義を有しているといえよう²⁰⁵。さらに、株主は会社についての十分な情報を有していない限り、株主としての権利を適切に行使することができないと考えられていることから会社に対する訴訟の原告を募る目的での会社情報の収集権の行使もされている。

他方で、公開買付け（tender offer）への応募の促進を目的として会社情報の収集権を行使する事案が見受けられる。裁判所は、委任状勧誘と同様に公開買付けが正当であること又は会社の最善の利益となるかどうかについて評価をしないとされており、株主が正当な目的を有していると判断すれば当該権利行使をすることができるとされている。ただ、公開買付けへの応募の促進を目的とすることが無条件に正当な目的になるとは解されておらず、アメリカの判例においても株主の会社情報の収集権の行使が認められなかったことを勘案すると事案に即した判断が望ましいのかもしれない。

²⁰³ 山下編・前掲（注 22）293 頁[前田雅弘]、荒谷・前掲（注 110）44 頁、松井智予「フタバ産業株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立事件と会社法・金商法の課題」商事 1925 号 10 頁（2011 年）。

²⁰⁴ 伊藤・前掲（注 118）23 頁。

²⁰⁵ 上村・前掲（注 181）252-253 頁参照。

終章

1. アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権の意義

本稿は、わが国における株主の会社情報の収集権に係る諸問題に対して有益な示唆を得ることを目的として、その主なモデルになっていると考えられるアメリカ会社法における歴史的展開につき、模範事業会社法の展開を中心に検討してきた。ここまでのアメリカ会社法における株主による会社情報の収集権の検討をまとめると次のとおりになる。

第 1 章では、まず、アメリカ会社法における会社情報の収集権を検討する前提として、株主権の意義についてその理論的根拠及び類型を整理するとともに、会社情報の収集権の理論的根拠を明らかにした。アメリカ会社法において株主権は、その理論的根拠として株主と会社との契約に基づき、かつ、持分の保有者としての地位によって株主には権利が認められているとする。

そのうえで、株主権をわが国のように自益権や共益権といった分類をせず、伝統的には会社の支配及び経営に関する権利 (**rights as to control and management**)、所有者としての権利 (**proprietary rights**)、救済及びそれに付随する権利 (**remedial and ancillary rights**) という株主の会社に対する 3 つの側面から権利が構成されている。会社情報の収集権は会社の所有者としての権利から派生するものと考えられているが、救済を求める権利としての側面も有していると考えられている。アメリカにおいても、株主の会社情報の収集権は実質的な救済を求めるための前提となる権利として考えられていると思われる。

次いで、アメリカにおける会社情報の収集権の意義とその特徴、あるいはその理論的根拠について検討を加えた。アメリカでは株主の会社情報の収集権が株主の経営監督機能を果たすための重要な役割を担っていた。とりわけ、他の株主と意思疎通を図ることにより、会社役員に不満のある株主が当該会社役員の解任を意図した委任状合戦を可能とし、さらには株主が代表訴訟に会社役員の責任を追及するために証拠を集めるにあたって重要な手段的権利として機能していた。もっとも、会社情報の収集権はそれにとどまらず、株主が保有する株式価値を算定するといった目的でも行使されていた。そのうえ、当該権利行使につき、複数の行使目的が競合したとしても、そのうちの 1 つでも適切な権利行使であると裁判所が判断した場合には会社情報の収集権が行使することができる点に興味深い点である。

もとより、会社情報の収集権は株主は会社資産の実質的な所有者として会社情報の収集権は認められるとする所有権理論及び会社役員は株主の資産を管理している代理人あるいは受託者であり、会社情報の収集権はその資産に対して利益を有する株主が説明を受ける権利であるとする代理人理論という重複した理論をその根拠としていた。その一方では投資者として、連邦証券諸法による情報開示の一つとして会社情報の収集権が位置付けられている。ただ、これらの理論のいずれによっても、自己の投資の保護ないし会社の監督のために認められているとする点に相違はなく、株主にとっては重要な権利であると考えら

れている。

そして、会社情報の収集権の発祥国と考えられているイギリスでの展開を確認した。すなわち、株主の会社情報の収集権はイギリスのコモン・ローで発祥したものであるが、イギリスにおいては会社の企業秘密をめぐって株主による会社情報の調査を認めることが会社にとって回避すべき切実な問題となった。そのことから会社情報の収集権が制限される方向に向かっていったが、株主の会社情報の収集という観点から、検査役制度が整備され、発展していくことになる。

そうした検討を踏まえて、本稿の検討の中心であるアメリカにおける会社情報の収集権の起源とその発展について、初期のコモン・ロー及び州会社法等の沿革を整理した。アメリカにおいて会社情報の収集権は、イギリスでの展開とは対照的に会社経営陣を監督する権利として株主にとって重要な役割を担っていた。

アメリカのコモン・ローに基づく会社情報の収集権としては適切な時間及び場所がかつ正当な目的という要件が課されていた。そうした要件が課されていたが、閲覧対象となる会社情報の種類は契約書や会社の業務のために存在する資料等のあらゆる文書であった。その後、会社が大規模にかつその在り方がより複雑なものへと発展したことに伴って株主が会社情報に接する機会が減少したことから会社情報の収集権の重要なものとした。そのため、その権利を尊重するために会社が当該権利行使の拒絶を排除するために法による救済の必要性から権利行使要件が撤廃され、絶対的な権利として規定されるに至った。

しかし、会社情報の収集権を絶対的な権利として位置付けたことにより、株主による会社情報の調査が不当又は違法な目的であったとしても、会社はそれを拒絶することができなかったという弊害が各州会社法の修正への誘因となった。そうした状況でその後の各州会社法は会社情報の収集権の行使にコモン・ロー上の要件やそれを加重した要件を課していた一方で、そうした要件を課さない州とさまざまなものがあった。当時の規定の特徴として、不当拒絶に対する罰則を定めていた点が注目される。さらに州によっては調査の対象となる会社情報に差異があった。

第2章では、各州会社法の統一を目的として1928年に公表された統一事業会社法35条とを中心に検討してきた。同法は4つの州で採用されたにすぎなかったが、会社情報の収集権について重要な規定を置いていたと考えられる。

統一事業会社法における会社情報の収集権の特徴として、株主による調査の対象となる会社情報は会計帳簿、各種議事録や株主名簿となっており、形式上1つにまとめていることが挙げられる。ただ、コモン・ロー上の株主による会社情報の収集権の対象が会社の業務のために存在するあらゆる文書であったことに比べるとその対象に制限を加えているという特徴がある。

統一事業会社法における会社情報の収集権を規定した理由はその公表過程で種々の議論があったものの、あくまでコモン・ロー上の権利を成文化することであった。そのため、濫用的な権利行使を防止する手段としては権利行使の目的をその判断基準としていた。

2. 模範事業会社法における株主による会社情報の収集権

第3章では州会社法の模範として機能することを目的として1950年に公表された模範事業会社法における株主の会社情報の収集権を検討した。その特徴としては、まず、統一事業会社法と同じく、株主による収集の対象となる会社情報が会計帳簿、各種議事録及び株主名簿となっており、形式上1つにまとめて規定していたことが挙げられる。ただ、模範事業会社法もコモン・ロー上の株主による会社情報の収集権の対象が会社の業務のために存在するあらゆる文書であったことに比べるとその対象に制限を加えているという特徴がある。

模範事業会社法における株主による会社情報の収集権の重要な特色として、権利行使につき、株式を6か月以上継続的に保有するか、又は発行済株式総数の5%以上の株式保有という継続保有要件又は持株要件を課していたことである。こうした要件を設けることはコモン・ロー上の権利よりも制限するものであった。ただし、コモン・ロー上の権利が敗勢されていないことには注意を要する。さらに、模範事業会社法では権利行使に対する会社の拒絶事由が規定されたことが重要である。模範事業会社法の株主による会社情報の収集権はコモン・ロー上の権利を基礎しながらもそれとは異なり、権利行使要件を定めるとともに濫用的な行使から会社を保護するために拒絶事由を設けていた。模範事業会社法のこうした特徴は当時の州会社法の大きな影響を受けた規定であったと考えられる。

模範事業会社法を州会社法がどの程度採用していたかについては概ね模範事業会社法と同様ないしは類似の規定を有していた州が多かったといえよう。ただ、会社情報の収集権を付与されている株主の範囲や収集の対象となる会社情報といった具体的な内容には様々なものがあり、その多様性は興味深い点である。

第4章では模範事業会社法における株主の会社情報の収集権につき、1969年改正を中心に検討した。同年の改正に係る点は比較的軽微なものであったが、その内容は次の3つの重要な改正がされている。第1に、会社情報の収集権を行使できる者の範囲を議決権信託証書の保有者に拡大したことであろう。その前提として、議決権信託の受託者にその証書の保有者名簿の作成を要求していた。それを株主名簿等と同様に株主及び議決権信託証書の保有者に閲覧謄写に供されるとともに、そこに記載されている情報の不正利用についても会社情報の収集権の拒絶事由としていた点が注目される。

第2に、その対象となる会社情報の範囲は会社情報の収集権の行使目的に関連のある会社情報に限定した。それにより、費用の要する濫用的な情報収集の可能性から会社を保護することとした。株主の権利を保護しつつ、会社の利益も保護する手当てがなされており、会社情報の収集権を規定するにあたっては両者の利益を保護する必要があるという観点は重要であると考えられる。

第3に、会社情報の記録形式については、会社に書面以外による会社情報の保存を認めることとした。ただ、株主による会社情報の収集権の行使に際して提供されるのは会社情報

が書面以外の方法であっても、書面で提供されなければならなかった。この点は、会社情報の保存形式の多様化を認めていた効果が、かなり限定的であったといえよう。

第 5 章においては、アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権に関する問題点につき、模範事業会社法の公表当時から規定されていた罰則規定の妥当性を中心に検討してきた。不当拒絶の抑止効果を企図した罰則規定はその後の展開にどういった影響を与えたのであろうか。まず、罰則規定の妥当性につき、*Wood, Walker & Co. v. Evans* 事件を手がかりに検討した。同事件で裁判所は結論として株主に対する損害賠償を認めず、罰則規定は厳格に解釈されると判示した。不当拒絶の抑止を目的とした罰則規定は、株主の会社情報の収集権を保護するという観点は古くから考えられていたが、十分な抑止効果を得られなかった。

そうした状況において、同事件を契機に罰則規定に代わる法的執行手段が検討され、株主の会社情報の収集権に係る手続や請求後の株主に対する補償に重点が置かれていた。これは会社情報の収集権の法的執行の在り方として、不当な目的による株主の会社情報の調査であっても罰則の脅威から当該権利行使を認めることは妥当ではないと考えられたためである。そこでは会社情報の収集権の行使に関する法的執行手続として、学説において次の 4 つが提案されていた。第 1 に、会社情報の収集請求の認否に係る期日を設定することであり、そうした期間としては株主が会社情報の収集を請求してから 5 日が妥当と考えられていた。第 2 に、迅速な会社情報の収集手続を整備することである。これは株主による会社情報の収集の引き延ばしを凶る会社経営陣の不当拒絶を排除することを目的とした。第 3 に、不当拒絶に対する救済を求める訴訟における弁護士費用を会社に負担させることである。第 4 に、不当拒絶に対する訴訟の被告として会社を除外するとともに、株主による会社情報の収集権の行使について会社の利益のために善意で正当に拒絶した役員は、株主の訴訟費用を負担しないとしたことである。

こうした種々の提案は会社経営陣による不当拒絶を防止するとともに会社情報の調査の不当な引き延ばしを防止することも目的とするものであった。株主の権利の確保という観点も重要であるが、それと同時に株主権の濫用的行使の防止という観点も必要になる。ちなみに模範事業会社法は 1984 年に抜本的な改正がされるが、こうした提案のいくつかが取り入れられることになる。その一方で、1978 年には株主の会社情報の収集権を補完するものとして、年次財務諸表が一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて会計年度の財務諸表を作成された場合は株主に提供することを要求した。これは、アメリカにおいて会社情報の収集権を補完する会社情報を収集する制度として重要な意義を有していたものと考えられる。

第 6 章では、1984 年に抜本的な改正がなされた模範事業会社法の検討を行った。同法では株主の会社情報の収集権についても大きく変更が加えられることになる。具体的に、16.01 条では会社に保存を求める会社情報を具体的に規定した。そこでは株主総会あるいは取締役会の議事録のみならず、会社が自ら設置した取締役会内の委員会の記録も保存の対

象としてそれを会社情報の収集権の対象としていたことは興味深い。ただ、その対象は取締役会内に設置された委員会の記録であったのに加えて、通常の委員会の記録ではなく、株主の責任追及に対する会社の対応に関する議論の保存が想定されており、その意義は限定的であると思われる。

それとともに、株主の会社情報の収集権を規定する 16.02 条では、6 か月以上株式を継続的に保有するか、又は発行済株式総数の 5%以上の株式を保有する名義株主という権利行使要件及び会社の不当拒絶に対する罰則規定は設けておらず、廃止されたものと解されうる。そして、会社情報の収集権を行使する前提条件として、当該権利行使の少なくとも 5 日前に会社に対して通知することを初めて要求されることとなった。そのうえで、会社情報についても機密性の高さで分類をし、その分類によって会社情報の収集権の行使に関する手続を区別したことも注目される。機密性の低い会社情報については、株主が会社に対して所定の通知をすれば調査する権利が付与された。それに対し、機密性の高い会社情報は、所定の通知したうえで、当該権利行使が善意でかつ正当な目的があり、合理的な特定性をもって調査の目的及び調査を求める記録が説明されたことに加えて、その記録が請求目的と直接に関連があることを要件とした。そこでは権利行使の認否の基準となる正当な目的の内容が重要となる。

さらに、16.03 条では、株主名簿については請求後に編纂されたものを株主に対して提供することとしている。この点は、委任状勧誘といった株主名簿に記載されている情報を利用しようとする株主にとっては、株主名簿の作成方法として記録されている株主をアルファベット順にすることを要求する 16.01 条 (c) 項と相俟って、その利便性が高まったと考えられる。会社の不当拒絶に対する救済手段として、16.04 条では裁判所は迅速な手続で株主の申立てについて聴聞をしなければならないとした。その申立てにつき、裁判所が閲覧の命令を下した場合、その株主が訴訟に要した費用を会社に負担させることができた。もっとも、株主による会社情報の収集権の拒絶に対しては会社側にも一定の配慮がされていた。そうした手当てとしては、会社が善意で閲覧を拒絶したということを立証した場合に費用を負担することはなかったことが挙げられる。

この他に、株主による会社情報の収集権の濫用を抑止するという観点からは、16.03 条 (c) 項で会社情報の収集権の行使に係る会社が要した費用を株主に請求できるとした点が注目される。さらに、16.04 条 (d) 項は株主による会社への潜在的な阻害行為から保護することを目的として、会社情報の収集権の行使によって得られた情報の利用や配布を制限する権限を裁判所に与えた。これは株主の不当な権利行使を抑止するとともに、会社情報の収集権の行使による企業秘密の漏洩を防止することを意図したものと考えられる。

このように、模範事業会社法における株主による会社情報の収集権は、1984 年改正によってその行使につき、株式の保有数ないし保有期間要件を撤廃したことにより利用しやすくなったとともに、その実効性を確保するための手続や会社の拒絶に対する救済手段も充実したと考えられる。その一方で、会社情報の収集の拒絶や濫用的行使に対する会社の事

務負担の軽減といった一定の配慮も窺われる。この改正により、会社情報の収集権に関する規定全体として株主と会社との利益を調和した構成になったものと思われ、会社情報の収集権の在り方を検討するうえでは、重要な視点である。

第7章では、1990年代以降の模範事業会社法の展開と株主の会社情報の収集権の関係について検討を行った。同法は1984年改正以降も数度の改正を経ており、そこでは会社情報の収集権についての手当てもされていた。具体的にその内容は次のとおりである。

まず、1998年に会社情報の収集権について改正がされている。この改正は主として会社情報の謄写に関することや会社情報の収集権の対象となる範囲に関することであった。具体的に次の3つのことを内容とする。第1に、16.03条(b)項で株主に対して電子的送付による会社情報の提供を会社に認めたことである。これは会社が電子的に会社情報を提供することを可能にした。その一方で、電子的送付又はその他の類似する方法によって会社情報の謄写物を提供することに関する不当な負担を会社に課さないことを保証するために規定したものである。第2に、16.02条(b)項で株主に株主名簿の調査を認める代わりに「合理的に最新の(reasonably current)」株主名簿を提供することに関して、会社を選択権を与えたことである。すなわち、1998年改正ではその編纂に係る費用を株主で負担することを条件に会社が株主名簿の編纂に応じるものとした。これにより、株主の濫用的な会社情報の収集権を抑止するとともに、会社の不要な支出を防ぐことを目的としたと思われる。第3に、条文自体の改正ではないが株主による会社情報の収集権の運用について見直しがされている。その対象となったのは、いわゆるNOBO Listと呼ばれる自身の開示に異議を唱えない実質的保有者の名簿についての取扱いである。この点については判例上の争いがあった点でもあり、模範事業会社法の1998年改正ではその点に関する手当てがされている。

次いで、模範事業会社法の2009年改正では次の2つのことが改正されている。第1に模範事業会社法における定義が改められたことに伴う若干の文言の修正がされ、第2に会社情報の収集権の対象についての改正がされている。前者については、模範事業会社法において文書(document)、電子的記録(Electronic Record)等の定義が新たに追加された。それに伴い、会社情報についても書面以外での保存が認められていたことや会社情報の収集権の行使に際して株主に会社への通知を要求していたことから、その平仄を合わせる手当てがされた。後者については、会社情報の収集権の対象となっていた取締役会の委員会の記録が会社を代表して取締役会の代わりに行った行為以外の委員会の記録も対象となった。

そして、2010年の模範事業会社法の改正は株主総会の基準日の改正に伴う改正であり、この改正で16.02条(b)項が追加されてそれ以降の条項は繰り下がっている。同年の主たる改正点は株主総会の参加方法とその基準日の多様化を認める改正であり、それに伴い会社情報の収集権も一定の手当てがされた。すなわち、模範事業会社法の2010年改正で、株主の株主総会にインターネットないし電話会議といった遠隔参加について、取締役会に遠

隔参加 (remote participation) に関する指針 (guidelines) と手続を定める権限を与えてそれらを条件として遠隔参加を認めるとするものである。第 2 に、7.03 条、7.05 条、7.07 条及び 7.20 条を改正した。この改正は、株主総会において議決権を付与される株主を決定する基準日を当該総会の招集通知を受領した日と異なる日にする権限を取締役に付与するものである。これは、議決権の行使の基準日を株主総会と近接して設定することで株式の保有と議決権の平仄を合わせることが意図された改正である。その改正に伴って会社情報の収集権が改正され、そこでは株主総会の通知日後に株主となる者についての当該総会に係る情報収集権が整備された。

3. 2016 年改正模範事業会社法等とわが国への示唆

第 8 章では、2016 年に改正された模範事業会社法における会社情報の収集権を検討した。それに加えて、アメリカにおいて主要な会社法と考えられているデラウェア州会社法、ニューヨーク州会社法、カリフォルニア州会社法の規定を概観し、それら州会社法と模範事業会社法との比較を行った。

模範事業会社法の 2016 年改正は 1984 年の模範事業会社法の改正以降で初めてとなる全面改正と位置付けられており、その改正で会社情報の収集権についても一定の整備がなされた。そこでは規定の整理がされたほか、会社情報の収集権の行使によって得られた会社情報の秘密保持合意を締結することや、会社にも利用又は配布について合理的な制限を課す権限が認められた。こうした手当ては株主による会社情報の収集権の濫用的行使に対して一定の抑止効果が期待される。

その一方で、主な州会社法として考えられているデラウェア州会社法、ニューヨーク州会社法、カリフォルニア州会社法では、会社情報の収集権に次のような規定を有していた。まず、デラウェア州会社法及びニューヨーク州会社法では、模範事業会社法と同様に、株主がその行使を希望する 5 日前に会社に対して通知を求めている。次いで、これら州会社法では正当な目的の内容についても言及している点が注目される。すなわち、会社情報の収集権を行使するための目的を「株主としての利益に合理的に関連のある目的」と定義する。

そのうえで、裁判所が会社情報の収集権の行使に関する紛争において広範な裁量権を付与していた。デラウェア州会社法では、裁判所に調査の対象となる会社情報の範囲を定めることや条件を付すことといった種々の制限を課す権限を与えている。そのうえで、会社情報の収集権の行使に係る紛争について迅速な手続で行うことを規定している。ニューヨーク州会社法でも迅速な手続で会社情報の収集権に関する紛争解決を要求する。カリフォルニア州会社法においても、不当拒絶に対する救済について裁判所に裁量を与えるとともに第三者である検査役の選任を裁判所に認めている。

そうしたアメリカ会社法での歴史的展開の検討を受けて、第 9 章でわが国における株主の会社情報の収集権の意義やその沿革を明らかにして判例の動向を整理した。わが国の会

社法は、会社情報の収集権を別個に規定されたことからわかりづらい規定となっているが、その解釈や問題点には共通点が多い。さらに、会社情報の収集権は監督是正権を効率的、合理的あるいは適切に行行使するために機能する株主権と考えられながらも、株主権の連関が十分であるとは言い難い。ただ、会社情報の収集権を広く認めると濫用的行使が増加することが当然に想定され、その点についても十分な配慮がされる必要がある。

アメリカにおいて、株主の会社情報の収集権は会社経営陣が会社情報を得ることを妨げる場合に、効果的に会社経営陣を監督するための基本的な権利であると考えられている。他方で、会社情報の管理について、会社経営陣に過剰な権限を与える会社情報の収集権に関する規定は、会社経営陣に悪用される危険がある。同時に、会社経営陣は、会社の競業者や嫌がらせ目的の株主による会社情報の収集権の行使を通じた阻害行為から会社を保護する地位にあるとされている¹。

これに対して、わが国においては株主による濫用的行使や会社が権利濫用に藉口して正当な権利行使を妨げる等の危険を考慮して、会社情報の収集権の行使を認めることに消極的であることが窺われる。さらに、株主には取締役の経営監督機能を果たすための監督是正権が重要と考えられているが、それを行使するとしても、とりわけ上場会社においては株主数が多いため十分な会社情報を入手しづらく、会社経営者との情報の非対称性も大きくなる。そのことから責任追及が十分に出来ないおそれがあり、会社経営者との情報の非対称性は監督是正権の行使に際して大きな障害となっている。

株主が直接に会計帳簿等の閲覧謄写を請求できる制度は比較的稀であるといわれるが²、その母法であるアメリカ会社法のように会社情報の収集権の行使を積極的に認めることにより、諸外国の会社法制から見て株主は弱い立場にあるとされているわが国の会社法制の転換のきっかけになるものと思われる。コーポレート・ガバナンス（企業統治）の向上のために、株主権の適切な権利行使が重要な役割を担っている。その前提となる会社情報の収集を容易にすることは監督機関としての株主の地位を高めるものであり、そのうえ近時重要視されている株主ないし投資者と会社との対話が有意義なものになると思われる。

しかし、株主の会社情報の収集権の行使を広く認めるとすると濫用的行使の危険性が高まる。会計帳簿や取締役会議事録は企業秘密を多く含んでいることから、そうした企業秘密が漏洩することにより会社に対する損害が懸念され、結果として株主全体に不利益となりうる。そこでアメリカ会社法をモデルとするわが国の会社情報の収集権に関する規定の在り方として、株主と会社の両者の利益保護を実現するために、次のような手当てをすることでその機能を効果的に発揮できるものと思われる。

まず、会社情報の収集権の法的執行に係る迅速な手続を規定することが必要であるように思われる。かねてより、会社情報の収集権の母法であるアメリカにおいて株主に簡易迅

¹ Randall S. Thomas, *Improving Shareholder Monitoring of Corporate Management by Expanding Statutory Access to Information*, 38 ARIZ. L. REV. 331, 369 (1996).

² 江頭憲治郎『株式会社法（第7版）』707頁注2（有斐閣、2017年）

速な特別の救済手続が与えられていることから、わが国においても株主による会社情報の収集権の特殊性に鑑み、実体法上の権利を認めるにとどまらず、手続法上でも権利の迅速な実現する立法の必要性を主張されてきた³。会社情報の収集権の行使する局面においては、たとえば、株主提案権のように株主総会との関係で迅速さが要求されることが多い⁴。あるいは、取締役等の責任追及をする場合においても、それに必要となる情報を事前に入手しておくことは責任の立証への障害が低くなるとも考えられる⁵。

さらに、謄写費用についても規定として設けることも必要があるのかもしれない。すなわち、わが国の会社情報の収集権は株主が定款や計算書類についてはその謄本等を請求した場合、株主は会社の定めた費用を支払うことを要求されている（会社法 31 条 1 項、442 条 3 項但書）。そうした規定がされていない株主名簿等についても、謄写等に関する費用を徴収することができると考えられているが⁶、条文ではその点についての言及がされておらず、会社情報の収集権を規定する規定の相互関係からは検討の余地があろう。ちなみに、実務においては次のように考えられている。すなわち、謄写とは自分で写しをとるという意味であることから謄写費用も株主の負担すべきと解されている⁷。そうした理解を前提に、会社は閲覧謄写請求権の対象となる会社情報に共通の閲覧規程等を定めて、具体的な請求手続や費用等について規定されているようである⁸。

もっとも、謄写に要する費用徴収については会社の裁量に委ねていることに疑問がないではない。2016 年版株主総会白書によれば、謄写に係る費用に関して最も多かった回答がその対応基準を定めずに、ケース・バイ・ケースで対応している会社である。次いで、多かったのが対応基準を設けて原則徴収している会社であるとされている⁹。しかし、会社情報の収集権について会社によって対応が異なることは、会社情報の収集権の障害となるだけでなく、ケース・バイ・ケースでの対応をすることが会社の裁量権を濫用する原因に

³ 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法（9）－株式会社の計算（2）』213 頁[和座一清]（有斐閣、1988 年）。久保田光昭「帳簿・書類閲覧権に関する立法論的考察－その実効性確保のために－」吉川栄一＝出口正義編『石田満先生還暦記念論文集 商法・保険法の現代的課題』196 頁[有斐閣、1992 年]は、裁判上の迅速な強制手続を設ける場合、それとともに会社に閲覧請求の認否を考慮する一定の猶予期間を認めることが妥当であると述べている。

⁴ 吉垣実「株主名簿閲覧謄写請求に関する仮処分命令－手続法的視点から－」川嶋四郎＝中東正文編『会社事件手続法の現代的課題』202 頁（日本評論社、2013 年）は、株主名簿の閲覧謄写請求事件の処理にあたっては、当該請求の有する手段生ないし緊迫性という特徴を踏まえた観点から請求者には低廉かつ簡易迅速な救済手段が与えられるべきであると主張している。

⁵ 木俣由美「適切な経営監視のための株主の情報収集権－会計帳簿閲覧権を中心に－」産法 38 卷 1 号 22 頁（2004 年）も、そうした略式手続に関する規定は訴訟等で取締役の責任を追及しようと目論む株主にとっては証拠収集のための有用な手段となると主張する。

⁶ 山下友信編『会社法コンメンタール 3－株式（1）』292 頁以下[前田雅弘]（商事法務、2013 年）、江頭憲治郎＝弥永真生編『会社法コンメンタール 10－計算等（1）』140 頁[久保田光昭]（商事法務、2011 年）等参照。

⁷ 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅱ（第 3 版）』656 頁、690 頁（判例タイムズ社、2011 年）。

⁸ 宍戸善一監修『会社法実務解説』86 頁（有斐閣、2011 年）。

⁹ 商事法務研究会編「2016 年版株主総会白書－対話型総会プロセスへの志向－」商事 2118 号 87 頁（2016 年）。

もなりかねない。そこで会社情報の収集に要する費用負担について条文で明確に規定することは、濫用的行使の抑止や会社の事務負担の軽減という観点から検討に値するものと思われる。

そして、会社情報の収集権の行使によって得られた情報について、株主と会社の間で秘密保持合意を締結することも重要な観点であると考えられる。この点、アメリカにおいて、株主名簿の閲覧謄写につき株主のプライバシーを保護するという会社の利益は、当該請求をした株主と適切な秘密保持契合意（*confidentiality agreements*）を締結することで十分に保護されると指摘されている¹⁰。会計帳簿の閲覧謄写請求権が少数株主権とされていることや、株主名簿や取締役会議事録の閲覧謄写に係る訴訟において問題となるのが得られた情報の不正利用が懸念されることによる。そのことに鑑みると、株主による会社情報の収集権を保障するとともにその権利の濫用の抑止として実効性の高い方法と思われる。アメリカの模範事業会社法の2016年改正で秘密保持合意を締結することを裁判所の権限として認めていることからすれば、会社情報の漏洩に伴う種々の弊害を防止策としてはその効果が期待される。

ただ、企業秘密に関わる情報は一般の株主に提供されるべきではないとも主張され、秘密保持合意では、そうした重要情報に関して会社を十分に保護するものではないともいわれる¹¹。そこで秘密保持合意の実効性を高める方法として、その合意に反して得られた会社情報の不正利用があった場合には、それによって得られた経済的利益があればその額を罰則によって没収することや利益が得られていない場合であっても一律の罰則を課すことが考えられる。たとえば、会社情報の収集に係る罰則との平仄を合わせた規定を設けることも検討に値すると思われる。

もとより、過料の制裁を科すだけでは不当拒絶に対する抑止効果が十分に期待できない。そのことから、会社経営陣がもっぱら支配権維持を目的に反対派株主による会社情報の収集を不当に拒絶した場合には株主の負担した弁護士費用等の損害賠償義務が積極的に認められるべきであるともいわれてきた¹²。あるいは、株主側からみれば入手した情報を安易に処分したときにおける「情報管理者責任」を課すことも必要であるかもしれない¹³。

そのうえで、会社情報の収集に関する裁判所の権限の明確化することである。裁判所が株主の出捐した訴訟費用の負担を会社に命じることができることを前提に、会社が株主による濫用的な会社情報の収集権の行使を拒絶した場合についてはその責任を免除するといった模範事業会社法の救済規定の在り方は参考になる¹⁴。また、その利用について制限することも会社の利益、ひいては他の株主の利益保護を図れるものと思われる。

¹⁰ Thomas, *supra* note 1, at 369.

¹¹ Thomas, *supra* note 1, at 370.

¹² 久保田・前掲（注3）196頁

¹³ 尾崎安央「株主名簿閲覧請求と権利濫用」判タ948号25頁（1997年）。

¹⁴ 上柳ほか・前掲（注3）213頁[和座一清]は、会計帳簿閲覧謄写請求権を行使して株主代表訴訟が提起された場合等には、閲覧謄写に係る費用を会社の負担することが望ましいと述べている。

会社情報の収集権の行使を巡る訴訟において、裁判所が当事者に秘密保持合意を締結させることや中立的な閲覧者を条件とするといった会社情報の収集権の行使に対する柔軟な運用は、日本の実務においても参考になるといわれる¹⁵。たとえば、カリフォルニア州会社法における会社情報の収集権の行使の不当拒絶に対する救済手段として規定されている裁判所による検査役の選任は、企業秘密の保持という観点からも適切な救済手段であるといえよう。わが国においても、株主に会計帳簿閲覧請求権を認めるとともに、その行使方法については裁判所に対し帳簿等の調査を行うための検査役の選任とその検査役を通じて調査させる制度を設けるべきであると主張されてきた¹⁶。こうした制度を補的に活用することも有用であると考えられる。

本稿は、アメリカ会社法における会社情報の収集権につき、模範事業会社法の歴史的展開を中心に検討し、わが国の規定の在り方への有益な示唆を得ることができた。ただ、他の株主権との関連や各州会社法あるいは連邦証券諸法との関係については未だ検討の余地がある。そうした検討を本稿の課題とし、他日に期したい。

¹⁵ 木俣由美「取締役会議事録閲覧・謄写権の『必要性』の要件の検討—株主代表訴訟提起権の濫用規制を参考に—」出口正義ほか編著『企業法の現在—青竹正一先生古稀記念』320頁（信山社、2014年）。なお、欧州諸国では少数株主の申立てに基づき裁判所が選任した検査役が会社の業務及び財産を調査する制度が広く採用されているとしている（江頭・前掲（注2）596頁注4）。この点につき、上田純子「中立的社外者による会社情報の収集と利害調整」法政79巻3号293頁（2012年）を参照。

¹⁶ 柿崎榮治「会計帳簿閲覧請求権の機能性と権利濫用防止の諸問題（下）」商事1384号18頁（1995年）。